

平成 19 年第 1 回 つくばみらい市議会臨時会会議録

平成 19 年 2 月 1 日 開会
平成 19 年 2 月 1 日 閉会

平成 19 年第 1 回 つくばみらい市議会定例会会議録

平成 19 年 3 月 6 日 開会
平成 19 年 3 月 23 日 閉会

つくばみらい市議会

平成19年第1回つくばみらい市議会臨時会会議録

○招集告示	1
○日時	2
○出席並びに欠席議員	2
○出席説明員	2
○出席事務局職員	3
○会議録署名議員	3
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○開会	3
・開会の宣告	3
・会議録署名議員の指名	3
・会期の決定について	4
・議案第1号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	4
・議案第2号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	5
・議案第3号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	11
・閉会の宣告	12
○閉会	12

平成19年第1回つくばみらい市議会定例会会議録

○招集告示	13
○会期日程表	14

会 議 録 第 1 号

○日時	15
○出席並びに欠席議員	15
○出席説明員	15
○出席事務局職員	16
○会議録署名議員	16
○議事日程	16
○本日の会議に付した事件	17
○開会	19

・開会の宣告	19
・会議録署名議員の指名	19
・会期の決定について	19
・請願第2号 委員長報告、質疑、討論、採決	21
・諮問第1号～第2号、議案第4号～議案第44号 上程	22
・提案理由の説明	23
・諮問第1号及び諮問第2号について先議	30
・一般質問	31
18番 海老原 弘 君	31
1. 市営分譲住宅の管理運営について	
2. 企業の誘致について	
22番 神 立 精 之 君	40
1. 行財政運営について	
2. 消防行政について	
20番 山 崎 貞 美 君	44
1. 県の事業及び市の事業の進捗状況について	
4番 中 山 栄 一 君	48
1. 読書活動を通して感性豊かな心を育てる教育の推進について	
2. 市内循環バスの運行導入に伴い、みらい平地区のスクールバスとしての併用はできないか。	
3. 経常収支比率から見た今後の行財政運営の課題について	
・散会の宣告	59
○散会	59

会 議 録 第 2 号

○日時	61
○出席並びに欠席議員	61
○出席説明員	61
○出席事務局職員	62
○議事日程	62
○本日の会議に付した事件	62
○開議	62
・開議の宣告	62
・一般質問	62

3 番	染 谷 礼 子 君	62
	1. 子ども医療費の助成拡大について	
	2. 妊産婦の無料健診拡充について	
24 番	細 田 忠 夫 君	66
	1. 税源移譲と財政について	
	2. 行政改革の推進について	
9 番	岡 田 伊 生 君	72
	1. 今後の財源確保に関する考え方について	
	2. 今後の下水道事業見直しについて	
1 番	高 木 寛 房 君	79
	1. 予算情報の公開について	
	2. 小林弘文助役に伺う	
22 番	今 川 英 明 君	82
	1. 幼保一体化事業について	
	2. 平成19年度予算について	
	3. 財政について	
10 番	古 館 千恵子 君	87
	1. 学校司書配置について	
	2. 災害時におけるボランティア活動の重要性	
13 番	安 藤 幸 子 君	90
	1. ふれあいセンター環境整備並びに児童クラブ利用拡大について	
	2. 古川交差点より櫛戸方面の通学路及び防犯灯の整備について	
	3. 横断歩道マークの設置について	
	4. 新学校図書館図書整備 5 ヶ年計画について	
30 番	市 川 忠 夫 君	100
	1. 妊産婦、乳幼児の命と健康を守るために	
	2. みらい平駅周辺に農産物や加工品の直売所を	
	・ 散会の宣告	106
	○ 散会	106

会 議 録 第 3 号

○ 日時	107
○ 出席並びに欠席議員	107
○ 出席説明員	107

○ 出席事務局職員	108
○ 議事日程	108
○ 本日の会議に付した事件	109
○ 開議	111
・ 開議の宣告	111
・ 一般質問	111
32番 野 田 正 男 君	111
1. 小貝川堤防改修の件	
15番 古 川 よし枝 君	113
1. 空間と景観を保つ街づくりについて	
2. 公費による妊婦健康診査について	
3. 区長会への補助金について	
26番 川 上 文 子 君	123
1. 学童保育と「放課後子どもプラン」について	
2. 水道料金と県水必要量について	
3. ワークステーション江戸事業について	
2 番 鴻 巣 早 苗 君	135
1. ワークステーションから神生入口までの道路の件	
7 番 堤 実 君	137
1. 上下水道の計画等について	
2. 行政改革について	
14番 松 本 和 男 君	141
1. 守谷・小絹線について	
2. 新守谷東口について	
・ 議案第4号～議案第44号 質疑	144
・ 議案第4号～議案第28号、議案第30号～議案第36号及び議案第38号～議案第44号について各委員会付託	152
・ 一般会計予算特別委員会の設置及び議案第37号について委員会付託	152
・ 選挙第1号	152
・ 散会の宣告	154
○ 散会	154

会 議 録 第 4 号

○ 日時	155
------------	-----

○ 出席並びに欠席議員	155
○ 出席説明員	155
○ 出席事務局職員	156
○ 議事日程	156
○ 本日の会議に付した事件	158
○ 開議	160
・ 開議の宣告	160
・ 議案第 4 号～議案第44号 委員長報告、質疑	160
・ 討論・採決	169
・ 発議第 1 号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	188
・ 発議第 2 号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	189
・ 発議第 3 号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	190
・ 発議第 4 号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	191
・ 日程追加	192
・ 議長辞職の件	192
・ 日程追加	193
・ 選挙第 2 号	193
・ 日程追加	196
・ 副議長辞職の件	196
・ 日程追加	196
・ 選挙第 3 号	197
・ 日程追加	199
・ 常任委員会委員の所属変更の件	199
・ 日程追加	200
・ 議会運営委員会委員の辞任及び選任について	200
・ 日程追加	200
・ 議会広報特別委員会委員の辞任及び選任について	200
・ 日程追加	201
・ 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞職について	201
・ 日程追加	202
・ 選挙第 4 号	202
・ 日程追加	203
・ 常総衛生組合議会議員の辞職について	203
・ 日程追加	203
・ 選挙第 5 号	203

・ 日程追加	204
・ 取手地方広域下水道組合議会議員の辞職について	204
・ 日程追加	205
・ 選挙第 6 号	205
・ 日程追加	206
・ 利根川水系県南水防事務組合議会議員の辞職について	206
・ 日程追加	206
・ 選挙第 7 号	207
・ 日程追加	207
・ 推薦第 1 号	208
・ 日程追加	208
・ 議案第45号 上程、提案理由説明、質疑、採決	208
・ 日程追加	209
・ 議案第46号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	209
・ 日程追加	210
・ 閉会中の継続調査の件	210
・ 閉会の宣告	211
○ 閉会	211

第 1 回臨時会会議録

つくばみらい市告示第 2 号

平成 1 9 年第 1 回つくばみらい市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 1 9 年 1 月 2 5 日

つくばみらい市長 飯 島 善

1 . 期 日 平成 1 9 年 2 月 1 日

2 . 場 所 つくばみらい市議会議事堂

3 . 付議事件

(1) 専決処分の承認を求めることについて (第 1 号)

(2) つくばみらい市農業委員会委員の定数条例の一部を改正する条例

(3) 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算 (第 5 号)

平成１９年第１回
つくばみらい市議会臨時会会議録

平成１９年２月１日 午前１０時０２分開会

１．出席議員

１番	高 木 寛 房 君	１６番	飯 野 喬 一 君
２番	鴻 巣 早 苗 君	１７番	大 好 光 君
３番	染 谷 礼 子 君	１９番	富 山 和 夫 君
４番	中 山 栄 一 君	２０番	山 崎 貞 美 君
５番	倉 持 悦 典 君	２１番	廣 瀬 満 君
６番	飯 泉 静 男 君	２２番	今 川 英 明 君
７番	堤 實 君	２３番	豊 島 葵 君
８番	福 嶋 克 良 君	２４番	細 田 忠 夫 君
９番	岡 田 伊 生 君	２５番	倉 持 眞 孜 君
１０番	古 舘 千恵子 君	２６番	川 上 文 子 君
１１番	直 井 誠 巳 君	２７番	中 山 平 君
１２番	横 張 光 男 君	２９番	神 立 精 之 君
１３番	安 藤 幸 子 君	３０番	市 川 忠 夫 君
１４番	松 本 和 男 君	３２番	野 田 正 男 君
１５番	古 川 よし枝 君		

１．欠席議員

１８番	海老原 弘 君
-----	---------

１．地方自治法第１２１条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
助 役	小 林 弘 文 君
収 入 役 職 務 代 理 者	豊 島 久 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	海老原 茂 君
市 民 部 長	羽 生 恵 洋 君
保 健 福 祉 部 長	渡 辺 勝 美 君
産 業 振 興 部 長	鈴 木 清 君
都 市 建 設 部 長	青 木 秀 君
教 育 次 長	倉 持 政 永 君
秘 書 広 聴 課 長	森 勝 巳 君
参 事 兼 企 画 政 策 課 長	中 川 修 君
財 政 課 長	秋 田 信 博 君
水 道 課 長	間根山 知 己 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書 記	亀 田 和 義 君

1. 会議録署名議員

1 2 番	横 張 光 男 君
1 3 番	安 藤 幸 子 君

1. 議事日程

議 事 日 程

平成19年2月1日（木曜日）
午前10時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（第1号）
日程第4 議案第2号 つくばみらい市農業委員会委員の定数条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第3号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第5号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（第1号）
日程第4 議案第2号 つくばみらい市農業委員会委員の定数条例の一部を改正する
条例
日程第5 議案第3号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第5号）

午前10時02分開会

開会の宣告

○議長（豊島 葵君） ただいまの出席議員は29名です。欠席議員は18番海老原 弘君です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第1回つくばみらい市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局主事、議案説明のため市長、助役、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

○議長（豊島 葵君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により議長において、12番横張光男君、13番安藤幸子君を指名します。

会期の決定

- 議長（豊島 葵君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（第1号）

- 議長（豊島 葵君） 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

- 市長（飯島 善君） 平成19年第1回つくばみらい市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今臨時会に提案をいたしました議案につきましてご説明を申し上げます。提出いたしました案件の内容は、専決処分の承認案件1件、条例の改正案件1件、一般会計補正予算案件1件の計3件でございます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（第1号）でございますが、つくばみらい市各種委員の報酬等を適正に定めるため、つくばみらい市特別職報酬等審議会条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたもので、同条第3項により承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第1号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第2号 つくばみらい市農業委員会委員の定数条例の一部を改正する条例

- 議長（豊島 葵君） 日程第4、議案第2号 つくばみらい市農業委員会委員の定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

- 市長（飯島 善君） 議案第2号 つくばみらい市農業委員会委員の定数条例の一部を改正する条例についてでございますが、農業委員会委員のうち、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による選挙により選出される委員の定数を「14人」から「13人」に改正するものでございます。

ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番富山和夫君。

〔19番 富山和夫君 登壇〕

- 19番（富山和夫君） ただいまの案件でございますけれども、合併協で決定された14から13という改正でございますけれども、これは、今日までの経過と経緯とその詳細と申しますか、説明をいただければなと思います。

以上です。

- 議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

- 総務部長（海老原 茂君） お答えします。

農業委員会委員の定数を14人から13人に改正する案件でございますが、合併協におきまして選挙による公選委員が14人ということで決定はしておりましたが、その中でも委員定数につきましては、各種の論議があったというふうに聞いてございます。その点を踏まえまして今回1名を減員し、13名に改正することでございます。

以上であります。

○議長（豊島 葵君） ほかに質疑ありませんか。

20番山崎貞美君。

〔20番 山崎貞美君 登壇〕

○20番（山崎貞美君） ただいまの部長の説明は、全く理解できません。特に1月の広報にはそういう形で出しておるわけですから、ここでなぜ委員会付託をしないで、いきなり本会議にかけてこういうことを諮らなくてはならないか。委員会付託をまず開いていただいて、そこで、やはりきちんと趣旨説明なり何なりを、もっと細かく皆さんに理解できるようにやっていただきたい、このように思います。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 委員定数の提案理由であります、合併協におきまして論議されたことにつきましては、議員定数等を踏まえまして、その定数を適正な形であるということがありました。その中で、いわゆる議員定数20名ということではありますが、それに比して農業委員会の方もその数を参考に決定したということでございます。

1名増という形ではありますが、こちらにつきましては、いわゆる委員の構成につきましては、公選委員、それから議会推薦委員、もう一つは団体推薦委員と、このような形で委員会を構成しております。そうしますと、いわゆる団体は農業協同組合推薦1名、それから土地改良区の1名、もう一つが農業共済組合が1名、それから議会推薦4名と、これで7名になります。そういう中で、そうしますと、20名ということになりますと、13名が適正かなということが一つ論じられました。そういうことで、その合併の経過等を踏まえまして、対等ということも踏まえた場合に、その数について14人が適正だろうという考えのもとであったわけですが、委員会等の意向等を踏まえまして、今回の訂正というのは、いろいろな民意を酌んだ形で、1名減員をして13人にすべきではないかということがございましたので、私どもも提案させていただいた次第であります。

以上でございます。

○議長（豊島 葵君） 山崎貞美君。

〔20番 山崎貞美君 登壇〕

○20番（山崎貞美君） どうも、私、頭が悪いのか、よくわからないんですが、今の説明でも、私まだ飲み込めないんですよ。これ、議員の皆さん、今の説明でわかりましたか。これ一遍委員会に差し戻して、この本会議を中断していただいて、再度ご説明を別室でいただく必要があるんじゃないかなと、私はこう思うんですが、いかがですか。皆さん一人一人が、全員がこれについてご理解をしているのかどうなのか、その辺のところもあると思うんで、やはり理解をして採決をしなきゃならないわけですから、安易にここで採決をするべきじゃないだろうと、私はそう思うんですが、いかがですか、皆さん。議長はどう思いますか。

○議長（豊島 葵君） これは、質疑が終わりましたら、委員会を開くか省略するかは、賛否をとりますので。

○20番（山崎貞美君） わかりました。

○議長（豊島 葵君） ほかに質疑ありませんか。

5番倉持悦典君。

〔5番 倉持悦典君 登壇〕

○ 5 番（倉持悦典君） 今、部長からご説明ありました理由は、私なりの理解では、議員の定数が20なので、それと同数が適当な数ではないかという理由だと理解しましたが、それでいいんでしょうか。

ただ、その方法が、ちょっと乱暴という言い方がおかしいかもしれませんが、既に1月号のつくばみらい市の広報で、冒頭に選挙すべき定数は14人とうたって、事細かに選挙までの日程が発表された中で、合併協議会で決められた14人が不都合であると、それはそれで理解したいんですが、なぜ1年前にわかっていたことが、このようなものが出た後に、急にこういうふうなことが浮上したのか、私、ちょっと理解できないんですが、その辺の経緯と、それから、選挙すべき14人の中で調整して20名に、議員の定数と同じにするという考え方が果たして正しいのかどうか。

というのは、さっき部長から説明ありましたように、農業3団体からの推薦の委員が3名と議会から4名以内ということで7名と、こっちでむしろ調整した方が、どうしても20名にしなければということであれば、そちらで調整する方法もあったんじゃないか。例えば旧伊奈町で5名の推薦枠を許されていながら3名で運用していたという経緯も、私聞いておりますので、つくばみらい市になって4名の枠が許されているわけなんですけど、それを3名にして、むしろ公選の方は削るべきではないと、私個人の考えではそんなふうな考えもあるんで、その辺を踏まえてもう一度詳しくお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、今、山崎議員の、もしあれでしたら、本会議じゃなくても、いろいろこういう意見をもう少し交わしたいので、全協なり委員会付託なりをしていただければ、私は幸いです。

そのことについて、ちょっとご答弁お願いいたします。

○ 議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○ 総務部長（海老原 茂君） 今回の提案につきまして、ただいまの、農業委員の選出範囲の中での別の方法もあるんじゃないかということでございますが、この件につきましては、農業委員会の方の要望も踏まえた形で、今回このようにした次第であります。

以上であります。

○ 議長（豊島 葵君） 倉持悦典君。

○ 5 番（倉持悦典君） もう一つ、今お聞きした、どうしてこういうものが出た後に急遽こういう、普通考えれば、定数の改正というのはかなり大変なことなんで、かなりの余裕を持って、例えば5日にも説明会開かれる。きょうの結果が13になったとしても、これをどんなふうに5日までに周知徹底するかとか、いろいろあると思うです。それは当然わかっているはずなんで、どうしてこんなに急にこういうものが出てきたか、そここのところをちょっとお聞きしたいんですよ。

混乱を招きかねない心配がありながらも、これをしなくちゃならないという、その辺がちょっと理解できないんで、それをちょっとわかりやすく説明していただきたいんですが。こういう緊急性があるんだよということをお願いします。

○ 議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○ 総務部長（海老原 茂君） 農業委員会の方から、このような形で定数の減員についてということで要望がありましたので、そのような形で、そのほかの団体等とかで、そうい

う踏まえた形で定数の減員をしたかどうかということでございましたので、今回提案した次第であります。

○議長（豊島 葵君） 次、川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 今までの質問の疑問と全く同じ立場なんです、問題を少し整理して教えてください。

合併協定書で農業委員会の委員の定数は、選挙で選ばれる定数は14人とする協定書で定めて、昨年の18年3月からの条例で、選挙で選ばれる農業委員の人数は14人というふうに定めたんですね。合併の法定協議会の中で、合併協定書に至るまでいろいろ議論があって、農業委員会にも、その定数については話を戻したりして、そして、定数の14名というのが決まったんだと思うんですが、この14名の定数を決めたときの、その全体の定数について21人という判断をしたのか、20だったのか。それから、推薦について、どういう形の人数をイメージして定数14というのを定めたのか、そこについて、まず教えてください。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 合併協議会におきまして、定数20名ないし、あるいは21名ということの考え方ということでございますが、先ほど申し上げましたように、議会推薦と団体推薦、これは7名と、残りの公選について、議会議員の場合には定数20名ということですので、20名という形で適正なのかなというふうに議論されました。そういう中で、20名といいますと13名ということになります、公選委員は。ですから、そういうことを踏まえますと、合併に当たりましてひとつ新設合併ということがございましたので、その数で1名ふやして14名ということが適正ではないのかなという議論があったというふうに、農業委員会の方では聞いております。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） そういう議論があった、で、そういう形で選挙の公示もしたけれども、全体を20名に抑えるという視点から、今度は選挙の人数を13に下げるという話は、時間的な経過から言っても、非常に、さっき質問の方も言われるように、納得のできない中身だというふうに思うんですよ。それで、第1回の法定協議会の資料で、伊奈町と谷和原村のそれまでの農業委員の構成について記述しているところを見ましても、伊奈では選挙による人数が12名、そして現在数が12名、そして法による、だから選任によるものですよ、法12条の1号の委員が定数3名だけれども現在数2名、法12条の2号の議会推薦でしょうかね、4名のうち、定数が4だけれども現在数3ということで、谷和原も同様に、法の1号、2号の選任というのは、法に定めた人数よりも、谷和原についても3名が2名、4名が3名ということで、説明を聞いたんですが、運用の中ではそれ以内ということなので、それぞれの判断で人数を減らして、伊奈も谷和原も17名で構成をしていたというのが、この時点のあり方だというふうに思うんですね。ですから、倉持議員も言われたように、全体の20というところに非常に重きを置きたいというふうに農業委員会が思うのであれば、それは、選挙による人数を減らすのではなくて、選任の方の人数を、今までもそういう判

断をしていたわけですから。

したがって、もし減らすとすれば、選任については、19年3月26日に今の選任の任期が終わって再選任をするということなので、何ら支障はないわけですよ。議会でも選任をしたけれども、現在の方たちは19年3月26日、同次元なわけですから、再選任する段階で選任の人数を減らせば何ら支障は起きないので、それは、それぞれの組織の中の合意をとれば済むことであって、一般的な全市民的にお知らせをした選挙で選ばれる定数を減らす必要は全くないと思うんです。その方が民意の反映でしょうし、それから、選挙で選ばれる委員というのを大事にしていくというのは、とても大事なところだと思うので、そういう点で、全く選任の方を減らすということについて、事務的には、選挙の定数を減らすことよりもずっと理解が得やすいと思うんですが、その点については、総務部長、どうとらえますか。事務的にもそういうことではありませんか。選挙の公示のやり直しなんてことをしなくて済むわけですから。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 公選委員の……何と言いますか、選挙で選ばれる委員の性格的なものを申し上げますと、農業委員の場合は、地域の利益代表という形で選出されています。そういう中で、農業委員会の方でこのような考え方を示したものというふうに私どもは受けとめております。

以上です。

○26番（川上文子君） 事務的な問題から言えば全く変わりがないでしょう、そのことについてはどうですかと言っているんで、選任の方を変更をする方が、事務的には極めて納得が得られるでしょう、手続的にも問題ないでしょうというふうに言っているんですが、その点についてどうかということに答えてください。ちょっと答えになっていない、農業委員会に話戻しちゃったんで。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 私どもは、委員は公選と、委員はそのように考えております。

○議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○15番（古川よし枝君） 古川です。

この議案に対しては、これまで質疑された方々と同じ質問、疑問を持つものですが、今、川上議員が一定、農業委員の構成の選出について法的な見解も含めて質疑をされたわけですが、私は、部長の答弁ですと、農業委員会の要望に沿った形で究極の定員の削減を提案するというふうに理解しておりますが、では、その農業委員会は、いつこの件について会議が開かれて、そして要望としていつ執行部の方に出されたのか、その経過について伺いたいと思います。

農業委員24人ですが、きちんと委員会の中で24人の会議が成立して行われたのかどうか伺います。

○議長（豊島 葵君） 暫時休憩します。

午前 10 時 29 分休憩

午前 11 時 55 分開議

- 議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

- 26番（川上文子君） 議案第2号 つくばみらい市農業委員会委員の定数条例の一部を改正する条例について、私は反対をいたします。

本会議の質疑、それから、全員協議会の質疑の中でも明らかになりましたように、農業委員会全体の合意ということは、全くとられていなかったと。わずかに農業委員会の正副委員長を含めた個別の、正式な会議ではないというふうに言えると思うんですが、その場で合意されたものが議案として提案されているという点で、議案の提出をする根拠が大変問題だというふうに思います。

それから、既に広報でも告示をされていまして、作業も進めている中で、それを覆すほどに足る説明も全くありませんでした。

それから、全体の総数20名ということ言えば、選任の部分を3月26日の再選任のときに見直すということでは十分やり得るわけですから。それから、農業委員会は選挙で選ばれるものです。地区推薦でやるものではありません。現実にはなかなか選挙になっていないと、無投票だという現実はあるにしても、各地では選挙でやられています。選挙でやられる、やっぱり農業委員の、農業者の意向を農業委員会に反映しようと思う人たち自身の選挙で選ばれる場を狭くする必要は、全くないというふうに思います。20名の全体定数ということが全体の合意であるならば、選任の部分を減らすことこそ優先されるべきですし、事務的にも全くその点で問題はないというふうに、総務部長も十分な答弁をしていないところから見れば、当然そういうことだというふうに思いますので、この条例提案の正当性を感じません。

しかも、もし議会でこれを通してしまおうとすれば、それぞれの住民に説明するときに、今、執行部の苦しい説明のようなことをしなきゃならない結果になるわけで、これは、市民の理解を得られないというふうに思います。

したがって、反対をいたします。

- 議長（豊島 葵君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第2号について採決します。

この採決は、起立によって採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（豊島 葵君） 起立少数です。よって、議案第2号は否決されました。

議案第3号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第5号）

○議長（豊島 葵君） 日程第5、議案第3号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 議案第3号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第5号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,192万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億1,889万3,000円とするものであります。

歳出でございますが、本年度から整備に着手しました青木古川整備工事において、護岸施工箇所の支持力が当初想定しておりましたよりも低く、これに伴い、工法変更を余儀なくされたことによる工事費の増額とともに、施工地内の流竹木の処分対象量が、当初見込んでいた数量より大幅に上回ったことから、その処分費を増額するものでございます。

歳入としましては、ふるさと創生基金を充当させていただきます。

ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第3号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

- 議長（豊島 葵君） 以上で、今臨時会に付議された事件は全部終了しました。
これで会議を閉じます。

平成19年第1回つくばみらい市議会臨時会を閉会します。

午後零時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成19年2月1日

つくばみらい市議会議長 豊 島 葵

つくばみらい市議会議員 横 張 光 男

つくばみらい市議会議員 安 藤 幸 子

第 1 回定例会会議録

つくばみらい市告示第 13 号

平成 19 年第 1 回つくばみらい市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 19 年 2 月 27 日

つくばみらい市長 飯 島 善

1 . 期 日 平成 19 年 3 月 6 日

2 . 場 所 つくばみらい市議会議事堂

平成１９年第１回つくばみらい市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	区 分	議 事 内 容
３月６日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 施政方針、議案の上程及び説明 請願第２号 「新守谷駅東側開発に関する請願」 一般質問 散会
			全員協議会（本会議終了次第）
３月７日	水	本会議	一般質問
３月８日	木	本会議	一般質問 議案に対する質疑 一般会計予算特別委員会設置、議案の委員会付託 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙
３月９日	金	休 会	一般会計予算特別委員会
３月10日	土	休 日	
３月11日	日	休 日	
３月12日	月	休 会	一般会計予算特別委員会
３月13日	火	休 会	全員協議会
３月14日	水	休 会	総務常任委員会
３月15日	木	休 会	教育民生常任委員会
３月16日	金	休 会	経済常任委員会
３月17日	土	休 日	
３月18日	日	休 日	
３月19日	月	休 会	教育民生常任委員会連合審査
３月20日	火	休 会	経済常任委員会連合審査
３月21日	水	休 日	
３月22日	木	休 会	
３月23日	金	本会議	議員提出議案４件 委員長報告、質疑、討論、採決 農業委員の推薦 議会内の人事 監査委員の選任 閉会中の継続調査（議運、広報） 閉会

第 1 号

[3 月 6 日]

平成19年第1回
つくばみらい市議会定例会会議録 第1号

平成19年3月6日 午前10時02分開会

1.出席議員

1番	高木寛房君	16番	飯野喬一君
2番	鴻巣早苗君	17番	大好光君
3番	染谷礼子君	18番	海老原弘君
4番	中山栄一君	19番	富山和夫君
5番	倉持悦典君	20番	山崎貞美君
6番	飯泉静男君	21番	廣瀬満君
7番	堤 實君	22番	今川英明君
8番	福島克良君	23番	豊島 葵君
9番	岡田伊生君	24番	細田忠夫君
10番	古舘千恵子君	25番	倉持眞孜君
11番	直井誠巳君	26番	川上文子君
12番	横張光男君	27番	中山 平君
13番	安藤幸子君	29番	神立精之君
14番	松本和男君	30番	市川忠夫君
15番	古川よし枝君	32番	野田正男君

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯島善君
助 役	小林弘文君
収入役職務代理者	豊島久君
教 育 長	豊嶋隆一君
総 務 部 長	海老原茂君
市 民 部 長	羽生恵洋君
保健福祉部 長	渡辺勝美君
産業振興部 長	鈴木清君
都市建設部 長	青木秀君
教 育 次 長	倉持政永君
秘書広聴課 長	森 勝巳君
参事兼企画政策課 長	中川 修君
財 政 課 長	秋田信博君
人 事 課 長	大塚勝美君
水 道 課 長	間根山知己君
農業委員会事務局 長	猪瀬重夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書 記	亀 田 和 義 君

1. 会議録署名議員

14番	松 本 和 男 君
15番	古 川 よし枝 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成19年3月6日（火曜日）

午前10時02分開会

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 請願第2号 「新守谷駅東側開発に関する請願」 |
| 日程第4 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（第1号） |
| | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（第2号） |
| | 議案第4号 つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例 |
| | 議案第5号 つくばみらい市行政財産使用料徴収条例 |
| | 議案第6号 つくばみらい市副市長定数条例 |
| | 議案第7号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例 |
| | 議案第8号 つくばみらい市職員等の旅費の特例に関する条例 |
| | 議案第9号 つくばみらい市表彰条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第10号 つくばみらい市監査委員条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第11号 つくばみらい市職員定数条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第12号 つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第13号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第14号 つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第15号 つくばみらい市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第16号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第17号 つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第18号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第19号 つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第20号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第21号 つくばみらい市立保育所条例の一部を改正する条例 |

- 議案第22号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 つくばみらい市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第26号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
- 議案第27号 市道路線の認定について
- 議案第28号 市道路線の変更について
- 議案第29号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第30号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第32号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第33号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）
- 議案第36号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第37号 平成19年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第38号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第39号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第40号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第41号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第42号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第43号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第44号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計予算

日程第5 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 請願第2号 「新守谷駅東側開発に関する請願」
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（第1号）
 - 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（第2号）
- 議案第4号 つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例
- 議案第5号 つくばみらい市行政財産使用料徴収条例
- 議案第6号 つくばみらい市副市長定数条例

議案第 7 号	つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例
議案第 8 号	つくばみらい市職員等の旅費の特例に関する条例
議案第 9 号	つくばみらい市表彰条例の一部を改正する条例
議案第10号	つくばみらい市監査委員条例の一部を改正する条例
議案第11号	つくばみらい市職員定数条例の一部を改正する条例
議案第12号	つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第13号	つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第14号	つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第15号	つくばみらい市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
議案第16号	つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第17号	つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第18号	つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第19号	つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
議案第20号	つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
議案第21号	つくばみらい市立保育所条例の一部を改正する条例
議案第22号	つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第23号	つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例
議案第24号	つくばみらい市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例
議案第25号	茨城県市町村総合事務組合規約の変更について
議案第26号	茨城租税債権管理機構規約の変更について
議案第27号	市道路線の認定について
議案第28号	市道路線の変更について
議案第29号	平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 6 号）
議案第30号	平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第31号	平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
議案第32号	平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第33号	平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

- 議案第34号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）
- 議案第36号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第37号 平成19年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第38号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第39号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第40号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第41号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第42号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第43号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第44号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計予算

日程第5 一般質問

午前10時02分開会

開会の宣告

○議長（豊島 葵君） ただいまの出席議員は30名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第1回つくばみらい市議会定例会を開会します。

○議長（豊島 葵君）これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局主事、議案説明のため市長、助役、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名について

○議長（豊島 葵君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により議長において14番松本和男君、15番古川よし枝君を指名します。

会期の決定について

○議長（豊島 葵君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りする前に、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長から会期等について委員会の結果を報告願います。

議会運営委員長細田忠夫君。

〔議会運営委員長 細田忠夫君 登壇〕

○議会運営委員長（細田忠夫君） おはようございます。

去る2月27日、午後1時30分から議会運営委員会を開催いたしまして、平成19年第1回

定例会の会期及び日程について協議をいたしました。その結果についてご報告申し上げます。

なお、委員会には全員出席と、執行部より海老原総務部長、石神総務課長補佐が出席しております。

内容につきましては、平成19年第1回定例会会期日程案をご参考にさせていただきたいと思います。

本日6日火曜日、10時から本会議、開会いたしまして会期の決定、施政方針、議案の上程及び説明、それから請願第2号を議題といたします。その後、一般質問に移りまして、本日は1番から4番まで4名予定しております。終了後、全員協議会を予定しております。

明日7日水曜日、午前10時から本会議を行いまして、一般質問5番から12番まで8名を予定しております。

8日木曜日、10時から本会議を開会いたしまして、一般質問の13番から18番まで6名を予定しております。その後、議案に対する質疑、通告の締め切りは7日正午までとなっております。続いて、一般会計予算特別委員会の設置を行いまして、議案の委員会付託を行います。その後、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙を予定しております。

9日金曜日、10時から一般会計予算特別委員会を開催していただきまして、議会、総務部、会計、市民部、保健福祉部の審議を予定しております。

10日、11日は休日でございます。

12日月曜日、10時から一般会計予算特別委員会を開催していただきまして、産業振興部、農業委員会、都市建設部、教育委員会の審議をしていただきます。

13日火曜日、13時30分より全員協議会を予定しております。内容につきましては、ご案内のとおりでございます。

14日水曜日、13時30分、常任委員会、総務常任委員会を開催していただきまして、付託案件等を審議していただきます。

15日木曜日、13時30分、教育民生常任委員会を開催していただきまして、付託案件等の審議をしていただきます。

16日金曜日、13時30分より経済常任委員会を開催していただきまして、付託案件等の審議をしていただきます。

17日土曜日は休日でございます。

18日も休日でございます。

19日月曜日、10時から連合審査、教育民生常任委員会関係の国保、老保、介護特別会計等の審議を予定しております。

20日火曜日、10時から同じく連合審査で、経済常任委員会関係の公共下水道、農集排、分譲住宅特別会計、また水道事業会計等の審議をしていただきます。

21日は休日でございます。

22日は木曜日、休会といたします。

23日、10時から本会議を開催していただきまして、議員提出議案3件、それから各議案の委員長報告、質疑、討論、採決等をいたします。終了後、一たん休憩していただきまして、議会内人事及び農業委員の推薦、また閉会中の継続審査等を予定しております。

なお、状況によりまして、延長、延期のある場合はご協力をお願いする次第であります。

以上が、議会運営委員会で協議した日程でございます。ご協力のほどをお願い申し上げます。

まして、報告いたします。

○議長（豊島 葵君） ありがとうございます。

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月23日までの18日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月23日までの18日間に決定しました。

請願第 2 号 「新守谷駅東側開発に関する請願」

○議長（豊島 葵君） 日程第 3、請願第 2 号 「新守谷駅東側開発に関する請願」を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済常任委員長岡田伊生君。

〔経済常任委員長 岡田伊生君 登壇〕

○経済常任委員長（岡田伊生君） それではご報告申し上げます。

請願第 2 号 「新守谷駅東側開発に関する請願」についての審査の結果等を報告いたします。

本請願は、昨年12月定例議会に対して請願されたもので、請願地の視察を行い、審議の結果、請願者の趣旨説明を求めるべきとの意見により、継続審査となったものでございます。

日程に従いまして、去る 2 月19日、委員全員の出席のもと、請願者、筒戸内宿集落代表菊地五郎氏及び紹介議員松本和男議員の出席をいただき、請願趣旨説明等をしていただき、その後、質疑をされました。

菊地五郎氏、松本和男議員のお二方には、何かとお忙しい中をご足労いただきまして、大変ありがとうございました。

経緯につきましては、谷和原村当時、平成16年12月20日、請願者菊地五郎氏により請願が谷和原村議会に提出され、採択されましたが、県では開発基準外により受理されず、現在に至っております。

請願地は、筒戸地区の休耕地約 7.8ヘクタールのうち、数社の企業を含む筒戸地区46名の所有する 5.5ヘクタールを対象とするものであります。開発業者名及び開発用途についての具体的なものなどは不明な点が指摘され、慎重に審議をしました結果、賛成少数で不採択と決しました。

ただし、これまでの集落の方々の努力と経緯、経過及び当該休耕地の原野化を放置することは、環境、防災、防犯上をかんがみると、今後、関係所管の積極的な地区計画等の対応を求めるところでございます。

以上、経済常任委員会からの要望をつけ加えまして、ご報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（豊島 葵君） 起立多数です。したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

-
- | | |
|----------|---|
| 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（第1号） |
| 諮問第 2 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（第2号） |
| 議案第 4 号 | つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例 |
| 議案第 5 号 | つくばみらい市行政財産使用料徴収条例 |
| 議案第 6 号 | つくばみらい市副市長定数条例 |
| 議案第 7 号 | つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例 |
| 議案第 8 号 | つくばみらい市職員等の旅費の特例に関する条例 |
| 議案第 9 号 | つくばみらい市表彰条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 10 号 | つくばみらい市監査委員条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 11 号 | つくばみらい市職員定数条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 12 号 | つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 13 号 | つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 14 号 | つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 15 号 | つくばみらい市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 16 号 | つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 17 号 | つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 18 号 | つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 19 号 | つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 20 号 | つくばみらい市税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 21 号 | つくばみらい市立保育所条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 22 号 | つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |

- 議案第 23 号 つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 つくばみらい市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 25 号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 26 号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
- 議案第 27 号 市道路線の認定について
- 議案第 28 号 市道路線の変更について
- 議案第 29 号 平成 18 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 30 号 平成 18 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 31 号 平成 18 年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 32 号 平成 18 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 33 号 平成 18 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 34 号 平成 18 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 35 号 平成 18 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 36 号 平成 18 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 37 号 平成 19 年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第 38 号 平成 19 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 19 年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 19 年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第 41 号 平成 19 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 19 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 19 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第 44 号 平成 19 年度つくばみらい市水道事業会計予算

○議長（豊島 葵君） 日程第 4、諮問第 1 号及び諮問第 2 号、議案第 4 号から議案第 44 号まで、以上 43 件を一括上程します。

提案理由の説明

- 議長（豊島 葵君） 提案理由の説明を求めます。
市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 本日、平成 19 年第 1 回つくばみらい市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用中にもかかわらずご出席を賜り、まことにありがとうございます。

開会にあたり、平成 19 年度予算案を初め、諸議案のご審議をいただくのに先立ちまして、施政方針及び予算案の概要について述べさせていただきます。

昨年 3 月 27 日、「活力に満ちた うるおいとやすらぎのまち」を目指して、新たなつくばみらい市が誕生しました。このつくばみらい市の初代市長として、この 1 年は、市民の皆様方からの期待にこたえるべく、新市の建設に向けてさまざまな取り組みを進めてまい

りました。おかげさまで、議員の皆様を初め市民の皆様のご理解とご協力を賜り、順調にスタートを切ることができました。ここに、改めて感謝とお礼を申し上げます。

新年度は、これまでの実績を踏まえ、いよいよ本格的に新市の一体化に向けた取り組みを推進してまいります。このため、つくばみらい市総合計画の基本構想及び前期5年の基本計画の策定を、平成18年度より取り組んでおります。この総合計画は、少子高齢化が進展し、人口減少が見込まれる21世紀に当たって、T X沿線の都心から40分という地理的な好条件や豊かな自然環境を初めとする多様性を生かし、将来に向けての可能性や活力をいかに維持し、充実するかについて方向づけをするという意味において、大変重要な計画でございます。

さて、長期にわたって低迷が続いた我が国の経済も、緩やかな景気回復が続いているとはいふものの、まだまだ厳しい状況にあります。

また、平成18年度は、補助金改革、税源移譲、交付税改革を一体として推し進めている「三位一体の改革」により、国庫補助金を4兆円削減し、地方に3兆円の税源を移譲するという画期的な改革が実施されました。新たに、平成19年度を初年度として、「簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定」と定義された新型交付税が導入され、地方財政運営に支障が出ないような制度が創設されました。

このように国と地方の関係が大きく変貌する中、私は、多岐にわたる行政諸課題に積極的に対処し、真の地方分権が目指すところの、「自ら考え、自ら行動する自立した自治体運営」を目指してまいりたいと考えております。極めて深刻な財政状況の中にはありますが、多種多様な課題にきめ細かく対応していくため、市民本意の個性的なまちづくりを市民との協働で推進してまいります。

そのためには、限られた財源で最大の行政効果を発揮できるよう各種経費の取捨選択を行うとともに、思い切った施策の合理化、効率化を図っております。この結果、一般会計、特別会計を合わせた予算総額は245億723万1,000円となり、対前年度比で4.5%の増、このうち一般会計は133億6,180万円で、対前年度比は3%の増となっております。

それでは、歳入について説明をさせていただきます。

市税収入については、三位一体改革に伴う税源移譲や定率減税の廃止といった税制改正の影響を大きく受け、また、みらい平駅周辺の開発に伴う固定資産税の増が見込まれ、前年度の当初予算より5億3,528万5,000円、10.4%の増を見込みました。

しかし、その一方で、地方交付税が1億2,900万円の減、税源移譲に伴い所得譲与税が2億7,984万1,000円の減、定率減税の廃止などに伴い地方特例交付金が9,730万円の減と、それぞれ大幅に減少する見込みであります。また、国庫支出金の大幅な減を補うため、財政調整基金、減債基金からの繰り入れ及び臨時財政対策債を見込んでおります。

これらを総括すると、財政状況は依然として厳しく、引き続き気を引き締め、市政運営に取り組んでいかなければならないと改めて感じております。

続きまして、平成19年度に実施する歳出の主な施策につきましては、まちづくり計画に定める七つの柱に沿って、その概要を説明させていただきます。

まず、「都市基盤の整備」についてであります。

新市としての一体性の確保と広域的な道路ネットワークの充実を図るため、合併特例債事業として豊体横町下宿線整備事業の用地買収、東櫛戸台線の地質調査、用地測量、道路詳細設計を実施いたします。

まちづくり交付金事業では、小張バイパスの整備とそれにつながる市道 175号線の拡幅工事にかかわる測量業務を実施したいと考えております。

公共交通の整備として、みらい平駅を拠点に市内を循環するコミュニティバスの運行を開始いたします。

青木古川整備事業として旧河川の護岸工事を継続実施し、安全安心の確保を図ってまいります。

地域の集会施設としての板橋地区に設置するコミュニティセンター整備事業については、平成18年度で用地買収を行い、平成19年度に設計業務を実施し、平成20年度の建設を予定しております。

次に、「生活環境の整備」でございますが、市民の生活や財産を守り、安心して住める新市をつくるため、地域防災計画を策定するとともに、防災行政無線の再構築事業を完了する予定でございます。

地域消防については、第7分団の消防ポンプ車を購入し、地域消防力の強化を図ってまいります。

さらには、水質保全と生活環境の向上を図るため、公共下水道及び農業集落排水事業についても計画的に整備推進することにより、普及率の向上に努めます。また、未加入者の加入促進をすることで、健全な運営を図ってまいりたいと考えております。

公共下水道事業では、伊奈・谷和原丘陵部地区内の区画整理を促進するなど、管渠布設工事を計画的に進めてまいります。また、一方では、愛宕住宅、黎明地区などを計画的に推進し、下水処理場施設の安定的な管理・運営を配慮してまいります。

農業集落排水事業では、豊南部地区の管渠埋設工事を推進し、平成19年度に一部供用が開始され、平成20年4月には全域供用開始をする予定でございます。

水道事業につきましては、谷井田、豊体、南太田地先のそれぞれの地域において、石綿管布設替工事等（平成18年度末進捗率75.5%、平成19年度施工3キロメートル、平成19年度末進捗率86%）の整備を進めて、安全で安定した水の供給に努めてまいります。

また、伊奈地区、谷和原地区それぞれの水道料金体系を、平成20年4月からの統一に向けて水道運営審議会において協議してまいります。

次に、「保健・医療・福祉の充実」でございますが、年々高まる高齢化や医療費の増大に対応するため、二つの保健センターを核として、健康増進事業、介護予防事業や各種の健康診断事業を充実させるとともに、昨年10月1日から施行された自立支援法に基づき、より一層の福祉の向上を推進してまいります。高齢者や障害者が住みなれた地域で生活続けることができるよう、日常生活に対しての支援の充実と生きがい対策事業の一つとして、市民の自主的なボランティア活動への援助を続けてまいります。

また、少子化対策としましては、働く女性が安心して子供を育てることができるように、小学校の余裕教室等を活用した放課後児童クラブによる子育て支援事業や、民間による幼稚園と保育所を兼ねた一体型の施設整備計画を伊奈・谷和原丘陵部地区に進めてまいります。

さらに、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター事業を実施しながら、障害者福祉の充実を図ってまいります。

国民健康保険事業については、医療費の削減につながるよう市民の健康づくりを推進するとともに、収納率の向上に努めてまいります。

平成18年度に、旧町村課の税額の均一化を図りましたが、見込みをはるかに上回る医療費等が増加してまいりました。運営を維持するため、一般会計からの繰入金や基金の取り崩しで対応してまいりましたが、財源の不足は深刻な状況であります。このことから、健全な運営を図るため、国保税率の引き上げを見込んでおります。

また、平成20年度より施行されます後期高齢者を対象とした医療制度を確立するため、平成19年1月24日に茨城県後期高齢者医療広域連合が設立されました。平成19年度につきましては、準備事務を実施してまいります。

介護保険事業につきましては、地域生活支援、自立支援給付事業を引き続き展開してまいります。

また、「介護予防マネジメント」、「介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援」、「被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業」、「支援困難ケースへの対応など介護支援専門員への支援」の四つの機能を担う中核機関として、平成18年10月からきらくやますこやか福祉館内に創設した「地域包括支援センター」を充実し、包括的支援事業を展開してまいります。この事業については、マネジメントされた要支援1、2の方への対応として、4月より社会福祉協議会にて「介護予防デイサービス」を実施してまいります。

次に、「教育・文化・スポーツ」については、将来を担う子供たちを取り巻く環境が大きく変化しつつある中、子供の可能性を伸ばす教育や個性に応じた教育を推進し、生きる力と思いやりをはぐくむ教育の充実に努めてまいります。

子供たちが、自ら学び、自ら考え、自ら課題を解決する資質や能力を身につける「確かな学力」の定着を図るための支援をしてまいります。

施設整備に関しては、小中学校の校舎や屋内運動場の耐震補強工事を継続的に進めてまいります。十和小学校の屋内運動場耐震補強工事や豊小学校の屋内運動場耐震診断業務及び実施設計業務を実施し、平成20年度に完成の予定であります。これにより、市内の各小中学校屋内運動場については、すべて耐震補強工事が終了いたします。

また、総合運動公園の体育館についても、耐震診断を実施してまいります。

各保育所、幼稚園、小学校の防犯対策として防犯カメラを設置し、安全の向上を図ってまいります。

生涯学習社会の実現につきましては、近年の生活水準の向上や余暇時間の増加により、だれもが自ら学ぶことができる環境や生涯学習に関する情報提供などの各種サービスの充実を図ってまいります。

また、スポーツの振興につきましては、二つの公民館、総合運動公園を核として、幅広く教養講座、スポーツ教室等を開催してまいります。

次に、「産業・経済」でございますが、基幹産業である農業については、水稻の生産調整に理解と協力を得ながら、麦や大豆の生産を奨励し、農産物の加工販売など収益性を考慮した農業の推進を図ってまいります。

なお、水稻の生産調整につきましては、水田農業構造改革推進協議会が再編され、平成19年度からは茨城みなみ農業協同組合を主体とした新たな事業となります。市といたしましても、積極的にこれらを支援してまいります。

また、品目横断的経営安定対策事業が平成19年度より実施されますので、この制度を各農家に啓蒙普及を徹底するとともに、認定農業者の育成と集落営農の推進をより一層図っ

てまいります。

伊奈・谷和原丘陵部の新しい市民の方々が、自然と触れ合い、農業に対する理解を深めるとともに、既存の住民との交流を図るため、市民農園を開設してまいります。

産業振興では、商工会が平成19年4月に統一化されることとなっており、自治金融、振興金融事業等の助成による商工業の活性化を図ってまいります。

また、T X沿線の地理的な利点を生かし、優良な企業の誘致も推進してまいります。

観光部門では、地域の豊かな自然、歴史文化施設を効果的、有効的に活用するため、市観光協会と連携を図りながら、福岡堰さくらまつりなどのイベントPR活動を推進してまいります。

また、地元産物の販路拡大を推進いたしてまいります。

フィルムコミッション事業として、映画やテレビのロケ誘致等を支援してまいります。

次に、「コミュニティ・住民自治」については、市民団体、ボランティア、NPOの育成や活動を支援してまいります。

男女共同参画社会の形成につきましては、性別にとらわれることなく、個性と能力を発揮できる社会の形成を目指すため、男女共同参画計画を策定し、市民への意識啓発、普及に努めてまいります。

次に、「行財政運営」であります。高度化、多様化する行政ニーズに的確に対応するため、市民の意向を把握しながら開かれた行政運営を推進し、また、行政評価制度を導入して施策、事務事業の見直しを行い、効率的な財政運営に努めてまいります。

組織・人事マネジメントの充実につきましては、事務事業の見直し、組織の再編をいたします。まず、産業振興部産業立地課と商工観光課を統合し、産業政策課を設置します。また、教育委員会生涯学習課と文化振興課を統合し、新たな生涯学習課を設置いたします。これらによりまして、市長部局は5部22課、教育委員会部局は2課となります。

人材育成に主眼を置いた人事制度への移行を目的として、人事考課制度を実施するとともに、適正な定員管理を実施してまいります。

財政運営につきましては、極力歳出削減に努めてまいります。

まず第1に、人件費の削減を図るため、私の給料を含め特別職の給料の引き下げや管理職手当、旅費、日当の削減を図るとともに、非常勤特別職の報酬の見直しを実施いたします。

第2に、各種団体に対する補助金の見直しを行うなど、歳出の削減を図ってまいります。

現在、国・地方を通じたさまざまな改革が進められております。つくばみらい市も、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な自治体運営に努め、その責務を果たしていかなければなりません。新しい時代の変化や現実を直視し、行財政改革大綱及び集中改革プランに沿った定員管理や組織機構の見直しを推し進めていく強い意志が求められております。

私は、市民の皆様との協働や連携を通じて、「活力に満ちた うるおいとやすらぎのまち」を目指すことにより、必ずや輝かしい未来への道を切り開いていくことができるものと確信をいたしております。これからも、市民の皆様の期待にこたえるため、市政を担う責務の重さを十分に認識しつつ、初心に返って全身全霊を傾けて市政運営にあたっている覚悟でございます。

続きまして、今定例会に提出をいたしております議案についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出いたしました案件の内容は、諮問案件2件、条例等の制定改正案件23件、

市道路線認定等案件 2 件、平成18年度一般会計ほか補正予算案件 8 件、平成19年度一般会計ほか予算案件 8 件の計43案件でございます。

諮問第 1 号及び第 2 号でございますが、この 6 月に 2 名の委員が任期満了を迎えるに当たり、新しく相島 宏氏を、また再度、豊島美智子氏を推薦したく、意見を求めるものでございます。

議案第 4 号でございますが、男女共同参画社会の実現及び発展に向けて、つくばみらい市の男女共同参画行政の指針となる男女共同参画計画を策定するに当たり、必要な事項を審議する委員会を設置するため、本案を提出するものであります。

議案第 5 号でございますが、行政財産の目的外使用に対し、使用者から応分の負担を徴収するための必要な事項を定めるため、本案を提出するものであります。

議案第 6 号でございますが、地方自治法の改正に伴い、これまでの助役にかえて副市長を置くこととなり、その定数は条例で定めることとされたため、本案を提出するものであります。

議案第 7 号でございますが、施政方針でも申し上げましたとおり、安定した行財政運営の一助とするため市長、副市長及び教育長の給料を減額するため、本案を提出するものであります。

議案第 8 号でございますが、常勤特別職の職員及び市職員の旅費について時代に即応した旅費規程に改めるため、本案を提出するものであります。

議案第 9 号でございますが、地方自治法の改正に伴う語句の修正とともに表彰方法を変更するため、本案を提出するものであります。

議案第10号でございますが、地方自治法に監査委員の定数が定められたことに伴い、重複する条例中の定数を削除するため、本案を提出するものであります。

議案第11号、議案第12号、議案第14号、議案第15号及び議案第20号の 5 議案につきましては、地方自治法の改正に伴う語句の修正を行うために、本案を提出するものであります。

議案第13号でございますが、地方自治法の改正に伴う語句の修正とともに、特別職報酬等審議会の答申に基づき各種委員会等の報酬を見直すため、本案を提出するものでございます。

議案第16号でございますが、平成18年人事院勧告により一般職員の扶養手当の額の改正が必要になったため、本案を提出するものであります。

議案第17号でございますが、行政コスト削減のため特殊勤務手当の見直しをし、職員給与等の適正な運営を図るため、本案を提出するものでございます。

議案第18号でございますが、人事院規則の一部改正により休息時間が廃止されたことにより、本案を提出するものであります。

議案第19号でございますが、地方自治法の改正に伴う語句の修正及び教育長の給与の額についてもこの条例を適用させるため、本案を提出するものであります。

議案第21号でございますが、丘陵部の区画整理事業の進捗に対応するため、隣接する伊奈第二保育所の定員を80名にふやすため、本案を提出するものであります。

議案第22号でございますが、国民健康保険特別会計は、医療費等の増大に対応するため一般会計からの繰入金が増額及び基金の取り崩しによって運営を維持してまいりましたが、会計の健全運営を図る目的から本案を提出するものであります。

議案第23号でございますが、信用保証協会が経営者以外の第三者の連帯保証人を原則禁

止としたことを受けて、連帯保証人は原則法人代表者のみとするため、本案を提案するものであります。

議案第24号でございますが、両町村で違いのあった市立幼稚園授業料を統一するため設置した幼児教育協議会からの報告に基づき、市立幼稚園の授業料を6,000円に統一するため、本案を提出するものであります。

議案第25号、議案第26号でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、一部事務組合規約の語句の修正等を行うため、協議するものであります。

議案第27号、議案第28号でございますが、都市計画法に基づく帰属等により新たに市道として管理する道路路線、並びに県道事業により起終点の変更等が生じた道路路線の認定及び変更の承認を求めるものでございます。

議案第29号から議案第36号は、平成18年度各予算の補正予算でございます。

まず、一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,593万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億4,482万9,000円とするものでございます。今回の補正予算の内容は、歳入歳出予算、継続費の補正、繰越明許費、地方債の補正でございます。

歳入の主なものは、合併市町村補助金1億8,000万円、安心・安全な学校づくり交付金2,633万7,000円及び老人保健特別会計繰入金1,410万円でございます。これにより、財政調整基金の繰入額を抑制いたしました。

歳出の主なものでございますが、今年度、新たに国庫補助事業に採択された事業にかかわる事業費を増額補正するものであります。

国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,372万6,000円とするものであります。

老人保健特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,410万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億5,142万1,000円とするものでございます。

介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ994万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億9,230万5,000円とするものであります。

公共下水道特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億6,074万8,000円とするものでございます。

農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の総額は変わらず、歳入での繰越金を精算し、1,367万3,000円を増額し、一般会計繰入金を同額減額するものであります。

市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額は変わらず、歳入で繰越金23万7,000円を増額して、繰越金を223万7,000円に、それに伴い一般会計からの繰入金を同額減額して、繰入金を997万円とするものでございます。

水道事業会計補正予算（第3号）でございますが、今回の補正は、収益的収入及び支出の水道事業収益を1,900万円減額して合計で10億4,680万4,000円に、水道事業費用は4,740万円減額して合計で10億1,796万8,000円に、また、資本的収入及び支出の資本的収入を8,160万1,000円減額し、合計で4億4,962万3,000円、資本的支出では2億

1,140万円減額し、合計で5億 172万 8,000円とするものでございます。

議案第37号から議案第44号は、平成19年度各予算でございます。

一般会計は、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 133億 6,180万円でございます。

国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ43億 9,430万 4,000円でございます。療養給付費等の支払い増を踏まえた予算措置をしております。

老人保健特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ29億 8,649万 6,000円でございます。

介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ19億 9,294万 5,000円でございます。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ14億 2,420万 7,000円でございます。

農業集落排水事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億 9,253万 2,000円でございます。

市営分譲住宅特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ 5,494万 7,000円でございます。

水道事業会計予算の収益的収入及び支出の水道収益は10億 3,138万 7,000円、支出は9億 9,917万円、資本的収入及び支出の資本的収入は3億 4,522万 8,000円、支出は4億 8,959万 3,000円でございます。

詳細事項に関しましては、配付をいたしました予算書と関連資料をごらんをいただきたいと思います。

以上をもちまして、議案説明を終了させていただきますが、慎重なご審議を賜り、ぜひご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております43案件のうち、諮問第1号及び諮問第2号について委員会付託を省略し、先議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号については委員会付託を省略し、先議することに決しました。

諮問第1号及び第2号について先議

○議長（豊島 葵君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（第1号）。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから諮問第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、諮問第1号については適任とすることに決しました。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（第2号）。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから諮問第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、諮問第2号については適任とすることに決しました。

ここで10分間、暫時休憩。

11時から再開しますので、よろしくお願いします。

午前10時52分休憩

午前11時03分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問

○議長（豊島 葵君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

18番海老原 弘君。

〔18番 海老原 弘君 登壇〕

○18番（海老原 弘君） 18番の海老原でございます。私からは、二つの質問を提出してありますので、順次質問させていただきます。

第1問目は、市営分譲住宅の管理運営についてということで、まず、現在、谷井田4期住宅と山王新田1期住宅の住民の方々に、市の方から、市の所有の土地の部分だと思うんですが、土地の買い取りについてということで、アンケートといいますか、住民の方への問い合わせがきているという情報を得ました。この件について、具体的にどのくらいの戸数の方に、いわゆる何件通知をされたのか、お伺いをいたします。

これは、市の所有ということで、市の財産であるわけですから、その処分については具体的になれば我々議会にもかかわると思えますけれども、今、その前の段階なのかなというふうに判断しますけれども、我々議員をしております、何百件を買い取ってくれという話じゃなくて、多分何十件の話だと思うんですが、それほど市の財政は逼迫してしまったのかというのは、先ほどの市長の施政方針でもわかるとおり、非常に財政的に逼迫して

いることは事実であります。

しかしながら、この市営分譲住宅につきましては、第1期の工事が始まったのが昭和45年、以来35年以上経過しておりますね。順次やりましたので、一、二年おくれて入った方を含めると大体35年を経過していると思います。その間に、地区によりまして土地をお買いになった方がありますけれども、今回の問題は、市が所有している土地を処分することなんで、今までとはちょっと趣が違うんじゃないかと私は判断しております。

それで、谷井田4期の場合は、以前に地主の方が、どうしても再契約はしないということで、代替の土地を取りかえるような、交換するような形で市のものになった経過があると思うんですけれども、山王新田の場合は、全然、私、市の土地というものがあるということ認識しておりませんでした。これはどういう性質のものの土地であったのか、この際、お伺いをいたしておきたいと思います。

その件について、よろしくお願いします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ちょっと花粉症で悩んでいるもので、失礼するところもございまずので、お許しをいただきたいと思います。

市営分譲住宅の問題についてのご質問でございますが、該当者何人に通知出したかと、こういうことでございますが、29人だと思っております。

これ、具体的に部長の方から答弁させますが、その内容ですね。まずこの土地の問題につきましては、今、議員がおっしゃられましたように、4期住宅については、地主さんの、いわゆる法律によらない区画整理ということ。失礼ですが、旧谷和原の議員さん方はご存じないと思いますが、分譲するに当たっては、全然区画整理も何もやらないで、ただ借地をして、それに道路をつくって、70坪に分割して上屋を分譲したと、こういうことでございますので、その後、地権者が相続あるいは自分の土地どこにいったかわからぬ、こういう状況の中で売りたいくても売れない、入居者が買いたくても買えない。こういうことで、将来を考えて、私は10年間かけて、いわゆる専門的に言えば合筆、分筆という作業なんです、これは簡単にできないわけですね。そういうことから、土地は動かすと税金がかかる、こういうことでございますから、国とも相談をいたしまして、一たん全部町の方へご寄附を願って、それで道路、それから各宅地と分筆をしまして地権者の方々にそれぞれ換地をしたと、こういう経過があるわけですね。

その中で、今、海老原議員からございましたように、いろいろ事情がございまして、この作業ができないという状況になってきたわけです。それで、地権者の方の希望で別のところ代替地欲しいよということでございますから、この事業をとめるわけにはいきませんので、町が別の土地を求めてそこと交換した、こういうことでございます。

したがって、これ、いつまでも町が持っているというわけにはまいりませんので、入居された方々に、入居された方々も自分の土地を持つことによって財産ができるわけですから、そういうことで買っていただきたいということでこの作業に入ろうということで、希望をとっておるということでございます。

それから、山王新田の1期につきましては、ある方から自分の持ち分を寄附しましょうと、こういうことで寄附をしていただいたわけです。一昨年ですか、寄附をしていただいたわけですが、これもそういう目的でございますから、当初からの分譲住宅とい

うのは、いわゆる当時、過疎化の対策という意味でやってきたのが大きな問題でございますし、また、いつまでも市が持っていて市のためにもならない、入居者のためにもならないということから、これを分譲して、入居者の方々、もし買っていただけるんならその方々に分譲しましょうということでこの作業へ入ったと、こういうことでございます。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

土地買い取りの問題につきましては、平成17年度におきまして山王新田1期地区、20件分でございますが、あの土地の寄附がされました。それと、以前、市が取得していた谷井田4期地区と合わせまして、今年度、不動産鑑定を行いまして、29人の方に買い取り希望の確認のお知らせをいたしております。今後、皆様の希望を取りまとめいたしまして、売却したいと考えてございます。

なお、面積等でございますが、谷井田4期につきましては1,576平方メートルでございます。山王新田1期地区につきましては、4,103平方メートルでございます。

以上でございます。

○議長（豊島 葵君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） 市長と部長の方から答弁をいただきましたが、谷井田と山王新田、山王新田が20件ということで、谷井田が9件ということだと思んですが、この買い取りの問題については、市の状況は先ほど市長から説明ありましたが、一方の住宅を借りている側からいたしますと、少し、先ほど申し上げましたように35年以上経過して、私も入居したときは弱冠25歳でございました。今、既に62歳。私よりも4期住宅の方、第1住宅の方はかなり高齢の方が、年齢でいいますと70を超えている人もかなりいます。そういう中で、非常に買い取りのことというのは、それぞれ個人の事情があると思うんで、返答の方は市の方へあると思うんですが、そこに住んでいる者としては、もっと早い時期にできなかったかなと、残念だなという思いもいたします。

それから、その29件の方も、市長が説明されたように、全部自分が、70坪借りているうちの全部買い取ればいいんですけれども、何人かの方はほかの地主さんにまたがる人も出てくるという話を聞いております。だから、そういう問題もできればあわせて解決してほしいかなということなんです、これは今後のことになると思うんで、その点も含めて、2回目の答弁はそういう問題をどうするか。

あるいは、同じ列の8件あるうちの6件の方が買われて、あと2件は民間の地主さんなんで買えないと、そういうような問題、いろいろ出てくると思うんで、600件以上ある市内の市営分譲住宅については、まだまだこれから多くの問題があると思うんですね。地区によっては、地主さんの方で、住む人が亡くなったとか、そういうところを家を壊して整理をされて全く違う目的にしたというような話も聞いておりますけれども、今後はもっと、先ほど市長から言いましたように、税金の問題とか相続の問題とか、そういう問題が発生する可能性がございます。

先ほど、私、質問の際に、土地の買い取りの問題だけ質問してちょっと抜けてしまったんですが、あわせて、この前、12月議会で山崎議員が質問いたしまして、市の方から答弁をいただいた東栗山住宅の遊休地の問題についてということ、もう一度質問をさせてい

たきます。

山崎さんの質問のときに、市は、長年地主さんとの交渉もしたけれども、地主さんの意向は今のところ返してもらっては困るというような返答であったと記憶しておりますけれども、改めて基本的なことを私ここで質問させていただきますが、その市営分譲住宅が一軒も建っていないところの遊休地を、我々は70坪あるいは80坪の土地を借りて、家は自分のものですね。建物は自分のものとして長年住んでいるわけですが、栗山に限っては、そのほかに遊休地と称して住宅より一段高いところに、ちょっと平米は後で答えていただきたいんですが、かなりの面積があるわけです。その地代を払う。この、それこそ30何年間、東栗山の方は自分の借地70坪プラスアルファを払ってきたわけですね。

その不合理を、伊奈町の当時、議会に請願が出まして、山崎さんが紹介人になって、で、伊奈町議会では全員採択ということで町の方に提出したわけですが、町からの答えは、次の更新があるまで待ってくださいというような回答であったと思うんですが。基本的に市長に答えていただきたいのは、なぜあの土地を町が、当時村でしたけれども、借りる必要があったのか、その借りたものをなぜ分譲住宅の一人一人の方に負担をさせなきゃならなかったのか。これ、基本的なことだと思うんですね。住んでいる人からすると、例えば谷井田の我々の住宅からと栗山の人を比べたら、何でそんな余計なもの払う必要があるんだという素朴な疑問がわいてまいります。

この点について、町は何か表面に出していない何か理由があると思うんですが、それを、この際もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 海老原議員、まず、今回買ってくれと言っていることは、あくまでも強制とかそういうことじゃございませんからね。ご希望のある方と、こういうことでございますから。

それから、70坪の中で別の地権者があるというときには、市の持ち分だけ買ってくれよというわけにはいかないです。それは、具体的に買いますということになればその方も交渉すると、こういうことはご理解いただきたいと思います。

それから、これはこれまでも、議員ご存じのとおり、地権者と入居者の間で取引されて結構買われている方もあるわけですから、それは大いに結構だと思うんですよ。市が中へ入ってワンクッションして貸し借りにはなっておりますが、やはり入居者がここ買いたんだということを言ってくれば、市は幾らでも地権者の方に交渉してあげると、こういうことでございますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

それから、東栗山の遊休地の問題でございますが、これは当初から隠しているわけでも何でもないと思います。私も担当じゃございませんからわかりませんが、具体的に申し上げますと、大体当初から、今おっしゃったように分筆も何にもしないでただ線引いて売ることが、私は当時担当者じゃありませんが、職員の一人として上司や一部の議員の方々には、これは将来問題残すよと、反対してほしいということもやったことも事実です。おしかりを受けました、あすから役場へ来なくていいからということでおしかりも受けましたが、そういう中で進めてこられたということも事実でございます。よもや私がこの問題を、いわゆる法律によらない区画整理をしなければならぬなんていうことは当時は毛頭考えておりませんでした、私はもともとそういう考えでございましたから、地主の皆さんにご了

解をいただいてあの作業を進めてまいったと、こういうことでございます。

栗山の問題も、これは当初から入居者はご存じで契約しておるわけです、入居者の方々。ですから、あの遊休地のところへ、どなたとは申し上げませんが、合併浄化槽をつくり、ご利用されている方もおるわけですから。自ら借りているから浄化槽建てているわけです。それから、のり敷もございしますが、そういうことで入居者の方々にはこれはご承知の上で一緒にして地代を払う、こういうことでございます。

で、最近になって、この問題がやはり更新期ということでございまして、必要のないところを借りている必要ないということで、議員の皆さんに何とかせいということできていると思います。

そういうことでございますから、今すぐというわけにはできませんので、両方で承知の上でやってきたわけでございますから、そういうことで、入居者の皆さんからいただいた地代はそのまんま地主にやっているということでございますので、これは20年ですか、部長の方から説明させますが、次回の更新期にはどういう形で筋道をつけてまいりたいと、このように考えております。なかなか難しい問題でございます。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

東栗山住宅の遊休地につきましては、12月の山崎議員の質問でご説明申し上げたとおり、今後、次期20年が更新の時期になっております。それに向けまして地主、入居者、市それぞれの意向を調整いたしまして、よりよい解決策を模索してまいりたいと思っております。

なお、この遊休地と申されております土地の面積につきましては、5筆、4地主の方で、1,085平方メートルということになってございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） 市長の方からと部長の方から答弁をいただきましたけれども、何回聞いても今の栗山の方の問題は私は納得できません。

その前に買い取りの問題ですけれども、たまたま谷井田と山王新田の問題が出たんですが、この際、市長に、その他の残された600戸以上ある市営住宅について基本的に、今、市長は市と一般の方のまたがった人については話をするというようなニュアンスの言葉があったと思うんですが、それであるならば、600戸一度にやることは難しいかもしれないけれども、前にも提案したと思うんですが、順次、分譲を1期からずっとやっていったように期間をずらしてそういう土地を、ちょっと私は時期的には、住民の方が、海老原さん、そんなのもう遅いよという方もたくさんいらっしゃるんですが、でも買い取る希望がある方にとっては、それから売りたいと思っている地主さんにとっては必要なことじゃないかなと思いますので、今後の市営住宅に対する基本的な考え、そういうものをやる考えがあるかどうかを、市長にもう一度お尋ねをいたしたいと思います。

それから、栗山の問題については、今まさに私が言おうとしたら、市長が合併浄化槽の話出たんですが……。市長それは、でも違うと思うんですよ。私、実際に使っている人に聞いたら、海老原さん、来てくれと。庭に穴を掘って洗濯水がそこにたまっているんですよ、ここの敷地は下が粘土層でしみないんだと、だから町の方へ話してそこへ引いてもらったと、それは多分2軒か3軒のことだと思うんですが。それにしても、それはその人た

ちだけなんで。それを、伊奈村式というトイレが全部浸透しますということで皆さん住んだのに、しめないからそれをやったというのは当時の村の方策だと思うんですよ、流せなくちゃ困るからそこへ流してやった。

であるならば、いわゆる遊休地と称する土地は個人では今ほとんど使っていないわけですから、それを山崎さんのときにも、趣旨としては市が、その当時は町でしたけれども、町が借り上げて何かに利用してほしいというのが住民の要望であったと思う。地主さんだって、町が借りてくれる分には別に問題はないんじゃないかと思いますけれども、さっき市長が言われたように、最初からの契約だからということをおっしゃいますけれども、やっぱりお金が絡む問題ですから、たとえ幾らかの負担であっても、払わなくていいものを何十年間も払う必要はないと思うので、やっぱりそれは不合理じゃないかと思います。

で、先ほどから聞いていますけれども、市長からもなぜあそこを借りなきゃならないかというのは、ほかの町営住宅見たときに、ないんですよ。栗山以外にはね、あれだけの面積を住民が払っているようなところは、ほとんどありません。一部、集会所等の負担は住民の方がしているというところはありますけれども、やはり市は住民の要望を聞いて、何とか市の方で借りるとか、そういうことを考えていただきたいと思いますが、最後の質問になります、いかがでしょう、もう一度お願いします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 海老原議員、前段の、今入居されている方々が、いわゆる土地をもっと買いたいというときには、いつでも市は中へ入って地権者との調整はいたします、これまでもやっておりますので。ただ、いかがですかということで、今やっておる市の持ち分と同じような扱い方で買いなさいとも言えないです。これは、問題は地権者の問題でございますからね。入居されている方が欲しいんだというお話があれば、地権者に対しての交渉は市は幾らでもします。これは、どうかひとつそういうことでやってください。

それと、今、栗山の問題ですが、私が先ほど遊休地を使っていると言っているのは、そういう意味じゃなくて、自分らで借りているからあそこを利用できるんだと、こういう理解をしていただきたいために言ったんで、どなたが使っても結構ですよ。

で、即当初から使ったんじゃないと思いますよ、あれは。途中から浸透、今、議員がおっしゃったように下が粘土地で、それで途中で、俗に言う伊奈方式の下水対策がだめになったんであそこを使うようになったと、こうだと思います。ですから、どういうふうにするのは結構でございます。

ただ、これ、いつ、海老原議員がおっしゃるように、何で不要なところを借りたんだ、貸してんだと。これは私もわかりません。当時の契約とかそういうものに立ち会っているわけでもなし、当時は担当してやったわけでもございませんから、その関係は当時の担当者にも聞く以外にないと思います。

ただ、私が今、議員から質問いただいて思えることは、今、遊休地を持っている地権者がそこだけ持っているじゃなくて、今、住宅地として使っているところも一緒に持っていて、ここだけじゃ貸さないよと、この要らないところも、要らないって、今使っていないところも一緒に貸さないよと、そういうことで全部を借りて開発できるところだけ開発して、入居者の方々に地代も払ってもらうという計算でやってきたと、今そういうことを思っているわけなんです、これから調べるといってもなかなか難しいと思いま

すけれどもね。当時の担当した人はいなくなっている人おりますから難しいと思いますが、私はそういう思いをしておるわけです。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） 市長から答弁ありましたけれども、この問題については、今後とも住民の方とよく話し合いながら、今言われているような結論ではない方向へもっていったいただきたいという要望をして、この質問を終わりにいたします。

2問目は、企業の誘致についてということでお尋ねをいたします。

つくばみらい市になりまして、飯島市長が誕生し、その後だと思えますけれども、先ほど施政方針にもありましたように、機構改革の中で産業立地課という課をつくられたことは記憶に新しいと思います。私は非常に期待をしておりましたし、何をやるのかなど。ですから、これまでの期間、1年にはならない短い期間ではありますが、具体的にこの産業立地課というのはどういうことをして、何をしてきたのか、説明をしていただきたいと思えます。

それから、先ほど機構改革をするという市長の説明ありましたけれども、産業立地課を含めたもっと大きい課としてまとめられるのかもしれませんが、その中ではどういうことをやっていくのか、今後の計画ですね、それをお聞きしたいと思います。

今議会で我々に配られました、この「つくばみらい市総合計画の素案」という中をのぞきますと、本当にこのようになればいいなというようなことが、今までもこういうことは何回も書かれていたと思うんですが、その中で、21ページに「複合産業地域」というような題名でこういうことが書いてあります。「生産物流、研究開発など産業系の土地利用の増進、機能の高度化を図りながら、新産業分野の育成や誘致に努めます」と。で、「谷和原地区の福岡地区の工業地については物流基盤を強化するとともに、つくばなどの近隣研究機関との連携を図りながら優良企業の誘致に努めます。また、メディアパークシティ整備構想に位置づけられている地域周辺については、マルチメディアの産業集積型工業地の整備を促進するとともに、その地域における活力向上を図ります」と書いてあります。

これは、何回も聞いてきた言葉であれんですが、改めて、つくばみらい市という谷和原と伊奈が一緒になってこういうものをつくったわけですが、具体的にどういうふうにするんだということを産業立地課というのは考えてきたんじゃないかと思うんですが、そこのところを説明いただければ幸いです。

○議長（豊島 葵君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） 産業立地課の具体的に今まで進めてきた内容ということでございますが、まず、本市のみらい平開発区域 275ヘクタールの中に、誘致施設が21ヘクタール、それから商業業務施設が 9.7ヘクタール、これらが設けられております。既に一部のスーパー等が進出しておりまして、まちづくりの基盤が形成されつつあります。さらに、これらの市街化を促進させるために、茨城県と一緒にしまして企業向けのPR等を実施してきました。

また、さらに本市の大部分が市街化調整区域でありますので、市街化調整区域につきましては開発できる業種が限定されております。そういうことで、市街化調整区域においても立地可能でありますIT産業等の先端技術型業種、あるいはインターチェンジ周辺にお

きましては、県が指定した指定路線区域というものがございまして、流通業務の誘致が可能でございます。これらの業種に限られてはありますが、そういった業種の誘致等を行って現在に至っております。

○議長（豊島 葵君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） 具体的に産業立地課でどういうことをしてきたのか、余り今、部長のお話ではよくわからないんですけれども、新聞等によりますと、よその地域では、たしか日立の方だと思ったんですが、企業誘致をするために市の税制を一部、何年かの期限を決めて優遇策を講じて誘致をしているという具体的な話がきたんですね。

今、部長からあったマルチメディアにしても、我々はメディアパークの話が出たときからずっと聞いています、言葉だけ。マルチメディアの何をやるんだというのが何にもないんですね、具体的に。例えば、ワープステーションに協力してくれた日立とかナショナルとか、たくさんあったと思うんです。そういう企業に対し、工場を誘致してくれと、来てくれと、そういう働きをしてきたのかどうか。それが、私は今までの、特に伊奈部分については工業、谷和原さんはナショナル住宅とか、クボタとかの一応一流の企業も張りついておりますけれども、伊奈については全然ないんですね。で、それをカバーするために、市長もメディアパークを誘致しようということをやられたと思うんですが、あのワープが、後で川上さん、質問、ワープについてはあるようですけれども、メディアパークというものが消えちゃったのではないか、そういうふうに危惧する市民が多い中で、やはり、いや、消えてないんだよ、こういうのをやるんだよというセクションが私は産業立地課であったんじゃないかと思うんですが、まだいまだに漠然としてんじゃないかと。

で、もう1回踏み込んで、市長でも部長でもいいですけれども、その産業立地課を複合した、先ほどの説明にありましたように、何でした、名前はちょっと忘れちゃったけれども、統合した課をつくるということですから、その統合した課をつかって何をやるんだ、こういうことを目指すんだということを、市長、部長からお聞きしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） いわゆるメディア関係で、全然動かなかったわけではございません。それぞれの企業へ呼びかけておりますが、議員ご存じのとおり調整区域なんです、あそこは。それで、調整区域で今可能なのは、県がメディアパーク事業構想に基づいてやっていく場合にはオーケーなんです、市が事業主体でやるとか、あるいは市が誘致をするということになってくると全然違うんです。ですから、IT産業とか最先端をいく研究機関とかであれば調整区域でもできますが、そういうことで今、部長、そういう説明したと思います。

まだ市街化区域にも何にも地区指定もしてございませんから、今後どうするかの問題なんです。今は、後で川上さんの質問にお答えしようかと思っていたんですが、あれが一応、県がご案内のとおり開発なんかできる財政事情にございませんので、棚上げになっているわけですね。あれが、市がやれとか、あるいはこういうことだよということである協議中でございますが、具体化してくればその時点でいろいろ考えていかなければと思いますが、ここで説明しちゃうと川上議員の質問に入っていっちゃうんで、この程度にしますが、声かけはしている。

それから、産業立地課も、東京事務所へ行ったりいろいろやって、つくばの市原市長さ

んなんかは、つくば市の東京事務所をどうぞ貸すから一緒にやっていきましょうよ、こういう話にもなっているんですが、いろいろ呼びかけをしたり、今、部長はちょっと言いましたが、宣伝、秋葉原の駅へいろいろ入れてみたり、そういう活動はこれまで産業立地課でしてまいりました。

で、今後、その機構についてはもっと活動できるようなことにして、これまでもいろいろな企業が来ましたよ。何とかな、配送部分とかそういうのはね。ですが、あそこじゃそれは適当じゃございませんので、今言ったようなことでそれでは開発できませんから。今後これは今のインターとか、福岡とか、そういうところならできますけれどもね。そういうことで、これまでも、ここ1年間の間に4社ぐらい現地を見に来たり何かしておりますが、これ一々皆さんのところへ具体化しておりませんものですからご報告できないわけでごさいます、今後はそういうことで活動を展開していくと、そのために機構改革をしていくと。そういうことで、機構改革の内容については総務部長の方から説明させます。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 組織の再編の件であります、産業立地課と商工観光課を統合しまして、産業政策課というような組織体制を考えております。で、これまでの組織につきましては、12月の議会等でもご質問がございましたように、合併協議会の中で諮りまして、結論的には6部、教育委員会含めて28課という体制でございました。

しかしながら、その機能が思うように発揮できないというような状況がありまして、そういう中において、やはり、これはそのときによって組織の改編も必要なのかなということがございまして、もう一つは、このほかにもう1課を統合して再編する予定でございします。4月からの体制は、そのようなことで考えております。

いずれにしても、組織等につきましては効率的なもの、それから機能性をやっぱり十分に発揮できるような組織にすると。一番は、やっぱり合併のメリットでありますスケールメリットが生かされてこないということでは困りますので、その時々に応じまして組織を充実させるというような考えで、今回の組織の統合に踏み切った次第であります。

○議長（豊島 葵君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） 今、部長と市長の方から答弁ありましたけれども、本当に今のこのつくばみらい市、やはり伊奈地区も谷和原地区も農業を基盤にしてやってきて、今の農業の状態というのは非常に、残念ながらこの資料にもありますように数字的には上がっていないわけです。その上がっていない中で、今、経済が非常に冷えてしまっている。それは、やはりそういう企業が少ないことも一因であるというふうに思います。

最近も、地元の谷井田のスーパーが閉じられたというのが現実です。商売をやっている人は全然元気がないです。ここ数年、私が感じますところ、非常に農家の方も力がなくなってしまうてきているというのが現実ですね。

ですから、これを再生するためには、やはり、せっかく産業立地課、そういうものをつくってやろうとしているわけですから、全力でね。さっき市長は、調整区域だからというふうに言いましたけれども、調整区域でも、山だろが、何だろが、どんどん倉庫とかそういうものはできるわけですから。やる気になれば県、国を動かすことは可能だと思うんです。問題は、本当にどうしてもこのつくばみらい市にこういうものが必要だ。せっかく秋葉原まで時間も1時間もかからないような状態だね。ですから、道路さえできれば、

今のワープの場所ぐらいは駅からおりて10分ぐらいで行っちゃうと思うんですよ。その利便性がよくなった点を売り込むべきだと思うし、やはりその熱意だと思うんで、ぜひとも新しく機構改革される中でそれを図っていただいて、我々も本当に必死になって、このつくばみらい市へ優良の企業が来てもらうことを切望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（豊島 葵君） ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩です。

午後は1時から再開します。

午前 1 1 時 4 8 分休憩

午後 1 時 0 2 分開議

○議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、29番神立精之君。

〔29番 神立精之君 登壇〕

○29番（神立精之君） 29番神立でございます。施政方針や市の総合計画素案、また、海老原議員の答えに大体私から質問するものは出ているわけでありましたが、通告をしておきましたので順次、質問並びにお伺いをいたしたいと思います。

まず、行財政運営についてであります。今や全国的に各自治体は大きな借金を抱えて厳しい財政下で行政運営されていることは、ご承知のとおりでございます。いわゆる第二、第三の夕張が出るのではなかろうかという懸念さえされている今日であります。

本市においても、借金を抱えながら、基金を崩しながら、やりくり財源の中で、市民の要望にこたえるために、市長初め職員の給与の一部をカットしながら日夜努力されているご苦労に対して、改めて敬意を表するものでございます。

市民各位には、これまで国においても、各自治体におかれましても大変大きな借金があるということは、既にマスコミ等で報道されており、1人当たり数百万もの借金があるであると報道されているわけでございます。その借金があっても、今までは何となく心配はしているものの、自分にはあまり関係ないというように過ごしてきたわけですが、ところが突然、夕張の隠れ借金が発覚し、財政破綻し、財政再建団体と移行すると、マスコミは一斉に報道されたわけでございます。財政破綻しますと、下水道料金並びに保険料、保育料、また、ごみの収集というものが高くなると。また、固定資産税や住民税、軽自動車の超過税が自治体に許されるというようなことが発表されると住民は、これは大変だというようなのが現実になっているものであろうと考えるわけであります。そこで、自分が住んでいる県や自治体の経営実態を知る必要があると、今このように住民は目を覚ましているのも現実であらうかと思う次第でございます。

そこで、我が茨城県におかれましても、茨城県のツケは結局住民に回されるということで、茨城県を見ましても、昨年9月の県議会におきましても、住宅供給公社へ416億円、土地開発公社へ279億円、合計695億円を投入することを、賛成多数で補正予算を可決したと報道されておるわけであります。このツケも結局、住民に回されるわけであります。そこで、茨城県は、19年度予算編成に当たり、住宅供給公社や土地開発公社への財政支援をするために、組織の見直しを図りながら執行部から職員まで3.5%から20%の給料を削減を計画するということが、ことしの2月14日の新聞で報道されておるわけであります。

本市も、間もなく合併1年を迎えるに当たり、市の内容的なもの、また予算的なもの

も市報によって市民に配布されておりますが、予算、決算においても単年度の報告であるわけで、累計の借金高が大多数の市民がわかっていないのが現状であろうと思う点が多々あるわけであります。

そこで、本市のことし3月末高の一般会計、特別会計、公営企業会計の借金の全額と基金の合計額について、財政課長にお伺いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） まず、一般会計それから下水道事業会計、農業集落排水の合計額でございますが、208億 2,562万円でございます。それで、水道を入れますと234億 7,942万 8,963円でございます。

それから、基金の残高でございますが、今回、参考資料といたしまして、こちらの、19年つくばみらい市予算資料というのを配付させていただいているわけですが、その9ページごらんいただきたいんですが、18年度末の見込みで26億 2,692万 4,000円という残高でございます。これが、19年に予算編成して取り崩しいたしますと15億 6,960万 2,000円。これは、土地開発基金は別経理になってございますので、これも配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 神立精之君。

○29番（神立精之君） つくばみらい市ばかりでなく、各全国自治体が恐らくこのような借金漬けになっていることと今思うわけでありますが、この借金漬けになった一つの理由としては、国は地方公共団体に対して、交付税の配分という権限で地方を言いなりにさせながら、わかりにくい会計制度を温存してきたことも一つの原因であろうと私は推察するものでありますが、今回の合併特例債もその一つであるというように考えております。

本市は、今後計画されている大きな事業として、合併特例債事業、また丘陵部への小中学校が大きな事業としてあると思いますが、学校につきましては、1校当たり7,000平米から1万平米の土地が必要と思われるわけでございますが、この土地代にしても、駐輪場を例にとりますと、一般価格の67%で取得することになりますと大変なお金が必要になります。その上、校舎附帯工事となると、小学校の建設費は40億とも50億とものお金が必要になるのではなかろうかと思われるわけでございます。特例債にしても、86の事業の中で、その事業の消化に伴って30%の借金がついてくると聞いているわけでありますが、これだけとっても新たな借金が加算されるものと思うわけであります。

現在の本市の財政力を見る限りでは、丘陵部には小学校、中学校の建設は不可能であると私は思う次第であります。5年並びに10年後の財政シミュレーションを出せばそういうのもわかってくるのではなかろうかと考えるわけでありますが、ならば丘陵部の児童はどうするのかとなれば、スクールバスを運行して近くの小学校、中学校に就学すればよいというものも考えるわけでございます。この区画整理事業の事業主である茨城県が、やはりつくばみらい市ともその辺はよく今後の会議の課題にすべきだと考えておる次第でございます。

これまでは、実質公債比率でその自治体の財政内容を示したものでありますが、全国の自治体が借金漬けになりますと、公開条例が義務づけられている今日でありますので、資産と債務が一覧できるような形で公開されることが要望されるものと今後思われるわけがあります。いわゆる、全借金比率への新たな指標も取り込まれるのではなかろうかという

ことも考えられると思う次第であります。

今後、借金が増加する予想の中で、議会はさらなる定数の減、報酬の減、職員の削減、給料の減、このような事態は到底市としても避けていかなければならないと私は考えます。議会は、これまでチェック機能としてどうだったのか。また、執行部はこれでよかったのか、今後の行政の課題というものは大きいものがあると私は考えます。同時に、今後の課題としとしても、議会も執行部も補助金並びに各課で持っている審議会の報酬、日当についても評価を行って精査をするべきであるというようなことも考えるわけでございます。

このかつてない財政運営の中で、健全な財政運営を目指していくには、本市としては、先ほど来からいろいろ市長並びにこのマニュアル的なものが説明されたわけではありますが、今後どのような財政を確立するのか、再度、ご質問を市長並びに担当課長にお伺いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ただいま、これからの財政計画ということでございますが、議員ご指摘のとおり、これまでも地方振興債と称して交付税で面倒見るからあれもせい、これもせいということで、国の、いわゆる指導、国の施策推進によって借金財政で全国的な自治体はやってきたということで、大変なそこでの結果は借金をしょい込んでいると。その中で、今度は交付税がだんだん減らされてきたと。

なかなか我々も理解できない国の施策の中でやってこられたわけでございますが、これから当市においても、区画整理にかかわる費用の負担もございまして、今、議員がおっしゃったような学校とか、あそこに対するいろいろな施設もやっていかなきゃなりません。したがって、今回、幼稚園、保育所については民間を導入していく。こういうことで、あらゆるものを民間を導入してやって、今、学校も民間導入できるわけでございますから、そういう方法も今後は考えていかなきゃならない、私もそう考えておるところでございます。

財政運営上は、今、議員がおっしゃったように、課題として先ほどもご説明申し上げましたが、財源不足を財調基金、こういうあるものを依存してやっておるわけでございますが、そういう中から今度は各種事業等も根本的な見直しをいたしまして、これから徹底した歳出改革をしていかなきゃならない、こう思っております。

ただ、歳出改革といっても、これ、すべて減額していくというわけにはいきませんから。福祉とか医療費問題等についてはできませんので、そういうできるところから歳出削減をして、徹底的な洗い直しをしていくと、こういうふうに考えております。

現在では、17年度の実績公債比率を申し上げますと、13.5%といいまして、これは県下44市町村の中では16位ということでございますが、これは決して、そういう数字とはなっておりますが、これからの問題として安心できる数値ではないと承知をいたしております。

そういうことから、今申し上げましたように、これからの、いわゆる一部事務組合等の負担金等もございまして、いろいろございますから、そういう問題もそれぞれの関係機関と協議をしながら、またさらに議員がおっしゃられたように、県とも負担すべき問題についてもいろいろ協議を重ねてやってまいりたい、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 財政運営上の指針としておりますことは、国の地方財政計画、地方債計画を大きな柱としております。それから、市におきましては、行政改革大綱プラン、5本の柱がございますが、さらに、その中で集中改革プランというのがございます。これは、さまざまな取り組みがございまして、これから市長の方から説明、この定例会にあるようですが、それらに取り組んでまいります。

現在は、豊かな時代と違いまして、「入るを計って出るを制す」という時代でございますので、とにかく19年度予算編成に臨みましても、各節、これは議員の皆様方の報酬もそうでございますが、1節の報酬から私どもの給料ですね、それから職員手当、共済、もろもろの各節の前年度対比を行いまして、徹底して歳費の見直しを行ってまいりました。

それから、どうしても、みらい市としましては経常経費、要するに固定経費がなかなか下がらない、その分、やはり投資的なものにもなかなか回せない。また逆に、その分を地方債発行したり、基金に依存しなくちゃならないという状況もございますので、とにかくあらゆる財政改革、または収入確保策を、議員の皆様もそうですし、私どももそうですが、市民の皆さん方もそうだと思いますが、とにかく自助自立でございまして、よその自治体がどうだということじゃなくて、この市としてこれからどうやっていこうかと、あらゆる工夫をして取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 神立精之君。

○29番（神立精之君） よろしくお願い申し上げるわけでございますが、今、既に全国でも地方債が250兆円と。また、隠れ借金が7兆円という天文学的な数字が借金だと言われておるわけでございます。こういう時代に入っているわけでありまして、議会も執行部も危機感を持った行政運営が今後必要になるのかと思う次第であります。

続いて、2問目に入りますが、2問目の消防行政に入りたいと思います。

本市の消防行政は、常総広域の一員として今運営されているわけでございますが、本市は、常磐自動車道谷和原インターの開通に伴って、住都公団による住宅地絹の台の造成、また、民間による西ノ台の住宅と開発が進められてきているわけでございます。今回、つくばTXの開通に伴って沿線開発が計画され、急ピッチな住宅の建設が進められており、それに並行して大型店が進出しているわけでございます。多くの人の出入りする地区が形成されているわけでありまして、建築物も木造から鉄骨、鉄筋づくり、また高層化と、構造的に複雑化になっている今日でございます。いわゆる都市型消防行政に変わってきていると思われます。

今回、みらい市の消防についてお伺いいたしますが、みらい平駅周辺はどちらかといえば高層化の建築物が多く見受けられるわけでございますが、建築物申請、いわゆる建築確認においては、消防の指導並びに同意が義務づけられていると思う次第であります。構想建物には避難所、誘導灯が、恐らくこれは設備されているものと思いますが、今建築されております18階マンションも、ことし4月には入居開始するという予定の中で、万一、最上階での事故に対する対策として、はしご車の必要性はどうかのお尋ねを、まずするわけでございます。

なお、この区画整理事業内の消火栓並びに防火水槽であります。構造的にはこれまでと違ったつくりであると聞いておりますが、そこで市の消防団に消火栓の位置並びに使用マニュアル、どの程度説明されているのか、担当課長並びに市長にお伺いいたします。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 伊奈・谷和原丘陵部地区のみらい平駅前に、高層マンションが建築されております。このマンション等の高層建築、これらに対しましてどのような消防体制にしているのかということでございますが、現在建築されております高層マンションは、18階建て、50メートルという建物であります。

はしご車の場合は、常総広域管内に1台ございます。守谷消防署に配備されており、広域管内の高層建築物の消防活動に当たっているという状況であります。

こういう中におきまして、この区域につきましては、都市計画法におきまして準防火地域ということに指定されております。建築物は、主要構造物及び設備面で防火上の安全性を備える構造とすることが義務づけられています。

そのために、建物内で火災が発生した場合も、建物自体に防火区域や炎が他に拡散するのを防ぐような構造が求められております。こうした災害時の場合は、やはり居住者が安全にかつ円滑に避難行動がとれるのが最大と思っております。こういう中におきまして、この対策は、広域消防本部とともに消火訓練や避難訓練等を、居住の皆様とあわせて防災意識の高揚に努めていくことが肝要かと思っております。

それから、消防水利であります。この地区に設置する消火栓につきましては、計画数が90基予定されております。で、現在、50基が設置済みであります。通常、この消火栓につきましては、この区域内は原則、口径 150ミリの水道管に接続するというような地下式消火栓ということですので体制を整えているという計画であります。これらの消火栓につきましては、やはり消防の職員が取り扱うという考え方で、この消火栓を設置をしております。

また、消防水利につきましては、40トンの耐震性の防火水槽を30基計画ということになっております。現在まで18基が設置済みでありまして、そのうち16基が耐震性の構造という防火水槽になっております。

以上、現況につきましては以上であります。

○議長（豊島 葵君） 神立精之君。

○29番（神立精之君） やはり高さからいっても、到底今のはしご車では届かないと見るわけでございますが、この消防自動車にしても、やはり、はしご車を維持管理するというのは大変な金がかかると思うわけであります。ここに副市長さんもおりますが、こういうふうな、将来的にははしご車も当然、届くはしご車も必要になろうと考えるわけであります。ただ、この維持管理というものも大変な金がかかるわけであります。

それから、先ほどから言っていますように、櫛戸・台線初め、豊体の横町改良とか、こういうものも市の負担が大きく、本来ならば県でやる仕事が生市がやるというような結果になっておりますので、県としても、このつくばみらい市に対して、より財政の支援というものも今後考えていってもらいたいというものをひとつお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 次に、20番山崎貞美君。

〔20番 山崎貞美君 登壇〕

○20番（山崎貞美君） 20番の山崎でございます。今回は、1問のみの質問ですので、どうぞよろしくお願いをいたします。

県の事業及び市の事業の進捗状況についてということでお尋ねをするわけではありますが、ご案内のとおり、ご他聞に漏れず本県におきまして、去る2月28日から始まりました定例県議会の中で、知事みずから未曾有の財政危機と位置づけ、2007年度一般会計予算案が提案されました。知事の所信表明で、首都圏に近接し基盤整備の進む本県の可能性について、外部企業等からの評価の高まりを踏まえながら、本県の持つ潜在力、優位性をより一層生かし、企業誘致や産業振興に努め、雇用の場の創出された活力ある県にするとともに、福祉や医療、教育や文化、環境といった面での施策を一層充実させると述べられておられます。

また、予算編成の考え方については、改革の推進を第一に示し、今後は、地方への権限と税財源の移譲が一体的に進められ、真の分権社会実現に向け、全国知事会、全国都道府県議会議長会等、いわゆる地方6団体と緊密に連携を図りながら、国に力強くかつ、戦略的に働きかけると述べられております。

また、4月以降、2年間の職員の給与カット等に踏み込まざるを得なかった行財政改革については、県財政は急激に悪化の一途をたどり、まさに未曾有の危機。さらに、聖域ない歳出削減を行うとともに、県税徴収率の向上や県有未利用地の処分促進等で歳入確保に努め、改革を強力に推進し、全庁一丸となり財政再建に取り組むと決意を示されておられます。

また、今回の予算案の中で、本市を初め、ほとんどの自治体が給与等の削減に踏み込み、当面の財政危機を乗り越えようとしています。私も、前回、一般質問の中で、「入ずるを計って出るを制す」ということわざを申し上げたと思うんですが、また財政課長の方からも、ただいまの神立議員の質問の中にも言及がございました。これは、気がついた方もおられるかと思いますが、福沢諭吉翁の商業訓の一節であります。いわゆる商いの戒めであります。今も昔も基本的な考えは変わりないと思います。

また、余談ではございますが、経営の神様と言われました松下幸之助氏は、昭和の大恐慌の中、各企業が首切りを断行し、松下電器においても労働組合との衝突が避けられないとき、だれ一人やめさせないと断言をしたそうでございます。だが、倉庫は在庫の山で大変な危機状況にあったと聞き、みずから営業本部長となり、社員一丸となって自社の製品を親戚はおろか友人、知人にまで売ったそうでございます。そして、物の見事に在庫は一掃でき、またもとの操業に戻り危機を乗り越えたと言った記憶がございます。

そして、先輩、先人が教えてくださいました、悪いときほど落ちついて、そしてこれだけは絶対にやらなければならない投資は英断を持って断行しなさい。そうすることによって、同じ苦しんでいる同業他社に、耐え忍んだ分だけその差がつくものだとは教えられました。こういうときだからこそ、みんなで知恵を出し合って、すばらしいまちづくりに励みたいと思います。

さて、今回、手元に届いております「つくばみらい市総合計画素案」、海老原議員の方からも言及ございましたが、中身を見ますと、第1章のまちづくりの基本理念、第2章のまちの将来像、第3章のまちの基本目標、第4章のまちの将来指標、第5章の土地利用及び地域別整備方針等が提案をされています。中身についてここで協議をするつもりはございませんが、国も県も財政状況は大変厳しいということでもあります。先ほど神立議員の方からも言及ございましたが、非常に厳しい時代でございます。特に、この時期に県との連携プレーと申しますか、連携事業は不可欠であります。先ほど海老原議員の方からも、メ

ディア事業、企業誘致ということでお尋ねがございました。

私は、先般、9月一般質問の中で、助役の登用の件で、市長は総務部門の地方課、税金、そしてまちづくり開発関係に精通をしておられる経験者を派遣して欲しいということで知事に要望したと述べられておられます。私も、この案にはもろ手を挙げて賛成するものであると申し上げました。

小林助役が赴任されて6カ月に入りました。ご案内のとおり、飯島市長は、地方自治体の職員、そして議員、さらには町長4期、そして市長、約半世紀にわたって地方自治にかかわってこられたベテランでもあるわけでありますが、決してお若くはないと言えるわけでもあります。一般的に、これはあくまでも一般的でございますが、ややもすると長期政権のマンネリ化等が出て不思議ではないという時期に来ていると思うのは、私だけではないと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、若い助役の登用は、文字どおり市長を支え、補佐し、よきアドバイザーとして、さらには県とのパイプの強化等に、大いにご期待を申し上げる次第であります。

そこで、知事のお墨つきと申しますか、大変優秀な職員さんを派遣していただき、特に企画に精通なさっておられるということでございますので、小林助役に市行政に対する抱負なり、所信表明のようなものがありであれば、お伺いいたします。特に、この事業はどうしてもやりたいということがございますれば、あわせてお伺いをいたします。

○議長（豊島 葵君） 助役小林弘文君。

〔助役 小林弘文君 登壇〕

○助役（小林弘文君） 山崎議員の質問にお答えしたいと思います。

感激するような言葉をいただきまして、ありがとうございます。

さて、今ご質問の市の行政に対する抱負ということでございますけれども、ご質問の中にありましたように、市内におきまして例えば野田牛久線の県道の整備とか、いろいろ県の事業がございます。また、市の事業におきましても、県との調整の必要な事業もたくさんございますので、これまでの経験を生かしながら、県とのパイプ役を積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、ご質問の中にございましたように、地方分権の進展、それから少子高齢化時代の到来に対する対応、それから、何回も議論に出てございますけれども、19年度の当初予算を見ても大幅な基金の取り崩しを余儀なくされているというような大変厳しい財政状況にございますので、行財政改革の推進など当市を取り巻く各種課題に対しまして、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、微力ではございますけれども、山崎議員を初め議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りながら、本市のより一層の発展と「活力に満ちた うるおいとやすぎのまち」の実現に向け、努力してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（豊島 葵君） 山崎貞美君。

○20番（山崎貞美君） 大変すばらしい、また期待の持てる答弁だったと思います。ぜひとも、その初心を忘れることなく頑張ってくださいたい。また、この4月には副市長という名称に変わられて、文字どおり飯島市長を補佐しながら頑張ってくださいたいものと思える者の一人でございます。

さて、いよいよ本題に入ります。

さきの6月一般質問の一つに、野田牛久線、板橋のお不動さんのところから旧小張地区

の間の問題でございますが、先般、この前の答弁の中で、土木事務所の所長及び担当課長も含めてこの件はお願いをしてある、そういうことでございました。そして、市長がおっしゃられるには、地権者との直接交渉ではなくて代表者との団体交渉だということで、単価の面とか、いろいろな面で接点が見出せなく、交渉を中断しているということでございました。

その後の進捗状況は、6カ月たったわけでございますが、考え方によれば、もう6カ月たったのか、いやまだ6カ月なのか、こういうことでございましょうけれども、やはり先ほど申し上げましたように、苦しい中でも英断を持って先行投資は不可欠でございます。お隣の守谷市のふれあい道路を見るまでもなく、アクセス道路1本で、そのまちの状況が変わってまいります。また、元気が出てまいります。ぜひこの道路は早急に開発をさせなければならぬ、つくばみらい市にとっても大事な事業だと私は思うのであります。どうか、この結果、その進捗状況を、市長の方からご答弁をいただきます。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 野田牛久線バイパスについてご答弁を申し上げます。

現在、県道取手つくば線と県道野田牛久線との現道が交差するT字路より南太田地先までの延長740メートルですが、これが平成19年度供用開始ができるよう、交差点改良が今、板橋のお不動さんの先でやっておられます。これは19年度中に供用開始と。

それから、丘陵部から板橋のお不動さんの裏までの、やはり県道谷田部小張線からの関係でございますが、これは、もともと現在の県道谷田部取手線へ出入りできるような状況でございましたから、まず、これをとりあえずアクセスできるように事業に入りたいと、ということで今やっておられるところでございます。短期間でこれができるように一部設計もそういうことで見直しを行って、その成果をもとに再測量調査をしておるということでございます。これを、19年度中には用地買収に入る予定になっております。その間だけね。

さらに、お不動さんまでの間もなるべく早く供用開始できるように、今後もさらに要望活動を展開してまいりたい、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 山崎貞美君。

○20番（山崎貞美君） すばらしいお答えをいただきましたので、それ以上申し上げることはございませんが、19年度中に用地買収に入るということで、ここはご案内どおり市長の地元で、一番話がしやすいし、またご理解を一番いただける地域だと思われまゝ。いろいろなことがあろうかと思いますが、市長のぜひとも政治生命をかけて頑張ってください、このように思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 用地買収19年度完成は、小張板橋の県道までですからね。区画整理地内から小張板橋の、小張取手線の県道までの間。それから先はその後と、こういうことで理解してください。

○20番（山崎貞美君） わかりました。何はともあれ、これは本当に、いわゆる伊奈東の人たちばかりのあれではなくて、その先の方につながって、そしてワープステーションの方にも最終的には行くわけですからね、ぜひとも市長、頑張ってください。

それから、小林助役、この辺のところも県とのパイプもしっかりつけて、期待していますからね、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 暫時休憩します。

午後１時４５分休憩

午後２時０２分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

次に、４番中山栄一君。

〔４番 中山栄一君 登壇〕

○４番（中山栄一君） ４番の中山栄一です。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして質問させていただきますけれども、きょうは、３点の質問を用意させていただいております。で、今までの質問の中で、何度かやってきた質問の中で、ややその質問の焦点がわかりにくくて、ややぼけているんじゃないかというような意見もいただきましたので、何とか焦点をぼけないように端な質問をしていきたいと思うんですけれども、私自身の考え方も入れさせていただきながら質問させていただきたいと思いますし、また市民の皆様方のいろいろな考え方というのもありますので、その辺のことも質問の中に入れて質問させていただきますので、やや時間が長くなる点もあるかと思いますが、その辺はご理解いただいております。

第１問目は、教育問題についてお聞きをいたします。

教育問題といいましても、いじめ問題の一つのこれを防止する対策として、読書を通した教育、図書館教育というものが、子供の心を豊かにする、感性豊かな心を育てるような教育をすることが、非常にいじめ問題の解決に、いじめ問題対策の解決の一つにもなるんじゃないかと。これはもちろん識者の中でも叫ばれていることでありますけれども、こういう点について、教育長の考え方なり、また、つくばみらい市としての対策方針等をお聞きしたいと思います。

で、いじめ問題につきましては、昨日も、夜中でしたけれども、１２時からＮＨＫでいじめ問題の特集を組みまして１時ごろまで放送しておりましたけれども、大変根の深い問題で、先生方のご苦労というのでも大変なものがあるなということで、私もそのテレビ番組を見ておりましたけれども。

また、つくばみらい市の問題等においては、前回の一般質問の中でも、数人の議員の皆さんからいじめ問題の現状、どのようなことで教育長が把握しているか、またどういうふうな報告がされておるか、また対策としてどういうことがなされているかというような質問もありました。

ですから少し、前回の答弁また質問から角度を変えた形でこの問題を取り上げたわけですが、読書を通した教育、図書館教育ということは、先ほども言ったとおり子供たちの感性を豊かにする。読書を通して、その主人公となり、また登場人物となって、相手を思いやる気持ちであるとか、またいろいろ感動したとか、うれしいとか、今度どんなふうにしていこうとか相手を思いやったり、自分の考えを出したりという、こういうことで感性を育てる心の教育ということ、これがやっぱりいじめ対策、いじめ防止対策に大変効果的ではないかと。

こういうことが、もちろん、これは以前からそういうことが叫ばれているわけですが、一つの例として、これ教育長ご存じかと思うんですが、山形県の鶴岡市に朝陽第一小学校という小学校がありまして、これは図書館教育が大変盛んに実施をされていて、非常に話題になった学校です。この学校は、610名ぐらいの学校ですから、少し大規模校になりますけれども、この中で朝の始業前、また帰りの下校時、お昼休み、休み時間も図書館がいっぱいになるほど子供たちが読書をして、この610名で年間の平均子供の1人当たりの読書冊数が135冊というような、もちろん年々上がってきていまして、そういうことを校長先生もおっしゃっておいりましたけれども、この中で、図書館教育というものを充実させたものを進めていくことによって、子供たちの学力向上にも大変効果的であると。もちろんこれは当然のことかもしれませんが、それと同時に、いじめ問題などほとんどないと、この心を育てる教育というのが大変功を奏しているんじゃないかと、ということもおっしゃっておいりました。

そんな中で、つくばみらい市の方の状況を見てみますと、つくばみらい市、特に私の住んでいる地域は小絹小学校になりますけれども、この小絹小学校の中でもご父兄の方々、PTAのお母さん方がグループを組みまして、読書支援ボランティアということで、読み聞かせグループということでボランティア団体として大変活躍されている例があります。これは、私も何度かそのお母さん方とグループで話をしたり、また実際に学校の中で劇をしたり、また紙芝居をしたり、読み聞かせをしながらそういう活動を熱心にされている様子を見学させていただいたり、また校長先生と、いろいろな形で学校の中でこういうことを実施しているということもありまして、休み時間、また始業前、下校時等にやるに当たっているという学校との調整等もありまして、そのようなことを一緒にやってきた経緯もありますけれども、現在では、PTA活動の一環として委員会活動としてこの読み聞かせ活動を実践しておられるということで、大変すばらしい読み聞かせを実施しております。

ということで、ぜひ、こういうボランティアで読み聞かせをしているようなグループがあるということ、こういうことを側面から支援するような体制を、教育委員会、また教育長のそういう思いといいますか、そういうことをきちんと理解して側面から応援できるような体制をとっていただきたい。

また、つくばみらい市、ほかの学校において、地域においてこういうふうな地域の教育力という中からも、このような読み聞かせ活動というものを実際に実践しているグループがたくさんあると思います。ですから、そういう方を学校の教育の場に招いて、そして地域の教育力を生かす、ゲストティーチャーということをして今言われていますけれども、そういう形で、学校の中にも地域と学校が一体となった子供たちの心を育てる教育ということでそういうことを進めることにより、また、そういうものを支援することによって、いじめ対策防止の一端となっていくんじゃないかと。

ということで、きょう教育長にお聞きしたい点は、教育長の考え方と、現在そういう読書活動というものを通して、前回の答弁の中にも教育長が、読書活動を通していじめ教育の防止ということにそういう力を入れているという答弁がありましたけれども、その辺の考え方、現状、また、今後のそういうものに対する支援体制等々についてお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

読書活動を通して感性豊かな心を育てる教育の推進についてということでの質問ですが、子ども、子供たちが豊かな心を持つために、確かに読書活動というのは大事なことであります。自分の生き方を考えるすばらしい機会になると思います。

つくばみらい市では、こんな子供になってほしいということで、三つの実践活動を幼稚園、小学校、中学校で実践していただいておりますが、その一つの中に読書というのを入れています。

で、これについては、読書活動を各幼・小・中で推進してくださいということで話している中では、いろいろな活動がありますけれども、学校では今、中山（栄）議員が話されましたけれども、朝の読書の時間ですとか、休み時間の読書ですとか、昼休みですとか、いろいろな機会をとらえてやっていますけれども、それだけではなくて、家庭にまで入り込んだ読書をしてくださいということで、例えば家庭の中でみんなで1冊の本を読んで、その内容について話し合いをしますとか、あるいは一人一人が別の本を読んで、この本がすばらしかったよ、じゃお父さん、この本読んで、おじいちゃん、おばあちゃん、この本よかったです、そういう話し合いもすることによって、お互い話し合う機会もふえるだろうと、そういうこともすすめながら読書活動をすすめていただいているということもあります。

それから、今、読書ボランティアというような話も出ましたが、これもPTAの委員会活動の中で、名称は多少違うかもしれませんが、「読書ボランティア」という呼び方をしているところ、あるいは「図書委員会」という呼び方をしているところ、学校によって違いますし、学校のPTA活動の、いずれにしても一環としてそういう支援をしていただいている、そういう活動もしていただいていますし、それから、地域のボランティアで読み聞かせ等をしてくださる方もいますので、それらの活動にも頼っているところもたくさんあります。

それから、子供たち自身が、委員会活動として図書を整理をしたり、貸し出しをしたり、そういうこともやっております。

それから、県でも読書については大変力を入れておりますので、県では、みんなに薦めたい1冊の本事業というのを平成13年度から実施をしております。で、これは、50冊以上の本を読んだら、県の方から、あなたは50冊以上読んだという証書がもらえるんですが、特に、300冊以上読んだ子供に対しては賞状がきますが、これについてはつくばみらい市で8人の子供たちが賞状を受けています。

そういうことで、いろいろな手だてを講じながら、今、子供たちの読書活動をすすめている状況です。

○議長（豊嶋 葵君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） ありがとうございます。

この地域のボランティアの方々を、活躍する場を教育長の方でもぜひお考えいただきたいと思うんです。これは、つくばみらい市全体の学校を見ても、どこの地域でも、そういう子供のお母さん方で、このような読書支援ボランティアということで、グループを組んで活動している方もたくさんいるようにも聞いておりますので、その辺の実態というものもまたいろいろ聞いてきたいと思うんですけれども、ぜひ、その辺の地域の教育力の導入というものを、また学校との連携の中に生かしていただきたいということを、再度お願い

したいと思います。

それから、今、教育界では、学力低下というのが非常に問題になって、文部省の方針というのも、ゆとり教育と詰め込み教育というのが何か交互にきているような感じで、今の学習指導要領は平成14年度から始まったかと思うんですけども、この指導要領の枠を超えて教科書にも取り上げて、そして発展的な学習として、これは先生方の判断で授業をしてもいい、しなくてもいいということも言われて、学力不足というものをそういうことで補っていかうという、その学力不足というもののだけがややクローズアップされて、総合学習の時間さえも、学力不足ということで授業時間に充当するような流れというのもきていると、そんな感じがしますけれども、やはり総合学習の時間で子供の心の教育というのは非常に大切なことだと思うんです。

今、学校では一方的に授業を教わり、また、家へ帰るとまた塾の中でも一方的にどんどん情報を入れ、そしてテレビを見ても、ゲームを見てもやっぱり一方的に子供の中に情報が入ってくるけれども、子供が、先ほど市長も言われたとおりで、自ら判断して自ら学んで自ら行動するという力がどうしても育たない傾向にあると。で、やっぱりおじいちゃん、おばあちゃん方、3世代で同居しているという方も少ない、兄弟も少ない、近所を見ても子供たち、友達もいないということで、友達と一緒に双方向の、何と申しますか、情報交換しながら交流する場というのも少なくなっていると。

そういう中で、総合学習の時間であるとか、心を育てる教育というものは、ぜひとも今後とも力を入れていただきたい。その一つとして、この読書活動もぜひ地域の教育力、もちろん地域の中には、読書に限らずいろいろな分野で大変すぐれている方もおりますし、そういう方をゲストティーチャーという形でぜひ招いていただいて、そういう活動を展開していただきたい。また、その辺を支援していただきたい、そういう体制をつくっていただきたいということを考えておりますけれども、その辺について、教育長、もう一度考え方なりを答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

学力低下についてはまた別の機会にしたいと思うんですけども、私は、学力低下の一つの要因としては、規範意識の低下というのがかなりウエートを占めているのではないかなということも考えております。

今の質問、一応読書ボランティアということが中心ですので、それについてお答えしたいと思うんですけども、今、読書ボランティアの方に、いろいろなところでいろいろな活動をしていただいている。

ある読書ボランティアだけにとって一つお話しすると、これは市内のボランティア団体さんですけども、東小学校では、1年間に5回、その読書ボランティアの方に来ていただいていますし、三島小学校では毎月来ていただいていますし、それから板橋小学校、これも年9回来ていただいているということで、それから豊小学校では年4回、小張小学校では年6回、それから谷井田小学校、これも学年3回ということの報告を受けていますし、十和小学校でも年6回、それから幼稚園、保育所等でも訪問をしていただいている読み聞かせをしていただいているということもありますし、小絹小学校では、これはまた別の読書ボランティアの方から、朝の読み聞かせあるいは昼の読み聞かせということで、かなりの回

数、これははっきり何回というのは出ていないんですけれども、これもかなり何回も来てやっていたいているという報告があります。

以上、そういうことで、地域のボランティア、PTAなどのボランティアの方にいろいろなお世話になっているということを聞いております。

○議長（豊島 葵君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） ありがとうございます。この問題は、引き続きよろしく願いいたします。

2問目の質問に入ります。

2問目の質問は、つくばみらい市の市内を循環バスが通るということが、これは審議委員会の方の答申どおりに進めればそういう方向になるかと思えます。この循環バスを、みらい平駅を中心とした、新しくあちらの方に来られた方々、特に小学生が谷原小学校に通うというような場合に、別にそれに限るというわけではないですけれども、そういう状況において、スクールバスとしてこの循環バスの併用はできないものかと、その辺の検討を願いたいということについてお聞きをしたいと思うんです。

この循環バスというのは、現在の旧谷和原村を走っている循環バス、旧伊奈町の方ではきらくやまを発着点とするバスの運行、また、庁舎間のシャトルバス等が走っておりますけれども、これをいろいろ検討して審議委員会からの答申が出たということも聞いておりますけれども、その答申に沿って、みらい平地区、みらい平駅の周辺を中心としてコースを分けて、そのコースごとに循環バスを走らせるという形の答申に沿って運行をスタートしたいというようなことで聞いております。

これは、それで正しいのかどうかもあわせてお答えいただきたいと思うんですけれども、そういう場合に、みらい平駅の現在の状況というものを考えてみますと、先ほども話題になっている駅前のマンション、これがA棟、B棟、C棟と分かれていまして、A棟がいよいよ4月20日に入居を開始すると。これは232戸の戸数で、4月20日までには完売をしたいということで、販売担当者に私も何度か会いながらその辺の状況を聞いてきたわけですが、現行90%ぐらいの契約率で、4月20日の入居開始時までには全戸を完売したいというようなことをおっしゃってありました。

で、B棟、C棟については、440戸近く残りますけれども、これは10月20日、これから契約を開始するというので、ただ、この中でも非常に入居の方がネックになっているのは、やっぱり学校問題ということが販売の促進上で非常にネックになっているということもおっしゃってありました。学校が4年後ぐらいにできるとか、5年後ぐらいにできるとか、なかなかこれは補助金をもらう関係で、いろいろそこまでの年数を切ることが非常に難しいと思いますけれども、その辺のことがある程度出していただくと、非常に販売促進上、進めやすいと。

今、1歳のお子さんがいるご夫婦の方が来て、1歳で、じゃ4年後には、うちの子供が幼稚園、小学校上がるころには学校ができるんだということであれば、契約するという段階においても学校はまだわかりませんという返事の中で、じゃもう少し別のところを当たりたいと。こういうことで、非常に学校問題というのはネックになっているということは現実。先ほど神立議員の方からも、この学校問題、今のままではできないんじゃないかというようなこともありましたけれども、この辺は問題になっていると。

そういう中で、今の既存校を使って対応せざるを得ないんだということを前回の質問の

中でも答弁の中にありました。で、小張小学校を使う、そして谷原小学校を使う、これは自由校選択と。自由に学校を選択、これは、いわば都合のいいような言い方といえそのように聞こえるんですけども、やはり既存の学校を使って通学してもらうということになったら、学校というのは校舎があって、机、いすがあればいいというもんでもないし、ここに数十名の生徒が入るとなると、ソフト面の整備というのは非常に大事だと思うんです。先生方の配備であるとか、また新しい学校ではいじめ問題等も起きる、そういうときに対応する先生方、また備品の問題とか、グラウンドの整備等々、もちろん通学路等もそういうことで大変不備な点もあると思うんです。

そういう中で、4月20日にはいよいよ子供たちの登校がスタートするということで、現在でA棟の入居者数を考えた場合に、どのくらいの生徒数が発生するんだろうということ、その担当のセールスの方に聞いた中では、約30名ぐらいの小学生が発生するだろうと。もちろんこれは、教育委員会の方では入居者、契約者の名簿を分析している等々もあるかと思いますが、大体30名ぐらいだろうと。で、B、C入れると100名ぐらいが発生すると。ただ、そのほかのマンションの状況とか戸建ての状況を見ると、早急に小張小学校だけでは対応し切れない、だから谷原小学校もとなると思うんです。

そういう中で、自由選択ですから小張でも谷原でもいいよということでお客さんに選択してもらって、どちらの学校へ通ってもいいんだという方向になるかと思うんですけれども、そういうことで選んでいただくのであれば、きちっとした受け入れ体制をするというのは必要なことじゃないかと思うんです。

ですから、最低でも通学路の整備、じゃ私は谷原小学校に通いますと言った場合に、今の状態であそこの3キロの区間の道のりを子供たちが歩いて登校できるかということ、これはいろいろな防犯上の問題であるとか交通上の問題で、これが適当であるかどうかというのは、これはいろいろ考える必要があると思うんです。

そういう場合に、循環バスをスクールバス等を使うことはできないのか。じゃなかったら、きちっと通学路も整備しよう、街路灯等も整備をして、あそこを通っていただくこと。こういう自由選択で選んでもらう以上は、そのソフト面というか、これもハード面になるかもしれませんが、そういう整備をきちっとして受け入れ体制をとるということは非常に大切なことじゃないかと思うんです。

4月20日にはそれだけの生徒数が発生するということはわかっていることですから、その辺のことをどういうふうな具体的な対応を考えておられるかを、まずお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 細かくは教育長の方からご説明いただけたと思うんですが、まず、みらい平駅周辺の、いわゆるマンションのお子さんたちの学校の当面の対応ということでございますが、現在、既に谷原小学校、小張小学校へ通っておられるし、あの周辺はみんな、既に子供たちも旧小張小学校管内は半分以上がああ周辺から通っているわけですね、子供たちが。したがって、あの駅から小学校見えますから、防犯灯も完璧じゃありませんがつけてありますので、ここらをもっと完全化しまして、当面の対応はこの両校でしていただくと、こう考えております。

それから、バスの問題でございますが、これについても私の方からの考えを答弁させて

いただきます。

当面の対応はそういう対応で、それにどのぐらいの余裕があるのかと。100名ぐらいなら両方でまだまだ対応できると思っておりますが、ただ学年数の問題もございましょうから教育長の方から説明していただきたいと思います。

市内の循環バスでございますが、この導入計画につきましては、今、議員からございましたように答申をいただいております、答申を尊重して実施をしてまいりたいと、このように考えております。

で、市内を4ルートに分けて、2台のバスで運行するという予定でございますが、目的は、申すまでもなく公共交通空白地帯の解消と高齢者や交通弱者の救済等々と、駅、みらい平駅を拠点にしてやるわけでございますから、駅や公共施設等へのアクセス等、当然考えていくわけですが、スクールバスとしての併用ということになりますと、通学時間帯にバスも合わせなきゃならないということになりますので、これは実施の段階ではいろいろ検討させていただきたいと思っております。実施できるという断言は今のところできないわけですが、実施が可能なようにいろいろ検討してまいりたいと思っております。

いわゆる、東西南北へ四つに分けて設定しておりますので、通学路を考慮したものでございませぬので。ですから、今申し上げましたように、ここでやりますというようなわけにはまいりませぬので、さらに具体的な検討を重ねてまいりたい、このように考えて、なるべくなら通学の便にも供したいと、そのような方向づけをしてまいりたい。

これ、なかなか難しいのは、マンションへ来てくれる、新しく来られる方々の利便性も図るのももちろんでございますが、そうなりますと、近い将来は市内全域的なスクールバスの問題も考えなきゃならないと思っております。というのは、各学校によっては既にバスを利用しているお子さん方もおるわけでございます。小張小学校についても、一部利用しているお子さん方がいるわけなんです。下の方から来るお子さん方でございますが、そういうこともございますので、一人でも利用者が多いような方向づけをして、さらに具体的な研究を重ねて、供用開始するまでにはね。そういうことで、そして早い時期に事業者の決定もしなきゃなりませんので、そういうことも含めてやってまいりたいと、かように考えております。

○議長（豊島 葵君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） 特に、谷原小への通学ということになると、その辺はぜひ考えていただきたいと思います。もちろん今、市長が言ったとおり、全体のことを考えていかなきゃならないという状況もわかりますし、ただ、あの区間を実際に子供たちが歩いて通うかということになると、これはやっぱり、あそこに大きいまちづくりをしていきたいということで、もちろん、つくばみらい市もあのみらい平を拠点として大きなまちづくりをしたいと。そこに人口をふやして、そして活力あるまちをつくっていききたいんだということで、それがもちろん投資をしながら、今後あそこから税収が上がり、もちろん市民税、固定資産税、税収を上げて、あそこを起爆剤としていかないと、つくばみらい市も今後のつくばみらい市が描けないんじゃないかと言われている中で、やはり受け入れ体制がどうかというと、何かどうしても県任せのような形で住宅が進んできているという傾向があって、市の対応というのがやや一歩、二歩おくれてしまっていると。ですから、あれだけのまちをつくって、あれで税収を上げて、そして活性化をしていくんだと。それにはこういうふうな受け入れ体制を具体的につくっていくんだと、これは大変必要じゃないかと思う

んです。

ですから、学校の問題でももちろん投資的な経費になりますけれども、ここで先ほどのような地方債の残高を 230数億円という中を見て、これから地方債を組んでやるというのは大変なことはわかりますけれども、この辺の受け入れ体制だけは十分とって、そしてあの活力あるまち、そして、みらい平を拠点としてつくばみらい市をつくり上げていくと、こういう姿勢をぜひ市としても、市長にもそういう気持ちを持って、もちろんそういうふうに対応していただいていると思うんですけれども、何かやや人任せのまちづくりみたいな形になっているような懸念がして、そんな感じがするんですけれども、ぜひ市の方でも主体性を持って、きちっとした受け入れ体制を持って進んでいただきたいと、そういうふうに考えております。

その辺について、市長の考え方、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今のご質問だと、これからのまちづくりの問題ね。

これは、やはりいろいろな土地利用計画も含めて、市の意見も県の方に酌み入れていただいて、これからもやっていくように努力してまいります。

○議長（豊島 葵君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） ありがとうございます。

それでは、3問目の質問に移らせていただきます。

こちらの財政状況についてお伺いをさせていただきます。

先ほど神立議員さんの方から、いろいろ財政状況について地方債の残高であるとか、また基金について、行財政状況についてもいろいろな質問がありましたので、別の角度で質問させていただきますけれども、経常収支比率から見た行財政運営ということでお聞きをしたいと思うんです。

で、財政課長にも1点お聞きしたい点があるんですけれども、この経常収支比率、これは経常経費が経常経費充当一般財源の中でどのぐらいの比率を占めているかという、これは17年度の決算書しか資料がなかったんで、17年度、私なりに全部まとめてみたんですけれども、経常収支比率がこの決算書を見ると98.7%という、とても考えられないような数字。大体、経常収支比率というのは、80%を超えるとやや硬直化しているんじゃないかと言われている中で、98.7%の経常収支比率、これは17年度のつくばみらい市としての数字ですから、17年度というのは合併をした年ですので、旧伊奈町と旧谷和原村が合併をしてこのような数字になったということかと思うんですけれども。

これは、いろいろこの数字をずっと16年度と17年度を比較してみて、16年度の数字というのは、旧谷和原村が84%ぐらいだったと思います。それから、旧伊奈町が92%ぐらいだったということで、旧伊奈町の方はやや経常収支比率が高かったという傾向があったかと思うんです。ですから、この2町村が合併したんですから、大体90%ぐらいでおさまってもいいだろうという数字を考えたんなんですけれども、98.7ということなんです。

で、これはずっと計算してみると、確かに地方交付税は4億円ぐらい下がっている。大体この計算も、経常経費と経常経費に充てる一般財源と比較すると、分母が約100億円ぐらいに見ても、大体1億円で1ポイントぐらいずれてくると思うんです。ですから、4億円ほど地方交付税が下がっているということもあって、大体この辺は4ポイントぐらいは下

がっているだろうと。

で、ずっと見て、繰出金のところが非常に差があるんです。これは、きょう、財政課長にこの辺の内容を聞ければ一番ありがたいんですけども、繰出金が経常経費に充てる一般財源としての繰出金として、16年度が大体6億円、17年度が11億円ということで、全体の決算額は20億円と18億円でそれほど変わんないんですけども、これは経常経費として仕分けする段階でのその辺の違いがあったのかと思うんですけども、いずれにしても、きょう、課長、その辺が内容がわかればこの後お聞きしたいと思うんです。

ただ、この経常収支比率を見て、いずれにしても90数%という大変高い数字になっているということは確かなんです。ということは、100億円を大体分母で見ても98.7とか、1億3,000万円しか。よく業界用語というんですか、真水で使うお金とか何とかということをよく言われるようですけれども、実際にこの真水で使えるお金というのは1億3,000万円しかない。あとは大体使うべきところが決まっているお金であると。100億円が分母とぴったり100億円じゃないですけども大体そのぐらいだろうと。ですから、これをもとに起債をし、またこれをもとに補助金をいただいたといっても、大体3億円から4億円ぐらいの事業の展開しかこれじゃできないだろうと、こういう数字だと思うんです。ということは、350名の職員を抱えていても事業するお金がないという、そういう状態じゃないかと思うんです。

これは、もちろんこういうことがだれのせいでもないし、なかなか税収の問題とか、いろいろコストの問題とかでこういう数字が出ているわけですけども、ただ、これから経常収支比率がこういう数字になって、この後、市の総合計画とか行政改革大綱であるとか、集中改革プランとかこれから発表していく段階で、こういう数字を見て5年後、10年後ということを考えていかないと、このままではただ経費を削減するんだ、自主財源の確保はなかなか難しいと。先ほども言ったとおり、企業の誘致云々というのなかなか難しいと。難しい、金がない、難しい、金がないで進んでしまうということじゃなくて、どのように5年後、10年後を考えていく。これが集中改革プランの中にも私は入るべきだと思うし、そういう数値目標とか、工程表とかも入れて入るべきだと思うんです。

この総合計画を見た感じでは、先ほど海老原議員の方からもありましたけれども、大変読みやすく、非常に美しい言葉が並んでいて、非常にいい素案なんですけれども、じゃこの内容がどうかというと、具体性がほとんどないし、うるおいのまちづくり、美しいまちづくり、環境に優しいまちづくり等々がずらっと並んでいるということで、これで98.7%の経常収支比率を持ったつくばみらい市としての総合計画として、何かコンサルがつくったようなものじゃないかと思うような内容のものが、果たしてこの素案でいいのかと。

ですから、私、非常に集中改革プランには期待をしているし、また、その中に相当なものを入れていただけないのかを考えているわけですけども、まず、市長、ずっとやってきた中で、市長も行政経験長いという中で、こういう経常収支比率がこういうふうに出た、もちろん旧伊奈町の時代でも高かった、もちろん谷和原村も決して低くはないということで、やっぱりトップとして、こういう数字がずっと長年続いてきたということに対する今後の計画とか、長期の計画と今まで立ててきた中で、やはりある程度責任が私はあるんじゃないかと思うんです。

そういう行政運営においての市長としての経常収支比率、こういう数字を見た責任というものの、別にそれをどうこうというわけじゃないけれども、そういう分析をどうされてい

るか。この辺について、課長と市長から答えをいただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

経常収支比率98.7%、確かに高いです。議員おっしゃるように、合併前の伊奈と谷和原と仕訳して今ご説明ございましたが、もちろん伊奈の方が高かった。というのは、消防署も単独で持っていた、これは非常に大きかったです、43名からの定数を抱えていたわけですから。今、もとの伊奈消防署は43名おりましたが、19名でございますから、あとは水海道署とか、守谷署の方へ配置換えになったと、こういうことで少なくなっておりますし、施設も非常に旧伊奈は多かったんですね。運動公園とか、きらくやまとか、そういう関係。それから、職員も多かったですから、そういう関係で大きくなっております。

で、今後の問題としては、これを解消するには業務委託経費や需用費などを対象に徹底した見直しをしていくのは当然でございますが、今回お願いしておるいろいろの役職員、非常勤職員も含めて、こういう人件費とか、そういうものもぐっと少なくなってきましたし、合併後、退職された職員の欠員という形での補充というのはしませんから、もっともっと人員を削減してまいりたいと考えておりますので、こういうことで相当今までとは違ってくることは間違いないと、こう思っております。だからといってすぐ好転するわけにはまいりませんが、そういう方向づけでやってまいりたい。

それで、今、集中改革プランの問題もございましたが、これに盛り込んでいる内容を、まず行政組織の整備、それから新行政運営方法の導入、財政の健全化、これはもちろんですが、このためにやるんですから。事務事業の見直し、人材育成と定員の管理、給与の適正化、この五つを大きな柱として改革プランを作成したということでございますので、いろいろお気づきの点があったら、今後ともご指摘のほどお願い申し上げます。

○議長（豊島 葵君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 今、地方交付税が12年度をピークにだんだん下がっております、要するに固定的な経費に充てるものの歳入が減っておりますから、それで逆になかなか通常の削減が容易でないですね。義務的経費と言われる人件費、それから扶助費、これは医療費とかもろもろございますね、予算で言えば20節ですが。それから、公債費、これは借財でございますが、その三つの要素というのがなかなか減額というのは非常に困難なんです。

ところが、19年度は、先ほど市長から出ましたように、人件費の削減を始めましたけれども、かといまして、13年から今年度まで含めましても、人件費、これは職員が主になりますが、なかなか計数的に削減なってございません。

それから、逆に団塊の世代と申しまして退職者が出てきますから、これが退職者特別負担金、これは18年度で6,000万円ほど負担がふえていますので、努力いたしましても容易に減らない状況でございます。

それから、どうしても経常収支比率が高いものですから、普通建設事業費の方になかなか回すことが、一般財源そのもの、自主財源そのものではなかなか難しいという状況にございます。

そうかといひましても、この正念場を乗り切ることが財政的な課題ですし、市の課題でございますから、どうするかという問題では、何回もご質問で出ていますが、とにかく市の行政改革大綱プランもございますし、それから各種事業の評価もございますし、とにかくあらゆることを考えて、とにかく自ら市が立ち上がっていくんだという気構えでございますので、とにかく執行部だけでやるんではございません。これは議員さん方でやるんでもございます。とにかく市民の皆様方と一緒に、とにかくこの財政問題をどうするかということで、あらゆる工夫をしてまいりたいというのが正直な考えでございます。

それで、とにかく経常的な一般財源も減っていますけれども、いかに経常的な、常にかかる賄い費をいかに削減して、いかに財政構造を柔軟性のある、弾力性のある構造にしようかということも課題で取り組んでおりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） ありがとうございます。

質問はこれでほとんど終わりなんですけれども、ただ……よろしいですか。

経常収支比率を下げていくというのはだれもがご承知のとおりで、自主財源を上げるか、コストを削減するかと、二つがうまくいけばいいことで、先ほどから神立議員さんの質問の方からもコスト削減ということで、今も出ましたけれども人件費の削減、特に経常収支比率の中では人件費、扶助費、公債費、物件費あたりが大変高い比率を占めていると思うんです。扶助費というのはどうしても上がる傾向にあるし、公債費も、これから特例債事業等々もやる中で上がっていくということもあり、経常収支比率の経常経費を下げるというのは非常に難しいかと思うんですけれども、人件費あたりは中長期でいろいろと具体的なものを考えていかなければならない時期に来ているかとも思うんです。

ちなみに、余り比較することはよくないかと思うんですけれども、守谷市の人件費はどれぐらいにかかっているか。大体31億円ぐらい。で、つくばみらい市は大体32億円ぐらいじゃないかと思うんですけれども。市税はどのぐらいあるかというと、守谷市は約85億円、こちらは50億円、それは別にどう比較というんじゃないですけれども、そういう中で、どうしても財政状況というのは、おのずとそういう数字から見ても非常に厳しいというのはおわかりいただける数字じゃないかと思うんです。

そんな中で、コスト削減の人件費削減というのは、今、市長の給与もカット、特別職の給与もカット、また、部課長の部課長手当も少しカットするということも出ております。で、前回の今川議員さんの方からも、議員もやっぱり10%ぐらい報酬を下げるべきだということも出されましたけれども、そういうことも含めて、議員も30名いて、2月まで任期ありますけれども、これも少しでも任期を縮める方向で考えるべきじゃないかとか、また今後の定数というのは20人でいいのか、18人ぐらいでいいんじゃないかとか、いろいろなことを考えながら、双方向でキャッチボールしながらやっていくということも大切だと思うんです。

ぜひ、コスト削減策と自主財源比率を高めるということはぜひ努力していただきたいと思うし、企業の誘致というの、先ほども大変難しい問題だとおっしゃっていましたがけれども、やっぱり中長期で具体的なことを考えていくということで、5年後、10年後に、じゃ5年後に企業を誘致しよう。そういうためにはどこを場所を選定して、そこに上下水道の整備であるとか、道路をつけるとかということで、具体的なことをぜひ、この総合計画あたりにも具体論が入ってくるかと思ったんですけれども、なかなか具体的なものが入

っていないということで、また行政改革大綱とか集中改革プランの中にもいろいろな具体的なことを入れていただいて、それを我々も検証していきたいということで考えていますし、検証することがまた一番大事なことかと思いますので、そういうことで経常収支比率から見た財政ということについての意見を述べさせていただきましたけれども、答弁、本当にありがとうございました。

これで質問を終わります。

散会の宣告

○議長（豊島 葵君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、3月7日午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

なお、議案に対する質疑の発言通告は、あした7日の正午までに議長の手元に提出願います。

本日はこれにて散会します。

午後2時50分散会

第 2 号

〔 3 月 7 日 〕

平成 19 年第 1 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 2 号

平成 19 年 3 月 7 日 午前 10 時 00 分開議

1. 出席議員

1 番	高 木 寛 房 君	16 番	飯 野 喬 一 君
2 番	鴻 巣 早 苗 君	17 番	大 好 光 君
3 番	染 谷 礼 子 君	18 番	海老原 弘 君
4 番	中 山 栄 一 君	19 番	富 山 和 夫 君
5 番	倉 持 悦 典 君	20 番	山 崎 貞 美 君
6 番	飯 泉 静 男 君	21 番	廣 瀬 満 君
7 番	堤 實 君	22 番	今 川 英 明 君
8 番	福 嶋 克 良 君	23 番	豊 島 葵 君
9 番	岡 田 伊 生 君	24 番	細 田 忠 夫 君
10 番	古 舘 千恵子 君	25 番	倉 持 眞 孜 君
11 番	直 井 誠 巳 君	26 番	川 上 文 子 君
12 番	横 張 光 男 君	27 番	中 山 平 君
13 番	安 藤 幸 子 君	29 番	神 立 精 之 君
14 番	松 本 和 男 君	30 番	市 川 忠 夫 君
15 番	古 川 よし枝 君	32 番	野 田 正 男 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
助 役	小 林 弘 文 君
収 入 役 職 務 代 理 者	豊 島 久 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	海老原 茂 君
市 民 部 長	羽 生 恵 洋 君
保 健 福 祉 部 長	渡 辺 勝 美 君
産 業 振 興 部 長	鈴 木 清 君
都 市 建 設 部 長	青 木 秀 君
教 育 次 長	倉 持 政 永 君
秘 書 広 聴 課 長	森 勝 巳 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	吉 田 弘 之 君
人 事 課 長	大 塚 勝 美 君
財 政 課 長	秋 田 信 博 君
水 道 課 長	間根山 知 己 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成19年3月7日(水曜日)

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長(豊島 葵君) ただいまの出席議員は30名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局主事、議案説明のため、市長、助役、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長、課長補佐及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

○議長(豊島 葵君) 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

3番 染谷礼子君。

〔3番 染谷礼子君 登壇〕

○3番(染谷礼子君) おはようございます。

3番の染谷です。よろしくお願いいたします。

今回、2問通告させていただいております。

初めに、子供医療費の助成拡大についてということでお伺いいたします。

日本の人口は、毎年平均約75万人ずつ減り、2055年の総人口は8,000万人になるのではないかとわれております。人口減少社会に突入し、社会保障費の増大や経済力の減退など、日本の危機が懸念されているところでございます。このような時代だからこそ、国を初め自治体においても、独自の改革で将来への備えが最も重要ではないかと私は思うのであります。

私たち公明党は、将来の宝である子供たちを社会全体ではぐくむ、チャイルドファースト社会の実現を提言しております。そこで、今回、少子化対策について、チャイルドファースト社会、いわゆる子供優先社会への取り組みといたしまして2点お聞きしたいと思い

ますので、よろしくお願いいたします。

初めに、入院時の医療費助成ということですが、現在、本市では、乳幼児医療費支給事業として、ゼロ歳から6歳までの就学前が実施されています。義務教育終了時の中学生まで拡大し、子供医療費支給事業としてはどうかと思うのであります。

現在、実施している乳幼児医療費助成は外来のみで、入院時は該当しておりません。入院は、家庭への負担も大きい、また子供を守るための支援としても大変喜んでいただけないのではないのでしょうか。本市では、入院時の助成について、乳幼児を含めまして、小学生、中学生まで拡大をするお考えについてお聞かせいただきたいと思います。

2点目の所得制限につきましてですが、現在実施状況によりますと、ことし平成19年ですね、1月では、全体の乳幼児数の2,024人ありますが、受給者数が1,903名で94%、2月は、受給者数が1,946人で96%で、ほとんどの子供が所得制限はあっても該当しているわけです。非該当者は、月平均二、三人で、年間では30人から40人と伺っております。であるならば、緩和をして少しだけ枠を広げるよりも、思い切って撤廃をしてはどうかと思うのであります。所得制限があるということと、所得制限がないということでは、子育て支援に積極的に取り組んでいる市としての印象が大きく変わるのではないかと、このようにも思うのです。

また、県内におきましても、44市町村の中で、所得制限を撤廃しているところは、現在17市町村ですが、市に関しましては、32市の中で14市が実施をしております。県内の約半分の市が撤廃をしているような状況です。ぜひとも、本市でも撤廃をすべきではないかと考えますが、この点につきましてもお聞かせください。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 子供医療費の助成拡大ということで、1点目は、入院時の医療助成についてと、小中学生までということですが、入院時の医療費助成につきましては、現在、議員がおっしゃられるように、乳幼児につきまして、平成17年11月から、3歳から6歳まで、小学校の入学前まで対象が大分拡大し、医療福祉費を助成しております。これは少子化が進む中で、乳幼児を健やかに育てるための環境づくりの一環としての事業として助成しておるわけでございます。

ちなみに、入院時の医療費助成を小中学校まで拡大する市町村は、県内では数市町村ございますが、現在のところでは、ほとんどの市町村が県の基準に基づいて助成をしているというようなところが現状でございまして、なかなか簡単に、はい、拡大しようというわけには、現在のところまいらないと思っております。

次に、所得制限の緩和及び撤廃についてということですが、この医療福祉費支給制度は、県の助成を受けて、ご案内のとおり実施をしているものでございまして、県の基準に基づいて、一部自己負担を除き助成しております。入院時の医療費助成の拡大や所得制限を緩和、撤廃するということにつきましては、市単独での助成事業となりますので、今後いろいろな面から研究をさせていただきたいということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

○保健福祉部長（渡辺勝美君） 医療福祉費制度につきましては、乳幼児と母子と父子、

妊産婦、それから65歳以上の重度の方について医療費の助成を行っているわけですが、先ほど市長からもありましたように、対象年齢の引き上げを17年11月に改正しております。これは3歳未満児でやったものを、小学校入学前までに引き上げた経緯がございます。そういう意味では、まだ引き上げたばかりであるわけです。所得制限の撤廃につきましても17市町村ということで、ゼロ歳のみに行っているところとか、5歳未満児に所得制限を撤廃している、いろいろなケースがございます。そういう意味からも、県の医療福祉協議会、あるいは担当者の会議の中でいろいろと研究してまいりたいというように考えております。

○議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

○3番（染谷礼子君） 今、ご答弁いただきましたけれども、やはり大きな原因としましては、財政という問題があるかと思えます。そこで、参考までに、牛久市での実施状況を紹介させていただきたいと思えます。

牛久市では、乳幼児ゼロ歳から6歳までには、外来も入院も助成をしています。しかし、小学生、中学生につきましては、入院した場合のみに限って医療費の助成を実施しております。7歳から15歳までの対象児童は6,267名ですが、実際に入院の支給件数は、1年間で48件だったそうです。支給額は217万円であり、本市の状況から考えますと、約半分ぐらいになるのではないかとおもわれます。

財政的なことを考えますと、いろいろと問題点はあるかと思えますが、将来を託す子供たちのために、つくばみらい市の市名のごとく、未来に責任を持つ取り組みに期待をするところでありますが、牛久市のように小中学生への入院時の実施について、もう一度、市長にお伺いしたいと思えます。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 先ほど申し上げましたように、今ここで、はい、それでは実施しましょう、というわけにはまいりません。いろいろな角度から研究する期間をいただきたいと思っております。

○議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

○3番（染谷礼子君） ぜひとも研究をしていただきまして、早い時期に実施できますことを期待いたしまして、1問目の質問を終わりにいたします。

続きまして、2問目の妊産婦の無料健診の拡充についてということでお伺いいたします。

未来の担い手である子供たちがふえることこそ、少子化対策の一番の根本であると感じております。少子化の原因はさまざま考えられるわけでありますけれども、特に、出産を初め子育ての経済的負担が大きな要因になっている、このようにも思うわけであります。子供を産み、育てたいと願う人たちの望みが経済的な理由で妨げられないよう、子育て世代への支援が不可欠ではないのでしょうか。このような中、昨年10月から、出産一時金につきましては、30万円から35万円に増額され、大きな前進であると感じております。本市では、昨年270名の出生届けがあったと伺っております。昨年以上の出生率アップを願い、安心して子供を産み、育てやすい環境を整える上から伺いたいと思えます。

妊産婦の健診は、母子健康手帳で受診が示されております。その内容は、妊娠初期は、4週間に1回、中期は、2週間に1回、後期になると、1週間に1回、毎週1回ずつ受診をするようなことが示されております。妊娠初期から分娩まで14回から15回の受診、その

上、前期後期の血液検査などもあり、通常の場合、総額約11万 7,000円ほどかかります。また、何か異常があった場合などは、20回以上の受診をされる方もあり、出産までの費用が若いカップルにとって経済的負担になっているわけです。全部無料にこしたことはないのですが、現在実施している無料健診2回を拡大すべきと考えますが、この点につきましてお聞かせください。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 妊産婦の無料健診拡充ということで、現在の2回を拡大しなさいということですが、妊産婦健康診査は、平成9年度に県より移譲されて以来、いわゆるつくばみらい市医療機関に委託して行う妊婦健康診査及び育児健康診査実施要綱、これに基づきまして実施をまいりました。現在、第1回目、妊娠前期、満19週までですが、と、第2回の妊娠後期の満20週期以降の2回の、議員おっしゃられたように、妊婦健康診査受領票を母子手帳申請時に交付しております。

今回、厚生労働省より、少子化対策の一環として、妊娠中の健診費用の負担軽減と積極的な妊婦健康診査の受診を図るため、自治体における妊婦健康診査の公費負担による受診回数増が望ましいという通知をいただいております。したがって、市としても平成19年度にいろいろ調査をし、そして研究して前向きに考えていきたいと、このように思っております。

○議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

○3番（染谷礼子君） 平成9年からこの助成を実施ということで、10年になるわけですが、一向に出生率が伸びないというような状況が現実であります。国の方針からも、19年に調査という答弁をいただきました。しかし、一歩早く無料健診の拡大を進めている自治体もふえております。愛知県の大府市というところでは、無料健診を今まで3回実施してまいりましたが、ことしから11回ふやして妊婦には14回の無料健診。また出産後の健診というのは、通常2回ほどの受診があるわけですが、その1回分を公費負担をし、トータルで15回を実施しているそうです。また、県外で受診をした場合は償還払いをしているということも書かれておりました。

今、市長の方から、国におきましても今国会で、厚生大臣が最低5回を基準にと示しておりますが、厳しい財政状況ではありますけれども、少子化対策として早急な対応が必要かと思われまします。本年の調査ということではありましたが、国で示した最低この5回という基準につきまして、市としては何回ぐらいをお考えなのか、もう一度市長の方に答弁をお願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ただいまご答弁申し上げましたように、もう少しいろいろ勉強期間を置いていただいて、そして回数等もその中で決めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

○3番（染谷礼子君） ありがとうございました。

最後に、余計なことかもしれませんが、ある調査のことが新聞の方に掲載されておりましたので、ちょっとご紹介をいたします。

リビング新聞というのがありまして、毎年全国2万4,000人を対象に実施している調査ですけれども、主婦が選ぶ助かりました大賞というのがありまして、その中に、子育て部門というのがあります。その中で、ことし金賞になったのが児童手当制度の拡充、また、銀賞に選ばれたのは、子供たちが仕事を疑似体験できるテーマパークキッズニア東京というのがありまして、大変今人気があります。ここに入るのに半年待ちというような話も聞いております。これが銀賞に選ばれ、また銅賞には、出産一時金の引き上げが選ばれたそうです。投票者の方から、家計が大変助かったとの声が多く寄せられたと書かれてありました。今こそ子育て支援が求められているときではないのでしょうか。どうか子供優先社会実現のため、一層の努力をお願いいたしまして、今回の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（豊島 葵君） 次に、24番細田忠夫君。

〔24番 細田忠夫君 登壇〕

○24番（細田忠夫君） 24番の細田です。

通告に基づきまして、2点ほどお伺いしたいと思います。

最初に、税源移譲と財政という問題を伺いたいと思いますけれども、税源移譲と財政は少し違う点もあると思いますので、分けて別々にお伺いしたいと思っております。

まず、税源移譲の問題についてお伺いいたします。

三位一体の改革により、国から地方自治体に、交付税を減らすかわりに自治体の独自財源、いわゆる住民税をふやすという税源移譲が今回行われたわけがありますけれども、ことしの1月から所得税の税率を引き下げ、そのかわりに住民税の税率を変更した。しかし、住民1人当たりの負担総額は税率変更後も変わらない、こういうことであろうと思うのです。住民税は6月から加算されるということだろうと思うのですけれども、この税率、税源移譲により、本市の住民税はどのように増収となるのかということをもまずお伺いして、それから、交付税の減額にかわり住民税をふやすということでもありますので、であるならば、交付税減額との関係はどうなのかということもお伺いしたい。

それから、今回のこの税源移譲は、所得に即して住民税に移行されるというわけですので、この方法だと自治体の財政力の差がますます拡大するのではないかと、私はそんなように感じておりますけれども、その点についてどのような受けとめ方をされているのか、まずその辺についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 税源移譲と財政についてということで、税源移譲による増収の見込み、交付税減額と税源移譲の関連等々、さらに財政の状況、こういうことでのご質問でございますが、まず税源移譲と増収見込み額は、住民税個人所得割が約3億3,000万円ぐらいでございます。これまでの課税所得の段階では、市民税6%を超える税率もありましたので、すべての所得階層で増収になるわけではございません。平成18年度までの所得譲与税につきましては、全額基準財政収入額に算入されておりましたが、平成19年度には制度廃止され、ゼロとなります。

それから、今度、住民税は平成19年度から適用され、所得税と地方税を合算すると、税の負担は変わらないと申し上げることができると思います。税源移譲される市にとりましては、適正、公正な賦課を心がけて、納税に対する住民の理解を得ることと、税率の低

下を来さないように財源確保に努力してまいります、議員の今おっしゃられた概略はそういうことだと思います。

財政の現況でございますが、地方交付税額の減収や各種の基金の繰り入れ、あるいは臨時財政対策債などの発行を余儀なくされている環境という状況でございます、総括的に申し上げます。具体的な問題は、担当課長の方からご説明をさせます。

○議長（豊島 葵君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 今、根幹的なお話は市長からお話させていただいた状況でございますが、税源移譲で所得譲与税が廃止されたということは、基準財政収入額の方に今までは算入しておりましたので、それがカットされます。それで、今度は収入の、納税者の方々の底辺が拡大になりますので、この辺で収納率が下がることが、非常に市の財源の確保上課題になっておりますので、可能な限り税収を上げるように努力しなければならないという状況でございます。

それで今、元気アップチャレンジプランということで、昨日、会議がございまして、3,000万円ほど、これは無条件で国の方から交付されるような特別交付税がございしますが、そういう状況にもございますので、とにかく、税源移譲されるということは当然それが徴収率が低くなっても、交付税の算定上は、算定額されたものは100%移譲したんですよという解釈がされておりますので、本市といたしましても全庁的な取り組みで、ぜひ税収の確保に取り組まなければならないという認識をさせていただいております。

○議長（豊島 葵君） 細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） 今、私、収納率の問題をお聞きしたわけじゃないんですけども、市長の答弁だと、増収分は、個人の関係で3億3,000万円という答弁だったと思うんですけども。今回、私は基本的なことをお聞きしたいんですけども、国は、この税源移譲を3兆円国から地方に譲渡すると、こういうことでスタートしているのですよ。3兆円を、国民1人当たりで割りますと約2万4,000幾らになるのですよ、私の素人の計算でいきますと、大体そのくらいになると思うのです。そうすると、単純に考えましても、つくばみらい市は人口が4万人強ですよ。そうすると、単純に計算しやすく4万人としても9億6,000万円になるんですよ。その9億6,000万円を、県と市町村で分けると、これが私は基本だと思うのですよ。国が3兆円地方に譲渡するというのですから。ところが、9億6,000万円のうち3億3,000万円と、こういうことですよ。この大半は県に入っちゃうのですよ、実際。私は、市町村にほとんど入るんじゃないかと、最初はそういう感じを持っていた。ところが実際は、ほとんど県に入っちゃう、市町村には3分の1、35%くらいしか入っていないのです。確かに県は増収になりますよ。しかし、市町村には大した恩恵はないという感じを私は感じているのです。せめて、県と市町村と半々くらいに何でなかったのかという感じがしてならないのです。

それで、実は、この本市に入る3億3,000万円には定率減税が含まれている。定率減税は15%あったわけです。それを、ことしと来年、半分ずつ7.5%ずつ廃止されるんです。定率減税の廃止の分だけで1億円以上になるのだらうと私は思うのです。そういうものを引いて、そのほかにも、年金で新しくまた課税される人も出てくるという、そういうものが含まれて3億3,300万円なんですよ。そういうものを差し引きますと、恐らく相当少な

くなっちゃう。現実はこの状況にあるわけですよ。で私は、税源移譲、税源移譲と国が非常に宣伝文句だった、その割に市町村に入っていないということ、こういう状況に対して、もっともっと地方は、市町村は、県なり国に、私はその状況を主張していくべきではなかったかという感じがしてならないわけですけども、その辺のご所見を承りたい。

それから、交付税の削減のかわりに、この税源移譲というのが、いわゆるうたい文句ですよ。実際は交付税の削減と。単年度で計算すれば、たしか、ふえているかもしれない。しかし、交付税は数年前からずっと削減されて、平成12年をピークにみると半減されているわけですね。そういう意味におきまして、このうたい文句どおりに、いわゆる交付税減額のかわりに、この税源移譲をするんだというこのうたい文句は、私は余りにも隔たりがあり過ぎるんじゃないかという感じがするわけですけども、その点の受けとめ方はどうなのか、お伺いしたいと思うのです。

それから、もう1点大事な点は、今回のこの税源移譲は、所得に比例して、所得に応じて、いわゆる税源移譲されるわけですよ。ということは、所得の多い地域のところは税源移譲が多くなっていくと、こういうことだと思うのですよ。現に、きょうの朝日新聞にも、県民の1人当たりの所得が載っていました。いわゆる全国の県民1人当たりの所得が載っていましたけれども、もちろん1位は東京ですよ。茨城県は、中ほどよりいいのですけれども13位で、東京が1人当たり455万9,000円、茨城県は292万9,000円、150万円の開きがありますよ。ということで、所得に比例して税源移譲されたということは、地域によって格差が従来もあったわけですよ。それがなお一層この税源移譲の方法によって私は拡大しているのではないかと、拡大するのではないかと、こういうことを感じているわけです。したがって、そういう問題についても、もっともっと私は、地方は県・国にこの税源移譲の問題については主張していくべきではなかったかという感じをしているわけなんですけれども、あわせてその辺の所信をお伺いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） この問題につきましては前にも申し上げたと思うのですが、六者、いわゆる市町村の首長、議長会で作っている団体で、これまでも陳情を重ねてきたわけですが、つくばみらい市の状況からすれば、こういう問題については、前の状況からすれば、余りメリットはないなと私も考えていたわけですが、今後も六者会議に強い要望をして、中央陳情を重ねてまいりたいと、こう思っております。

いずれにいたしましても、これは、国が決めて地方に流してくるわけですから、国を動かさなきゃだめなわけですから、私は、今もっともっと六者会議の中で、議長なども協力して強い要望を重ねてまいりたいと、これに尽きると思います。そういう考えであります。

○議長（豊島 葵君） 24番細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） 今回の、いわゆる三位一体の改革、あるいは地方分権のその目指すところは、国と地方が同等の立場なんだと、こういうことが目指されて改革がされているわけです。であるならば、やはり地方と国は同等なんだという、こういう感覚をもっていく必要があるという感じはするわけです。

いずれにしても、今後も、まだ税源移譲の問題はこれからもあると思いますけれども、どうかひとつそういう点において、市町村は市町村の主張というものをもっともっとして

いくべきだと、こんなことを感じておりますので、あえて申し上げる次第であります。

それでは次に、財政問題も通告しておりますので、その点１点お伺いしておきたいと思
います。

昨日もこの財政問題が取り上げられまして、本市の公債残高が、合わせますと、一般会
計、特別会計、水道事業等を含めると 234億円になるということが明らかになったわけ
ですけれども、そのほかに私は、一部事務組合の本市の負担すべきこの公債残高というの
があるのではないかと思うのですけれども、この際、その分も明らかにしていただきたい
と思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、財政問題で重要な点は何といっても、これから先ほどのことではありません
けれども、やはりあてにならない不安な財源を、不安定なものですから、どうしてもこれ
から自主財源を確保していかなければならないということを強く感じております。したが
いまして、その自主財源を含めて今後の財政計画があれば、あわせてお伺いしておきたい
と思います。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 一部事務組合に対する市負担の公債費の額であります
が、一部事務組合、常総地方広域市町村圏事務組合、それから取手地方広域下水道組合、その
ほかに、取手市外 2 市火葬場組合と常総衛生組合があるわけでありましたが、常総地方広域
市町村圏事務組合の公債費にかかる市の負担は、2 億 9,108 万 8,702 円です。それから、
取手地方広域下水道組合に関しましては 79 億 6,139 万 7,090 円です。そのほか、取手市外
2 市火葬場組合と常総衛生組合の方は、現在、調べたんですが、今のところはっきりわか
らないということでございますので、ご了承いただければと思います。

○議長（豊島 葵君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） お答え申し上げます。

先ほど部長答弁いたしましたように、15.9%が当市の市債残高の比率を占めているとい
うことで 2 億 9,108 万 8,000 円でございます、細かい数字ありますが。それから、全体額
は、19 年 3 月末で 18 億 3,445 万 8,000 円ほどあるという状況でございます。

それから、取手地方広域下水道組合でございますが、全体額では、18 年度までは 328 億円
からあるということでございます。それで当市の負担は、24.3%を占めるのが 79 億 6,000
何がしというような状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 細田忠夫君。

○24 番（細田忠夫君） 一部事務組合の場合も、いわゆる起債の分は、すべて自治体ご
とに負担額は計算されているわけですね。ですから、そういうものをすべて含めて、最
最終的に総合計が幾らなんだということをはっきり発表していただければありがたいと思
たんですけれども、そういうことを計算していただけませんか。

財政については、また後ほど同僚議員もいろいろ通告があるようですからこれだけにさ
せていただきますけれども、夕張市には申しわけないのですけれども、やはり夕張市を対
岸の火事としないように、これからも、しっかり財政計画に取り組んでいく必要があるん
ではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、行政改革の推進ということについて通告をさせていただいております。少子高齢

化、人口減少社会を迎える中で、自治体の財政は非常に厳しい状況があると思うわけです。今後、この行政改革を強力に推進して、行政のスリム化、効率化を一層徹底していかなければならない状況ではないかと思っております。

一方、これから地方分権が一層推進されていくわけですが、分権によって得た権限を今後どう生かせるかが、各自治体の能力が真正面からこれから問われる時代になりつつあると、このように思うわけでございます。

また、少子高齢化につきましても、今後急速に進行する可能性があるわけですが、その点十分注意しなければならないと思うわけです。決して遠い先の話ではない。現に、団塊の世代は、本年から一団が60歳に入るわけです。5年後かあるいは7年後は、この団塊の世代がすべて65歳以上になる、こういう状況にあるわけですが、ここ5年か7年後には、日本の人口の4分の1以上が65歳以上という超高齢化社会を寸前に控えているわけでありまして、したがって、保健、医療、福祉等を中心に、行政ニーズは急増するであろう。

また一方、この右肩下がりの時代は税収が停滞し、やがて減少となっていくことが予想されるわけですが、一方、行政ニーズは急増し、収支のバランスがますます崩れていくという状況にあるかと思うのです。しかしながら、持続可能なこの地域社会はつくっていかなければならない、そのことを私も強く自覚して取り組んでいかなければならないと、このようにも感じているわけですが、したがって、行政改革、これからの計画がありましたら、ひとつ伺いしておきたいと思っております。

具体的な問題として、私、申し上げたいわけですが、まず財政の健全化を図るために、第一に歳出の削減に取り組まなければならないと思うわけです。そこで、歳出削減の具体的な取り組みとして、事業の見直しをするための事業の仕分け作業が必要ではないかと思っております。この件につきまして、私は、町の時代にも1回取り上げさせていただいたところでありますけれども、合併した今こそ必要ではないかと私は感じているわけですが、

具体的に、仕分けによって、事業の廃止または統合、そしてまた民間に委託できるもの、あるいは市が継続するにしても、改善、縮小、強化等の仕分けということで、現にこのことを実施して大きく成果を出しているところもあるわけですが、

そのために、まずそれを実施するに当たり、仕分け作業をする検討機関が必要ではないかと思うわけですが、名称はどういう名称であろうとも構わないのですけれども、行政効率化対策本部というようなものを設けて検討していく必要があるのではないか。これには外部の市民に参加していただいて、本格的な取り組みをしていく必要があるのではないかと、こんなようにも思っております。

本市には今、行政改革推進本部というのが設けられているというお話ですが、それらの内容もあわせて伺いして、この辺のことについてどうお考えか、伺いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 行政改革の推進についてというご質問でございます。つくばみらい市の行政改革につきましては、現在、つくばみらい市行政改革大綱及びその行革大綱の行動計画とも言えるべき、つくばみらい市集中改革プランの策定作業を進めておるところで

ございまして、これは今年度中には完了したいということで進めております。

今後の取り組みに関しましては、現在策定中の行財政改革大綱に基づきまして、行財政運営全般について、議員がおっしゃられたように、事務事業等の見直しは当然でございますが、歳出全般の効率化と重点化を図るとともに自主財源の確保を図っていくと。さらに経費の削減、合理化等、行財政の健全化を図っていくために、今、議員の方から、行政効率化対策本部の設置等を考えた、仮称でございますが、こういうご質問でございます。具体的には、担当部長の方から説明させますが、本市では、この役割を担う行政評価審査委員会というのがございますので、本委員会を設置しまして今後進めてまいりたいと、このように考えております。具体的には部長の方から説明させます。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 行政の効率化を目指しまして、現在、一つの指針となります行政改革大綱を作業、策定中であります。もちろんこの大綱を基本にしまして、さまざまな角度から効率化を図っていくというシステムになっております。

今、ご質問の事務事業等の仕分けですね、これにつきましては行政評価というシステムがあるわけですが、これらを、先ほどご質問のような内容の行政評価審査委員会を19年度に立ち上げる予定でございます。こちらは、内部的にそのデータを整理、収集とか、それからその次の段階、最終的には、外部評価ということで考えております。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） 事業を進めていく上において、いわゆる仕分けにしても、あるいは見直しにしても、やはりその成果というものを発表していかなければ、なかなか具体的に進まないだろうと私は思っているんです。ただ、見直しただけ、具体的にどれだけということが見直されて、どういうことになって、そして金銭的にはどれだけ節約になったんだということを具体的に出していけないと、やはり進んでいかないんじゃないかと私は思うのですよ。

参考の意味、ちょっと私紹介させていただきますけれども、本年この仕分け業務をやって、ある市ですけれども、今回の新年度の予算に5億5,000万円の節約を、むだを省いたと、こういう紹介をされておりますけれども、ここでは、事業の仕分けは公募市民が評価者として参加しておりまして、行政の一つ一つの仕事について市民の目線で必要性をチェックする仕組みで、すべての事業を対象に、そもそも必要か、必要なら行政と民間とどちらがやるべきか。3として、行政なら、国、県市町村のいずれがやるべきなのか。また、その内容等も含めて検討、整理したということでもありますけれども。

予算科目がついているすべての事業、これ2,131事業あるそうですけれども、まずそれを担当課が自己チェックして、そのうち総合評価の低い事業から順に着手して、現在334の事業の仕分け作業が終わったと、こういうことなんですけれども。334の事業が終わりまして、廃止が88なんです。縮減額が1億1,720万円、民営化が二つしまして274万6,000円、国の事業はゼロ、県への事業移管が四つ、事業縮小が15、民間委託が27、やり方の改善が177、事業強化が11、現行どおり市が実施するというのは10なんです。334の事業のうち、現行どおり継続するというのはたった10しかなかったということなんです。私もこの数字を見て本当に驚いているわけなんですけれども。むだとは言わないけれども、

いかに改善すべき点があるのかということを感じてならないわけです。

結局、2,131事業のうち334やって、5億5,000万円の節約ができたということが発表されているのですよ。そしてこの事業は、全チェックは3年計画で行っているということで、2009年までに終了させるということで、最終的には相当規模の節約が見込まれる、こういうことでございます。これは、私は、チェックの段階から市民が参加しているからここまでできるんだらうと、これは内部だけでは、とてもこんな思い切ったことはできるわけないだらうと私は思うわけです。

本市の、これから行政改革審議委員会ですか、設けてやっていくということでもありますけれども、どうかひとつ今の推進本部にしても、行政改革推進本部、そういうものにしても、やはり集中改革プランとか、あるいは行政改革大綱の計画づくりの方に、すべては時間がいっちゃって、実際こういう仕分けとか見直しなんていうことはできる状況じゃないんだらうと思うのです。やはり専門的に設けてやっていかなければ、これはなかなかできないんじゃないかと、こんなように私は感じておりますけれども、再度お伺いさせていただきます。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答えを申し上げます。

議員がおっしゃっておるように、細部にわたって切り込んでいかなければ改革できませんので、それにはやはり住民の声も必要だと、こう私も考えております。今後、議会の皆さんももちろんでございますが、住民の皆さんにも理解していただく上からも、住民の皆さんの代表の方のご意見をいただけるようなことで、その仕組みをつくってやってまいりたいと、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） 具体的な取り組みを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩します。

15分から再開します。

午前11時01分休憩

午前11時17分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

一般質問を行います。

次に、9番岡田伊生君。

〔9番 岡田伊生君 登壇〕

○9番（岡田伊生君） 岡田でございます。

私の方から2問の質問をさせていただくわけでございますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず初めに、今後の財源確保に関する考え方ということでお聞きしたいと思います。

市町村の独立、そして少子高齢化時代を迎えた今日、地方自治体は、本来の住民サービスの維持向上に向けた行財政改革が進められ、これまでの組織、制度、施策、財政等の見

直しが迫られております。当市においても、市長を先頭にいたしまして鋭意努力をされているわけですが、さらなる研究と実行が急務ではないかと思われま。

この件につきましては、昨日の4人の議員さんや、ただいまご登壇いただきました、質問されました細田議員の方からもしましたが、今後の大きな課題といたしまして受け止めなければならないと思っております。

今後、税源移譲の税収を期待しても、交付税削減額との調整は到底できるものではないです。補助金の削減やサービス事業料の値上げが進めば、結果、住民サービスの低下となります。自立した自治体になるには、出の部分だけの調整では済みません。どう税収を図るべきかを真剣に考えるべきではないでしょうか。

行政サービスの自主性と安定性を保つためには、自主財源である市税の確保に努めることが今後重要視されます。そこで、17年度決算ベースを見ますと、旧町村税の各一般会計歳入比率は、伊奈町が総額で約74億円のうち約23億円で31%であります。谷和原村が総額約52億円のうち30億円で57%です。町村民税で見ますと、伊奈町が約10億円で15%、うち法人市民税にいたっては0.75億円、つまり7,500万円ということでございます。谷和原村が12億円で23%、うち法人税が5億7,000万円です。固定資産税収入に関しましては、伊奈町が11億円で14%、谷和原村が14億円で28%ということになります。私は、以上の違いは、旧町村における土地利用計画の用途指定の違いにあるのではないかと考えております。

そこで、1点目といたしまして、市長は、この17年度決算をどのようにとらえられておられるか、お伺いをいたします。

市長は、昨日、施政方針で、商工業の活性化を図り優良企業の誘致を進めていくと言われました。私は大いに期待をするところですが、誘致する用地の確保の問題があるのではないのでしょうか。また、つくばみらい市に限ってだけのことは言い切れませんが、昨日、海老原、神立、中山（栄）議員の質問の答弁にもありましたように、市の財政状態は、先ほどの細田議員の中にもありましたが、状態は、危機たる状況にあることも確認されたわけでございます。私は、冒頭に申し上げましたように、出の見直しは必要でございます。しかし、入りの部分も、出以上に研究しなければならないのではないかと考えております。

自主財源イコール市税の増収であります。イコール企業誘致を含めた事業者の経済活動が展開できるグラウンドを提供することではないかというように関連づけております。

その視点から、2点目として、これまでも旧伊奈町時代に何度となく土地利用計画の見直しや区域指定制度の導入を提案、質問してまいったわけですが、昨年12月、倉持（悦）議員の質問で、市長は、旧谷和原村の指定見直しも含めた作業を進める必要があると答えられております。そこで、区域指定制度の指定等の規模またはその予定についてお伺いをしたいと思います。

3点目といたしまして、今、県内外の企業に注目されております当市にとって、工場誘致が可能な北部工業専用地区、120ヘクタールであります。これは大手企業によりまして、ほぼ空き地がない状況と聞いております。そこで、東櫛戸・台線の整備が計画されておりますので、その沿線まで用途の見直し追加をするべきではないかと考えておるのですが、市長及び関係部長のご所見をお伺い申し上げます。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今後の財源確保に関する考え方ということで、まず一つ目は、17

年度の決算による旧伊奈、谷和原との違いをどう考えるか、こういうことでございますが、議員、ご存じのとおり、もともとから伊奈と谷和原のまちづくりの手法が全然違うというわけです。

谷和原の場合は、都市計画法に基づく線引きを早くやりまして、それで工業地帯、市街化区域ということで開発して立派な企業が来ておると。伊奈の場合は住宅専門でやってきたと、それで線引きはしませんよ、どこでも開発してくださいと、こういうことでやってきたわけでございますから、長い間に人口は確かにふえました。しかし、企業は、一、二社は来ていただきましたが、谷和原とは全然そういう開発の手法が違う。したがって、税収も違ってきている、私の考え方はそういうことでございます。したがって、これからの問題ということで取り組んできたわけでございますが、しからば、線引きをせいと、こういうことになるんでしょうが、一番最後にあるんだろと思いますが、今、ご案内のとおり、線引きするというので、簡単に図面の上で線をくくっちゃうわけにはまいりません。これは地域住民、関係者との協議の上でやっていかなきゃなりませんので、そういう段階にきており、進めておると、こういうことでございます。

具体的なお話もございました、自主財源の確保ということでございまして、これは今後は、もちろん市の遊休資産となっておりますものの売却や、そういうものの貸し付け等も考え、そして行政財産などの公共施設に対するいろいろなものを考えながら、あらゆる方向づけで、出の問題ばかりではなくて、議員が指摘されておりますように、入りの問題も洗い直して考えていくと、そういう考えであります。

それから、区域指定に関してのご質問でございますが、これは前に倉持（悦）議員からもございました。私は、旧谷和原も必要があれば見直ししていかなくやならんと、こういうことでございますが、計画の方法につきましては部長の方から答弁させますが、これにつきましては、19年度において、各集落において住民の意向を聞きながら、今申し上げましたように、簡単に行政の方でくくっちゃうわけにはまいりませんから、各集落へ入って集落の意向を聞きながらやってまいりたいと、したがって、どれだけの規模か、どれだけに考えるかということは、まだお答え申し上げる段階にはいたっておりません。そういうことでございますのでご理解を賜りたいと思います。あとは部長の方から説明を申し上げます。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

私の方からは、区域指定に関しましてお答えをさせていただきたいと思います。

区域指定に関しましての規模あるいは時期等でございますが、これにつきましては、今後、先ほど市長の方から答弁の中にございましたように、19年度におきまして各集落において住民の意向をお聞きした上で、規模あるいは時期等について定めてまいりたいというふうに思っております。そのような中で、谷和原エリアについても、先ほど市長の意向もありましたが、伊奈の条件と異なった場合には、見直しが必要ではないかというふうに思っております。

また、工業地域あるいは工業専用地域の拡張でございますが、この件につきましては、県との協議の中では、道路の計画あるいは排水計画などが示された造成計画、いわゆる区画整理事業が具体化していることや、あるいは農林関係の協議の見通しというようなさま

ざまな調整が必要なことがございます。そういったことで、このようなことも視野に入れて、今後計画対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 岡田伊生君。

○9番（岡田伊生君） 今、区域指定については、市長の方からも、19年度集落説明を行いながら進めていきたいということでございます。また、部長の方からもございましたけれども、私、部長にちょっとお尋ねしたいのですが、確かに、県の方の調整あるいは上位法の中でクリアしなくちゃならない問題というのはあると思うのです。しかし、先ほど来、きのう、きょう来、財政の危機と申しますか、数字的には何度も申し上げませんけれども、かなり厳しい状況であるという現状を踏まえた場合、県が、あるいは国がという上位法が云々だということだけを聞き入れて進めるべきか、この辺につきましては、議論の中でございますので、ただ一概に、議員言ってもそんなこと無理だよといえればそれまでなのですが、やはりそういう誠意を見せながら、何とか努力といいますか、近づけるという方法はないものかということをお願いしたいということでございます。

19年度の予算を見ましても、駅前の固定資産ですか、きのうの市長の声明にもございましたけれども、10.何%、5億3,000幾らの固定資産を見込んでいると。しかし、一方では、交付税がカットされ、合計で約5億円近く相殺されている。そこで12億円強の基金を取り入れている現状を見ますと、この入りということを本当に考えていかなければならない。我々の町は我々が考えるという考えでいくというのは、私のいち考え方かもしれませんが、ぜひともその辺を担当として努力していただきたいと思っております。

2回目といたしまして、また、これも具体的な話で恐縮なんですけど、旧伊奈町時代に、1期事業として、平成12年4月にオープンしましたワープステーション江戸、そしてそれを起爆剤といたしましたメディアパーク2期事業は、商工会を先頭に多くの町民が期待をし、支持してまいりました。しかし、ワープステーション江戸については、皆さんご承知のとおりでございます。最近あまり話にも出てこないのが現状ではないでしょうか。また、期待してきた2期事業については、これも私の偏見なのかもしれませんが、県の一方的な変更で、スマートコリドール構想、つまりT×開業に伴う沿線開発に組み入れられ、はや7年になっておるわけでございます。その後の事業の話も、これまた聞こえてこないというのが現状であります。

平成18年3月改正の茨城県開発審議会付議基準というのがあるそうですが、によりますと、技術先端型業種指定市町村に、つくばみらい市と坂東市、美浦村が指定されております。私なりに解釈するのでありますが、これは、メディアパーク2期事業の前進対策というふうに私は思うわけでございます。技術先端型の工場、これはくくりがあるわけですが、あるいは研究所等が建設可能になっているということでございます。つまり先ほどのグラウンドの提供という意味での近道と私はとらえるわけですが、その辺の今後の考え方をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

議員が今おっしゃるように、つくばみらい市では線引きはしていなくても、医療品の製造、電子応用装置製造、さらに光学機器器具、あるいは技術の先端型業種工場、研究所、

これが誘致できると、こういうことになっておりますので、先日も申し上げましたが、機構改革をして、そしてこういう業種の誘致を図ってまいりたいと、このように考えております。今メディアパーク事業もございましたが、一応棚上げになっておりますが、いわゆるこの中には、それらにマッチする業種もございますので、そういうものを誘致してまいりたいと、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 岡田伊生君。

○9番（岡田伊生君） どうも、市長の積極的なご答弁に感謝をしたいと思います。

続きまして、3回目ということでございますので、もう1回質問させていただきます。

ただいまのつくばみらい市の現状を申しますと、TXを開業いたしまして、東京40キロ圏内の我が市でございます。現状といたしましては、市街化率は、旧伊奈町が約5.5%、旧谷和原村が15.4%、平均しますと9.7%でございます。近隣と比較しますと、取手市が25.6%、守谷市が26.3%、牛久市が20.3%、筑波山を持っていますつくば市でさえ18.8%であります。この筑波山をどう見るかはいろいろと個人差はあると思うのですが、

私は、こういった状況の中で、先ほど市長からもIT産業といいますか、医療関係の先端型工場あるいは研究所等を建設可能な指定をされていることに関しては、積極的に進めていきたいという答弁がございましたが、そのほか、やはり雇用場の場というものの、雇用人口を要求される工場系、そういうものを来ていただきたいということを考えるべきではないか、それがやはり地域商工会にとってはやがて活性化につながるということになると思うのです。その点で、条例等については当然、道路整備基準あるいは市独自の排水整備基準と、市の基本基準を明確に確立しておけば、そして土地利用計画の用途指定の線引きを見直すことによって、基準に沿った民間主体のまちづくりが生まれるように思うわけでございます。

確かにいろいろクリアしなければならない問題がありますので、じゃどうだということにはならないかもしれませんが、しかし、長期の展望に立ったときに、将来の市財政あるいは財源を想定しますと、緑豊かな田園風景を市の貴重な財産といたしまして、残しながら、市街化率県平均13.6%を下回らないような線引き見直しの追加としまして、常磐線佐貫駅まで約3キロでございます。車で5分の東地区域中からTXみらい平の西寄り福岡地区、東西に位置しております丘陵部およそ2,500ヘクタールでございますが、これを区域指定を含めた都市計画法による用途指定の見直しの大胆な考えができないものでしょうか。この辺につきましては、長期計画ということでございますので、市長の今後のご所見ということで伺いできれば幸いです。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今後の見直しということでございますが、本市のまちづくりでは、平成18年度と19年度で策定されて作業を進めております総合計画の基本構想や基本計画、さらに平成20年、21年度作成予定の都市計画マスタープランが基本となり、これに基づきまして、整備する必要がある道路や区域を都市計画道路用途地域などとして都市計画決定をすることとなります。したがって、茨城県内のこの都市計画の定期見直しは、平成21年度に必要な応じて行われる予定となっておりますが、ご質問の問題につきましては、これからの諮問や審議、協議等を経て進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 岡田伊生君。

○ 9 番（岡田伊生君） どうもありがとうございます。

大いに、私も一市民といたしまして期待をしていきたいと思っておりますので、関係所管の皆様方のご努力にご期待をしたいと思います。

続きまして、2 問目といたしまして、今後の下水道事業についての見直しでございます。

人口ベースによる平成18年3月現在の下水道普及率は、つくばみらい市平均 57.16%でございます。約43%弱の事業が残されているわけですが、ただいまも申し上げましたように、今後の財源不足が予想される中、公共下水道整備事業並びに農集排整備事業が果たしてベストなのか、改めて考え直す必要があるのではないのでしょうか。

市街化地域を対象に進めてまいりました公共下水道事業の1戸当たりの建設コストは、住宅戸数と地域によっても変化はありますが、およそ 450万円と言われております。既存集落に対してとってきた農集排事業は、これまで整備されました7地区、谷和原3地区、伊奈4地区の平均で、1戸当たりの建設コストが約 680万円であります。18年度の3月加入率のみで見ますと、これが何と 980万円にはね上がるわけでございます。今後、計画されている農集排事業が三島地区一部予算がついております、18億円。下中平柳地区が、これは想定でございますが、弥柳山谷地区規模で約9億円ぐらいで、合わせて27億円。それ以外、公共下水道事業ですね、公共下水道事業計画区域ということでくくられている部分がそれ以外になるわけですが、地域の事業未処理人口は1万7,665人でございます。人口統計による1世帯平均を3人としますと、5,800世帯がまだ未処理のままということになります。そして、2世帯家族を考慮しましても、およそ 5,000戸ぐらいがこの事業未処理になっているのではないかと仮定をしております。

金額換算にしますと、公共下水の場合ですが、その計画のままでいきますと、5,000戸掛ける 450万円です。約 225億円でございます。農集排分合わせて27億円を合わせますと、今後の下水道事業は、およそ 252億円となります。厳しい財政を強いられる将来、事業完了の最終目標は何年先になるかわからないというのが現状ではないのでしょうか。地域によっては、50年あるいは60年たっても先が見えないということになります。

私は、これまで対応してきた合併処理浄化槽の個人設置型補助を、環境省が窓口とする浄化槽市町村整備推進事業というのがあるんですが、の市町村設置型にシフトするべきではないかと思うわけでございます。これまでの個人設置型では、保守点検が問題になっております。

しかし、この問題をクリアできるわけです。市町村設置型にしますと、これまでの公共下水、あるいは農集排事業と同じように、下水道課が管理する事業となることができるわけでございます。

また、金銭的には、これは平均5人槽約90万円で見ますと、従来の個人型設置では、個人負担が60%の54万円、市負担が約24万円です。しかし、市町村型設置にしますと、個人負担が1割としまして9万円、そのほかは市の負担が約17万円です。これが今大分クローズアップされておまして、低コスト、地震災害が最小で、普及が早く、汚水を浄化し、処理水の再利用ができ、小川や水路に処理水を放流することで、河川の水量維持と清流回復効果があると言われております。合併処理浄化槽事業に今後切りかえていくべきと思うのでありますが、この辺について、市長のご所見をお伺いいたします。

○ 議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今後の下水道事業を見直して、いわゆる合併三次処理槽に切りかえたらどうかというご質問だと思いますが、簡単に事業費だけで片づけられる問題ではないと私は思っております。現在も、合併処理浄化槽については補助を出しておりますが、下水道加入見込みのあるところは補助は出しておりません。これは二重になりますし、下水道の加入率が悪くなるものですから、見通しのついているところには出しておりませんから。

今後の問題としましても、下水道事業と合併浄化槽、建設費、管理費の面だけで、単純に比較はできないものがあると私は考えております。ですから、いわゆる集落が密集していない点在しているところは、効率のいいところは、今申し上げましたように合併浄化槽でやっていただくと、それ以外のところは、下水道、農集排等でやっていくことの方がよろしいかと、現段階では考えております。

基本的にはそういう考えでございますので、議員の意向もいろいろ研究させていただきますが、場所によったらこれで解決していく地域もできると思いますが、市全体としての考えとしては、旧谷和原の方は、ほとんどが農集排と下水道で、開発地域とかその周辺はございますけれども、大体見通しはついておるわけですが、40年、50年とはかからなくてもできると思いますが、この下水道で早い時期にできるように。したがって、取手下水道では、次の段階ということで地域の見直しを、小張と板橋あたりの見直し、見直しじゃなくて、これからの事業区域として進めていくという段階にきておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 岡田伊生君。

○9番（岡田伊生君） 今、確かに、一概にその事業を急に切りかえることはできないと、これはごもっともなことだと思うのです。しかしながら、今、確かに合併三次処理浄化槽、市も補助して、単独型ということで、個人設置型ということでやっているわけですが、先ほども申し上げましたとおり、個人的に管理をしているということで、これは、たしか法律上ありまして、保守点検を年4回ですか、そのうち1回は県からもきてやるということになっておるわけですが、しかしながら、果たして守られているのかということが疑問視されているというのも現状であります。

ですから、一部、確かに、金銭的だけでは解決あるいは切りかえられないということでございますが、これから先の財源を考えたときに、ではそれがこの計画どおり進めていくのか、その農集排あるいは公共下水。となれば、当然合併処理槽、これからは住宅が建ってきます。もちろん駅前の方はまだ完備されているところはいいいわけですが、あるいは市街化については、完備されているところはいいいでしょう。しかし、大方5,000戸近くの方々が、今から合併処理なり何なりを入れていくような形をとらざるを得ない。そのときに、そういうものがあまり保守点検が個人の管理だということで、先ほど申し上げましたけれども、ネックになっているということであると、市内といいますか、その浄化槽を入れることはいいいことだと私も思いますけれども、かえって、今度は点検をしないで済ませちゃうということになると、今度また大きな問題になる。そういう意味からも、やはり下水道課が管理いたしまして、公共下水あるいは農集排の整備と同じように月3,000円なり4,000円ぐらいですか、を徴収して、きちんとした点検をするということによって環境が守られるということではないかと思うのです。

ですから、農集排と都市計画だけだということではなくて、もちろん合併三次処理槽もやっているわけでございますけれども、やはりきちんとした基準の中で整備をしていくということも大切なのではないかと思うのですね。ですから、できましたらば、その辺も市長の方からも答弁をいただいて、前向きな答弁といえますか、研究していくということでございますので、あえてご答弁は要りませんけれども、やはりその辺の3本立てといえますか、考え方ができないか、その辺を要望しておきたいと思います。また、市長あるいは関係部の方で何かご答弁がございましたらお願いできればと思うのですが、あわせてよろしく願いいたします。

○議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩です。

1時から再開します。

午前 11時52分休憩

午後 1時00分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、1番高木寛房君。

〔1番 高木寛房君 登壇〕

○1番（高木寛房君） 1番の高木です。

通告に基づきまして、質問させていただきます。

答弁のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最初に、予算情報開示につきまして2点ほど、今後の展望も含めまして、一括してお伺いを申し上げます。

新年度の予算編成は、厳しい財政状況の中、連日、幹部会議を重ねまして、選択と集中によりまして予算の計上に至ったと思います。議会も今定例会で審査をして、4月からの予算執行を決議する重要なお役目を承り、市民も注視をしております。

市民の方々に説明する意味で申し上げますと、予算の組み立ては、経常、臨時、確定、政策調整、一般といった各経費区分より各課が予算の要求をして、財政が査定した上で、市長決裁の段階を踏むという積み上げ方式で組まれていると認識しております。

そこで、1点目の質問の要旨は、先ほど申しあげました各担当課からの予算要求段階での公開、いわゆるその時点における財政構造を明らかにすることは、将来的見地から見まして可能かという点でございます。この部分が、市民の関心度が非常に高いわけですね。市民の立場からすれば、一生懸命働いて納めた税金で自治体は成立していると、そういう思いがあるわけですから、できる限り、知る権利を行使したいと願うお気持ちは強いと考えられます。このような住民感情というものを大切にいただきながら答弁をお願いしたいと思います。

2点目としまして、単刀直入でお伺いしますけれども、先ほどの質問内容が、実施が厳しいと判断した場合の対策として、さまざまな事務事業を各課で取捨選択するシステムに変更した上で、概算要求額等の提出を求めるといった予算編成の導入について、将来的に見て可能かという点についても、あわせてお聞きしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

予算の編成作業につきましては、11月中旬ごろまでに、次年度の予算編成方針を周知をいたしまして、年内を目途にヒアリングを実施しているわけでございます。でございますが、予算の見積もり段階で事業内容が未整理の状態でございますから、この段階で開示を行うことは作業上難しい。私は考えておりません。あとの問題については、作業の段階で可能かどうかは、部課長に答弁をさせます。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 予算編成にかかるシステムの件でございますが、基本的には、ただいま市長から述べたとおりであります。

今後は、ただいま高木議員の質問のような形で予算要求枠等を設定しまして、各部局に対しまして、その要望案等の取りまとめをしまして、その中で重要課題等を抽出しまして、また施策的に重要度とかを勘案しまして、予算編成を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（豊島 葵君） 高木寛房君。

○1番（高木寛房君） ありがとうございました。

幾重にも法律の縛りのようなものがあってなかなか難しいとの回答ですね。議会も市民も、この部分は踏み込めないという聖域のような感じがいたしますが、住民要望につきましては、各担当課の方で把握しておられるわけですから、その要望に対してのプライオリティー、いわゆる優先順位というのはつけられませんが、要望にこたえるためにも予算をとらねばならない、オーバーするとどこかを削減しなければならない、そうしないと歳入歳出が一致しなくなって、予算が組めない状況に陥るといった執行部の苦悩というものは理解はできるのですけれども。

先ほど、2点目の質問で申し上げましたシステムを導入した場合、結果的には、住民サービスの向上、また効率的な財政の運営に直結しますし、経費に関しても、何%かの削減額を各課に回答できるといったメリットが生ずるわけです。せめて、市長査定が終了した段階で、予算原案作成時点で開示文書扱いという形は、これは視野に入れていただきたいと思います。

何度も例を持ち出して申しわけない気持ちなんですけれども、夕張市は632億円の借金を積み上げて破綻いたしました。再建計画というものは、18年間で353億円を返済していくとマスコミで報道されておりますけれども。歳出の抑制を徹底しながら増税を図るわけですから、市民の負担というのは物すごく厳しいことになるわけですね。当市の財政指標ですか、経常収支比率を見ますと98%を超えるという数値が出ておりますので、これは決して人ごとではないというふうに私は思います。こういった過ちを起こさないためにも、市民に対して、できる限り財政状況というものをオープンにする必要がありますし、市民によるそういうチェックというものもこれは求められていると思います。そういった意味合いから今回の質問をさせていただきました。

先進的な予算の編成は、当市のこれから進むべき未来予想図と申し上げても決して過言ではないと思います。そういった情報公開の制度の拡充は研究・検討していただきまして、断行の方向にかじを切っていただきたいと思います。答弁は結構です。

次の質問に移ります。小林助役にお伺いします。

助役は、昨年10月1日より県から当市に着任されて半年、6カ月目を迎えられました。県庁から見られていたつくばみらい市に実際おいでになって、さまざまなギャップを感じられた点、多々おありになると思います。小林助役の見聞録といった形で、助役のありのままの感想で結構でございますので、ご披露していただきたいと思います。お願いします。

○議長（豊島 葵君） 助役小林弘文君。

〔助役 小林弘文君 登壇〕

○助役（小林弘文君） つくばみらい市に対する感想ということでございます。また、県にいたときからどういうふうに見ていたかということでございますけれども、当然、つくばみらい市になりまして、直接のおつき合いというのは、期間が短かったということでございせんでしたけれども、企画部に在籍しておりました、平成12年におったわけですが、そのときに、ワープステーション江戸がオープンしたわけですが、その際に、記念式典にスタッフとして参加しておりました。その当時、ワープステーションの担当に、なぜ旧伊奈町にワープステーションが決まったのかというお話を聞いたところ、鉄塔と電線が見えないと、撮影に非常に適しているというようなお話を聞いた記憶がございまして、ああなるほど、東京にこんなに近くて自然がたくさん残されている地域だなというような感想を持ったところでございます。

また当時、今はつくばエクスプレスというふうに言っておりますけれども、当時は常磐新線という名称で言っていたわけですが、当時、ここら辺が駅になるんだ、ここに線路が通るんだというようなところを視察しておりました。

それで、平成13年に転勤になりまして、それ以降、伊奈町、谷和原村とは直接おつき合いすることはなかったわけですが、昨年の10月にこちらにまいりまして、まず自然環境につきましては、城山地区の里山とか、田んぼアートとか、また伊奈庁舎から見る田園風景を見ますと、昔と変わらず自然がたくさん残されているなというところを感じました。

また、平成17年につくばエクスプレスが開通いたしまして、そのあとどうなっているのかというのがわからなかったのですが、10月に来て、みらい平駅周辺を視察しましたが、当時と全く状況が違っておりまして、ああこんなふうになってしまったのか、いい意味でのこんなふうになってしまったということですが、ご案内のとおり、大きなマンションが建設中でしたし、スーパーが二つもあるというようなことを見まして、やはり今後の発展が非常に期待できる地域だなというふうに感じたところでございます。

また、実際、市役所の中に入りまして、仕事をやっております、やはり県と違いまして、本当に住民に近い行政をしているんだなというところを感じました。

また、県では、実際今やっておりませんけれども、つくばみらい市で、人事考課制度というような制度を今試行して本格実施に向けて今やっているわけですが、こういう先進的な取り組みもなされているんだなというところは、ちょっと驚いたというのは失礼かもしれませんが、非常に印象に残ったところでございます。

また、市の内部で、非常にいい雰囲気というか、同僚、上司に対してもいろいろな意見が言える雰囲気がございます。ここら辺は大変非常にいいことで、今後もずっと続いてほしいなというふうにも思っておりますけれども、ただ、議論伯仲する分、どうして

も会議の時間が若干長いのかなと、この点については改善していく必要があるんだろうなというふうに思っております。

あとそれから、県から見たときのということでお話ございましたので、今ふと思ったのは、まず税の徴収率が非常につくばみらい市は高うございまして、県内で3番目でございます。税の場合、9割は住民税と固定資産税になっておりますけれども、特に大きな企業があるわけでも、ほかの市町村に比べると、ないのにもかかわらず、こんなに何で税収の徴収率が高いのかなというふうに疑問に思っておりましたけれども、実際来てみて、本当に差し押さえを非常に積極的にやられていると。この点は、私も今の市町村課の税制担当におりましたけれども、当時、徴収の対策室というのをつくろうというような動きがございまして、鹿嶋市でつくった経緯があるんですけれども、こちらに来てみたら、同じように対策室があって、本当に滞納整理を一生懸命やられているなというふうに感じました。

いずれにいたしましても、きのう山崎議員のご質問にご答弁申し上げましたとおり、多分私に期待されているのは、県とのパイプ役だというふうに思っております。この辺につきましては一生懸命努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（豊島 葵君） 高木寛房君。

○1番（高木寛房君） ありがとうございます。

助役がつくばみらい市を愛していると、そういうお気持ちが言葉の端々に感じられてまして感激しました。ありがとうございます。将来、知事になられたときは、当市をお忘れにならず、ご面倒を見ていただきたいと切にお願いするものであります。

質問は以上です。ありがとうございます。

○議長（豊島 葵君） 次に、22番今川英明君。

〔22番 今川英明君 登壇〕

○22番（今川英明君） 22番の今川です。

3点ほど通告してありますので、よろしくお願いします。

最初の質問でありますけれども、幼保一体化事業ということで質問をしてございます。この件につきましては、合併特例債をもちましてされるというような事業でありまして、これからの少子化に向かって非常に重要な事業ではなかろうかなと思っております。

やはりこれから、前からそうですけれども、共稼ぎの中で、保育所あるいは幼稚園に預けて、そして社会に貢献するといった世の中でありますので、ぜひこの事業を成功させまして、特例債の予定では3年ということになっていきますので、その辺の進捗状況ですね。一応予定としましては、昨年からやりまして、今年度ですけれども、それから19年度、20年度ということで、完成予定というようなことで聞いております。事業費につきましては、前にも私質問しましたがけれども6億5,900万円ですね。それで、国庫補助金が1億円ちょっと、地方債が4億円と、一般財源が1億1,700万円、そういうことで事業の予定がありますけれども、前にちょっと聞いた状況では、現在の幼稚園、あの辺のところを用地買収をしながら、もうちょっと大きくして幼保一体化に取り組もうというような話を聞いておりましたが、現在の進捗状況と今後の見通しについて、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

谷和原幼稚園と谷和原第二保育所の幼保一体化事業についてですけれども、特例債事業として位置づけてありまして、当初、平成20年度開設を予定しておりました、今議員のおっしゃられたように。それで、20年度開設できるよう進めてはいましたけれども、土地等の問題がありまして、まだ土地を取得できない状況にありますので、現在、地権者と協議をしておりまして、今月中に結論が出る予定です。今月末までには、土地取得の見込みが立つということになっておりまして、したがって、19年度に土地取得をし、20年度に建築設計で、21年度工事着手で、22年度開設ということで、当初よりもおくれる状況にありますので、皆さんにご心配をおかけしておりますけれども、現在のところはそういう状況です。それから規模についてですけれども、18年度に、関係者で、現在、幼保一体化で事業をしている金砂郷、それから習志野の幼保一体の施設を見学をしてきて、状況等を伺ってきました。

それで、つくばみらい市としても、幼保一体化で進めたいんだがというような話をしたんですけれども、規模的に、幼保一体で 300人を超えるというのは非常に困難ですというようなことを伺ってきました。

つくばみらい市も、幼稚園、保育所合わせますと約 300人近いということで、これは総合施設型が一番いいのかなということで今は考えていますが、総合施設型は、これは幼稚園は幼稚園として経営していく、保育所は保育所。しかし、同じところにつくり、そして共用できる部分は共用していくと、そういう施設にしていきたいなということを今考えていますが、これらについても、協議会等を設置して十分話し合いをしていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（豊島 葵君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） 完成時期が1年おけると。場所が決まっていないというふうな話でありましたけれども、近いうち場所も決まるというふうな話でありますけれども、今、規模をちょっと伺ったんですけれども、つくばみらい市は、みらい平に大きな開発地域がありまして、それも含めまして、この辺はつくばエクスプレスが通りましたので、非常に恵まれた環境ということで、人口がどんどんふえているといった状況であります。そういったときに、幼保一体化で 300人と、今、定数おっしゃいましたけれども、それで果たして需要に追いつくのかなと、要望に沿えるのかなという感じがしますけれども、特例債事業ということで総予算決まっていますから、それ以上のことは非常に難しい環境にあるかもしれませんけれども、やはり地域の実態を見ながら計画していかないと、つくってから規模が小さかったと、どうしても需要に追いつかないといったことでは困りますので、今、審議会で検討するというような話でありましたけれども、幸か不幸かわからないんですけれども、着工がおくられているわけですから、その辺のところをもうちょっと検討しながら、例えば、もうちょっと大きくできることが特例債の中で可能かどうか、その辺のところをもう1回、答弁お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） 現在、第二保育所とそれから谷和原幼稚園の園児、幼児数は、合わせて約 260名ですので、それに大体合うような施設ということで考えていますし、そ

れから、もう少し大きくというような話もありますけれども、今、民間で、みらい平駅周辺に幼保一体型の施設をということで計画をされていますので、それらにも入っていただくと思えば間に合うのかなということを考えています。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） そういうことで、確かにみらい平にも今度できるというような予定があるようですけれども、調整をうまくしていただきまして、せっかくやる事業でありますので、やってよかったなと、成果があったなというような方向でお願いしておきたいと思います。この質問は以上です。

次に、2点目でありますけれども、今年度の予算ということで、主な事業について、非常に財政的に厳しい中でありまして、どんな事業を計画されているのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 平成19年度予算についてどんな事業が入っておるのかと、こういうご質問でございますが、先日の施政方針で述べさせていただきましたように、基本的には7本の柱を立てております。いわゆる都市基盤の整備、生活環境の整備、保健・医療・福祉の充実、教育・文化・スポーツ、それから産業経済、コミュニティ・住民自治と、行財政運営、この七つの柱を指針として事業を展開していくということで事業計画しております。

細かい事業については、担当部課長から説明させます。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 平成19年度の主要施策事業であります。ただいま市長の方から、基本的なことに基づきましてその事業を構成しております。

まず、第1点目は、やはり合併に関しましての特例債事業、これらを重点に進めていくということになるかと思えます。この特例債事業につきましては、12の事業を協議会の方で決定しております。これを年度ごとに推進していくということでありますが、このほかに、新たにコミュニティバスの導入、これを19年度中、9月ごろになるかと思えますが、予定で今進めております。

それから、自動体外除細動器を計画的に配置していくという予定でありまして、19年度につきましては5台を予定しております。この5台につきましては、伊奈・谷和原庁舎、それから、きらくやま、それから、運動公園と、やわらぎですか、こちらの方で19年度の事業としては設置を予定しております。その後、順次、中学校とか学校関係等も計画しております。

そのほかに、新たに、先般の議会の方でご審議いただきました市民農園、これを本格的に実施していくということを予定しております。

あとは、板橋のコミュニティセンター、これは特例債の方も入っておりますが、こちらの方につきましても本格的に着手ということになるかと思えます。用地買収、設計等を19年度中に行う予定であります。

そのほかには、今問題になっております各小中学校、学校等の安全につきまして、防犯カメラを設置していくということになっております。こちら幼稚園、小中それから保育所というようなことで予定しております。

主な事業とそれから新しく今年度から着手する事業は以上のようなことになろうかと思えます。このほかの細かい事業いっぱい予定しておりますが、時間の関係もありますので、ちょっとご了解いただければと思います。

○議長（豊島 葵君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） ありがとうございます。

これから予算審議するわけで、細かいことにつきましては審議の中で質問したいと思えますので、それはいいのですけれども、特例債事業につきまして、今、何年間と年次計画の中からやっているわけでありまして、この計画を確実に実行しないと、最終的に、10年、平成27年、これ決まっていますから、それ以降になると特例債の対象にならないということなので、その辺はしっかり見据えて、やはり最初から、出発点からちゃんとしていかないと、最後追いつかないといった、特に東櫛戸・台線につきましては大きな事業でありますので、用地買収等も非常に難航するのではなかろうかなと思えますので、その辺のところしっかりお願いしたいと思います。

それでは、3番目の質問にいききたいと思います。

3番目は、毎回、私やっています、ほかの議員も、何人かの議員がもうやられている質問でありますけれども、財政についてということで通告しておりますので質問したいと思います。

平成19年度予算は、133億 6,180万円ということで計上されておるわけでありまして、歳入につきましては、私なりに考えますと、これから先大丈夫なのかなといった内容ではないかなと思います。

市税につきましては、前年より若干伸びているというような中身でありますけれども、これを新型の交付税の関係の三位一体改革、その中の変更によってふえたのも多少含まれているということであります。そして、交付税については、本年度は22億 7,000万円、前年が23億 9,900万円ですから、マイナス 5.4%。そして特別交付税、これは色分けのない交付税と思うのでありますけれども、これにつきましては、本年度は 9,270万円、前年度が1億 9,000万円ですから51%、半分しかこないといった見込みであろうと思います。それよりも問題なのは繰入金、これは基金取り崩しだと思っておりますけれども、これが12億 6,190万円、前年が7億 3,952万円ですから、70%もふえた繰り入れをしておると、で予算を組んでいるという状況であります。繰越金も、前年からきまして少ない、マイナスの40%、本年度3億円ですから前年5億円ということになっています。

それから、市債、予算を組めないの、どうしても借財に頼らざるを得ないということで、本年度は11億 300万円、市債があります。前年度は9億 4,360万円ということで、17%も伸びた借金をしたということであります。その歳出を見ますと、特例債の関係でしょうけれども、土木費が23%伸びていると。公債費は借金の返済でしょうけれども、今年度の14億 3,756万円、前年が12億 6,086万円ですから14%ふえているといった状況です。そして、先ほどちょっと出ました細田議員からの質問で、広域あるいは一部事務組合の関係はどうだということでありましたけれども、これにつきましても、我々の想像以上に非常に重い部分のこれから返済をしなくちゃならないといったことがあるわけでありまして。

そういった中で、かなり努力はされたのでありましようけれども、人件費につきましては前年とほとんど変わっていないと。退職者は何人かおられたわけでありましようけれども、もちろん市長の給料もかなりカットと、13%ぐらいカットというような中身でありますけれども、それにしても、ほとんど人件費については変わらないという状況であります。

そういった状況の中で、来年以降の予算をどんなふうにして組むのかなというようなことでありますので、将来に向けまして、非常に暗いような話では困りますので、その辺の明るい答弁をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 財政についてということでございますが、平成27年度までの市財政計画を指針といたしまして、国の地方財政計画と地方債計画の動向を把握しながら計画の見直しを図っていくつもりであります。また国と同様に、平成23年度までに財政収支は黒字に転換できるように、行財政改革大綱を基礎として、あらゆる歳入確保策と徹底した歳出改革を断行しながら、標準財政規模に応じた予算編成を行い、財政秩序、規律の確保を図っていくつもりであります。

○議長（豊島 葵君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） 一つだけ伺いして終わりにしたいと思いますが、繰入金、今年度12億円繰り入れて予算計上をしていますけれども、この基金につきましては、本当にか細い基金しかないわけですね、ですから来年度以降はどんなふうにこの繰入金のやりくり、市債とも当然絡みがあるでしょうけれども、やっていく予定か、一つだけ伺いしたいと思います。財政課長で結構ですからお願いします。

○議長（豊島 葵君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 今ご指摘のように、確かに多額の基金の繰り入れを行っております。基金につきましては目的に応じて使途が定められておりますが、現在、ふるさと創生基金とか、既に竹下内閣時代に終わっているのもございますので、再度、柔軟な財政運営できますように、目的を再度見直ししまして、それでこの急場をしのぐ基金の利用策を講じながら、さらに、何度も申し上げるようですが、みらい平駅付近の人的な、物的な市税の増収、これ見込めることは間違いございませんので、その辺のところを視野に入れたことと、それから、その他の歳入確保策を講じる一方で、さらに集中改革プランにたくさん盛り込まれておりますので、今定例会にも、もちろん年度はございますが、定例会終了後、早速実行に移すべく、庁内でも、また議員の皆様方にも働きかけいたしまして、ぜひ歳出改革を行いながら、事務事業の評価を行いながら、そういう形で予算編成を組んでまいりたいと思います。また組まざるを得ませんので、そういう気概で臨んでおりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） そういったように、今、言葉だけじゃなくて、先ほど来、議員の皆さんがおっしゃっていますけれども、言葉だけではなく、実際そういう数字に出ないと我々は納得しないわけですね。もし万が一、今問題になっていきます夕張市みたいな状況になってはどうにもならない。本当に住民に迷惑がかかりますし、今までの議員あるい

は執行部は何をやっていたんだというような批判も当然言われますし、言われるだけでは解決できないわけです。本当にここに住まないといった状況も起きてくるわけですから、その辺のところを常に頭におきながら。

私、一番思いますのには、やはり人件費しか削減するところないと思うのですよ。ですから少数精鋭で、やはりそれが実る方向で頑張っていかないと、本当に普通の企業並みに、皆さんの英知を絞って頑張っていっていただきたいとお願いしまして終わります。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 次に、10番古館千恵子君。

〔10番 古館千恵子君 登壇〕

○10番（古館千恵子君） 10番古館千恵子です。

通告2点してありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1点目、学校司書配置についてお伺いいたします。

学校図書館法、子供読書活動の推進に関する法律、文字・活字文化振興法などにに基づき、学校図書館にはマルチ時代に向け学習情報としての機能の充実を求められる。学校図書館法第1条の目的では、学校図書館が学校教育において欠かすことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図ることとあります。定義では、小中高学校教育において必要な資料を収集し、整理及び保存し、健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備というところがありますが、つくばみらい市においては、学校図書館の現状は、12学級以上の学校には司書教諭を配置されていますが、実際は、担任を持った教諭のため、図書館運営にはほとんどの時間をとることができない状況です。

司書教諭の役割に対する理解度も低いように聞いております。近隣市町村の中で、つくばみらい市だけが学校図書館に学校司書がない状況です。学校司書が配置されれば、蔵書管理ができ、本の分類、学習に必要な資料などそろえられます。最も望ましいことは、学校司書さんが子供たちに合った本を選んであげたりアドバイスをしたりと、読書の楽しみが身につくのではないのでしょうか。

また、今予算の中で、学校図書館システム化と学校司書の予算が却下されたというふうに聞いております。その理由はどうしてもということをお聞きしたいです。回答の中での財政困難という答弁ではなく、なぜかという内容をきちんと説明お願いしたいです。よろしくどうぞ。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） 学校図書館司書についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

今、古館議員がおっしゃられたように、図書館法で、学校図書館には司書教諭を置かなければならないということが規定されていますし、その中で、12学級以上ということで、今、議員おっしゃられたように、つくばみらい市内で12学級以上の学校は三つですので、その三つの学校には司書教諭がおります。任命されております。それから12学級以下でも、小張小学校、谷原小学校、伊奈東中学校、谷和原中学校の4校には、司書教諭が任命されております。しかし、専任の司書教諭ではなくて、学級を担任したりしている教諭ですので、図書館の司書の仕事だけというわけにはいきません。

今、つくばみらい市だけというふうに議員おっしゃられましたけれども、これはつくばみらい市だけではなくて、よそにも専任の司書のいないところはたくさんありますし、近

隣でいきますと、つくば市、それから取手市、牛久市あたりには、臨時で司書を雇っているところはあるかもしれませんが、まだまだ司書の置けないところがたくさんありますし、できるだけ司書を置いてほしいということは要望はしていますけれども。

財政以外の理由ということは、ちょっと私には返答できませんので、これは別の方から返事をしていただかなくてはなりません。

これについては、つくばみらい市だけでなく、どこの自治体も専任の司書教諭がないということは非常に困っていますので、茨城県教育委員会として、県の教育委員会に対して、専任の司書教諭を配置してくださいという要望を、ここ何年間かしております。しかし、実現されていないのが現状です。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 古舘千恵子君。

○10番（古舘千恵子君） 今、近隣ではないところも結構あるとおっしゃったんですけれども、つくば市、土浦市、牛久市、これは専任司書配置はされています。小学校のパート図書整理員という有資格者は、守谷市、常総市、坂東市といったようなところも配置されております。近隣では、つくばみらい市がないのではないのかなといったような内容で先ほど申し上げたんですけれども。

19年度県政の中で、人が輝くいばらきの新事業で、ことばであそぼう推進事業というのがあります。国語力の育成、1年生は、言葉かるたづくり、2年生は、絵手紙づくり、3年生は、漢字1文字から思うづくりなどとあります。国語力の育成とは、本を読み、描かれている絵を見て、読書の楽しさを教えてくれるものと思います。学校図書館司書と学校司書を必要不可欠と考えますが、いかがでしょうか。市内小中学校14校に、せめて数人の学校司書の配置を、子供たちの未来のためにお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

学校図書館司書に専任のというのは非常に難しいと思いますので、図書館に司書が何人かおりますので、図書館と兼任のような形でできたらいいなとも思っておりますので、その辺を検討していきたいと思っております。

○議長（豊島 葵君） 古舘千恵子君。

○10番（古舘千恵子君） 今、教育長がおっしゃっていただきました図書館の方の兼任という、図書館の方に聞いたら、今の現状で目いっぱい手いっぱいですので、とてもそういう話は持ってこないでくださいというように言われましたので、また違う方向で考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、2点目に通告してありますことに移させていただきます。

災害時におきましてのボランティア活動の重要性を考え、一歩進んだボランティア、防災講座、講習会と防災マップの作成について、お伺いいたします。

自然災害被害をいかに最小限に食い止めるか重点を置く減災を注目し、減災対策を検討し、防災知識を高め、防災力の高いまちづくりにつなげるため、起こり得る災害の特徴や被害想定、災害弱者と呼ばれる高齢者や障害者、妊産婦などの支援のあり方を考えていただき、ボランティア活動に有効でよく災害現場の地域を熟知した人材が必要と考え、一歩

進んだ防災講座を考えて、地域を広げ、防災対策を議論し、被害対策、対応関係、支援、措置関係、情報提供、飲料水の提供をシミュレーションしていく必要があるのではないかと考えます。安全で安心なまちづくりといえるのは何か、地域全体と地区の避難場所を、ランドマーク、水源、電源、トイレの位置、救命のＡＥＤなどの、だれが見てもわかる防災マップの作成を考えますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 防災に関するご質問で何点かありますが、順次お答えをしたいと思います。

まず、第１点目の防災講習会でございますが、現在策定しております市の地域防災計画の中で、市民が自助共助の精神を身につけ、防災に対する知識、行動力を高めるための防災訓練や防災講習会等をどのような内容で実施するか、また実施主体をどうするかも含め検討中であります。

それから、２点目の防災マップでございますが、やはりこれも防災計画の中に網羅されております。この策定につきましては、19年の７月ごろに作業が終了するような段取りで現在進めております。その中に、ただいま議員の質問にございましたような、例えばＡＥＤとか、それから防火水槽とか、いろいろな意味でのさまざまな、マップの中に網羅したような防災マップを作成しまして、全戸に配布をする予定で考えております。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 古舘千恵子君。

○１０番（古舘千恵子君） ２回目でお聞きしようと思っていた内容が、先にお答えいただきまして、済みません。

県の、揺れやすいマップというのを初めて見まして、つくばみらい市は、そのマップの中で、七段分けにしてある中で一番揺れるという１.０から１.６５の危険地域であるというのが、今回これを調べていてわかったんですけれども、それに対してもやはり防災対策というのは大変必要なことだと思います。

つくばみらい市も、そういったことが起こったときには、何日間分ということで備蓄品があると思うのですよ。その備蓄品は、３年ごとに、たしか買いかえるというふうに聞いていますので、その中にありますチョコレートだとか、クッキーとかといったものは、小中学校を通じて、お子さまに持って行って、家で家族と一緒に防災ということに関しての話し合いをする場面の一つとして、とてもよい防災教育につながるのではないかと思いますので、ぜひこの備蓄品をお子様に分けていただき、その内容を家族で検討していただくということがとても大事な事かなというふうに思います。

日ごろの防災への備えとして、今後の一歩進んだ防災講座、講習会などを考えていただき、自然災害の被害をいかに最小限に食いとめるかに重点を置く減災対策を着目し、検討をする際に、発揮できるように、この防災ボランティアを重要課題として取り上げていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それと、つくばみらい市のＡＥＤの備えは、どの辺までいっていらっしゃるのでしょうか。ちょっと聞いたところには、守谷市は、行政管理のしているところはほぼ常備してあるというふうに聞いておりますので、その旨、お答え願えますでしょうか。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） A E Dの設置状況であります。現在まだ設置はしておりません。19年度の事業の中で、先ほどもご質問の中でお答えしましたが、5台を設置する予定であります。今後の配備計画といいますか、配置に関しましては、学校や公共施設等27施設に順次計画的に配置をしていきたいというふうに予定しております。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 古舘千恵子君。

○10番（古舘千恵子君） 大切な命を守るのも行政の大事な取り組みだと思いますので、ぜひこの5台のうち、中学校の運動を盛んにやっていらっしゃるようなところをまず優先に置いていただくようよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（豊島 葵君） 暫時休憩します。

15分から再開します。

午後2時02分休憩

午後2時17分開議

○議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。

次に、13番安藤幸子君。

〔13番 安藤幸子君 登壇〕

○13番（安藤幸子君） それでは、13番安藤幸子でございます。

ただいまより質問をさせていただきます。

飯島 善市長に就任なさいましてから、私、初めての質問をさせていただきます。問題点はたくさん出しておりますけれども、回答は明快だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

子供たちにとっての施設は、小さな傷からだんだん大きくなっていくことによりまして、予算もとなればいけないような形になります。今、私は小さなところからきちんと修理していただくことをお願いしたいと思ひまして質問をさせていただきます。

まず最初に、ふれあいセンター環境整備、並びに児童クラブ利用拡大についてという形で出しておりますが、これには改善も含めさせていただきます。ご理解をお願いしたいと思います。

私どものところにありますふれあいセンターは、平成14年の4月に、働くお母さんたちの待ちに待った施設でございます。桜公園の一角に、この施設の中のプレイルームからは、これから始まります桜の満開がパノラマのようにきれいに見える環境のよい場所に位置し、子供たちにとってすぐれた施設だと感謝をいたしているところでございます。

このふれあいセンターに際しましては、平成元年のころから、当時、谷和原村でありました行政へ、若いお母さんたちが切々と訴えてきたものでございます。児童館に、学童保育——当時は学童保育と言っておりました——併設されたものが欲しい、ぜひにということでもございましたけれども、なかなか理解してもらえないで、日にちがたつのみでございました。その思いを公約として、私が議会のこの席に立ち、質問させていただきました、当時の議会の皆様方のご理解と、そして新しく就任なさいました元村長であります鈴木亮寛、今、県会議員でございますけれども、英断によりまして建てられたのがあの施設でござ

ざいます。多額のお金がかかっていると思っております。

ところが、ことしに入りましてちょっと荒れ始めております。壁紙が破れたり、工作室の壁にガムテープがやたらと張りめぐらされているというとてもぶざまな格好を見てしまいました。

鍵をかけられない工作室でしたけれども、中にはテーブルがございました。子供たちが、制止を聞かずに、跳んだりねたり机の上を暴れ回るんだそうです。指導員の皆さんではとても手が負えないということで、ガムテープで張られていたのです。そんなのみのともないから何とかして鍵をかけるようにでも、施錠したらどうだという話をしましたけれども、なかなか進展しませんでした。

子供が事故に遭っても危ないですし、その施設が汚くなっていくのは目に見えてわかりました。ですから、この施設に対しての行政の定期点検みたいなことをなされているのかどうか。そして、時には、トイレの中に異物が入ったりして、水があふれて大変な思いをしたということが再三あるとも聞いております。そういうことについて、行政の方ではどういう手を打たれているのか。そして、子供たちやお母さんたちにどういうふうな指導で報告をされているのか。これからもあることだと思います。ぜひにきちんと報告をされ、そしてお母さんたちの協力も得ることをやっていただけることをお願いしたいと思います。

まずその点につきまして、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

○保健福祉部長（渡辺勝美君） ふれあいセンターの汚れが目立つという質問でございませうけれども、私も先日、ふれあいセンターの管理をしている方ともいろいろお話をしたり、館内の方も見てきております。そういう中で、清掃につきましてはシルバー人材センターの一つは委託しております。また、床のフローリングそれからカーペット等の定期清掃は、専門業者に委託しているというような状況でございませう。

たまたま館内の壁がはがれているところがありましたので、その壁紙も、きちんと、そのままにしておかないで、何か応急処置をできないかというようなことで言ってきたところでございませう。センター職員に、常時そういう点、気がついたところは、修理なり直してもらおうというようなことで対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 安藤幸子君。

○13番（安藤幸子君） 業者任せにはなさないで、時には、定期的に点検を行っていただきたいと思います。

この施設は、本当に若いお母さんたちの熱意によって、それで、研修をしたり、勉強会をやったり、建築士の皆さんに来ていただいて、どういう施設がいいかということまで研究をしながらあそこの場所に建てていただいた、とても子供たちの環境のよい場所だと思っております。その施設に、その当時、一生懸命一緒に頑張ってくださった、本当に機関紙まで出して頑張ってくださったお母さんたちのお子さんが現在利用されているという状況であります。

壁紙は小さいうちにきれいにしておかないと、今は何かチラシみたいなのが張ってあるんです。ああいうのではなくて、きれいに壁紙としてきちんとやっていただくことがいいんじゃないかと思っております。そこら辺をきちんとやることは私は大事なことであり

ますし、これからまた新しく入ってくる１年生の子供たちに気持ちよく使っていただく、そして心豊かな気持ちでそこに集えるという場所に、私は、これから先もしていただきたいというふうに考えるのであります。これは福祉課の方で対応してくださったということですので、次に入らせていただきます。

同じ施設の中に、コイン式の電話機が置いてございます。子供たちが何度かトラブルがあったんです。何かと申しますと、１００円玉を持って行ったら、１００円玉は持って行ったけれども、落としてしまって親に連絡がとれなかったということが一つありましたのと、もう一つには、自分は持っていたけれども、親には連絡しなくて済むと、だからこれは貸してあげるよとほかの子供さんに貸してあげたと、そうしましたところが、親御さんからすると、何で貸したんだというようなことがあって、親同士でのトラブルになったということもありました。そういうこともありまして、カード式にやってもらうことはできないのかという話が舞い込んでまいりました。

よくよく考えてみますと、子供たちがお金を持つということは、小学校に登校する時点から持って行かなくてはいけない問題なんですよ。そうしますと、センターの中の規定の問題だけではなくて、学校にいる間の問題でもあると思っています。ですから、トラブルになる可能性だって。１００円でも、今小学校１年生の子供たちを相手に話をしていると、１００円というのは、１年生の子供たちにとっては大金なんです。え、安藤先生 １００円も持っているのと、こういうぐらに １００円というのは子供たちには大事なお金なんです。そのお金を持って回っているうちに、遊んでいるうちになくしたとか、紛失してしまったとかというようなことがあってはあまりいいことではないと思っておりますので、できれば、カード式の電話を設置していただければよろしいのではないかなというので、多くのお母さんからのご意見がございましたので、それをお話をさせていただきました。これはまとめて一緒に話をさせていただきますので、あと２個ほどございますので、それと一緒にお願いしたいと思います。

センターの中に入って入り口のところに、二重になって扉がございまして。最初の扉を入ったところに、左側に、子供用の、ここにげた箱と書いてありますが、これは昔からの名前で、今はげたは履きませんので靴かなと思いますが、一応げた箱という形で話をいたします。その、げた箱のところで、内側にありますドアの中にもう一つげた箱があります。そこには、施設の職員の人たちのげた箱があるんですけども、子供のげた箱からそこへ入っていくには、土足で上がっていかねばならないということになっております。衛生的にも決していいものではないと思っております。これは何度も話をしておりますけれども、なかなか直らないということでもありますので、これも改善するのは早いと思います。すぐにできることだと思いますので、入り口の方に職員のげた箱、内側の方に子供たちのげた箱を置いて、きちんと並べて入れるような指導もしていくことが必要ではないかというふうに思っています。今は、何足もの靴が散乱しているというような状態が毎日続いております。ですから、環境を整備していくことは、一つ一つをやっていくことが大事なことでありまして、ぜひ指導して入れかえていただけることをお願いしたいと思います。

もう一つの問題としましては、１９年度の１年生から３年生までの児童の申し込みが増加しているという話を聞いています。また、４年生だけでしょうか、入級の申し込みを受け付けるという話があるということを知りました。

小絹地区のふれあいセンターでは、現在、72名の子供たちがいます。これにプラスアルファになってまいりますと、とてもあの施設の中では、あの1カ所だけでは収容ができないと思っております。

先ほどのトイレの問題もそうですけれども、荒れてくるというのは、やはりストレスもたまっているんじゃないかと思えます。もっと広いスペースが必要じゃないかと思えますので、先ほどの工作室のドアにガムテープを張って入らないようにするよりは、利用させていただけるようにした方がいいのではないかと考えております。

閉鎖中には、また、隣には図書室とありますが、あまり本がないんですけれども図書室があります。その奥には和室があります。午前中には、その施設はすべて一般の方、小さな就学前のお子さんをお持ちのお母さんたちが利用されております。一般の方も利用しております。高齢者の方も利用されております。しかし、午後になりますと子供の児童館と変化してまいります。その中に、もし、4年生の子供たちまで収容するとなりますと、4年生になりますと、これは専門家の方のお話を聞いてまいりましたところ、4年生になりますと、1年から3年生までとは違ひまして、4、5、6になりますと、精神的なもの、肉体的なもの、体力的なもの、そして行動が変わってくる。1年生から3年生までの子供たちと同等にするのは過酷であると、ぜひ別にやってほしい。そうしないと子供たちがかわいそうだという話を聞いてまいりました。そういうところにつきまして、どのようにされるのか。

工作室だけを開放していただきたいと思っておりましたけれども、工作室だけではなくて、よその地域も見学をしてまいりましたけれども、宿題をやる部屋、勉強は教えませんので、宿題をやる部屋というのがあるんですね。そこには、指導員が張りついているわけではなくて、宿題をしている子供たちだけ、静かにやっています。時々指導員がのぞいているという形でつくられております。あそこの遊んでいる、夜になると閉館してしまっている三つの部屋を有効利用して、4年生から6年生までを入級させていただけるのならば、もっといいことではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。お答えをお願いしたいと思えます。

○議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

○保健福祉部長（渡辺勝美君） 一つ目は、テレホンカード式の公衆電話にできないかという質問でございますが、これについては、結論から言いますと難しいということです。といいますのは、今まで設置されているテレホンカード式の、いわゆる市内の公共施設内のカード式の電話、これはN T Tの方針で随時撤去しているというのが現状だそうです。それから、使用料の問題もございまして、今現在あそこの年額を調べたところ年額で4,980円。そうしますと、カード式でありますと、月額1万円は入らないと難しいですよというようなことございました。やはり、子供たちに、10円玉を二つぐらい持ってきてもらう方がいいのではないかなというふうな気がいたします。

それから、放課後児童クラブでございますが、基本的には、1年生から3年生までということで私も進めているところでございます。4年生というのは、ちょっと特別な事情のある方かと思えます。

小絹児童クラブは、議員がおっしゃるように、定員を相当上回っている状況にございます。そういう中で、図工室が隣にあるわけですが、そこも拝見してきましたけれども、児

童クラブ室として使用できないかどうかということを今調整しているところでございます。

それから、上履きの件でございますけれども、げた箱の前にマットがあるわけです。当然子供たちにもそういうマナーを守ってもらって、マットの数もちょっと増やして、土足で向こうへ行かないように、そういう配慮も考えておるところです。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 安藤幸子君。

○13番（安藤幸子君） どういうふうな見方をしておいでになったかはわかりませんが、マットが敷いてありますけれども、マットが敷いてあって、内側のドアが全部あかないのです。それで、出っ張っているところを、普通の人が入っていきのところを靴下のまま走り回っているのです。ですから、そうじゃなくて、内側の方にある職員の、あまり大きさは変わりませんので、そちらの方に子供たちのものを入れて、きちんと入れさせるようにすること。そして、職員はもっと知恵ができますので、きちんと自分たちでできるようなことをやればいいんじゃないかと私は考えています。それをやっていただくことが大事だと思いますし、それをやっていただきたいということが一つあります。

それと、4年生は特別の人だけというお話でしたけれども、特別の人だけ、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。それとまた、今回は、私は、そのことについての質問じゃありませんので、詳しく質問することはできないと思いますけれども、今回入級申し込みなさった方が何人いらっしゃるのか。今でさえ72名で、一番騒々しい時間帯に行ってみてください。とてもその中で宿題をやったりとか、同じ一つの部屋の中ですから、できるような状態ではありません。子供たちも、そういう中でというのはかわいそうです。ですから、こちらの工作室の方で、テーブルもあることだし、静かに宿題をさせる場所として使っていただくことも私は必要じゃないか。鍵をかけたり、ガムテープで張りめぐらせて入らないようにしたりとかするよりは、きちんと使っていった方が、夕方は遊んでいるんですから、5時から先は空いているんですから。その間には使わせていただくことを、私はもう少し子供たちの身になって考えていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に入りたいと思います。これは、古川交差点から櫛戸方面へ向かっての道路ですね。通学路と及び防犯灯の設置についてということでお話してありますが、これにつきましては、高木議員からも提案がなされて、これはまだ合併する前のことでしょうか、なされていると思います。このつくば野田線の拡幅工事については、再三申し上げられているんですけれども、今日までにできない状態が続いています。同時に、道路ができないから歩道もできません。今現在ある歩道は、いわゆるあぜ道のちょっといいかなというぐらいの、細いガードレールに沿ってある道しかないのです。そのわきには側溝があります。子供たちはそこを歩いて櫛戸方面からおりてくるのです。小さな子供は、私の知っている方は、子供さんを毎朝、毎夕迎えに行っているらしいです、危なくて通せないとおっしゃっています。そういう道を通っているんです。ですから、その道路を拡幅するのに、どういうふうな状況になっているのかということを、まずお聞きしたいと思います。

自動車を通るとき、あの通り、古川の交差点から抜けて櫛戸の方へ行く道のあの狭い片道1車線ですけれども、その道をすごいスピードで飛ばすんです。子供たちはその飛ばす自動車の横のガードレールのわきの細い、自転車だったら1台をやっと通るぐらいの道を

通ってっております。ここは学生だけではなくて、年配の方、そして仕事に行かれる方、自転車で行かれる方も通っていて、怖い、何とかしてほしいという声がたびたび私のところへまいります。そういうこともありまして、私も何度も見に行きました。

雨が降ると水がたまってしまうんです。子供はそこを歩いていかななくてはならない、そういう状態がずっと続いているんです。時々県の建設課の方をお願いをして、水を切ってもらって出していただくということもやっていたいていますけれども、子供たちの通る通学路の問題が一番大事な問題ですので、これは道路ができないとそこも修復できないという話でしたけれども、いずれにしても、あの田んぼを持っていらっしゃる皆さん、地権者の皆さんは、どうせ売らなくちゃいけないということはもう認識していらっしゃると思いますし、もう話し合いもやっているんじゃないかというふうに思います。

ですから、たまたま話がありまして、土木事務所の方とお話ししたときに、まず、地権者の人たちの意見がきちんとすれば、いつでもやれますという話も聞いております。どこまで地権者の方たちとの話が進んでいるのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

つくば野田線、古川から櫛戸方面に向けての歩道の整備状況でございますが、この路線につきましては、かねがね茨城県に対しまして、早期完成に向けまして毎年要望活動を行っております。そういった中で、ご質問の箇所の事業進捗でございますが、古川交差点から台通用水路までの区間、1,340メートルございますが、この区間につきましては、優先整備区間として事業を進めております。その中で、まだ歩道が整備されていない水田部につきまして、今年度の予算の中で用地買収を行っている状況でございます。したがって、用地買収終了後、道路改良工事への早期着工になるのかなというふうに思っております。

なお、今後とも、進捗状況を見ながら、円滑な整備が図られますよう、県に対しまして要望活動をしてまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 安藤幸子君。

○13番（安藤幸子君） 地権者の皆さん方からは、判こはいただいたということですか、まだですか。

県の方で、たまたまほかの用事がありましてお伺いしたときに、担当者の方がいらっしゃったものですからお話を聞いたんですね、そのことで行ったのではないのですけれども。そうしましたら、こういう状況であるということをお話しましたら、地権者の方が判こさえ押してくだされば県はいつでもやりますよと、学生に危ない思いをさせるのはよくないことだからきちんとやりますと、だから判だけを早くもらってほしいということをおっしゃってございました。ですから、それはすぐにできますねということを申しましたら、地図を広げてくれまして、その中で、ここからここまではやれますというお話をちゃんと聞いておりますので、ぜひ早目に地権者の皆さんの判こをもらって、これは県の事業ですので、ですからぜひに進めていくことをお願いしたいと思っております。

それから、同じ場所なんですけれども、民家手前の方にある信号のところからその狭い道路に入っていくところに防犯灯がずっと並んでいるんです。その防犯灯のことでまたお電話いただきまして、私も見に行きまして。そうしましたところ、7灯ぐらいあ

るんですけども2灯しかついていない、ちょっと傾きかけたとかというのがありました。

それで、1灯、2灯ついていますが、車の反射になりますと、とても光が届くようなものじゃないのです。私も経験ありますけれども、車道を通るときに、対向車線からの光が入りますと、こちらに少しの光があっても怖くて走れないのです。あそこにせっかく防犯灯の個数が6個、7個ぐらいあるんですから、すべてのところに防犯灯の明かりをつけていただくことが、あの道を通る方たちが怖いというところをきちんと、安心して走れる道にやっていただけるのではないかと思います。ですから、できることなら、早目に防犯灯の設置をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

先ほどの工事のことにつきましてと二つについて、もう一度お話をお願いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市民部長羽生恵洋君。

〔市民部長 羽生恵洋君 登壇〕

○市民部長（羽生恵洋君） 防犯灯の球切れについてですか。議員ご指摘のとおりでございます。去る2月27日に電気工事店の方へ発注しておりまして、既に球切れの交換は済んでいるものと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） 先ほどご指摘の箇所の用地の買収の件でございますが、この件につきましては、土浦土木事務所におきまして、今年度、地権者の皆さんにお願いして、用地買収を行うということでお聞きしております。

○議長（豊島 葵君） 安藤幸子君。

○13番（安藤幸子君） その用地買収が済みしましたら即工事に入りますというお話を聞いておりますので、建設課の方からも、よろしくご進言をお願いしたいと思います。

次に、同じふれあいセンターの周辺のことなんですけれども、かたらいの路という道路だと思うんですけれども、マルヤさんが1丁目の方、2丁目の方から渡るところに横断歩道のマークがついているんですけれども、その道路の方ではない反対側の方、ふれあいセンター側の方には歩道がついていまして、その歩道は、2丁目に入りましても歩道になっているんです。そこにはないので、子供たちは、なぜかこっちの歩道のある、横断歩道のマークのついていない方を渡るんです。

なぜかと申しますと、マルヤさんは、真っすぐに、歩道まできちんと建物が建てまっております。搬入用の車の出入りが激しいんです。それと同時に、このふれあいセンターの中には72名の子供たちがいます。その72名の子供たちを迎えに来るのは、皆お母さんたち、72名の方が皆、車で来るわけです。その大変な車が右折、左折、直進、それから、マルヤさんの裏側に住んでいらっしゃる住居の人たちが出入りなさいます。ちょっと暗いんです。桜の木が並んでいます。ずっと並んでいると、こちらから見て板みたいになって見えるんです。その下には、サツキのグリーンベルトがあります。横にガードレールがあります。そうしますと、右折してくる車の方から見えないのです。でも、こっち側の方の道路を皆渡ろうとするんです。とても危険が伴っております。ですから、こちらの方に、これは市だけではできない問題であろうと、警察関係もかかわってくるんじゃないかと思いますけれども、そちら側の方へ移すなり、もう一つ2本なり、今あるところそのままにおいておいてもう一つつくるなり、何らかの方法で横断歩道のマークをつ

けていただきたい。

横断歩道のマークがあれば、ある程度徐行して、スピード落としますね。ちょっと暗いんです。そうしますと、夕方になりますと、スピードが出ていますし、何度も急ブレーキかける音を聞いていますし、私もそこを右折するんですけども、子供たちが暗がりになるとわからないときがあるんです。横断歩道のマークがありますと、やはり危険信号だと思いますので、子供たちが安心して渡れるようにするにも、マルヤさん側ではない反対側の方へ横断歩道をつけていただきたい、これはここの児童クラブを利用するお母さんたちの意見でもあります。ですから、ここに横断歩道のマークを、ぜひつけていただくようにやっていただきたいと思いますが。

○議長（豊島 葵君） 市民部長羽生恵洋君。

〔市民部長 羽生恵洋君 登壇〕

○市民部長（羽生恵洋君） これにつきましては、私も現場へ行って確認してきております。確かに、施設の一体性といいますか、連結性がなくて、危険であるかと思います。

横断歩道の設置につきましては、警察署の方が行うことになっておりますので、去る3月2日に常総警察署の方へ要望しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 安藤幸子君。

○13番（安藤幸子君） ありがとうございます。

一日も早い、交通事故に遭わない子供たちでなければいけないと思いますし、何度も私も言っていますように、私は当て逃げだったんですけども、あそこじゃないのですけども、ちょっと暗がりにありますと、交通事故というのはとても怖いのです。なるべく早目の設置をお願いしていただきたいと思います。

次に、学校図書館の図書整備5カ年計画というのが最近出ております。子供の図書活動の推進に関する法律、先ほどもお話も出ておりましたけれども。それから、文字・活字文化振興法が17年の7月に施行されております。子供の読書活動の推進のための学校図書、図書館の充実が必要である、これを進めなければならないということできております。

そして、結果として、学校図書館図書の標準を達成した学校の割合は、平成5年策定の公立義務教育諸学校の学校図書館の図書の整備の目標です。これが小学校で37.8%、中学校で32.4%、これは平成17年度の3月までの時点でのことなのですけれども、この数字が出ているのです。

そこで、図書整備については、学校図書整備5カ年計画により、毎年130億円、総額約650億円の増加冊数分として、図書標準達成のためのふやすべき冊数ですけれども、地方財政措置とされています。これは、平成14年から18年度で終わりました。そして新たに新図書整備5カ年計画というのが打ち出されております。これにつきましては、学校図書館図書標準達成のためには、増加冊数分と、それだけではなくて更新、新しく取りかえる本、破棄したりする本を除いて、新しくする本のための冊数も含まれて図書整備をすると、これを継続してやっていくという5カ年計画がなされております。新たに、19年度から23年度の5カ年計画であります。

新学校図書館図書整備5カ年計画が示された5年間で学校図書館図書の標準の達成を目指すということがうたわれております。5カ年間で1,000億円、単年度で200億円、内訳として、増加冊数分として400億円、単年度で80億円です。更新冊数分として600億円、単年度分として120億円とされています。地方への配分についてはよくわからないという

ことですけれども、このように学校図書館図書の充実を図るための措置が施されていますが、このつくばみらい市の中での学校の図書はどのような状況になっていますでしょうか。

冊数の分として、私も時々のもぞいてみたりするんですけれども、古い本が多くて、私たちもそうですけれども、やはり新しい本へいきます。本がたくさんあるということはいいことなんですけれども、なかなか古い本を読もうとしないというのがありますね。ですから、つくばみらい市としては、どういうふうにお考えになっているか。

これは全国の教育長あてに発信されていると聞いておりますけれども、教育長の方にはいかがでしょうか、話としてまいていますでしょうか、ここら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。冊数、各学校の蔵書のあり方ですね。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの安藤議員の質問にお答えしたいと思います。

非常に安藤議員勉強しておりまして、この新学校図書館図書整備に関する5カ年計画という通知が私のところへきたのは1月の中旬ですが、これは、文部科学省が出しているのは、1月11日付で出していますので、本当に勉強を早くされていたなということで私は感心したんですけれども。

そこで、つくばみらい市の達成率はどうなのかというような質問ですけれども、つくばみらい市としては、現在、小学校では91%、中学校で93%の達成率です。これは最初に国が出している標準冊数に対する達成率です。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 安藤幸子君。

○13番（安藤幸子君） ありがとうございます。

結構たくさん本が、達成率としては素晴らしいと思うのですけれども、これは結構古い本も多いのです。今回は、そういうものに対して更新をしていこうということも織り込まれております。その数値につきましては、まだ総務省の方からの通達が出ていないということです。それが出次第また連絡がくることになっておりますけれども、やはり早目、早目にやっていかなきゃいけないんですけれども。

ここでちょっと市長にお願いしたいんですが、この5カ年計画で出る予算というのは地方交付税として出てまいります。地方交付税で出てまいりますと、交付金として出てまいりますとわからなくなってしまうというのがあります。子供たちは、今、市長もご存じだと思うのですけれども、つくばみらい市に本屋さんがなくなってしまったというのはご存じでしょうか。谷和原にもありました本屋さんは、深夜営業のDVDだとかを見せる場所になってしまっておりまして、近場に本屋さんがありません。子供たちにとりましては、市の図書館あるいは学校の図書が一番大事なものであると思っております。

近場にたくさん本があるということは、関心を持つことでもあります。昨日も、中山（栄）議員からも出ておりましたけれども、本に親しむというのは、朗読だとか、読み聞かせだとか、たくさん本が、きのう、教育長の方から話が出ましたので、ほんと安心していらっしゃると思いますけれども、そういう本屋さんがなくなったところでは、学校の図書というのは本当に大切なことだと、子供たちの人間形成をつくっていく上でも大切な問題だと思っております。

本当の心豊かさを補っていくには、本を読み、そしてその本に書いてあることを小さく

てはできないかもしれませんが、読んでいるうちに描写ができます。そして漢字を覚えます。日本人である以上漢字は覚えておかななくてはいけない、意味を知っておかななくてはいけない。

私は、手前みそですけども、私の小さいときから周囲にたくさんの本がございました。童話から、本当にトルストイからニーチェまでという感じで、雑学で大概の本を読みまくったという覚えがあります。だけれども、そのときに覚えたことというのは今でも忘れておりませんし、何かをしようとしたときに文章が浮かぶということで、私は手紙を書くのもちっとも苦ではないんです。というのは、やはり小さいときからの本を読んだということが大きな私の宝になっていると思っております。

子供たちも、今からは、私も読み聞かせの中で、子供たちとかかわり、読み聞かせは小さい子供たちですね。そして関心を持たせることをやっていかなくてはいけないと思いますし、小学校低学年から高学年になるにしたがって、自分で読んで感想が言えると、感想が書けるというような状況へ指導していくことが私は大事なことだと思っております。

古い本がざっと並んでいるよりは、新しいもののへどんどん取りかえていくことも必要だと思っております。今回も5カ年で1,000億円です。どういう形でくるかということ、地方交付税として入ってまいりますので、財政の厳しいということをずっと聞いております。しかし、子供たちを育成していくことも私たちの大事な仕事だと思っておりますので、ぜひにこの交付金は、できることなら子供たちのために利用していただきたい、これを切にお願いをいたしたいと思っております。市長のお答えをちょっとお願いします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 市内に本屋がなくなったというの市長知っているかと、こういうことでございますが、小絹の方はわかりませんが、谷井田にございましたが、これも閉めてしまいました。

交付税の問題でございますが、今後、教育長と相談をしてみたいと、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 安藤幸子君。

○13番（安藤幸子君） ありがとうございます。

私の申し上げたいのは、一番最後に申しましたこの本のことが一番大事でございましたけれども、ほかのふれあいセンターの中のことにつきましても、小さい傷のうちに直していただく、そして子供たちが衛生的に動けるような場所にしていきたいと思います。最近ちょっといろいろ言っておりましたことで一つよかったことは、明かりをつけていただきました。トイレに行くのに暗かったんです。子供たちが嫌がって行けませんでした。ところが、行きましたら事務所の中にも明かりをつけていただきまして、明るくしていただけたということをととてもありがたく思っております。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（豊島 葵君） 10分休みます。暫時休憩。

午後3時05分休憩

午後3時17分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、30番市川忠夫君。

〔30番 市川忠夫君 登壇〕

○30番（市川忠夫君） きのうの一番最後でございますが、2点ほど通告しましたので、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、1点目でございますが、その中の要旨ということで3点出しておきました。その一番下の件ですが、「安心して子供を育てる」を「産み育てる」というふうでお願いしたいというように思います。

それでは、お願いしませうけれども、妊産婦、それに乳幼児の命と健康を守るために、地方でも、都市でも医師不足が重大な社会問題となっております。産科医のいない地域が全国で急増しているという状況であります。地元で子供が産めないと、妊婦健診に通うのも片道2時間、などのことで悲鳴が上がっているところもあるということでもあります。

この10年間に、小児科のある病院は2割も減り、小児救急の廃止が各地で問題となっております。地方病院では、勤務医の不足・退職で、内科や外科でも診療休止、病棟閉鎖が相次ぎ、残った病院に患者が殺到して、今度はその病院の勤務医がやめていくと、ドミノ現象が発生しているとのことでもあります。地域医療の拠点が次々崩れ、住む地域によっては医療が受けられないという命の格差が拡大しているのであります。

今日の医師不足にはさまざまな要因がありますが、その大もとには、政府与党の社会保障切り捨ての政治があります。政府は、医療費適正化の名で医師を抑制し続け、日本を世界でも異常なほどの医師不足の国にしてきました。また、診療報酬の大幅な削減をし、行政改革の名による国公立病院の統廃合など、国の財政負担と大企業の保険料負担を減らすために、公的保健、公的医療を切り捨てる構造改革が地域の医療崩壊を加速しております。

この問題を本当に解決するには、社会保障を際限なく切り捨てる政治を転換し、政府が国民の命と健康を守るという本来の責任を果たすことが必要であります。深刻な医師不足を解決して、危機に扮した地域医療体制を立て直すために、私は、以下のことを申し上げて、地方自治体として、関係機関に対して、住民の命と健康を守る立場から医師不足を打開されることを申し上げるのであります。

政府は、この四半世紀、医師がふえれば医療費が膨張すると宣伝をして、医学部定員の削減を閣議決定をして、医師の養成を抑制してきました。その結果、日本の臨床医師の数は、人口10万人当たり200人、アメリカは240人、ドイツは340人、イタリアは420人、OECD、経済協力開発機構加盟30カ国の中では、日本は27位という立ちおくれであります。深刻な医師不足が引き起こされているのであります。

ところが、厚生労働省はいまだに、医師は基本的に足りていると誤りを認めず、問題は、地域別・医療科別の偏在だと言い張っております。しかし、すべての都道府県の医師数が、OECD加盟国の平均人口10万人当たり310人を下回る日本に、医師が余っている地域などありません。医師数の抑制路線を改め、医師を抜本的に増員することではないでしょうか。

医師の絶対的不足は、病院で働く勤務医師に過酷な労働環境をもたらし、過密労働に耐えかねる医師の退職がさらなる医師不足を招くという悪循環が拡大されています。厚生労働省の調査でも、勤務医師の平均勤務時間は週に63.3時間、小児救急の拠点病院では、時間外労働が、平均月当たり70時間、多い人は月200時間以上であります。産婦人科勤務医の当直は、平均で年123回、49歳以下の勤務医師の3割が過労死認定基準を超えていると

の調査もあります。こうした長時間過密労働を苦にした勤務医師のリタイア、出産育児などと両立ができないための女性医師の退職が続いているとも言われております。勤務医師の過密労働は、医療の質の確保や患者の権利、安定という面からも解決が急がれているのではないのでしょうか。地域住民が、医療の安全、安心を高め、勤務医が安心して働ける環境を整備するために、行政としても関係機関に対して要求をすべきと考えますけれども、まず市長の見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ただいま市川議員からございましたように、医師不足は全国的な問題、私も承知しております。県も大分力を入れてきておるようでございますが、全くそのとおりでございます。これまでもいろいろな機関を通じて要望してまいりましたが、これからも強く要望してまいりたいと、このように考えております。

特に、区画整理事業地の関係等も含めまして、これまでも要望してきた経緯もございますので、これを切らずに、今、議員がおっしゃられたようないろいろな、紹介はもちろんでございますが、関係機関に働きかけをしてまいりたいと、こういう考えでおります。

○議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

○保健福祉部長（渡辺勝美君） お答えします。

3点ほど質問に対してお答えしたいと思います。

まず、出産する施設は十分かということでございますが、産婦人科の施設につきましては市内に1カ所ございます。また、近隣では、つくば市、牛久、取手、守谷、常総市というようなところで、比較的短時間で行けるのではないのかなという気がいたします。そういう面では、十分という言葉が難しいのですが、十分に近いと私は思っております。

それから、住民基本台帳でちょっと調べたところ、何名の子供が誕生しているかということなんですが、2月末日現在で、18年4月からで270名でございます。それから、前年の17年度の人数は309名ということです。

それから、母子保健事業ということで、健康増進課が中心になって母子保健事業を行っているところですが、市の保健事業につきましては当然、母子健康手帳の交付から妊婦の健康診査受診票の交付、それから、マタニティー教室というようなものも行っております。乳児期にいたりましては、新生児訪問、ひよこ教室、育児相談、離乳食教室、乳児の健康診査、三、四カ月児の健診といったものを行っている。幼児期では、1歳6カ月、2歳、3歳児の健康診査、あるいは発達相談、フォロー教室といったような内容の事業を行っているところです。また随時、電話の相談、訪問というものを行っているというような状況でございます。

○議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

○30番（市川忠夫君） ありがとうございます。

産科と小児科不足は、もはや一刻も放置できないと言われております。産科の医師数、分娩をやる施設数は毎年減り続け、地方によっては、出産前後の医療を担う周産期医療センターからも産科医師がいなくなると、まさに危機的事態となっております。近くに産科や小児救急がなかったために、妊婦や乳幼児が命を落とすなど、痛ましい事故も続発している状況であります。場所によっては、産院に行くために2時間もかけて行かなければな

らないと、そのために車の中で産んだというような例もあります。このことにつきまして、先ほど部長からも説明がありましたように、幸いにして、隣接する市町村で産めると。このつくばみらい市はそういうことがありまして、大変恵まれているのかなというふうな一面もありますけれども、実は先日、その状況はどういうふうになっているのかなというように、我々共産党の議員団で隣接の病院を2カ所ほどお訪ねをして、いろいろと状況を聞いてきました。一つは守谷ですよね、一番近い。いろいろ聞いてみますと、1年間に、以前は600人ぐらい扱ったと、1カ月約50人ですね。産科医師は6人で対応しているということでありまして、その医師の中には非常勤も含まれていると。それで院の意向としては、それでは少ない人数だと、そういうことで、最近では500名ぐらいしか扱えないということです。多いときは600人をやっていたんですから、100名の方はどうするのかということなんですね。結局はよその病院を探さなきゃならないという状況も生まれているということです。

それから、もう1カ所、これはつくば市なんですが、比較的つくばみらい市の人たちが多く世話になっている病院なんですね、その様子も聞いてきました。やはり守谷で聞いたことと同じような内容が含まれていると。先ほども申し上げましたが、保険の方から来るお金がどんどん少なくなるというような状況の中で、それだけ対応するのには病院としても負担が多いというようなことで、ぎりぎりの医師の数で対応しているということでした。やはり最近になって扱う人数が、そういうことから非常に少なくなったと。前は500人ぐらい扱っていたんですが、現在は約400人ぐらいだということを言われました。

それで、たまたまこの里帰りをして、この地域へ帰ってきて、妊娠8カ月とかそのくらいになってから、病院に近いからということで行く人が多いんだそうですね。ところが、それを対応するだけの準備がされていないと、することがなかなか困難だという今の状況の中では。別の病院に紹介をするとか、紹介できれば一番いいんですが、そのまま患者さんが、患者とはいえませんね、本人が探すしかないということらしいよね。実際問題として大変な状況だということを、二つの病院とも言われました。

それで、日本では、統合して集約化するということなんですね。アメリカではそうやっているのだそうですね。アメリカは広い国ですから、産院に行くのに高速道走って2時間かかるようなそういうところなんだそうです。それで、産院の近くにホテルがあるんだそうです。産む時期が来るとそこに入院をして、待機をし、産まれるのを待っているわけだ。それで産院に行くと、そういう環境ができています。ところが、アメリカの場合は、旦那と一緒に、会社をやめて奥さんのお産のその後の協力者になって、同じホテルで、会社を休んで、そういうことできるんだと、だから集約化してもいいんだと。日本はそういうわけにはいかないんだと、やはり住んでいる周りで、できるだけ近いところにあった方がいいようなそういう環境なんだよね。ですから、何もアメリカがそうやったからといって、厚生省がそういうやり方をするのは、ちょっと今のところは大変な危険な問題が含まれていると、こういうことを医者の方にも話を聞かされてきたわけでありまして。

構造改革の名において、医療を受ける権利を奪う政策を転換して、公的保健、公的医療の拡充ですね、地域医療を立て直すこと、長年の医療、医師数の抑制政策によって医療現場に蓄積をしていた矛盾を一挙に拡大し、地域医療崩壊を掛け縁に追い込んでいるのが、政府が進めた診療報酬の総額削減、公的病院の統廃合などの構造改革であります。

2002年に自民党政府が強行した医療報酬の2.7%の削減が、160床規模の病院で、年間

1億円もの赤字を発生させるなどによりまして、多くの病院で人員削減や病棟縮小に追い込んだわけであります。さらに、06年に強行されました3.16%削減は、長期入院やりハビリへの報酬削減は、保健医療に取り組むすべての医療機関に打撃を与え、勤務医の労働条件の悪化、採算の低い診療科の廃止、中小病院の廃院を加速しているのであります。現在の医療政策が継続されれば、中小規模の民間病院は我が国では存在しなくなると、日本医師学会の副会長さんが、このような危惧の声も上げるというような事態であります。

以上のことから、構造改革の名におきまして、医療の受ける権利を奪うような政策を転換をしまして、公的保健、公的医療の拡充で地域の医療を立て直すように、これからも関係機関に働きかけをお願いしたいというふうに思います。先ほどの答弁ですね、まさにこれまでもやってきたということですが、さらに折にふれてやってほしいということをお願いしたいというふうに思います。

それで、今国会で、ご承知のように予算国会をやっているのです。その国の予算の内容をちょっと見ましたら、社会保障関係費、小児科と産科を集約・重点化して、拠点病院での医師確保を推進、小児科、産科をやめて、産科に変更する病院への支援に5.8億円を計上したと、変更するところにそういうことをやっているわけですね。それに3年間程度で、小児科を1,600床、産科を1,200床削って、医師を拠点病院に集中をさせると、産科、小児科がなくなる地域を生み出す内容だと、そういうふうなことがあるんです。今それを政府は進めようとしているわけです。恐らくそういう予算の中でやっているわけですから、こういうことがこれから出てくるんじゃないかと、実際に。ですから、これからは、市長には、先ほどの答弁のように、ひとつぜひ頑張ってもらいたいということでございます。

それで、先日、2月25日の茨城新聞なんですけど、その中に、あすへの宿題というところで、医師を確保すると、それでここには、土浦の協同病院ですね、その様子が載っております。その中身は、やはり女医さんがどんどんやめていっていると、それをやめない方向へするにはどうしたらいいんだというようなことを載っておりますけれども、やはり我々のこの近く、国立病院なんかでもそういう問題が出ているんだなということをこの新聞で私も知ったわけですが。とりあえず、そういうことが、どんどん国は進めようとしているわけです。

これはやはり地域の声というものがそういう中では一番大事だと思うのです。我々個人には、国の機関に対してなかなかできませんが、市長という立場であれば、県や国に対しても、いつでもそういう住民の立場に立って要求を出すことができるんですから、ひとつ頑張ってもらいたいと思うのですが、もう一度お願いします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 先ほど申し上げましたように、いろいろな機関を通して、中央に要望してまいりたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

○30番（市川忠夫君） ありがとうございます。

ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2点目についてお願いしたいと思います。

みらい平周辺に農産物や加工品の直売所建設ということをお願いしたいと思うのですが。地域で生産、消費をする活動は、地域にお金が回り、新鮮で、つくる人の顔が見える、地

産地消、これは環境やそれに安全や健康面でもよいことばかりであります。日本は、ご承知のように、食糧の約6割外国に依存をしております。アメリカやオーストラリアなどを初め世界各国から輸入をしております。遠くから穀物を初め、野菜や果物、魚などまで運搬をします。これは地球温暖化の原因ともなっております二酸化炭素を大量に排出することになります。農水省の農林水産政策研究所の試算を見ますと、日本が排出をする二酸化炭素は、韓国やアメリカの3倍、ドイツやイギリスの5倍にもなると言われております。食糧の輸入量とそれを運ぶ距離を掛け合わせて合算した数字、フードマイレージで比較をしたものであります。地産地消、国産の利用は、二酸化炭素の排出量を減らして地球の環境にも優しいということでもあります。

また、安全性の上でも、外国産の農産物と国産の農産物と根本的に違いがわかります。ポストハーベスト、これは収穫後使用の農薬の残留で、果物や麦、大豆などの穀物で検出されております、これまでなかった農薬残留基準を定めたポジティブリスト制が始まりました。昨年の7月からですね。それで12月に限っての輸入食品から500件以上の違反が発見されております。

農産物の鮮度も、国産品と輸入品とでは大変な違いがあります。農民連の食品分析センターでブロッコリーのビタミンCを分析をした結果では、中国産やアメリカ産は100グラム中ビタミンCは120ミリグラムでした。ところが国産は、外国産よりも3割も多い170ミリグラムになりました。分析の結果が出ております。栄養価では、国産の方がはるかに多いことがわかりました。

消費者の圧倒的多数は、国内産がよいとアンケート調査などの結果も出ております。安全・安心な真の農産物を、直売所などで消費者に提供・販売できることは、消費者の喜びでもあり、さらにまた農家にとってもこれが励みということにもなります。

みらい平周辺は、これから人口がふえるところで、直売所には大変適したところであります。生産者の希望も多く聞いております。ぜひとも建設の方向で進めてほしいということでございますが、市長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） みらい平駅周辺に農産物や加工品の直売所ということでの質問でございます。本市の顔とも言えるつくばエクスプレスの駅周辺、これに農産物や加工品の直売所を設置することについては、議員がおっしゃったように地産地消運動、また、地元農産物のPRの観点からも大いに意義があると私も思っております。

各地で実績を上げている直売所は多く存在している。私どもも今までも大いに関心を持っておりました。したがって、市としても、既に市内で開設している直売所もあるわけで、私も見させていただきましたが、これらの団体等の考え、あるいは茨城みなみ農協のご意見、これも聞かなきゃいけませんので、そういう直売所設置、運営の主体をどこへやるか、また国の補助があるかどうか、これらも含めて検討して、ぜひこれの実現化へ向けていきたい、こう思っております。

○議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

○30番（市川忠夫君） ありがとうございます。

市長もご承知のとおり、旧谷和原村では、2カ所に補助金を出して建設をしてきた経過がございます。ただいまは、大変前向きの方で進めるということですね。そのことを、

もちろん農産物の販売のことですから、現在も農協さんが中心になってやっているということですね。それで、そこに参加をしている生産者の皆さん、こういう人たちの意見も十分取り入れて、建設の方向へできるだけ進めるような方向を、何とかそういう委員会みたいなのを組織をして、それで段取りをしていくような方向ではいかがでしょうか。具体的にそうやらないとできていきませんからね。そういうことをぜひともお願いしたいと思うのです。

それで、今現在、生産者の皆さんは、直売所以外に、あそこのカスミ、あと、とりせんというところね、あの中に地元の農産物販売のコーナーというのがあるわけです。そういうところへ出している農家の人も、旧伊奈の人も谷和原の人もいますけれども、やはり生産者が自分ら自身でいろいろ研究しながら、生産者同士が励まし合いながら、そういうやり方で進めるのがいいんだと、お互いに高め合うことができるわけだ。そういう方向でやるのには、やはり自由にやれるそういう組織が欲しいということなんです。できるだけ早い時期に、そういう方向で進められるような、建設委員会というか何とかいいののか、そういう人たちの意見を聞いて、みんなでやれると、そういう方向で進めてほしいと思うのですが、そういう点についてはいかがですか。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 議員、もちろん、行政で計画して進めるのじゃなくて、皆さんと協議するのはもちろんでございます。例えば、今、議員がおっしゃったように、とりせんとかカスミ出しているでしょう。この人たちのいろいろな立場も考えなきゃならないし、また、せっかくつくったんだから品を切らずに消費者に迷惑をかけないようにやっていくのには、販売する人、それから農協さん、それぞれの関係といろいろ協議をして進めていかなきゃできませんので、今後そういう組織を立ち上げて、具体化をしてまいりたいと、このように思っております。

○議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

○30番（市川忠夫君） 最近は、全国的に、いろいろな形式でやっている直売所が至るところにあるのです。随分あちこち私も見て歩いておりますけれども、何ととっても一番お客さんが多いというのは品物がまずあるということなんだよね。こちゃこちゃっと少ししかなかったと、買いに行った人が、あれも欲しかったんだけれども、これも欲しかったんだけれども、なかったわというそれではもう二度とそこへ来ませんから。できるだけ生産者は多くの人を募って、それでやるということが一番成功のかぎじゃないかなというふうに思うのです。

それで、私も関係している直売所がありますので、たまにはそういうところへ行っているいろいろお客さんのお話は聞くんですが、実際は、今のお客さんというのは、昔は食べ物を買いに行くというのは大体が女性が多かったわけだね。ところが今は違う。女性と男性2人で。どこから来たんですかと聞くと、大変遠いところから来るのだ。何でもここまで来るうちに近くに買うところあるでしょうということ、いや私どもは楽しみの一つだと、こう言うのだ。見る楽しさと買う楽しさと両方にして。ですからさっきも言ったように、できるだけ多い人で、品物がたくさん並んでいると、新鮮なものと、安心して、あそこのは安全だから食べられると、そういうものを売ることができるような、そういう直売所で、これもやはり大勢の皆さんの意見を聞きながら、みんなで協力し合ってやれるようなそう

いう方向で進めてほしいということを申し上げて終わります。
ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（豊島 葵君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、3月8日午前10時から本会議を開き、一般質問及び議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時58分散会

第 3 号

〔 3 月 7 日 〕

平成19年第1回
つくばみらい市議会定例会会議録 第3号

平成19年3月8日 午前10時02分開議

1. 出席議員

1 番	高 木 寛 房 君	1 6 番	飯 野 喬 一 君
2 番	鴻 巣 早 苗 君	1 7 番	大 好 光 君
3 番	染 谷 礼 子 君	1 8 番	海老原 弘 君
4 番	中 山 栄 一 君	1 9 番	富 山 和 夫 君
5 番	倉 持 悦 典 君	2 0 番	山 崎 貞 美 君
6 番	飯 泉 静 男 君	2 1 番	廣 瀬 満 君
7 番	堤 實 君	2 2 番	今 川 英 明 君
8 番	福 嶋 克 良 君	2 3 番	豊 島 葵 君
9 番	岡 田 伊 生 君	2 4 番	細 田 忠 夫 君
1 0 番	古 舘 千恵子 君	2 5 番	倉 持 眞 孜 君
1 1 番	直 井 誠 巳 君	2 6 番	川 上 文 子 君
1 2 番	横 張 光 男 君	2 7 番	中 山 平 君
1 3 番	安 藤 幸 子 君	2 9 番	神 立 精 之 君
1 4 番	松 本 和 男 君	3 0 番	市 川 忠 夫 君
1 5 番	古 川 よし枝 君	3 2 番	野 田 正 男 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
助 役	小 林 弘 文 君
収 入 役 職 務 代 理 者	豊 島 久 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	海老原 茂 君
市 民 部 長	羽 生 恵 洋 君
保 健 福 祉 部 長	渡 辺 勝 美 君
産 業 振 興 部 長	鈴 木 清 君
都 市 建 設 部 長	青 木 秀 君
教 育 次 長	倉 持 政 永 君
秘 書 広 聴 課 長	森 勝 巳 君
参 事 兼 企 画 政 策 課 長	中 川 修 君
人 事 課 長	大 塚 勝 美 君
財 政 課 長	秋 田 信 博 君
水 道 課 長	間根山 知 己 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
議 会 事 務 局 副 参 事	井 波 進 君
書	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成19年3月8日(木曜日)

午前10時02分開議

日程第1 一般質問

日程第2	議案第4号	つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例
	議案第5号	つくばみらい市行政財産使用料徴収条例
	議案第6号	つくばみらい市副市長定数条例
	議案第7号	つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例
	議案第8号	つくばみらい市職員等の旅費の特例に関する条例
	議案第9号	つくばみらい市表彰条例の一部を改正する条例
	議案第10号	つくばみらい市監査委員条例の一部を改正する条例
	議案第11号	つくばみらい市職員定数条例の一部を改正する条例
	議案第12号	つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第13号	つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
	議案第14号	つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
	議案第15号	つくばみらい市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
	議案第16号	つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
	議案第17号	つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
	議案第18号	つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第19号	つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
	議案第20号	つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
	議案第21号	つくばみらい市立保育所条例の一部を改正する条例
	議案第22号	つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
	議案第23号	つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例
	議案第24号	つくばみらい市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例
	議案第25号	茨城県市町村総合事務組合規約の変更について
	議案第26号	茨城租税債権管理機構規約の変更について

- 議案第27号 市道路線の認定について
- 議案第28号 市道路線の変更について
- 議案第29号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第30号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第32号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第33号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）
- 議案第36号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第37号 平成19年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第38号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第39号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第40号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第41号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第42号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第43号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第44号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計予算

日程第3 議案第4号～議案第28号、議案第30号～議案第36号及び議案第38号～議案第44号について各委員会付託

日程第4 一般会計予算特別委員会の設置及び議案第37号について委員会付託

日程第5 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 日程第2 議案第4号 つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例
- 議案第5号 つくばみらい市行政財産使用料徴収条例
- 議案第6号 つくばみらい市副市長定数条例
- 議案第7号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例
- 議案第8号 つくばみらい市職員等の旅費の特例に関する条例
- 議案第9号 つくばみらい市表彰条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 つくばみらい市監査委員条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 つくばみらい市職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号	つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第15号	つくばみらい市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
議案第16号	つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第17号	つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第18号	つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第19号	つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
議案第20号	つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
議案第21号	つくばみらい市立保育所条例の一部を改正する条例
議案第22号	つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第23号	つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例
議案第24号	つくばみらい市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例
議案第25号	茨城県市町村総合事務組合規約の変更について
議案第26号	茨城租税債権管理機構規約の変更について
議案第27号	市道路線の認定について
議案第28号	市道路線の変更について
議案第29号	平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）
議案第30号	平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第31号	平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議案第32号	平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第33号	平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第34号	平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第35号	平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）
議案第36号	平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第37号	平成19年度つくばみらい市一般会計予算
議案第38号	平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
議案第39号	平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
議案第40号	平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計予算

- 議案第41号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
議案第42号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
議案第43号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
議案第44号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計予算
- 日程第3 議案第4号～議案第28号、議案第30号～議案第36号及び議案第38号～議案第44号について各委員会付託
- 日程第4 一般会計予算特別委員会の設置及び議案第37号について委員会付託
- 日程第5 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

午前10時02分開議

開議の宣告

○議長（豊島 葵君） ただいまの出席議員は29名です。欠席議員は18番海老原 弘君です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局主事、議案説明のため、市長、助役、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

○議長（豊島 葵君） 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

32番野田正男君。

〔32番 野田正男君 登壇〕

○32番（野田正男君） 32番の野田でございます。通告をしてある件についてお尋ねをいたします。

つくばみらい市のほぼ西側を流れる小貝川は、河川の改修がありまして、大正末期から昭和の初期にかけて多くの樋管が設置されております。伊丹の堰から数えますと、上流に向かって小平沼までに11カ所もあります。老朽化がひどく、建設省が順次改修を行っております。既に4カ所が改修されております。稲荷樋管も近く改修の予定でございますが、岡堰の上流にある4カ所の樋管は、改修ではなく撤去ということで話が進んでおるわけでございます。樋管につきましても、昭和25年、高須の堤防決壊も樋管の隣接からであり、61年、常総市石下町の堤防の決壊も樋管の近辺からと聞いております。そうしたわけで、樋管の老朽化は堤防の危険にもつながることございまして、樋管を早急に改修する必要があると思います。

私の最も近くにある稲荷樋管も、昭和61年に水と土砂が激しく吹き出したわけでございます。その実情を建設省に報告をし、改修をお願いしたのでございますが、改修には至らず、一部補強ということで済まされていたわけでございますが、今日、建設省も本格的な取り組みをいたしまして、岡堰の上流4カ所について、これは改修ではなく撤去をしないと、このような形で地元交渉しているわけでございます。改修は当然のことと思いますが、撤去となりますともろもろの周辺に及ぼす影響もございまして、そうした形で、昨年8

月を第1回として、3回ほどの地元への説明会を開いているようでございますが、なかなか地元との理解の同意が得られないのが現状かと承っております。

今後のこの件につきまして、行政の取り組みあるいは土地改良区と地元と3者が十分な協議をしなければならないとは思いますが、今後の協議等の予定についてお尋ねをいたします。

○議長（豊島 葵君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

小貝川に排出する岡堰から上流の樋管、4カ所ございます。中畑樋管、与後樋管、舟場樋管、それから堤下樋管ですね。これらにつきましては、老朽化に伴いまして堤防の、また老朽化と堤防の改修にあわせまして下流の樋管と統合したいということで、国土交通省関東地方整備局下館河川事務所から地元の方へ伝えられております。

また、それらによりまして、市の基本的な考え方としましては、防災対策を進める上からも、老朽化した樋管については撤去することには賛成であるということでございます。

なお、事業の実施に当たりましては、地元には十分説明した上、事業を進めるよう国の方へお願いしてあるところでございます。

また、説明会には市の方からも出席しております。

○議長（豊島 葵君） 野田正男君。

○32番（野田正男君） 受水のためには改修は当然必要かと思いますが、撤去となりますともろもろの問題等もでございます。地元と十分な協議をする必要があると思いますので、行政側でも国土交通省からの説明には必ず出席をいただいて、地元の意向を十分伝えていただくようお願いをして、この件は終わりいたします。

次に、農業用水の問題でございますが、川通用水につきましては慢性的な水不足で悩まされているわけでございます。昭和42年に農地の区画整理があったわけでございますが、その区画整理以前には、山谷排水路は全面的に樋管をつくりましてとめて、下平、中平あるいは山王新田等につきましては、排水路の水を利用して農業をやっていたのが現状でございました。

しかるに、42年の土地改良のときには、排水路の水を利用しなくても用水路で十分賄えるんだということで排水路の樋管は撤去され、今日に至ったわけでございます。40年にわたる水不足につきましては、行政側にも大変なご理解をいただいて、小排水路に15ほどのミニダムということで堰をつくっていただいたわけでございます。

また、山谷排水路につきましては、4カ所に水中ポンプをつけて水の再利用を図っているわけでございますが、肝心の用水路に水がないときには、排水路を幾らとめても水はたまりません。水中ポンプも、ちょっと見なければ空気が入って空回りをするというような状態が続いているわけでございます。そうした中で問題を解決するためには、どうしても新たな水源を確保しなければ問題の解決にはならないと思います。

せんだって、土地改良区に福岡堰は小貝川から取水権はどのようになっているんだということでお聞きいたしましたところ、毎秒13.616トンの取水権はあるんだと。しかしながら、実際に田植えの時期に水をとれるのは、その0.5%しか上流のダムに水がないのでとれないんだと。田植え終わった後につきましては、毎秒10.5トン、これを取水する権利はあるんだけれども、これも0.5%しかとれないんだ。こういう状況の中で設計された41年

の土地改良区には、大きな問題が残されているんじゃないかと思います。

先ほど申し上げましたように、山谷排水路を全面閉鎖して水を使っていたものが、上流から用水は賄えるんだと、十分賄えるんだということで、その山谷排水路の樋管については取り壊したままになっているわけでございます。

先ほど申し上げましたように、昭和41年から水の確保につきましては、ミニダムが15カ所、水中ポンプが4カ所ということで行政と土地改良区が一体になって問題の解決に努力はしていただいたのでございますが、何せ用水に水がないときには排水路にもあるはずがございません。

そうした中で、この問題を抜本的に解決するには、茨城県が水利権を確保している中通川の水を川通用水に入れていただくしか方法はないんじゃないかということで、今回、その取水権を取り、その水を川通用水にもっていくような政治的な判断をし、土地改良区と十分協議の上、このようなことを進めていただけないかということでお尋ねをするわけでございます。よろしくお願いします。

○議長（豊島 葵君） ただいま18番海老原 弘君、出席です。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 中通からの取水の問題でございしますが、これは大きな問題でございますので、ここで、はい、やりますというわけにはまいりませんが、要は土地改良区の考え方をよく確かめまして、行政でできることは応援してまいりたいと、このように考えております。

もう一つ、議員ご承知と思いますが、中通、いわゆる伊丹の排水機場から旧久賀地区の、今、取水をしているわけですね。これについて県の方へ要望していると。ということは、取水権の問題も私は定かでないんですが、あの施設そのものは公式の施設じゃないと私は判断しております。あれは、当時、区画整理のときに、萱場とか、あの周辺の湧水対策のためにつくるんだということで、当時の藤代の町長さんがいろいろ政治的な判断をして自費でやったという経緯がございます。

そうすると、あの取水権の問題も絡んできますし、中通川の取水権というのはそう量あるわけじゃございませんので、今、議員がおっしゃったように、用水時期ならば水はございますが、湧水期には中通の水をまだとるということはいろいろ問題があるかと思いますが、要は可能かどうかというものも含めて土地改良区と協議をし、県や関係機関等のご意見等も伺ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 野田正男君。

○32番（野田正男君） 水の利用権が茨城県土木部にあるということでございますので、今、市長からお答えがいただきましたように、関係機関、特に土地改良区とは十分協議をいたしまして、地元の要望にこたえていただくよう最善の努力をしていただくようお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（豊島 葵君） 次に、15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○15番（古川よし枝君） 15番の古川です。3項目通告しております。順番に質問をいたします。よろしくお願いします。

まず最初に、みらい平駅前周辺のまちづくりについてですけれども、空間と景観を保つ

まちづくりということで質問をいたします。

駅周辺の土地利用は、用途指定や平成16年には地区計画が決定され、都市機能を持たせる土地利用計画となっています。駅前約8ヘクタールは、業務商業立地として建ぺい率は80%、それから容積率は300%となっています。好調に売れているという18階建てのマンションは、敷地が1.8ヘクタール、建ぺい率が56%ということで、建築面積が1万103.94平米、建築床面積が7万4,358.15ということで、18階のマンションとなっています。

容積率が300%というのは、この地区での300%というのは、建ぺい率を低く抑えることで超高い建物を建てることができます。これ以上の建物は建たないと思いますけれども、現在、駅前センターの周辺の住宅地域、第1種住宅地域においては、つくば野田線沿線に33メートルで11階のマンション、それから駅の裏側には10階建ての31メートル、それから駅前共同住宅地に高さ20メートルで7階の建物、その他、5階建ての店舗も併用したマンションの建設が確認されています。日々、申請は上がっているんだというふうに私は思います。

用途指定が定められ、建築基準法による規制と、さらに地区計画で地区の整備計画が立っているわけです。しかし、建築基準法による道路や隣地や北側斜線の制限によって高さの制限はされても、建物の高さはかなりゆるやかになっています。これまで18階建てのマンション建設について市長は、マンション建設、この18階建ての建設には推進するという、そういう心情ではなかったということをご自身から私は伺っているんですが、これから18階というまではなくても、高層建築物が建ち並ぶまちづくりについては、市長はどのようにお考えになっていますか。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 18階建てのマンション、これから高層建築物にどう考えるかということでございますが、ご承知のとおり、一体型土地区画整理事業275ヘクタールのエリアにおきましては、さまざまな住民の意見等をお聞きして事業を進めてきたわけでございます。茨城県とともに、住民代表を交えて平成12年に策定したふるさとの顔づくり計画、または丘陵部の空間や景観を形成する上で指針とされたものであり、この概要は、にぎわいと憩いの核であるセンター、サブセンター、そしてこの二つのコアをつなぐ軸によって構成される顔づくりの中核とする新しいまちづくりにふさわしいシンボル空間の創造など、四つの顔づくりを基本として定めてきておるわけでございます。これらを踏まえまして、用途地域、地区計画、準防火地域、平成16年に都市計画決定がなされておるわけでございます。

具体的には担当部長の方より説明させますが、全部高層ビルが建つわけじゃございません。この指定された地域だけでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

先ほど市長から申し上げた用途や地区計画が、当伊奈・谷和原丘陵部におきましては定められております。これらの計画では、みらい平駅周辺につきましては、駅前センター地区といたしまして商業業務施設の立地を図る地域の位置づけがございます。近隣商業地域の用途が指定されまして、建ぺい率、先ほど議員の方からございましたように、建ぺい率

が80%、容積率が300%という制限規制がございます。建築物の高さの最高限度につきましては、近隣商業地域において地区計画では定めてはおりませんが、建築基準法によりまして道路斜線と隣地斜線により建築物の高さの制限は受けることとなります。

また、誘致地区を除くそのほかの地域の住居系のエリアにつきましては、高さ10メートルの制限や北側斜線規制などがございますので、良好な住環境が形成されるのかと思っております。

以上でございます。

○議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 地区計画では、第1種低層住宅地域はもちろん建築基準法で定められておりますけれども、それ以外の地域でも、既存の建て付け地があるところについては配慮をするということで、10メートルと高さが制限されているんですね。これは環境を守る上では当然だと思うんですが、幹線道路の沿線のところに立地する一般住宅Bというところは高さが制限されておられません。それは、幹線道路がずっと駅前から10メートルに規制されている1種低層住宅の周りをずっと走っているわけですから、その周りについては沿線については高さは一定緩やか。もちろん北側斜線の規制とか、日照権の問題もあって、一定基準法に定められたものでは高さは制限されますけれども、建ぺい率をどこまで持っていくかで高さは変わりますよね。私が、住宅地区Bというのは、建ぺい率が60ですけれども、容積率は200ですから、高い建物も建ぺい率によってはできると思うんですね。

で、当然高い建物が建てば環境は大きく変わるわけです。今の18階建てのマンションが建ったときに一番何が心配だったかといえ、やっぱりビル風がとても心配です。ましてあそこは高台になっていまして、小張台地は風が大変強いところで、昔は竜巻もという話が聞いたことあるんですが、そういうところなのでそういう心配もあります。それから、防災上も、大変高層になれば困難になると思うんですね。

そういうことをいえば、ぜひまちづくりについては、高さの制限というのは大事なんだと思うんですね。この地域では町名が新しく変わりが、富士見ヶ丘とか、紫峰ヶ丘、陽光台というふうに町名がつけられておりまして、広い空間と景観、この地域の意味のかなと思うんですが、そういう点からいっても、まちづくりの感性というか、そういうものが問われるんじゃないかと私は思うんですね。

で、最近では、日照権の問題とかそういうものだけではなくて、絶対高さという制限を設けてまちづくりをしている自治体が出てきています。例えばつくばでは、昨年いろいろ報道もされましたけれども、都市計画を見直しをして、つくばは広い地域ですからいろいろ地域の用途と地区計画をきちっと作りかえて、高度地区は高度地区と定めながら、低層と高い建物のバランスをとっているというふうに計画が出されています。そういうことで、いろいろ高さについては住民も大変シビアになっていまして、いいまちづくりにそこは欠かせないと思っているんですね。

それで、私は、そういう意味でも、ぜひ住宅、一般住宅B、計画住宅A、図面を持っていないと皆さんわからないと思うんですが、執行部の方はご存じだと思うんですが、そういうところに高さの制限を一定考えたらいんじゃないかと思うんです。

特に、みらい平の駅の前に立ちますと、前方に筑波山がくっきりと見えているんですね。これは、駅をおりたときに来客の方も住民の方もほっとする光景じゃないかなと思うんで

すが、残念ながら、今、11階のビルができて、そのわきは鉄道の線路上なので、一定空間、線路の間だけは空間があるんですが、その周りも駅前センターということで高いビルが建てられる可能性があるということで、その景観が遮られてしまうんじゃないかと、とても残念だなと思うんですね。できれば市の玄関として筑波山が眺められる、そういう景観を残せたらいいんじゃないかなと私は思うんですが、大変理論的じゃなくて感覚の問題であれんですが、市長はどういうふうに思っていますか。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 議員の考え、私も戸建てだけでみんな低層住宅ならいいなと思っておるわけですが、要は開発。人にいっぱい来てもらう、さらに土地利用計画上から今決められたような計画、これはプライベートな話になるかどうか知りませんが、議員のだんなさんはぐっと最初からかかわってきておるわけですから、この経過はよくご存じだと思います。

そういう土地利用計画上から、やっぱり必要欠くべからずのところは18階というビルも建ったということでございまして、これからも10階建て、今ありましたように10階建て、つくば市も10階建てまではやむを得ないんだということを市長おっしゃっておるようございしますが、私も、地域によっては景観の損なうようなものはある程度規制すべきと思っておりますが、今、部長が話した範囲の中では大丈夫なのかなと、こう思っております。

○議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） そうはいいても、地区計画が定められているというわけですが、この見直しは可能なわけですし、また、民有地ですから、なかなかまちづくりについても私情で動くわけですから、なかなか合意が得られないという困難も生じると思うんですが、しかし、あの開発を見まして、私はあそこに一極集中にしまして住民を呼ぶと、住宅を供給するというけれども、供給過剰という事態も起こり得ると思うんですね。そういう意味では、広い区画整理の開発地域をするときに、やっぱり今後の集中しているところ以外の周りの開発についても影響が出てくるんじゃないかと思うんですね。そういう意味でも、事業を見る上でも問題が起きるんじゃないかと思っています。

私は、先ほど市長が、一定地域景観を残したいというところがあればいろいろな形で残せると、残したらいいんじゃないかということですので、一定景観として残したい地域を定めて、景観が損なわないよう高さ制限を条例化というか、そういう形でぜひ、何もないところに新しいまちづくりで、全国で言っている歴史あるまちを保存するという観点ではないのであれですけども、やっぱり景観、この広いみらい平、小張台地の昔の名残が残るような、そういうところも残していく一つのまちづくりだと私は思うんですが、ぜひそういう視点で取り組んでいただきたいと要望いたします。

次に、2項目に質問を変えます。

昨日の染谷議員の答弁で、妊婦健康診査について19年度に研究をして前向きに検討するという答弁がありました。ぜひ検討してほしいと思うんですが、どうも私は温度差が、私たちの、私の要求もそうですが、違うんじゃないかなという感じがするんですが。

実は、厚生労働省からは1月の後半に県の方に、妊婦健診検査も含めた少子化対策について総額の拡充が示されているので、公費の妊婦健康診断について回数をふやすことが可能だからぜひふやしてほしいという、そういう通知が来ているんですね。それで、私は早

速、保健センターの方に伺いましたら、19年度は予算の措置もとれませんので難しいです、やる予定はありませんというふうに職員の方からお聞きしたんです。当然だと思うんですね、1月の半ばですから、当然どこの市町村でも19年度の事業計画は定まっているわけですから。

そういうことがありましたので、県の方に問い合わせしてみました。県は、厚生労働省の方の通知を市町村に送っているけれども、市町村はどういうふうに受けとめているんですかというふうに伺ったら、財政の問題もあるのでいろいろ市町村も困っているのではないかとということがあって、アンケートをとっていますというんですね。それで、その結果が3月2日にアンケートの調査が出たんですけれども、そうしますと、県内で5市町村のうち、3回にするといい、1回ふやすところですね、自治体が1自治体。それから、5回にしますというところが4自治体ということで、全体でもごくごく少ない5市町村なんですけれども、しかし、手続もありますので、4月からすぐにというふうにはいかないと。当然だと思うんですが、そういうことが県の聞き取りの中でわかりました。

私は、それなら厚生労働省のこの通知を出している雇用均等対策児童家庭局母子保健課というのがあるんですけれども、そこに問い合わせしました。提案していることは非常にいいことで、ぜひ進めたい、どこの市町村も進めたいと思っているけれども、財源はどうかということで、地方交付税にするというけれどもきちっとそれは明確になっているのかと伺いましたら、担当課の方では、子育て支援対策として総額として300億円のところから700億円に増額しているので財源は見てくるんだというふうに言っているんですね。で、そういうことが担当課から言われてまして、私は市の財政課の方にも伺ったんですが、現在のところ19年度の基準財政需要額で見ても明白に明確ではないということで、財源の問題は非常に難しいんだと思うんですが。しかし、7月の基準財政需要額の確定が算定されたときには一定見えてくるんじゃないかなと、私は思っています。

そういう意味でも、19年度に研究をして前向きに検討するということじゃなくて、いついつやれるという形で、ぜひ答弁をお願いしたいと思っているんです。

実は、財政的にいっても、今2回ですから、無料健診の経費は18年の予算でも380万円ですね。で、19年の予算も380万円ということで、これを5回にしても1,000万円ですよ。だから、570万円ぐらいの5回にすると財政負担があるわけなんですけれども、しかし、私は、今、若い人の中でフリーターとか、非正規雇用の方が4人に1人と言われている。で、結婚するのも所得の差によって格差が起きているということを踏まえると、やっぱり若い世代の人たちが安心して子供を産み育てられるという、そこにこそ私は応援をしたいと思っているんですね。

それで、まちの総合計画の素案を見ましたけれども、人口計画の中に、もちろん開発計画の人口と、それから政策的人口の中に開発と子育て支援の政策人口増も見込んでいるんですね。これは思い切った子育て支援をしなければ数字は見えてこないんだろうと思うんですが、そういう意味でも、ぜひ今年度中にも、そんなに難しいことではないので、市長が、よし応援しようと思えばできることなので、ぜひその点を含めて、市長に再度、私はこのことについて答弁をお願いしたいんですが。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 公費による妊婦健康診査ということで、先日も染谷議員にお答え

申し上げたわけですが、今、議員がおっしゃったように、各自治体における妊婦健康診査の公費負担による受診回数増が望ましいよと、こういう通知はいただいております。先日も申し上げましたように、19年度で調査をし、前向きに研究をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） この妊婦健診というのは、過去を見てみますと、私は、伊奈町の決算を見ると、100%健診を行っているということじゃないんです。若干数値が落ちるんですね。そういうことからいっても、ぜひ安心して子供が産めるといふ、今こそそこにきちっと応援をしていく、社会情勢から見ても当然だと思うんですね。

ですから、ぜひ再度要望しますが、19年度は研究と言わずに、早い時期に実施ができるようにぜひ検討努力をされることを強く求めて、この質問を終わります。

3項目の質問に入ります。

本来ならば、区長会は任意団体ということですから、議会で取り上げてあれこれ言うべきものではないのかもしれませんが、見てみますと、区長会の会計運営は市の補助金、そして事務と会計管理も含めた事務は総務部におきまして職員が行っている。そういう点からいっても、私は、市の執行部と同等に見えるし、それから公金の使い方についても厳しく問われると思っております。よって、今回、この議会で質問をしたいと思います。

それで、この13年から18年度までの区長会の会計についてざっと見てみたいと思うんです。

それで、18年度合併しましたのでつくばみらい市ですけども、13年から17年は旧伊奈町ということでご了承をお願いしたいんですが、13年度から15年までは町の補助金は130万円でした。そして、16年度になりますと、この15年までの繰越金ですか、残金が繰り越されまして、この額が73万5,000円が16年度に繰り越されました。

そういう中で、16年度は123万円です。この16年といいますと、一般会計でも厳しく歳出が削減されていまして、各種団体への補助金は、見てみますと5%程度軒並み一律カットされている時期です。ですから、区長会でも123万円とカットがされているわけですけども、しかし、会計には入っていないんですけども、総務費からバス借上料として14万1,750円が支出されているんです。合わせますと、減るどころか137万1,750円という補助金が出されています。

17年度は、16年度の繰越金88万4,952円と合わせまして、これは繰り越されたわけですけども、当年度の補助金は研修が日帰りということで50万5,000円です。そして、バス代も別から出ています、14万7,000円、2台です。合わせますと65万2,000円となります。

18年度は、まだ決算の時期を迎えておりませんけれども、予算は89万4,329円が繰り越されておりまして、市の補助は81万9,000円。これはバス代が中に含まれております。

そして、19年度の予算が今回提案されておりますけれども、77万8,000円というふうに、この間ずっと補助金を見ますとなっています。

それはどういうふうに使われているかといいますと、市が補助をするときに積算基準は研修に充てる経費として算出していると書いてありますから研修が主なんです。13年度は、ざっといいますと、茨城県の県警本部に行きまして、そして宿泊は福島県の芦ノ牧というところで43人です。それから、14年度は、東京の自衛隊広報センターに行きまして、

草津温泉で45人。15年は、神田川の環状7号線の地下の貯水池の研修で、48人で石和の温泉。16年ですけれども、福島原子力発電所に視察をして、松川温泉に43人。17年度は、栃木県の茂木の有機リサイクルセンターに行きまして、46人です。これは宿泊ありませんね。それから、18年度は栃木県の高根沢の土づくり、サンシャイン鬼怒川というホテルで、泊まりはそうですけれども、そこで研修をして40人となっています。

で、研修費は、16年度から見てみますけれども、全体でこれにかかわる経費として、16年度は原子力発電所に行ったときには109万7,223円。そして、この研修費の中を見ますと、宿泊費は1人1万1,700円で宿泊しているわけですが、そのほかに、宴会費として23万2,495円。これは、飲み放題が単価が3,150円、それから追加5,145円、コンパニオンが6人、9万1,900円です。合わせますと23万2,495円になります。そして、昼食代として、一般食事はしますね。そのほかに、飲物代として1万6,170円。それから、出かけるのにバスに積み込む車中賄いと言っているそうですが、これが9万2,943円です。この中身を見ますと、2日ですから飲み物はたくさんです。缶ビールは5ケース、缶チューハイ3ケース、缶ウイスキーが2ケース、ワンカップ3ケース、それからオロナミンC、ウーロン茶、お茶、コーヒー、おつまみということで、合計が1日は7万8,193円。そして2日目はお酒とウーロン茶ということで、合計合わせますと、車中の賄いが9万2,943円が車に積まれて、研修に行ったわけです。

そういうものを合わせますと、16年の研修で見ますと、そういった通常とる昼食、夕食以外のいわゆる飲み食いですが、これは44万6,578円と、何と支出額の40%に当たるのが飲み食いで食われたというふうに16年度見ます。

で、17年度を見ますと、日帰りですからそれほど飲食はないんですが、それでも車中の賄いというように同じように計上されております。それから、昼食代ですね、これも飲み食いと思われるものがあるということで、24万1,001円ということで、総支出の44%ですね。

18年度ですが、研修等は関東一円にして宿泊なしでというような方針が出されていたわけですが、17年度は区長会もそのように日帰りだったと。18年度はそうはいかないんですね。18年度は、研修が1泊しておりますから、研修費が110万355円、大変細かくてあれですが、それで、これも見ましても、17年、16年と同じように懇親会で25万4,535円。この内訳は、コンパニオンが9万4,500円、芸者1万4,175円、追加が14万5,860円、合計25万4,535円になるわけです。そして昼食代についても、通常の昼食以外に飲み物として1万8,700円。車中賄い5万4,640円ということで、いわゆる飲み食いと思われるところは42万852円、支出の34%ということですが、このようにして補助金の使い方がされていた。

そして、もう一つあるんです。食糧費の飲み食いの中に入りますが、役員会ですね。役員会として16年度は10万6,470円が計上されているんですが、16年の5月31日に役員会がありまして、飲食代が10万5,000円です。これは市内の料亭で、町長も総務部長も職員も参加して行われている役員会です。

それで、17年度見ますと、17年度の役員会は、これは伊奈と谷和原の合併の前の年ですが、6月20日にやはり市内のお店で役員会をやっております。これは1回、2回。1回が11万1,775円、2回目が13万210円ということで、これは谷和原の区長会の方と合流していますので、旧伊奈町分は6万1,596円ですが、合わせますと17万7,371円が役員

会の経費で支出がされているんです。

18年度はどうかといいますと、合併をしました。

8月14日に役員会を行っているんですが、9万2,977円が役員会の中で飲み食いというか、夕食というか、そういうものをした額が入っております。役員会ですから、役員は10人ですね。それから、市長、部長、職員という形で入っている会議なわけです。

ざっと、こういうふうにして補助金は使われているんですね。しかも、繰越金は来年、ことしは19年は77万8,000円の予算案が提案されておりますけれども、恐らく、会計閉じていませんけれども、50万円近い繰越金が残るのではないかと思います。

そういう使い方をしているんですが、これについて、市長はこの補助金の公金の使途についてどういうふうに思われますか。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 区長会の補助ということでのご質問でございます。

ご存じのように区長会の構成員は、いわゆる今、行政協力員ということで、もとは区長ということだったから区長会という名前だと思うんですが、各地区の行政協力員で構成されておるわけでございます。

行政協力員の皆様には、日ごろ行政と住民を結ぶパイプ役として市政の一端を担っていただいております。この区長会は、その規約のとおり、市の行政の円滑化に寄与しながら、会員相互の親睦と資質の向上に努めることを目的としておりまして、市にとりましても重要な役割をしておるわけでございます。したがって、区長会には、市政運営上、有意義な活動を行う団体であることから、市の補助金を交付、規則に基づき補助金交付していると、このようにございまして、

で、区長会の事業の予算等につきましては、区長会の皆さんがみずから決定しております。区長会の運営費は、市からの補助金で賄われ、その大半が視察研修に予算化されておる、このようにございまして、

この視察研修につきましては、市といたしましては、全員相互の親睦が図られ、また会員の皆様が見聞を広め、得た経験や知識を今後の地区活動に反映させていただければまことに結構なことで、そういうことでやってきたということでございまして、こういう認識でこれまで進めてきたわけです。

しかし、補助金等は市民の皆様から徴収した税金でございますから、他の貴重な財源もあわせて賄われておるわけでございますけれども、補助金の使われ方に対しましても改めて精査をして、そして適切な交付に努めていくように今後まいりたいと、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 一つ、行政協力員、区長さんというか、ですね。いろいろ市の行事等でも、それから審議会や協議会においてもいろいろご尽力いただいております。これは承知しております。

しかし、任意団体としているわけですから、きちっと団体としての体をなさなきゃいけないと思うんですね。それで、ほかのいろいろな団体が幾つもあるわけですが、例えば老人会やPTAや、ありますけれども、そういう団体も行政にその立場から大変なるご尽力いただいているわけですよ。そういう点では、同等に見なければやっぱりこれは住

民の理解が得られない。ましてや、繰越金を持ちながら飲み食いをして、そしてまた補助金が追加されるというようなことが繰り返されているというのは、本当にこれは住民から理解が得られない、私はそう思うんですね。

改めると市長は言っておりますけれども、既にこの間の財政の厳しい折、毎年度の施政方針においては補助金についてはかなり厳しく方針を出しているんですね。「市の補助団体については、自主財源での事業活動を基本として組織づくりを促しながら、団体のあるべき姿、事業推進の理念を具体化するための経費に限定します」と。そして、「既得権を生かした補助金依存型の団体には抜本的な改革に踏み切るなどの指導、助言を積極的に行う」、こういうふうになっているんですね。それで、「団体の必要性の検証や財政状況を的確に把握し、それぞれの事業ごとに精査・分析しながら見直しと廃止を含めて補助金の適正化を図っていく」というふうに謳っているんですね。

で、このとおりにはやっていれば、私は、こういう住民が区長会の補助金の使い方がおかしいんじゃないかという、そういうことはないんだろうと思うんですが、そこが私は特別、区長会への配慮があるのかなと言わざるを得ないわけです。

それから、役員会の、これは市長もみずから出ておりますので、ご自分のことですからわかると思うんですが、この施政方針の中でも、昼食等については、食事については時間を配慮しながらなるべく昼食の時間を省くというか、そうして削減しなさいというふうに言っているんですよ。

で、この役員会というのは何時から、例えば18年度ですね、何時から会議を開いて招集をしているんですか。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 区長会の役員会の招集の時間、18年度の時間ですが、ちょっと今ははっきりした記憶はないんですが、役員会につきましては午後の開催が主であります。2時ないし1時半という会議が、役員会につきましてはそういう招集時間であります。

○議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） そうすると、2時から1時半の間で長く会議をしているんですか。それとも、一たん中断をして料亭の方に、料亭と言っちゃふさわしくないですね、お店の方に行くんですか。

○総務部長（海老原 茂君） これは、一たん会議を閉じまして、その後、それぞれ夕方の時間ですか、役場退庁時間後にということで懇親会を催しております。

〔傍聴席より発言あり〕

○議長（豊島 葵君） 傍聴人はお静かにお願いします。

どうぞ。

○15番（古川よし枝君） 区長会の問題が私は取り上げましたけれども、やはり公金の使い方ですから厳しくしなきゃいけないと思うんです。

それで、他市町村はどうしているかと調べますと、区長会のあり方というのが、やはり改革が進んでいます。

例えば守谷市でしたら、行政区長会というのは、行政協力員ではなくて、その地域の地区に行政協力員がやっている仕事を委託して、その中の代表者が区長会代表者協議会というふうにしまして委託をしているということなんですね。それで、その事務は、暮らしの

センターというところにおきましてやっているわけですが、補助金は18年度は19万8,000円なんですが、19年度の予算をつくるときに、繰越金がある場合にはそれを差し引いて19万8,000円ということで、きちんと返上をして予算化をしているということですね。

そういうことなんですけれども、しかし、19年度の一般会計の予算の中では、補助金としてではなくて、きちっと予算化をして直接支払いができるというふうにして区長会というものを改革している。そういう時期に来ていると思うんですね。

ですから、去年は補助金審議会というのが設置されたというところで、かなりそこまで改革が進むんだらうと私は思うんですが、しかし、先ほどの市長の答弁を聞いても、区長会にはご尽力いただいているからと。しかし、中身を見ますと、209人の行政協力員がいる。そのうち、平均しても40人から45人ですね、視察研修に参加しているのは。ごく一部です。

もちろん、視察するべきところはうんと学んでほしいと思いますけれども、そして行政に反映してほしい、それは思いますけれども、1泊をして、研修というのは私も経験ありますけれども、1カ所で1時半から2時間ですよ、長くてもね。ですから、宿泊しなくても来れるわけですよ、帰って来れるわけですね。そうすれば2日とらなくても、もっともっと多くの方が1日だったら何とか都合つけて研修に参加してみようと、そういう方だっておられると思うんですよ。そういう点では、研修が本当に実になる研修だということになれば、区長さん方もとても行政に貢献しているし、住民の代表として頑張ろう、そういう気持ちになるんじゃないでしょうか。

きょうも傍聴席にいらっしゃいますけれども、区長さんの中にも、今までのやり方にとっても、いいのかといつも疑問を持っている、そういう方もおられるわけです。ですから、私は、この区長会の補助金だけに言うわけではありませんけれども、少なくとも行政の大事な部門に、市議会や協議会に委嘱されている方が多いわけですから、そういうところにいらっしゃる皆さんが、本当にこういう補助金の使い方ではなくて、正真正銘の研修だというような、そういう指導や助言が必要だと思うんです。

私は、この区長会の改革についてこれまでのことは述べたとおりですけれども、今後、こういった飲み食いは本当に慎むこと。それから、会計についても、別なところから出してくるなんていうことは言わないで、きちっと住民に明らかになるように会計処理をすること。それから、繰越金についてもきちっと精算をして次の予算に反映ができるようにすること。それから会議についても、酒席の会議なんていうのは今どきもう恥ずかしい話です。酒席ではないところできちっと会議をしていくと、このことをきちっと市長がとらえて、住民にきちんと納得がいく、理解がいただける公金の使い方にしていただきたいということを再度求めたいと思いますが、市長はどうでしょうか。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） ただいま会議の持ち方につきまして、古川議員の方から酒席の会議という質問であります、酒席の会議はしておりません。

○議長（豊島 葵君） 10分間、暫時休憩します。

午前11時08分休憩

午前11時20分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を行います。
次に、26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 川上です。3点について質問をしたいと思います。

初めに、学童保育と放課後子どもプランについてということで通告をしました。

で、質問要旨は、現学童保育の充実と緊急の課題である小張小学校の学童保育実施にどう取り組んでいくのか。もう一つは、放課後子どもプランに市としてどう取り組もうと考えているのかということで要旨に書きました。

まず、最初の質問では、現学童保育それから学童保育の未実施校についてどう実施をさせていくのかという問題について伺いたいと思います。

昨年の9月にも学童保育については質問をしていまして、その上にのりながら今回の質問ということなのですが、現に実施している学童保育は5カ所ありまして、来年度、谷井田の学童クラブは、定数30名のところ、3月6日時点で37名、板橋小学校では定員60人のところ58名、豊小学校では定員30人のところ15人、小絹小学校の学童クラブでは定員60人のところ88人、大変多いですね。谷原小については、定員25人のところ25人という、3月6日時点の申し込みの状況だということです。

それで、現在の学童保育の内容について、さまざまお母さんたちからの要望も出されていまして、昨年12月に担当部局と学童の父母の話し合いも持たれました。それで、今、新しい年度の予算が出されているわけですが、来年度については、大変、その中でも強く出されておりました長期休暇中、夏休み中の開所時間、現在8時半ですが、これを何とか早めてほしいというのがお母さんたちの強い要求でした。これが7時半ということで対応していくという予算が組まれているようで、これは大変評価をしたいと思っています。

そこに加えて、現状の学童保育の問題について、4点伺いたいと思います。

一つは、きのうも安藤議員の質問にもありましたように、小絹小学校の大規模児童クラブ、ここでの問題は大変私は深刻だと思います。来年度88人ということで、工作室を使っていくという昨日の答弁もありましたけれども、一定の大規模児童クラブのクラス分けという形での方向性がとられたという点では評価をしたいと思うんですが、しかし、あの施設は、お母さんたちの強い要求でつくられたという大切な施設ではありますが、屋外での遊びができないという状態で、あそこでの多人数の保育というのは大変困難が、クラスを分けたとしても残ると思います。そういう意味では、小絹小学校の児童クラブのあり方について引き続き検討が必要ではないか。1点目です。

それから、2点目として、学校との連携の問題なんですね。これは教育委員会にもお話をいたしましたけれども、担当部局が福祉部局になっているということもありまして、学校との連携が十分とられていないところ、十分とれているところもあるんですけれども、差があるようです。

特に、小絹についていいますと、空き教室を利用しているわけではないので、別施設ということもあって下校時間の把握ができない、できにくいなど、学校との連携に苦労されているという様子があります。これは、事務的な連絡をきちっとすることで、教育委員会の方の配慮で解消できると思うので、ここについてはぜひ対応していただきたいと思うんですが、この点についてどうか。2点目です。

それから、3点目、入所資格の問題なんですが、きのうも保健福祉部長が答弁をされて

いました、4年生以上の子供たちという問題なんですね。伊奈町の要項ではどう定められていたかといいますと、1から3学年の児童が対象と。で、4年生の母子・父子家庭の児童。それから、4学年の児童では、長期休暇期間のみ入所希望する児童については受け入れますという要項になっていました。

で、つくばみらい市の新たにつくられましたつくばみらい市放課後児童対策事業の実施要項の中では、対象児童は1から3年生の児童。それから、もう一つ、市長が特別の事情があると認めるときということで、きのう、部長の答弁にもありましたように、4年生の子供についてはこの範疇で判断しているんだということですが、伊奈の今までの対応でやっている伊奈区域での児童クラブは、そういう点ではちゃんと4年生についても母子・父子家庭だとか、必要のある家庭についてはということで対応が続けられていますが、実際には、市長が特別の事情があるときにその部分を含むんだということですが、この問題はやっぱり不徹底だと思います。

特に、谷和原地区について、やっぱり4年生の子供についても、伊奈町の要項の内容が市長が特別の事情があると認めるというときに対応するんだということを明確にしていけることが必要なんではないか。これも、言えば事務的な問題かもしれませんが、その問題をきちっと押える必要があると思います。

それから、4点目ですが、未設置校での設置の問題です。

私は、小張小学校と書いたんですが、小張小学校では、丘陵部の開発地から新1年生が16人予定されているということです。で、実際にこの中で学童クラブの要求があるかどうかということはわかりませんが、いずれにしても、開発地の中に新しい若い世帯を入居していただくと考えれば、小張小学校の学童保育の設置は緊急の課題だろうと思います。ぜひここを要求したい。

それからもう一つ、要旨には書きませんでした、バスで送迎するという変則的な対応をしている、この問題も解消が急がれると思います。で、福岡小学校の来年度の25名のうち、中身は谷原小学校の在校生が9名、それから福岡小学校が11名、十和から来る子供が5名ということで、谷原小で学童保育をやっていますけれども、実態的には福岡小学校の子供の方が多いという中身でもあるんですね。で、職員さんが合間の時間を縫って送迎をして、谷原小学校に3校の子供を集めて児童クラブが今やっているわけですが、これはやっぱり大変変則的です。特に、福岡小学校の人数からいっても、別実施が緊急に必要なんじゃないかということで、問題がたくさんありますので、まず児童クラブのその問題について4点、今質問しました。これについて漏らさずご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

細かくということでございますから、1、2、4点目はそれぞれ担当部長あるいは教育長も関係があると思いますが、3点目の小張小学校の児童クラブの問題でございしますが、これにつきましては、今、議員からございましたように、駅周辺の方々も転入されてきておるわけでございますから、新年度の児童の増加の状況を見きわめながら実施に向かって研究検討していますと、こういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいま川上議員の質問にあった第2点目についてお答えしたいと思います。

小絹小学校で児童クラブと学校との連携がうまくいかない場合があるんじゃないかというような話だったんですけれども、これについては、校内でなくて別の場所で児童クラブを運営しているという形態で、十分に学校からふれあいセンターまで送っていったく、あるいは、その日の子供の特に連絡等あればやってくださいよということで申し入れはしてありますので、それについては連携をしていただいているものとは思っていますけれども、時には、児童クラブの子供ばかりではありませんので、担任は。ほかに残っている子供、たくさんいるわけですから、その方に手のかかる場合には時には漏れる場合があるのかなというふうには感じております。

○議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

○保健福祉部長（渡辺勝美君） 1点目の小絹小の児童クラブでございますけれども、きのうもお答えしたところですが、実際、定員60ということなんですが、小絹小児童クラブは72名、現在も受けております。1.2倍ということで、そこへ20名までいかないのか、10数名が今回入るということで、図工室もちょっと見てきたところですが、何とか利用できそうということで、とにかく今調整している。実際に、じゃほかのところが求められるのかというと、現実的に図工室を利用しなければならないような状況でありますので、何とかそこで進めてみたいというふうに一つは考えております。

それから、入所資格でございますが、基本的には1年生から3年生までということで実施しておるわけでございますが、現実、4年生も母子、父子、それから長期というような方には運用しているという状況で、この放課後児童クラブを実施しているという状況でございます。

また、未実施校は、先ほど言われましたように三島小、東、小張小とあるわけですが、とにかく今どうしても児童がふえる小張小学校につきましては、何とか要望にこたえなきゃいけないのかなということで、新年度、1年生が42名ほど、2クラスになるそうですが、みらい平の方からの入居者が20名ぐらい1年生と2年生であるよという話も聞いております。そういう今後の児童の増加を見きわめまして、学校の空き教室がないとこれも難しい。運営ができませんので、空き教室の使用が可能なのかなのか、また、敷地内への専用教室設置しなきゃいけないのかとか、教育委員会とも連携をして現在検討しているというところでございます。

○議長（豊島 葵君） 26番川上文子君。

○26番（川上文子君） 学校との連携の問題、それから入所資格の問題は、言えば事務的な整理というか、徹底の問題なんだろうと思うんですね。ぜひ対応をしていただきたいと思います。

で、未設置校の問題ですが、小張小学校にも伺いました。1クラスが2クラスにふえるという新しい喜ばしい状況ですけれども、早急な対応が児童クラブの設置について必要なんだろうと思うので、検討を進められておられるようですけれども、ぜひいい形での実現をしていただきたい。

それから、福岡小学校での、これも実際には来年度11名いるということで、バスでの変則的な対応というのは、やっぱりこれも早急な解決が必要なんではないかと思います。

あわせて、そういうことも含めて、今回ずっと歩きながら思うんですが、学童保育の適正規模も含めた市の運営基準、あちこちでもつくられているんですが、そういう運営基準を定めていくことが必要なんじゃないかなと思っています。この点でぜひ検討していただきたい。

それから、要旨に述べました二つ目の放課後子どもプランについて市としてどう取り組もうと考えているのか、ここを再質問でしたいと思うんですが。

この問題については教育委員会に伺いましたらば、19年度、前年度に放課後子どもプランを実施するに当たって、市町村には運営委員会の設置が求められているわけですが、19年度、その設置の方向で考えていると言われています。予算的には当初にはとっていかないけれども、設置に向け努力をしたいということで。

それで、昨年11月に放課後子どもプランというのが突然新聞で報道されまして、学童保育の関係者から大変不安の声が出されました。で、中身は、地域子ども教室と学童保育を一元化、一体化するんだという新聞がぱっと走ったもんですから、このことも不安だったんですね。

学童クラブというのは、固定的に本当に安全な放課後の、働くお父さんやお母さんたちの子供さんが安全に暮らせるような生活の場であって、継続的な施設と継続的な保育の指導員を含めた体制が求められる。それが、試行で行われたこの間の地域子ども教室と同じになってしまうということになると、これでは放課後児童クラブの本来のあり方が保たれないという不安が起こったのは当然で、昨年12月の学童の父母と市、担当者との話の中でも、大変不安の声が多く出されていました。私は、学童保育は学童保育の大切な意味合いを堅持していくことが必要なんだと思うんですね。

で、放課後子どもプランでも、その堅持する方向をきちっと押えたプランになっていると思うんですが、この放課後子どもプランに対して市としてどう取り組もうと考えているのか、再度ご答弁をお願いしたい。それから、学童保育の現状の問題についても、未実施校の問題について再度ご答弁をお願いできればと思います。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの川上議員の質問にお答えしたいと思います。

放課後子どもプランについて市としてはどう取り組もうとしているかという質問ですが、今おっしゃられたように、昨年、突然と出てきた文科省の考えている新しい事業ですし、それについて県の方におりてきて、県では、推進委員会をその後つくりました。で、市の方にも、市としても積極的に取り組んでほしいというふうに来られました。市としても、積極的に取り組みたいなということで、19年度には今言われたように、前にも話していますけれども、市の運営委員会を立ち上げたいと考えております。

で、この放課後子どもプランの運営については、示されているのは四つの形態があります。これは、放課後子どもプランというのは、子供たちに放課後、勉強、学習の場を与えたり、遊びの場を与えたり、それからいろいろな体験の場を与えたり、そういう活動をさせなさいという全く放課後子どもプランとしてのやり方。それから、児童クラブと一緒にした同じ形態、合体した運営をして、大いに連携を図ってやりなさいというやり方。それから、両方の、完全に一緒にしない、ある面では一緒に、ある面では離してやりなさいと、そういうような型もある。幾つかのそういう型が示されていますけれども、これはそれぞれ

れ地域の実態等を、これは運営委員会が設置されれば、そういう運営委員会の中で当然どんな形態がいいのかということも話されますし、地域の実態がつかめないと、その地域の実態に従って運営をしていくようになると思います。そういうことで、19年度運営委員会を設置して進めていきたいと。

しかし、これも空き教室を利用して、学校を主体として進めなさいということですから、空き教室がないところではまず無理だろうということで、これは県の方に、空き教室がない場合は特別建物をつくって開いていいんですかと言ったら、それに対しての補助はできませんよというような形ですので、空き教室をあくまで利用しての開設ということになるだろうと思います。

○議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

○保健福祉部長（渡辺勝美君） 実施要綱の件におきましても、いろいろと検討してみたいと。また、未実施校につきましても、先ほども言いましたように小張小の件、それから三島、東と。それから、送迎の件も福岡小、十和小とあるわけですが、こういう課題を解決に向けて努力していきたいと考えております。

○議長（豊島 葵君） 26番川上文子君。

○26番（川上文子君） ぜひ努力をしてくださいというふうに思います。

で、さっき、運営基準という話をしたんですが、あちこちのところでつくられていまして、千葉県の放課後児童クラブのガイドラインなんていうのも出ていまして、大変中身がいろいろきちっと定めたいいいプランが出されています。ぜひそこら辺も学んでいただきたいと思います。

で、千葉県の放課後児童クラブガイドラインの中に、「放課後児童クラブは、単に放課後行き場のない子供を預かるだけ、預けるだけの場所ではありません。子供の最善の利益を保障するために、また子供の人権を尊重するという立場からも、子供が安心して豊かな放課後を過ごせる居場所になってほしい」と書かれている前文に基づいて、細かく基準が定められています。ぜひ、そういうものを当市でもつくっていただきたいと思います。要望します。

それから、放課後子どもプランについてですが、昨年、両大臣のトップ協定をしてぱっと決めたという中身ですが、その前段で、子供たちの学童クラブの問題の集中審議が国会で行われています。その中で、共産党の塩川鉄也衆議院議員の質問に答えた中で、厚生労働省の北井雇用均等・児童家庭局長、当時ですけれども、その担当局長は、学童保育の役割を高く評価し、機能が損なわれない方向でより一掃充実させていくということで、この放課後子どもプランの実施に当たって学童保育の役割をきちっと保障していくんだということを約束をしています。

で、昨年6月の青少年問題特別委員会で、自民党の議員も、学童保育と呼ばれるものがもう少し拡充しないと少子化対策にはならないと。現在の学童保育が廃止をされると子供たち、親たちにとって不便を来すんだということで、その新たなプランの中での学童クラブのあり方について言及をしています。

民主党も、学童保育の廃止を目指した一体化はしないこと、それぞれ地域子ども教室と学童保育を拡充しながら納得を得ながら連携を図っていく、そういう配慮でこのプランを進めていくようにということで主張しています。これはやっぱり基本なんだろうと思うん

ですね。

それで、プラン自身も、両事業とも2万カ所をつくるんだと。地域子ども教室事業も倍増するし、学童保育も5,900カ所増なんだというのがプランの基本です。ですから、必要なことは学童保育の、市でいいますと未実施校での実施、それから充実をさせていくということが大事だと思うんです。同時に、そうでない、働く親の家庭ではないふだんの子供たちについても、全児童の子供たちにも安全な居場所をつくっていくということでの放課後子ども教室推進事業があるんだろうと思うんで、その事業の充実、新たにつくり上げていくことも大切で、両事業の持つ役割を本当に大切にしながら、両事業とも拡充をさせて実施をしていくという方向でぜひ取り組んでいただきたい。

そういう点では、教育長のさっきいろいろな形というのがありましたけれども、両事業の大切な役割を踏まえた形でぜひ方向性を出していただきたいということを、再度要望しておきたいと思います。

以上で、学童保育と放課後子どもプランについての質問は終わりです。

2問目に移りたいと思うんですが、水道料金と県水必要量についてということで通告をいたしました。

この水道事業問題については、これも昨年の6月に質問をしています。新たに質問要旨で、いばらき水のマスタープラン改定(案)が出されたが、市の県水必要量についてどう見込んでいくのか。水道料金の見直しが予定されているが、市民負担を極力抑えていくことが必要だと考えるがどうかということで通告をいたしました。

で、前回にも質問いたしましたけれども、今後10年間の平成27年から32年の広域的水道事業整備計画策定に当たって、各市町村に県の水がどのぐらい必要か必要量を出すように求めていました。で、昨年では、ことしの末までに必要量を出すんだという答弁だったんですが、この作業は2年先送りになったということで聞いています。

そういう中で、いばらき水のマスタープランというのが出されました。これは、目標年次が平成32年なんですけど、このいばらき水のマスタープランの改定(案)では、県全体の計画での人口予測が323万人だったものが297万人に縮小されて、それから1日1人当たりの最大給水量も508リットルから455リットルに見直しをされました。実績をいいますと、県の1人当たりの1日当たりの最大給水量というのは、平成16年で391リットルですから、見直したといっても大変過大なんです。しかも、残った水は、それでも余る、県の水は余るということで、余った水は環境用水危機管理水ということで川に流すんだと、結局、水は大変余っているんだという話なんですけど、そういう点では、改正をされましたけれども大変不十分な中身ではあります。しかし、少なくとも今までの過大な県の水需要計画を県は見直さざるを得なかったという結果でもあるんですね。

で、今まで、特に伊奈町の方でいいますと、県の過大な人口予測に基づく霞ヶ浦導水事業の水源開発がありまして、もともとの契約だからということで、大変高い水道料金を、それから必要のない水の量まで含めて払わされるということで、これが水道会計を大変圧迫をしてきました。この悪循環を断ち切るためにも、今後の、今度は市になったわけですが、市の必要量の判断というのは慎重に行われなければならないと思うんです。これをどのぐらい出すかということが現実に合わない、同じことを繰り返すことになりかねないので、極力抑えて現実に合わせた水の必要量を検討していくこと、2年先になりましたけれども、ここを本当に慎重に検討していくことを求めたいと思います。

それからもう1点は、来年度中ですかね、料金統一、伊奈と谷和原の今料金体系が違います。水道料金の統一をしていくということで作業が行われるわけですが、私は、13ミリ管が、伊奈と谷和原合わせますと8割が13ミリ管の使用家庭です。13ミリ管の使用料金を基本として水道料金の引き下げに努力をしていただきたい。

もう一つは、使った分だけ料金を課す。今、伊奈町でいいますと、5トンが基本料金です。谷和原村は、2カ月に一遍の徴収なんですけど、基本20トンですから、月でいいますと10トンまでは基本料金ということで、それよりも少ない水を使った人たちは、少ないけれどもも5トンまでとか、谷和原でいえば10トンまでは基本料金として払わざるを得ないという関係があります。

これは、やはり少人数家庭がふえていく中では大変問題だと思うので、できれば使った分だけ料金を課すように1トンからの従量料金制、ここを基本にしながら見直しをしていただきたいと思うんですが、あわせて課長の方からご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 水道課長間根山知己君。

〔水道課長 間根山知己君 登壇〕

○水道課長（間根山知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

県の必要水量のことですが、これにおきましては、県南西地域県広域的水道整備計画の10年後ということで、平成27年、それから32年の必要水量のことと思います。この件に関しましては、今年度中に水道整備計画策定のため10年後の必要水量を決定することで進めてまいりましたが、エクスプレス関係の開発の動向をある程度踏まえると。

それから、平成18年度に策定されました茨城県総合計画により、人口フレームは下方修正されております。この件につきまして、いばらきの水マスタープランの改定の作業が現在実施中であると。

それから、県の整備計画基本構想も来年度見直す予定であるということで、改定後に整備計画を策定した方がより整合性が図れるということで、茨城県がスケジュールを、先ほど議員さんもおっしゃったとおり、スケジュールが2年先送りになっております。

当市におきましても、必要水量につきましては、丘陵部の開発動向を踏まえ、新市の総合計画等の人口フレームを基本としまして、また、節水型電化製品等の普及などにより使用料も少なくなっている傾向もございますので、その時点で再度必要量を検討して、水道運営審議会に諮問をしまして、答申内容を尊重し、実情に合った必要水量の計画をしていきたいと考えております。

また、水道料金の件につきましては、事業統合を図るために、使用料金及び加入金等の料金等見直しを図りまして、事業手法の違いも含めて事業統一を図っていく計画でございます。事業統合は、水道料金でなく、旧伊奈・谷和原の水道事業そのものを一企業体とすることでございますから、現在、独立採算で経営しています水道公営企業の健全な事業経営を引き続きできるように、事業統一を図る中でどのような形態の料金体系が一番いいのか水道運営審議会に諮問しまして、答申内容を尊重して、平成20年4月の事業統合に向かひまして適正な料金を設定できるようにしていきたいと考えております。

○議長（豊島 葵君） 26番川上文子君。

○26番（川上文子君） 前回も、実際必要量どのぐらいかということで試算をした話をしたんですが、つくばみらい市の総合計画が出されております。平成29年度で、行政人口4万7,200人という総合計画の人数が出されました。これで換算をしてみましたらば、普

及率を3.64%上げまして、普及率96%にふえたと。これ、大変緩やかに見ましたけれども、96%で計算をしましても、1日平均水量で今の現状の事業の規模、今の施設能力をそのままやったとしても、つくばみらい市の平成29年度の人口増の予定の時点で試算をしましても、1日平均水量でいくと1,824トン余裕がある。最大水量で換算をしましても、548トンあと必要ということで、大変わずかなんだろうと思うんですね。そういう試算を今、課長も現状のいろいろ状況を見ながらというお話があったんですが、判断をしていただきたいと思うんです。

先日、横浜市の水道局の方に視察をしました。横浜市では、水需要予測というのを検討するときに大変丁寧に検討していまして、節水型トイレがどのぐらい普及を将来していくとか、それから洗濯機なんかでも、全自動になったことでどのぐらい水の量が抑えられるか。それを見ながら、市内の廃棄される洗濯機の量と新たに購入される、つくりかえられる洗濯機の量も試算をします。そういうこともやったり、あと食洗機、食器洗い機がどのぐらい普及していくのかというような細かい試算も出しまして、それを補正計数として必要量に加えていく。それから業務用でも、業種ごとに水の使い方の試算をし直しをしてということで、大変丁寧な水需要予測を出しています。

新たに水の需要の水量を県に要求する前段の段階で、つくばみらい市でもそういう検討を十分していただいて、実態に合わないような水を買取るという、二度とそういう同じ間違いをしないように十分な検討をしていくことを求めたいと思います。

それから、料金問題ですが、検討していきますという答弁しか今のところでは出せないということなんだと思うんですが、従量料金の問題でいいますと、例えば月5トンの基本料金にしますと、谷和原地区の24%の世帯が今までの料金よりも軽減をされます。24%の世帯は、月10トンという形で基本料金がつくられていることによって過大な水を今まで払っていた。5トンになれば、24%の家庭が新たな水道料金の負担を軽くすることができます。それから、1トンの従量料金にしますと、伊奈町エリアでいいますと17%の世帯が料金助かるという結果にもなります。

現実に合わせて、本当に今ひとり暮らしの高齢世帯もふえておりますし、横浜市の試算ですと、ひとり暮らしになると反対に非常に節水量がふえるんだそうですね。つまり節約をして、お風呂もあんまり炊かない。2人でいるときには炊いていたけれども、それを2日に一遍にするとかという形で、非常に節水をしてつましく暮らすという家庭もふえているという試算も横浜市なんかはちゃんとしていましてね、そういうのも押えながら水需要予測を出しているんですが。ですから私は、やっぱり1トンからの従量料金制度というのが、本当は使った分だけ払うというのが基本だと思うので、そこをぜひ押えていただきたいと思います。

それで、財政的に見ましても、少なくとも負担をふやす料金の引き上げという形にはなり得ないんだろうと思います。19年度の水道会計の今予算が出されていますけれども、19年度末の実態でいっても、利益剰余金が4億9,000万円水道会計あるわけで、これはどちらかといいますと谷和原の水道会計の剰余金が多くを占めるわけですが、しかし、そういう形で大変健全な水道会計です。

それから、この間、合併をしまして、国保、介護、それから今回の議会で幼稚園も谷和原は500円アップという案が出されていますけれども、市民の実感からすると、合併してどんどん負担がふえていると。これは、もちろん合併だけではなくて、ちょうど見直しの

時期にもかかっているとか、介護保険等についてはそういうこともあるわけですが、負担ばかりふやされているわけですね。で、それがまた来年度の中で水道の料金も引き上がるようになったら、これは本当に何なのかという話になるんで、現実、財政から見ますと、私は、決して引き上げの水道会計ではありませんので、でき得れば引き下げという方向も含めてぜひ検討していただきたい。

加入金についても、今、4条会計になっていますけれども、伊奈では一時、財政が大変なときに3条会計で処理をして、そして負担の軽減をしたという経過もあります。加入金を3条会計に移行することができれば、そのことも含めて料金負担の軽減の対応ができるわけで、絶対これは上げないということで、そういう方向で検討を要求したいと思いますが、再度課長のご答弁をお願いします。

○議長（豊島 葵君） 水道課長間根山知己君。

〔水道課長 間根山知己君 登壇〕

○水道課長（間根山知己君） お答えいたします。

統合の時点で適正な水量及び料金体系を図れるように、先ほど言いましたように、水道運営審議会に諮問しまして、答申内容を尊重していきたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 26番川上文子君。

○26番（川上文子君） 伊奈町は、少し前ですけれども、水道料金26%上がりました。今でも水道料金高いという声はあちこちで出されています。本当に生活をしていく上での費用負担がどんどんふやされておりますから、水道料金の見直しは引き上げをしない、でき得れば引き下げという検討も含めてぜひ対応していただきたいと強く要求して、2問目の質問を終わります。

○議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩します。

1時より再開します。

午後零時02分休憩

午後1時02分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を再開します。

26番川上文子君。

○26番（川上文子君） 最後の3点目の質問をします。

ワープステーション江戸事業について伺いたいと思います。

質問要旨で、県開発公社がワープステーション江戸事業を、株式会社エンタープライズに貸し付けることを決めたようだけれども、今後のこの事業の方向性を市はどう見ているのかということで通告をいたしました。

この間の動きなんですが、ことしの1月23日の茨城新聞で、県開発公社は映像関連事業者へロケ施設を貸与することを決め、ホームページで公募を始めたということで、事業者は決まった場合でも入場者への対応は引き続き同公社が当たり、ロケ施設への特化を推進するため、現行展示館の一部を休止、軽食喫茶施設を自動販売機にかえ、売店は縮小する、その分入場料、今は500円ですが、これを値下げをする。で、貸与期間は3年間、貸与金額は年間4,000万円以上と報じました。

その後、2月26日の毎日新聞では、ロケ事業民間に貸与ということで、NHKエンタープライズ、東京渋谷にありますエンタープライズに3年間、貸与金額4,000万円というこ

とで貸与を決めたと。大人 500円の入場料金を 200円から 300円に値下げする予定。で、入場者数が4万人でも収支が合う施設にするんだというふうに、毎日新聞は報じました。

で、3月2日に、ワープステーション江戸の所長をされております県開発公社の職員さんですね、小菅さんとお会いいたしました。それから、県開発公社の福祉施設課にも確認をいたしました。それで、どういうふうになるのかということで説明を求めたんですが、概略こういうことなんではないかと思うんです。

これは、平成17年度、ロケ事業の全体のワープステーション江戸の県開発公社の売上高というのは、年間1億1,000万円ぐらいです。そのうちのロケ事業使用料というのが、大体2,500万円ぐらいの収入だった。これを、今度の貸与というのは、1億1,000万円のうちの2,500万円のロケ事業にかかわる収益部分、ここにかかわる部分について4,000万円でエンタープライズに貸与する形をお願いをすると。で、県開発公社の福祉施設課の説明では、これにプラス経費負担もお願いをしたと。で、3年契約ということだけれども、2年目以降も4,000万円なのかと伺ったらば、2年目以降は見積もり合わせで金額の変更もあり得るという課の説明でした。

それで、現人員については、18年度、現在いる所長1名、撮影関係者4名、事務職2名、パート4名等ですが、これは引き続き確保していくということで、エレキ樽館というのがあるんですが、それはやめるかもしれないと。食堂についても調整中と。で、売店については、今までどおりという基本だけれども、商店の見直しと縮小ということを考えているという話でした。

それで、歳入のそういう形で4,000万円で貸与する部分を含めると、歳出の引き下げもしながら、19年度、来年度単年度黒字の予算を立てていますということで説明をされています。

で、貸与という形でこの事業の変更がされたわけですがけれども、この事業の方向の変更について、今後の方向性について市としてはどう見ているのか、市長、それから担当課長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ワープステーション江戸のロケ施設ということでエンタープライズに貸与した、どう見ているかということでございますが、ご案内のとおり、今、議員からございましたように平成17年からということで、趣旨を変えてロケ機能を強化して、撮影現場を見学できるような施設へと転換して、撮影実績も増加の傾向にあったということでございまして、そういうことで、今までの経過を見ていると、やはり素人集団というか、営業関係についてももう少しこ入れをする必要があるんじゃないかということで私もいろいろ話してはいたんですが、今回、こういうことでエンタープライズ、いわゆるプロに貸して、ここでロケ専門に営業していくんだと。こういうことは、非常に経営改善を目的に貸与するわけでございますから、私はいいことであろうと、今までより実績が上げられるんじゃないかと、こう考えております。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） ワープステーションの今後の方向ということでございますが、ただいま市長の方から答弁したとおりのことでございます。

現在、ワープステーション江戸はロケ主体の施設として、今後そういう機能を持った性格で運営されていくのではないかと考えております。ですから、現在のところは、こういった状況からワープステーション江戸がそのような形で運営されていくのではないかと考えております。

○議長（豊島 葵君） 26番川上文子君。

○26番（川上文子君） 県の開発公社に説明求めたときに、さっきのような事業変更で、今後どうなるんですかと伺ったら、単年度、さっきも言いましたけれども、黒字、ですから19年度から単年度黒字、今までの累積はともかく単年度黒字の予算を立てますというふうに言うんですね。私は、はっ、単年度黒字立てるんですか、そうです、と言ったんですけれども。

開発公社が事業をやり始めてから、見ますと、平成15年度末で、単年度ですよ、当年度末処分利益ですから、赤字が939万円。平成16年でいきますと、当年度それに加わりまして、未処分利益剰余金は1億1,500万円に膨れ上がって、17年度でいきますと累計で1億7,900万円。で、昨年度の単年度の当年度の中身が6,000万円ぐらいの赤字ですよ、17年度。

で、今年度どうなるんですか、18年度どうなるんですかと言ったら、若干赤字幅を抑えられて5,000万円ぐらいでしょうかという話なんですよ。毎年、赤字を積み重ねてきて、17年度は単年度6,000万円、18年度さらに5,000万円、今年度出るだろうと。累積しますと、つまり2億2,000万円ぐらい累積赤字がふえるわけですよ。単年度で6,000万円から5,000万円の赤字をこしらえていた事業が、今回の4,000万円の貸与で黒字に転換できるのかと。

入場料金を下げるわけですから、200円に下げるとして4万人の収益でも、当然ロケに特化した施設になるということで、それ以外の、今までもあまり多くありませんでしたけれども、それでも6万人ぐらいの利用者があったわけです。けれども、ロケに特化するというので、一般的なテーマパークとしての観光客は少なくなることを見越して4万人ぐらいでも収支が合うと言っているわけですから、入場料金を200円に下げて4万人という800万円ですよ、収入が。当然、入場料金の引き下げによって減収も起こるわけで、4,000万円のNHKエンタープライズの貸与とさまざまな事業の見直しをしても、単年度黒字というのは大変厳しいのではないかと。しかし、県開発公社はそういうふうには説明しているんですけれどもね。

もし、百歩譲って、本当に単年度黒字の予算が立てられる、撮影を中心とした施設に変えることで、あの施設が有効的に働くんだということであれば、私は、そういう形で市長が今後もその事業を進めようとするのであればですよ、するのであれば、市が管理している、その残った半分の歴史公園の部分について、市の持ち出しは、毎年毎年、今持ち出しですから、管理費用等含めますとね。ですから、もし本当に撮影特化施設として有効であるということだと仮定をすれば、そういう方向で進めようとするのであれば、残った歴史公園等についても必要な公的資金に見合う形で、貸与を含めた新たな方策を、私は考えなければならないんだと思うんですよ。

ちなみに、歴史公園が今どうなっているかといいますと、使用料というのは18年度予算で見ても98万円です、そこでロケや何かに使ってもらう。それから、歴史公園、ワープに貸している土地の貸付料が1,650万円が1,000万円に下がったという関係で、ここに固定

資産税を加えてもいいです。加えましても 2,000万円ですよ、収入は。今、市の歴史公園にかかっている、残った半分のこれにかかっている管理費用は 500万円から今年度予算で 440万円ぐらい。で、実際には、あそこに整備をするために投資した今までの累積の分はともかくとして、毎年、借金をしている返済額は歴史公園部分だけでも 5,000万円ですから、歴史公園の使用料や土地代だとか、固定資産税の収入、そこからさまざまなかかる借金返済と歴史公園の使用料を除いて、毎年 3,000万円ぐらいの持ち出しをしている事業なんですよね。

で、持ち出しをしながらロケを支えているという関係になるわけで、もしロケに特化した施設として本当に有効であってということであるのであれば、残っている歴史公園等の貸し付けのあり方や何かを見直しをして、市にとっても公的な資金を投入したものに見合う何らかの方策をとる必要があるんじゃないかと思うんです。

その点について、そういうことも含めて、企画課長含めてご答弁を、何らかの検討が、少なくとも見直す検討が必要ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 議員、今、差し引き勘定だけを申しておりますが、市の歴史館もあるわけですから、これはやっぱり市の宣伝ということであそこへ来ている方々に見ていただいている。

それから、これは前にも申したと思うんですが、今、ロケ施設に施設以外のところを貸しておりますが、今80何万とおっしゃいましたが、実際は、これは2町何歩幾つかは増歩で地権者の方々にご協力いただいているわけなんです。そういうことで、計算上出てこない、何というか、当時の町では土地の買い上げ等についても、利益を得たとは言いませんが、安くご協力をいただいた結果になっておると、こういうことでございます。

それから、今後の見直しをすることによってということですが、私は、きのうも市川議員に駅前の地元の、いわゆる地産地消ということで野菜売り場ということでお話を申し上げましたが、あそこも希望があるんですよ、野菜とかそういうものを売ってくれということ。ですから、こういうことも、道の駅じゃございませんが、無償で当然使えるわけですから、こういう方面にも利用してまいりたいと、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 企画政策課長中川 修君。

〔参事兼企画政策課長 中川 修君 登壇〕

○参事兼企画政策課長（中川 修君） ご答弁申し上げます。

ワープステーション江戸が、ただいまNHKエンタープライズの方に委託契約ということで契約がなされました。しかしながら、ワープステーション江戸の地域振興策という観点から見てみますと、何ら変更点はないと考えております。

ワープステーション江戸を取り巻くその他の自然散策の森とか、あるいは環境関係で管理していますエリアにつきましては今後どうするかということですが、今後、委託契約に基づいたエンタープライズの経営、成り行きといろいろ折衝いたしまして、方向を見ながら今後検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（豊島 葵君） 26番川上文子君。

○26番（川上文子君） この事業を再三やっていますが、わずか2年で破綻をしたんですよ。民事再生法の処理後も、さっき言いましたように県開発公社が赤字を膨らま

せていると。そういう中で、県の出資団体等調査特別委員会でも指摘を受けて、そして今回の事業内容の見直し、そして何とか県開発公社としては単年度黒字、将来的に今までの2億円超える赤字はどうするんですかと言ったら、それはいつになったら返せるかわかりませんねという話ですけれども、しかしそういう形で変更をしたと。そうせざるを得ないような事業内容だということですよ。

ですから、私は、もちろんお金だけで換算できないという問題あると思いますよ。そこも含めて、本当にNHKの「つくばみらい市の皆さん」というふうに題字が流れることが、年間3,000万円の出資に見合うのかという検討も含めて、この事業のあり方を県と同じように、県土地開発公社の調査特別委員会、出資団体特別委員会と同じように、この事業のあり方、今後の方向性について、今年度19年度の結果の見定めも正確にしながら、こういう形でずると、ある部分の撮影のために公的なお金をどんどん出していくという形が本当に許されるのかということを、だから企画課と言ったんですが、企画課の中で検討する必要があるんだと思うんですよ。

少なくとも民間出資団体、31億円泣いてもらって、それがむだになりながら、伊奈町はあそこの土地を6億円で買って、整備をして、そして備えてきたわけで、そういう前段投資で今後のあり方をどうしたら一番いいのかということを、いろいろ財政の見直しをしている中で、ここにもちゃんとメスを入れると。

わずかな何百万に5%減らすとかという話ばかりしていないで、大きな問題のその部分にもきちっとメスを入れて検討していくと。そこをやっぱり企画課で、企画というのが一番担当でしょうから、この事業のあり方の方向性をきちっと出していく必要があると思いますが、企画課長はどう考えますか。

○議長（豊島 葵君） 企画政策課長中川 修君。

〔参事兼企画政策課長 中川 修君 登壇〕

○参事兼企画政策課長（中川 修君） 今後、あらゆる方向から勉強させていただきたいと思っております。

○議長（豊島 葵君） 次に、2番鴻巣早苗君。

〔2番 鴻巣早苗君 登壇〕

○2番（鴻巣早苗君） 2番議員鴻巣です。よろしくお願いします。

現在は山の中で、静かな一本道についてお伺いいたします。

高齢化社会がいよいよ本格化し、各界からそれぞれ対策構想を掲げて盛んに論じられています。

そこで、安心して老人になれるまちづくりとは何かと考えてみたい。これまでの老人福祉は、病弱、介護老人等の療養援助を中心に対策を論じられてきたが、これからは、ともに大勢の、元気で、老人らしくない、老人の生きがいをもっと真剣に論じるべきではないかと思います。

きらくやまふれあいの丘は、老人、障害者の区別なく、心と心の触れ合う施設であります。住民のだれもがリラックスしてカラオケを歌い、ふるに入り、また楽しみ、裸のつきあいをしながら、相手を思いやり、共通の認識と理解を持つ施設であります。ボランティアの活動により、指導、参加を受け、高齢化社会の生きがいとなる施設であります。

以上のような施設の行き帰りに事故を起こしては、自分の責任とはいえ大変に悲しくなるものと思います。

現在、きらくやまふれあいの丘に行くための道路は、東板橋の十字路よりゴルフ場を通り、野堀の先の坂を右に曲がります。ここは坂の中腹で、見通しの悪い、事故の多いところです。それを曲がりまして、野堀下の根岸道路、2車線のない道路になります。この道路は、ダンプカーが土砂の運搬を頻繁に利用している道路であります。また、福祉バスが通るにはとても狭い道のように思います。きらくやまふれあいの丘を利用する人にとっては、とても危険で安全とは言えません。

以上のようなことから、東板橋の十字路からワープステーションを通り、きらくやまふれあいの丘へ通じる道路の整備が必要に思うのであります。ワープステーションより神生入り口までは、650メートルと短い距離であります。神生入り口よりきらくやまふれあいの丘は既に整備されておりますので、この650メートルの道路の整備が望まれます。整備することにより、上島方面、谷井田方面が近くなり、谷和原地区の皆さんにもわかりやすい道路になるものと思います。

また、この道路により、神生地区の皆さんにも、中学生の通学路としても利用ができ、登下校の時間の短縮にもなり、大変に安全になるものと思います。

この道路は、つくばスマートコリドール構想の中でありますが、つくばスマートコリドール構想の中核推進委員会の答申がなければ道路の整備はできないでしょうか。県任せの考えではなく、市が先導するような計画の中で道路整備を行ってはいかがでしょうか。この道路についてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） きらくやま入り口からの市道1-6号線でございますが、これにつきましては合併特例債事業の中で進めていくと、こういう計画を立てております。具体的には担当部長の方から説明させますが、そういう計画でございます。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

ワープステーションから神生入り口までの道路についてということでございますが、ただいま市長の答弁でもございましたとおり、合併特例債事業といたしまして主要地方道野田牛久線、いわゆる野堀地先から一般県道の高岡藤代線、南太田地先を連絡する都市幹線道路として計画されております。

当路線は、つくば市と取手市を結ぶ南北交通の軸として機能する重要な路線でもございます。この計画路線の一部が、先ほど申し上げました市道1-6号線を横断いたしましてワープステーションへのルートとして計画されております。今後、新市の速やかな一体性を図るとともに、各施設へのアクセスを確保する重要な道路でございますので、具体化に努めてまいりたいと思っております。

先ほども申しましたように、特例債事業でございますので、早急な具体化が図れるよう努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 鴻巣早苗君。

○2番（鴻巣早苗君） この道路は、きらくやまという福祉の拠点の、さっきも申しましたが、谷和原地区の皆さんもたくさん利用するためには非常に便利な道路であります。つくばみらい市の東部の地区の皆さんの活性化のためにも大変に役に立つものと思っております。

ます。これからも具体化していくという話ではありますが、いつどのように、今すぐというわけにはいかないと思いますが、どのくらいの時間がかかるものか、もう一度お伺いしたいと思います。

また、この付近に、うわさではありますが、新たな施設ができるという話も聞きましたので、その辺についてもお伺いしたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

当路線につきましては、先ほども申しましたように、合併特例債事業としての位置づけがなされておりまして、平成22年度から事業に入るという計画が現在なされております。

○議長（豊島 葵君） 鴻巣早苗君。

○2番（鴻巣早苗君） この地区は、つくばスマートコリドールという地区でもありますので、皆さんが大変に期待しております地区ですので、ひとつ早急にできることをお願いして、終わりといたします。

○議長（豊島 葵君） ご苦労さまでした。

次に、7番堤 實君。

〔7番 堤 實君 登壇〕

○7番（堤 實君） 7番堤でございます。通告2件させていただいておりますが、細田議員初め多くの皆さんの質問に重複しております。したがって、私の方からは角度を変えまして質問させていただきたいと、このように思います。

まず、上下水道の計画などについてということでございますけれども、これから推し進められる下水道事業初め、上水道は別として、下水道の事業の普及率を当面、先ほど来10年間というスパンでという説明がありましたけれども、私の場合は近い将来ということで、四、五年の間に大体何%ぐらいの普及にもっていくのか、その点をより具体的にお聞きしたいと思います。

調査によりますと、去年の3月末現在で、下水道事業のうちの区域内の水洗化率というのが、総計で78.2%ですか。したがって、この中の下水道課分として87.3%、それから取手広域下水が65.6%、合わせまして78.7%。農業集落排水事業69%。こうなっておりますが、この問題は、結局、農業集落排水事業のうちの加入率がかなり低いところが見受けられるということを聞いております。

極端にいいますと、福岡75.3%、十和は60%ということで、要するに料金が非常に高いという件ですね。この件は恐らく、私の素人考えですが、この辺のせっかく布設している下水道、その他ですね、だけれども実際に加入していないためにその料金が高くなっているんじゃないかなというような。先ほど料金について何かと質問ございましたけれども、いずれにしても、とにかくせっかく布設したものは当然できるだけ100%に近い引き込みというか、加入していただくということが私は必要ではないかと思います。

したがって、この料金というのは、私の知人から聞いたんですが、ほぼ1年ぐらい前に千葉市の方からこちらに引っ越してこられまして、料金が高いと。これは上下水道含めてですけれども、非常に高い、大体倍近いということで、非常に驚いているということで、説明してくれないかというのがありまして、私、一切説明できません。恐らく素人考えでは、人口的なものも多分にあることは明白だと思いますね。あちらさんは、ほぼ政

令指定都市でございますから、大体 100万都市と。こちらはそのうちの 4 万ですから、向こうさんは普及率がかなり高いですから、そういうことを考えるとその辺ではないかなという、いわば人口密度によって料金というのは変わるんじゃないかなということは察することはできるんですけれども、いずれにしても、この辺の具体的な説明をいただければまことにありがとうございます。よろしくお願いします。できれば、専門部門の部長さんからいただければありがたいですね。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

上下水道の計画と料金の点につきましてご説明申し上げます。

下水道の普及率につきましては、公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業を合わせたもので、17年度末現在のものでございますが、つくばみらい市の下水道全体で約57%という状況でございます。

また、今後、財政事情の都合により事業進捗が鈍くなると思われますが、計画を順延させながらも整備してまいりたいと思っております。

また、使用料金の件でございますが、近隣の市の月20立方メートルを使用した場合の使用料金を参考にして比較してみますと、当つくばみらい市が 2,625円となっております。取手地方広域下水道組合が 2,205円、守谷市が当市と同じ 2,625円、常総市、これは水海道分でございますが、 3,175円ということで、この近隣の市と比較すればさほど相違はないのかなと思います。

ただし、先ほど議員が申されました他県、いわゆる千葉市等におきましては 1,800円ということで、確かに当市と比較いたしますと低料金に設定されている状況にはございます。こういった現象につきましては、いわゆる使用者の割合ですね、そういったものとか、あるいは使用の状況ですね、要するに企業が多いとか、そういったものも加味されておまして、こういった差が出てくるのかなとは思っております。

○議長（豊島 葵君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 確かに、今後、下水道を初め、進めるに当たって、これは道路をつくるのと並行してかなりお金がかかる問題。これまでの神立議員の方からも質問の中では、私も正直なところびっくりしている次第ですけれども、累積借金が 350億円を超えると。さらには、今後、合併特例債で二十七、八億になりますかね、その程度の借金がかさむと。それこそ、何度もご意見が出ているように、夕張に匹敵するようなことになるんじゃないかと。ということで、この辺は、私もほとんど考えてもいなかったことなんです、ぜひ担当部の方から書面で教えていただければ、まことにありがたいと思う次第です。

いずれにしても、このような財政の厳しい中ですが、何といたしますか、これは一種の投資であり、財産にもなるわけですから、これでもう何もできないよというんでは街の発展はないわけで、特に、この下水道というのは文化生活的なバロメーターでもあるとまで言われていることですから、さらに進めていただかなければ、企業も、そして人も集まってここへ住んでくれないということになると、私は思います。

したがって、今後、財政の厳しい中ではありますが、効率のよい計画に基づいた事業を進めてほしいというぐあいに思います。その辺の財政事情を踏まえた具体的な答弁をいた

だきたいというぐあいに思います。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

今後の財政状況を踏まえた見通しということでございますが、確かに先ほど議員の方からご指摘がございましたように、農業集落排水等におきましては加入率が低いという状況もございます。そういった中で、加入率の向上等にも努めなければならないとは思っております。そういった形で、使用料金等の増加といったものを図りながら、また、今後は一般会計からの依存も厳しくなるということも予測されますので、利用者の拡大を図りながら事業を展開してまいりたいと思っております。

○議長（豊島 葵君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 非常に厳しい中ですが、ひとつよろしくお願いしたいと思いをします。

続いて、行政改革についてということでお出ししております。

ご承知のように、この行政改革というのは、非常に幅の広い、しかも奥の深い内容でありまして、何度も答弁をいただいておりますので、私の方からは、その中の、いわば成果主義、要するに昔で言えば人事考課、これについて今どのように進めているかということをお聞きしたいと思います。

ご承知のように、民間では、恐らく官の方よりもはるかに人事考課というものは厳しくしておりまして、私も、私ごとで恐縮なんですけど、昭和30年代に会社に入りまして、日に直して1円か2円の差がつく。でも、昔は大体七、八千円の月給ですから、非常に少ないと思われるんですが、これが結構大きいんですね、本当に五、六年たちますとかなり。要するにベースアップというのは賃金スライド、要するに給料が高い人はよけい、掛ける何カ月とかというふうになりますから、非常にきいてくるわけです。それでもまだ足りないということで、さらに民間の方では、バブルが弾けた1990年代に入りまして成果主義ということをとらえられまして、推し進めているというのが現状だと思います。

したがって、今後さらに市役所の方もこれを取り入れているということを聞いておりますので、どのようにやっているのか、その辺を聞きたいと思いをします。

この大きな目的というのは、企業では、民間では一つの人件費の抑制という大きな目的があったわけですね。したがって、個人のレベルアップだとか、底上げ、そういうのも大きな目的だったんですが、一つには、個人的に面接をしまして、目標管理ということで目標をつけて、その達成度によって点数をつけられるというやり方だったんですが、当市役所ではどのような方向でやっているのか、進捗状況などをお聞かせいただきたいと、このように思います。できれば、これは人事課長ですか。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 人事考課制度の成果主義につきまして、ただいま議員さんからありましたように、いわゆる成果主義は目標管理型と言われているところであります。

現在、この成果主義を、評価項目の一つである目標管理達成度評価ということで進めております。こちらは、いわゆる考課される者と考課する者が、目標としては年に3回の面談をしまして、それをもとに進捗状況、いわゆる目標を設定した進捗状況等を確認してお

ります。これによりまして上司と部下との意見交換等が行われ、よりよい業務運営ができることが期待されております。

現在、試行ということではございますので、合併になりまして旧伊奈と谷和原の進行状況が若干違っておりましたので、そういう制度的な今、何といたしますか、すり合わせといたしますか、そういう部分もありますので、これからそういうことでそれを構築して、19年度につきましては、それともう一つ、給与面の基準づくりに今取り組んでいくことにしております。

○議長（豊島 葵君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 確かに、これまでは谷和原あるいは伊奈というぐあいに分かれていまして、合併間もないということで非常に難しい問題が絡んでくると思います。

その辺と、もう一つは人事異動ですね。これは、特に企業では、やっぱり本人の特性を生かした適材適所の配置ということで、ローテーションを頻繁にやりまして、その中から本人の能力を開発して、それで、そのローテーションは、正直なところいい会社ほど激しいと思います。

そういうことで、本人も伸ばすと、会社にも利益を得るといことなんですが、果たして、この市役所の方で合併間もないということで難しい問題ありますね。しかしながら、やはり1カ所に放置して何年も、10年も20年も置くというようなやり方はしていないと思うんですが、これは伸びる人間を抑えてしまうということになりますので、その辺をまず一つにはお聞きしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 基本的なものだけを申し上げます。

職員の特殊性を生かした適材適所という職員の配置について、私が市長に就任させていただきましてから、市の職員には、常に住民の視線に立って業務に当たることを念頭に置いてくれと、こういうことでお願いをしておるわけでございます。

適材適所の職員配置を実践していくためには、まず職員の配置先の希望やどのような業務に適性があるかと、これを十分に把握する必要がございますので、早速、昨年8月に一般職員全員を対象としてアンケート調査をしました。どういう仕事で自分で考えてよいかと、こういうことのアンケート調査を行いました。10月には、一部ではございますけれども、合併後の各部署の人員を適正なものとするため、それに基づいて人事異動を行っております。

この配置を進めていく上では、職員の仕事に対するやる気、これを高め、より専門的な業務にチャレンジできるように意欲を、今、議員がおっしゃったように引き出していかなくちゃならないわけですから、そしてきめ細かい行政サービスに当たっていくと、こういう方針で進めてまいりたいと考えております。

○議長（豊島 葵君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） ありがとうございます。

市長がおっしゃられるように、キャリアアップあるいはみずから頑張る人、いわゆる先ほどお話したやる気のある人、こういう人を応援することが本当は一番大事なんですね。やっぱり最後には、成果主義一辺倒ということではその見直しも当然必要になってくるわけで、ぜひとも個人のハードルを上げて、資格試験にチャレンジさせるとか、研修会に出

すとか、そういうことをぜひお願いして、この職員のレベルアップを図っていただきたいと。

ただ、先ほどもちょっと触れましたけれども、驚くばかりの財源不足ということでありますけれども、この地域は、少なくとも県内ではかなり恵まれた地域であるということで、ここに助役さんもおられますが、国も県も恐らく、いろいろな道路にしても、こういういろいろなことをお金がかかります。しかし、投資効果というのは、私は、このつくばみらい市はかなりあると思います。その分ちゃんと返ってくると、お金を使っても返ってくるということを勇気を持って恐らくやってほしいと。もっとも一日も早く健全財政をさらに安定を図りながら、この若い者たちの、よそに都心に就職するというのではなくて、ぜひともこのまちに住みたいと、ここで頑張ってもらえるような魅力あるまちづくりを期待して、市長の見解をお伺いしまして、質問を終わります。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 非常に今日、国を初め各自治体の財政事情は大変に厳しい、これは毎日のようにマスコミで言われておるわけでございますが、私は、安心はしておりませんが、まだまだ力はあると、こう考えております。

それで、今、議員からおっしゃられましたように、若い者が魅力のある市をつくるのはやはり、前にも申し上げましたように、何といたってもここで働く場所をつくっていかなくゃならない。これを念頭に置いて今後も行政を進めてまいりたい、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 次に、14番松本和男君。

〔14番 松本和男君 登壇〕

○14番（松本和男君） 通告ということで、2点ほど質問をさせていただきます。

最初に、守谷小絹線ということで質問を伺います。

今後の見通しということでありますが、つくばエクスプレス、つまりTXが17年8月24日開通し、当市におかれましてもみらい平駅、そして近隣では守谷市ということで、すばらしいまちづくりが展開されております。私たちも、本当に近所でありますので、みらい平よりも守谷の方に近いもんですから、発展がすばらしいなと、こういうふうに地域みんなが考えております。

そして、この守谷小絹線ですが、この地域は、ご存じのように谷和原インターということで控えております。そして294、これは前回も話が出たと思いますけれども、道路も時間帯によっては大変混雑だということで、そういったものを緩和してもらえないかという話も出たことはまだ記憶に新しいと思いますが、今申し上げている守谷小絹線、第2期工事ということで、1,200メートル残っている部分があると思うんですが、完成については今後見通してどのようにということで、その中で、当初の事業計画ということが当然考えられるわけですが、当時の事業計画はどのようになっていたか、そして完成予定はいつごろで予定されたのかということ、を、まず一つにお伺いします。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） 守谷小絹線につきましてお答え申し上げます。

守谷小絹線につきましては、平成17年度から着手しております。そして、平成22年度の

完成を目途といたしまして、現在、起点側より順次用地買収を進めているところでございます。

現在の交渉進捗状況でございますが、地権者の皆様のご協力をいただきまして、用地取得もスムーズに進んでいるところでございます。しかし、今日の財政状況を考えますと、予定どおり平成22年の完成が危惧されているというところでございます。

○議長（豊島 葵君） 松本和男君。

○14番（松本和男君） ということで、22年という方向で進んでいると思いますが、守谷市に1カ所未解決の、守谷市に位置する、今言っている守谷小絹線の中に1カ所未解決のところがあつたわけですが、市の方にお伺いしましたら、既に解決が済む、あるいは済みそうだという話を聞いております。

したがって、1,200メートル残されているわけですが、その中に当地域であります、30年もの住まいを持っている人もいるわけなんです。そして、心配なのは道路にかかるということで、新しい住まいですか、家を持つ計画もしなくてはならないと、そういう家が何軒か住民の中にはおります。

そして、一番心配なのは、いわゆるローンを組む場合ですね、年齢だとか、期間だとかという問題が、いわゆる銀行等においては生まれてくると、こういうことが予想されておるんで、そういったものをできるだけ若いうちにあるいは今のうちにやってもらいたいと。あるいは、買収ならば買収という方向で進んでもらいたいというような話が本当に出ております。

したがって、課長あるいは市長にお伺いしますけれども、財政状況を勘案した場合のこれからの進捗状況あるいは早期完成されるための、いわゆる具体的な方法ということをお伺いするわけですが、その中に、一部信号が新しく設置されて、非常に便利なんですけれども、信号はついたところでなかなか状況が、道路が順調に入っていないと、こういうことが実際に利用する側の意見でありますので、早期完成するためには、生まれてくるものは地域の活性化、そして、いつも心配されている、いわゆる税源にも当然つながってくるとだれしも思うわけであります。

また、これは地権者のことですが、反対をするというような地権者はどなたもないということが現状でありますので、財政状況、若干今、部長の方から話がありましたけれども、あわせて早期完成をさせるため、そういった具体策と、あるいは方法ということで、ひとつお伺いします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 守谷小絹線の問題でございますが、議員ご案内のとおり、この1,200メートルの、いわゆる高低差が非常に激しいと。さらに、地盤改良していかなきゃならないと。非常にお金と時間のかかる区間でございますが、また、この沿線には、事業所、幼稚園、今、議員からおっしゃられましたような家屋等の補償が多く、非常に補償費のかかる事業でございます。目標に向かって努力していくのは当然でございますが、今日の事情もございましたように、22年度に完成というわけにはまいりません。努力はしてまいります。

したがって、買収につきましても、2年がかりで買収しなきゃならぬと、お一人の方で。こういう状況もございますので、ご理解を賜りたいと。

いずれにいたしましても、早期着工に向けて努力をしまいと、これをお約束いたしまして、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 松本和男君。

○14番（松本和男君） 市長の方から、早期着工ということで今答弁もらいましたけれども、私が個人的に言っているんじゃないくて、これ、前々から本当のことなんですよね。いつも言われるように、地域の活性化、財源を生む、あるいはできるだけ税金を、田んぼあるいは畑、特に畑の税金がかかって何とかしたいというような話がありますので、その税金というよりも税源の方に皆さんが考えておるんで、今言ったように早期着工ということでお願いをいたします。

次に、新守谷駅東口ということでお伺いします。

ご存じのように、新守谷駅の東口については、面積が約5町歩、地権者が約40人ということで知っていると思うんですけども、実際に本当に荒れ地で、田んぼなんだけれども田んぼもできないという状況でありますので、その辺のことを、いわゆる市は地域の活性化あるいは未利用地の有効利用ということでどういうふうに考えているのか、お伺いをします。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） 新守谷東口ということでお答えを申し上げます。

新守谷駅東口についてのご質問でございますが、当地域につきましては、市街化調整区域のエリアでございます。そういったことで、大規模な開発が認められないため、地区計画制度等を活用することとなろうかと思えます。

今回、想定されます地区計画につきましては、起業者などが一定規模以上の一団の土地の区域につきまして都市計画を提案するというものでございます。提案内容を踏まえまして、都市計画の決定をするかどうか判断するものでございます。

しかし、今回の新守谷駅東エリアにつきましては、約4ヘクタール以上の農地が見込まれるエリアとなっております。そういったことで、農林水産大臣の許可が必要なエリアでございます。これらの協議に大変多くの時間が必要になろうかと思われます。そのようなことで、都市計画提案を行う前に、起業者等が農政局と十分な調整あるいは協議を行うことが必要ではないかと思っております。

○議長（豊島 葵君） 松本和男君。

○14番（松本和男君） 今、部長が言われたように、いろいろと絡んでいる部分がある、あるいは法令等の問題があるという話なんですけれども、いわゆる市としてどんな開発が望ましいのかということがあると思うんですよ。地権者は、あのままでは困ったというだけで、じゃ行政にもよく相談してといってもなかなかできない部分があるので、そういった関係、つまり法令にはどういう関連から絡んでいるのか、そして、農業委員会でも当然あると思うんで、そういったどんな開発が望ましいのかという策がありましたら教えていただければということでご質問します。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

当地域の土地利用の活用方法でございますが、これにつきましては、先ほどの答弁の中

でも説明いたしました、当地域は市街化調整区域でございます。そういったことで、市街化調整区域の土地活用する場合には、地区計画制度を活用した上で土地利用を図っていくという形になるうかと思えます。

○議長（豊島 葵君） 松本和男君。

○14番（松本和男君） 今、部長から説明がありましたけれども、いわゆる市の総合計画あるいはマスタープランとよく話が出ます。また、そういう中に計画を組んでいきますというような話が、この話ばかりじゃなくいろいろなところで出ますけれども、そういったことじゃなくて具体的な考え方と、それを除いて、できるだけ早く県の方に訴えるなりということで具体的な考え方ということで、これは企画担当なのかな、返答できる方、よろしくお願いします。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

ただいまのご質問の要旨につきましては、新市の総合計画においての位置づけであろうかと思えます。この点につきましては、現在策定中の総合計画の中で、当エリアがどのような位置づけになるか今後定められることだと思います。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 15分休憩します。

午後2時09分休憩

午後2時21分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議案第 4号 つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例

議案第 5号 つくばみらい市行政財産使用料徴収条例

議案第 6号 つくばみらい市副市長定数条例

議案第 7号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例

議案第 8号 つくばみらい市職員等の旅費の特例に関する条例

議案第 9号 つくばみらい市表彰条例の一部を改正する条例

議案第10号 つくばみらい市監査委員条例の一部を改正する条例

議案第11号 つくばみらい市職員定数条例の一部を改正する条例

議案第12号 つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号 つくばみらい市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

議案第16号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第 18 号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 19 号 つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第 20 号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 21 号 つくばみらい市立保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第 22 号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 23 号 つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 つくばみらい市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 25 号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 26 号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
- 議案第 27 号 市道路線の認定について
- 議案第 28 号 市道路線の変更について
- 議案第 29 号 平成 18 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 30 号 平成 18 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 31 号 平成 18 年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 32 号 平成 18 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 33 号 平成 18 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 34 号 平成 18 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 35 号 平成 18 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 36 号 平成 18 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 37 号 平成 19 年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第 38 号 平成 19 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 19 年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 19 年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第 41 号 平成 19 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 19 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 19 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第 44 号 平成 19 年度つくばみらい市水道事業会計予算

○議長（豊島 葵君） 日程第 2、議案第 4 号から議案第 44 号まで、41 案件を一括して議題とします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑通告書が議長の手元に提出されておりますので、これを許可します。

なお、会議規則第 54 条において、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならない旨、発言の内容が制限されておりますので、この点、ご注意申し上げます。

また、発言の順序は通告順といたします。

それでは、26 番川上文子君。

〔26 番 川上文子君 登壇〕

○26 番（川上文子君） 議案第 37 号の平成 19 年度つくばみらい市一般会計予算について

伺いたいと思います。

発言要旨のところに書いてあるとおりですが、まず、新型交付税というのが導入されました。19年度の一般会計でその新型交付税の導入がされているわけですが、具体的な測定単位や補正計数がどのように変更されているのか、聞きたいと思います。

それから、施政方針の中で、この新型交付税について、市長は地方財政運営に支障が出ないよう制度が創設をされたというふうに言われていますけれども、本当にそういう形で見れるのかと、見ることができるのかという点について伺いたい。

それから、二つ目は、集中改革プランも出されて、職員の配置の人数も一般会計の予算の中にも載っていますが、適正な定員管理といっているんですが、平成19年度の一般職員、それから嘱託職員、臨時職員の人数はどのぐらいなのか。それは合併した時点からの推移はどうなっているのかということについて、数を人事課の方から明らかにしていただきたい。

それから、もう一つは、総務省の自治財政局財政課長内簡というのがあるんですが、来年度の予算、毎年出されるもので予算についての方向づけを出しているものです。その中に、政府資金の繰り上げ償還、公営企業借換債を行うとしています。

この中身は、政府資金の繰り上げ償還については、平成19年度から平成21年までの間において普通会計債及び公営企業債の5%以上の金利の地方債を対象として、金利段階に応じて市町村合併や財政力、公債費、公営企業資本費等の状況に基づいて、段階的に対象団体を設定して3兆8,000億円程度の政府資金の保証金なしの繰り上げ償還措置を行うんだということで、各資金についての予算枠が書かれております。

もう一つは、公営企業金融公庫資金の繰り上げ償還及び公営企業借換債というのについても記述がありまして、これも行うということで予算化が出されています。

実際にこの対象として当市がなり得るのか、それから実際にそういう形での努力をされようとしているのか。同時に、これは大変狭い枠ですから、縁故債、普通の市中銀行の起債についても、谷和原もそうでしょうが、伊奈町も借りかえをずっとやってきました。で、19年度については、その縁故債も含めた借りかえについての努力がされるのかどうなのか。

以上、三つについて、3点について伺いたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） まず、第1番目の質疑でございますが、新型交付税の定義から申し上げてみたいと思いますが、簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定というのが新型交付税の内容でございます。これは新型という位置づけをされていまして、もう一方では、従来型ということで、これは個別算定型ということで2本立てになっていまして、新型について申し上げますが、新型については人口と面積、算定費用を具体的に申し上げますので、人口につきましては2万3,220円が単位費用でございます。それから、面積の方ですが235万7,000円、これが単位費用でございます。それから、従来型の方でも、全く地域振興費というのがございまして、これが人口の方が1,850円、それから面積の方で110万7,000円というのが単位費用としてのってまいります。

それから、交付税につきましては、4月に入ってから説明会を受けて、それで大体7月になると思うんですが、内部処理いたしまして、決定されるのが総務大臣が8月30日までとなつてございますが、大体7月中旬ぐらいには出てくると思います。

で、予算の段階ではこのように積算しておりますけれども、予算割について、これ失敗してしまうと困りますので、非常に厳しい見方をしながら計上しているのが現状でございます。予算額にのせたからといいまして、その額が1円と違わないと、そういうことはございませんので、これから算定費用の中で取り組んでまいります。

それから、もろもろ細かい単位費用はあるんですが、これにつきまして私のところに資料がございますので、後日、閲覧なり配付できますので、その点でご理解をいただきたいと思います。

1番目の質問については、以上でよろしくお願ひしたいと思います。もう一つ、地方財政に支障は出ないのかですが、それは、市長の方からもお答えしてございますように、支障が出ないように制度設計されているということでございます。

それで、先ごろの新聞でも、5,200万円の増額を見込めるというふうな、つくばみらい市出ておりますので、その辺で支障が出るかどうかちょっと難しいところでございますが、支障が出ないんじゃないかと、そういう見方をしております。

1問目は以上で失礼させていただきます。一緒に3問目でございますが、繰り上げ償還の話でございますけれども、これは借りがえですね、徹底した人件費の削減計画を主体としまして財政健全化計画、それから、公営企業におきましては、同じように公営企業のやっぱり健全運営計画をなされないとだめだという条件になってございますので、それをこれから努力目標としましてさせていただきたいと考えております。ちょっとそれがなされないと無理です。

それから、5%以上の明細書、私の手元でございますので、その辺についてもご披露することができますので、よろしくお願ひしたいと思います。市中銀行につきましても、借りがえの件につきましても、今、即というような条件なかなかございませんので、これにつきましても努力目標とさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（豊島 葵君） 人事課長大塚勝美君。

〔人事課長 大塚勝美君 登壇〕

○人事課長（大塚勝美君） お答えいたします。

適正な定員管理としているが、平成19年度の一般職員、嘱託職員、臨時職員の数は幾つかということでございます。こちらの方は、合併時からの推移はということもございますので、平成18年4月1日、職員数 366人、嘱託職員 194人、臨時職員 3人です。平成19年4月1日、見込みですが、職員数 358人、嘱託職員 204名、臨時職員 5人となります。

○議長（豊島 葵君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） 新型交付税の問題なんですけれども、地方財政運営に支障が出ないような制度というふうにとらえるのは、私は非常にとらえ方が不十分ではないかと思うんですね。地方交付税の算定はもちろん言うまでもないんですが、国税の5税の一定割合で総額が決まりまして、それに基づいて標準団体の単位費用を決める。今までのやり方ですと、そこに単位費用を掛ける測定単位、人口等の測定単位と補正係数を掛けるという形でやってきたものを、今、課長が言われますように、測定単位について人口と面積、将来的にはですね、簡素化していくと。

で、補正係数については、単位費用に組み込んでいくということで、たくさんの補正係数がこの間ずっと使われてきたんですけれども、それを簡素化するという形でなくしていくという方向で、初年度ですから、内簡を見ても数、かなりの部分の手直しがされたんだ

ろうと思うんですね。だけれども、実際的には、新型交付税の簡素化と同時に全体総枠交付税の削減というのが政府の方向づけですから、その点で言えば、決して地方財政を守ることにはならない。

ただ、どういう形で出るかという今後の問題がありますけれども、想定される形で試算をしたさまざまな研究がされていますけれども、大枠でいうと、人口規模の小さい市町村ほど交付税の削減幅がふえるという結果にならざるを得ない。

その補正係数というのは、さまざま、密度補正だとか、段階補正といろいろな補正をしながら、その地域の実情に合わせる形で、都市でも農村でも最低の生活水準が、地方行政ができるような、いわばナショナルミニマムを守るという形でさまざまな補正係数がつくられてきた経過があって、それはいろいろな問題もあるんだけど、官僚が決めるのかという問題もあるんだけど、地方財政を支えていく大事な部分だったわけですよ。そこを人口と面積だけの測定単位だけに統一をさせていくということは、結果としては、大都市部にとっては大変有利になるけれども、総じて言えば、人口規模の小さい市町村にとっては大変負が大きいという中身なんだと思うんです。

で、今年度のいじっている分というのは、その中身を後で見せていただくし、できれば、そういうのも新型交付税の今回のいじりがどういうことなのかというのも、特別委員会等に資料として、閲覧に来なさいということではなくて、出されたいと思うんですよ。やっぱり理解をしていくことが議員にとっても必要ですし、今回の部分についていうと、内簡では密度補正と、その他の土木費等の部分しかいじっていないので、それほど大きな影響も、内簡でも大きな影響がないように是正すると書いてありますから、そういうことがされているんだろうと思いますけれども、このやり方自身の方向先が、決して4万人の人口規模の当市にとって、制度的に財政を確保できる制度には、私はなり得ないと思うんです。

そういう見方をちゃんとしていくことが、今後の安倍内閣の方向づけでは、この新型交付税のさらなる拡大ですから、どんどんふやしていくということですから、そういう方向でいいのかというのは、地方団体としても見定めながら声を上げていく問題なので、その認識はちゃんとしておく必要があると思います。

その点で、市長がどんなふうに、この間の地方団体のところでとらえているのかということのを再度聞きたいと思うんですが。

もう一つ、適正な定員管理の問題では、集中改革プランでも17年度から21年度まで6.6%の削減ということで職員の削減の方向が出されています。実際的にも、今報告されましたように、19年度は358人ということで、職員の減の中で仕事が行われるということなんだと思うんですが、財政が大変だからということでこの場でも職員の削減という議論が随分出されますけれども、私はそのことには大変不安を感じています。実際に、課の中を歩くと、大変な過重な仕事をされている職員さんもたくさんいたり、長時間の残業があるとか、残業代も十分保障されないとか、さまざまな問題が出てきています。

それから、定員の一般職員が減らされる中で、有資格者の嘱託職員が長期にわたって市の行政を支えているというのも実態だと思うんですね。そういう職員の方々の労働条件の問題もあると思うんですが、ぜひ特別委員会に、推移的にどうなっていくのかというのがわかるように、各課ごとの職員の変更というのも、毎年の予算中を出して、嘱託職員はこの課には何人いて、昨年度と比べてという資料を、ぜひ要求したいと思うんですね。

それから、もう一つ、借りがえの問題についていいますと、内簡の中身で見ると、担当の財政課の職員も言われているように、借りがえじゃなくて繰り上げ償還ですから、財源がないとなかなか難しいとかという問題もあるんだと思うんですが。

もう一つは、借りがえの問題でいくと企業債、上下水道とか、一般会計ではありませんけれども、市の全体の予算にかかわる、そういう部分では、新たな19年度の対応で、対応できるものは確実に把握して対応してほしいと思いますし、市中銀行の借金についても、それほど高いものはかなりなくなってはきていますけれども、引き続き努力をぜひすべきだと思うので、再度あわせて、何かあれこれ言いましたけれども、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 基本的なものだけを申し上げます。

まず、最初の財政、交付税も含めてですが、決して甘い見方をしているわけではございません。今までの資料とかそういう中で大丈夫かなという感じがしたので、そういう表現で説明をしたわけですが、今後どうなってくるかは、具体的に細かくは、今、課長が説明したように、交付税については今後の出方と、こういうことになってくるわけです。

この問題は、先日も申し上げましたが、6団体で私なんかも提案をいたしまして、交付税の問題等も中央へ働きかけをしてきたわけですが、これは1回ばかりというわけにはまいりませんから、これから力強い要望を繰り返してまいりたいと思います。

それから、人事関係につきましても、議員のおっしゃることはわかるんですが、今日的な問題として、技術職員だから必要だから採用しようというわけにはまいりませんので、不利益を生じないような形でやってまいりたいと、こう考えております。

○議長（豊島 葵君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 川上議員の方から、基本的に基準財政需要額のお話なされましたけれども、交付税関連ですね。交付税の場合には、基準財政収入額も絡んでまいりますので。新型交付税の分析にありましては、10%部分についての制度設計ということになってございます。拡大は、今後、政府の方の動きを見ながら対応させていただきたいと考えてございます。

それから、市中銀行の借りがえの話ですが、これも条件整備をいたしまして対応できるものは対応させてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（豊島 葵君） 人事課長大塚勝美君。

〔人事課長 大塚勝美君 登壇〕

○人事課長（大塚勝美君） 予算特別委員会のときに資料を、その推移や何かの資料を出してほしいということですが、資料の方はご用意したいと思います。

○議長（豊島 葵君） 次に、15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○15番（古川よし枝君） 2点について通告しておりますので、質問いたします。

昨年の定率減税の半減とことしの全廃で、所得税、住民税合わせた増税額は、国全体

で3兆4,000億円に上ると言われております。平均すれば、国民1人当たり2万6,000円ですが、住民の所得水準に差があるので、実際の増税の影響額は地域によって差が出てくるといいます。当市において、定率減税が廃止されることによって起きる増税額は、税源移譲もありましてややこしいのですけれども、どの程度になると予測しているのでしょうか。

それから、昨年6月には、高齢者の住民税が10倍前後にもなるという大增税が行われて、苦情や問い合わせが各地で起こりました。当市においても同じようなことが起こったわけですが、高齢者の負担増はことしも続くわけですが。昨年、初めて住民税が課税された高齢者の多くは、経過措置が適用されていたために住民税が段階的に引き上がります。こうした人の場合、介護保険料にも段階的に増加が適用されますし、その結果、ことしも来年も雪だるまのように負担がふえていくことが予測されます。

定率減税廃止とあわせて、さかのぼりますけれども、平成17年、18年度の老齢者控除の廃止や公的年金等の控除の縮小、それから高齢者の非課税限度額の廃止に伴う市民の増税額は当市においてどの程度と見られるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

それから、同じ議案ですが、予算の提案で巡回バス運行事業の補助費が計上されております。それとあわせて債務負担行為も計上されておりますが、具体的にこのバス運行事業がどういう形で、事業主体がどうなのかも含めて、予算計上するに当たっての計画をお聞きます。

○議長（豊島 葵君） 市民部長羽生恵洋君。

〔市民部長 羽生恵洋君 登壇〕

○市民部長（羽生恵洋君） お答えいたします。

定率減税につきましては、おおむね9,000万円と試算しております。

それから、老齢者控除の廃止、公的年金等の年金所得控除の改正、年齢満65歳以上の者の非課税措置の廃止に伴う増収額についてと理解しておりますけれども、これらにつきましては、個人市民税全体での積算見込みをしているということで、細部にわたる要因につきましては把握してございませんので、よろしくお愿いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 循環バス運行事業補助金の計上で、事業主体等についてはどうなっているかということでございますが、事業主体はバス事業者であります。

で、債務負担行為につきましては、平成20年から24年度まで1億900万円を見込んでおります。

○議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 定率減税の額は、おおむね19年度は9,000万円ということですが、昨年度も含めるとこの倍というふうに見えていいのでしょうか。

それから、17年度から始まった老齢者大打撃というか、老齢者への増税となる施策が幾つかあったわけですが、それは市民税と見込んでいるのでわからないという答弁がありました。

私は、この間、こういう形で国の税制改革の中で、直接市民の生活や暮らしや命にかかわる問題で、地方が最終的にはあたらなきゃならない、セーフティネットを張らなきゃいけないわけですが、そういうときにやっぱり実態の把握というのをきちんとつかん

でおきくべきだと思うんですね。

ある市町村なんかでは、今回の17年度からの制度の改革によってどのぐらいの人たちがどのぐらいの負担が強いられたのかというのを、おおよそ出している自治体もあるんですよ。例えば、龍ヶ崎などではこのように出しているんですが、高齢者年金控除では2,000人程度がこの対象になっているとか、定率減税についても出している。それから、公的年金の縮小なんかについても、どのぐらいの人が対象になっていたとかと。それから、65歳の住民税非課税限度額で増税になってしまうという人も何人があるかと。そういう形で、制度が変わるときに実態を把握して、そして、そこにどういう対応の施策が必要かというのを政策的に考えるもことになるので、ぜひ可能であればそういうものも細かに今後出していきたい。できないものはあれですけども、見れるものはぜひ出して、議会にも出していきたいと思っております。

それから、循環バスの運行計画ですが、部長がお答えになったのは予算書に出ているのでわかるんですけども、その積算をするときに、どういう計画に基づいてこういう計上がされたのかというのをお聞きしたいんですが。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） バス事業にかかる中身であります。5年間ということで予算の方に計上してありますのは2,600万円ですが、1億900万円を5年間の事業ということで割り返してあります。

で、初年度につきましては、初期費用といたしまして、例えばバスの停留所とか、その他もろもろかかりますので、その分が初年度は予算的には通常の割り返した分より多くなっております。

このバス事業の形態であります。事業主体はバス事業者の方をお願いしまして、それで運行すると。もちろん料金につきましては、今のところワンコインということで考えております。額は幾らになるかは、ちょっと今これからということになるかと思いますが、100円程度は最低ということで考えております。それらによりまして、事業者の方に補助金という形で予算のとり方はしております。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 以上で、質疑通告書による議案の質疑は終わりました。

議案第4号～議案第28号、議案第30号～議案第36及び議案第38号～議案第44号について各委員会付託

○議長（豊島 葵君） 日程第3、議案第4号～議案第28号、議案第30号～議案第36号及び議案第38号～議案第44号について各委員会付託を行います。

お諮りします。

この際、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

なお、議案第29号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）については、各委員会において所管部分の審議を行うことといたします。

一般会計予算特別委員会の設置及び議案第37号について委員会付託

○議長（豊島 葵君） 日程第4、一般会計予算特別委員会の設置及び議案第37号について委員会付託を議題とします。

議案第37号 平成19年度つくばみらい市一般会計予算については、お手元に配付いたしました名簿のとおり、14名で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号については14名で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

それでは、正副委員長互選のため、ここで暫時休憩をいたします。

午後2時55分休憩

午後3時05分開議

○議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

休憩中に、一般会計予算特別委員会の正副委員長が互選されましたので、報告申し上げます。

委員長に飯野喬一君、副委員長に横張光男君、以上のとおりご報告申し上げます。

選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（豊島 葵君） 日程第5、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（豊島 葵君） ちょっと長いんですけども、聞いてください。

広域連合は、本年1月24日に設立され、設立後初めて行われる広域連合議会議員の選挙です。市議会議員から選出される広域連合議会議員の推せん候補者が、広域連合規約第7条第2項第3号で定める議員定数8人を上回ったため、県内各市議会において選挙を行うことになったものです。

この選挙は、広域連合規約第8条第3項の規定により、県内すべての市議会の選挙における得票総数により当選人の決定をすることになりますので、会議規則第31条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りします。

選挙結果の報告については、会議規則第31条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、

会議規則第31条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は29名であります。

候補者名簿を配付させます。

〔候補者名簿の配付〕

- 議長（豊島 葵君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊島 葵君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙の配付〕

- 議長（豊島 葵君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

- 議長（豊島 葵君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

- 議会事務局副参事（井波 進君） それでは点呼します。

高	木	寛	房	君
鴻	巣	早	苗	君
染	谷	礼	子	君
中	山	栄	一	君
倉	持	悦	典	君
飯	泉	静	男	君
堤			實	君
福	嶋	克	良	君
岡	田	伊	生	君
古	舘	千恵	子	君
直	井	誠	巳	君
横	張	光	男	君
安	藤	幸	子	君
松	本	和	男	君
古	川	よし枝		君
飯	野	喬	一	君
大	好		光	君
海老原			弘	君
富	山	和	夫	君
山	崎	貞	美	君
廣	瀬		満	君

今 川 英 明 君
豊 島 葵 君
細 田 忠 夫 君
倉 持 眞 孜 君
川 上 文 子 君
中 山 平 君
市 川 忠 夫 君
野 田 正 男 君

- 議長（豊島 葵君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔 議場閉鎖 〕

- 議長（豊島 葵君） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に7番堤 實君、8番福島克良君、9番岡田伊生君を指名します。

よって、3議員の立ち会いを願います。

〔 開票 〕

- 議長（豊島 葵君） 選挙結果の報告をいたします。

投票総数29票。これは、先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち、有効投票数29票。有効投票中

牛久市議会議員 塚本 忍君 14票

かすみがうら市議会議員 佐藤文雄君 15票

以上のとおりであります。

この選挙の結果については、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第8条の規定に基づき、直ちに広域連合議会議員選挙選挙長へ文書をもって報告いたします。

散会の宣告

- 議長（豊島 葵君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は3月23日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

午後3時17分散会

第 4 号

〔 3 月 23 日 〕

平成19年第1回
つくばみらい市議会定例会会議録 第4号

平成19年3月23日 午前10時02分開議

1.出席議員

1番	高木寛房君	16番	飯野喬一君
2番	鴻巣早苗君	17番	大好光君
3番	染谷礼子君	18番	海老原弘君
4番	中山栄一君	19番	富山和夫君
5番	倉持悦典君	20番	山崎貞美君
6番	飯泉静男君	21番	廣瀬満君
7番	堤 實君	22番	今川英明君
8番	福島克良君	23番	豊島 葵君
9番	岡田伊生君	24番	細田忠夫君
10番	古舘千恵子君	25番	倉持眞孜君
11番	直井誠巳君	26番	川上文子君
12番	横張光男君	27番	中山 平君
13番	安藤幸子君	29番	神立精之君
14番	松本和男君	30番	市川忠夫君
15番	古川よし枝君	32番	野田正男君

1.欠席議員

な し

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
助 役	小 林 弘 文 君
収入役職務代理者	豊 島 久 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	海老原 茂 君
市 民 部 長	羽 生 恵 洋 君
保健福祉部 長	渡 辺 勝 美 君
産業振興部 長	鈴 木 清 君
都市建設部 長	青 木 秀 君
教 育 次 長	倉 持 政 永 君
秘書広聴課 長	森 勝 巳 君
参事兼企画政策課 長	中 川 修 君
人 事 課 長	大 塚 勝 美 君
財 政 課 長	秋 田 信 博 君
水 道 課 長	間根山 知 己 君
農業委員会事務局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
議 会 事 務 局 副 参 事	井 波 進 君
書 記	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成19年3月23日(金曜日)

午前10時02分開議

日程第1	議案第4号	つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例
	議案第5号	つくばみらい市行政財産使用料徴収条例
	議案第6号	つくばみらい市副市長定数条例
	議案第7号	つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例
	議案第8号	つくばみらい市職員等の旅費の特例に関する条例
	議案第9号	つくばみらい市表彰条例の一部を改正する条例
	議案第10号	つくばみらい市監査委員条例の一部を改正する条例
	議案第11号	つくばみらい市職員定数条例の一部を改正する条例
	議案第12号	つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第13号	つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
	議案第14号	つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
	議案第15号	つくばみらい市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
	議案第16号	つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
	議案第17号	つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
	議案第18号	つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第19号	つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
	議案第20号	つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
	議案第21号	つくばみらい市立保育所条例の一部を改正する条例
	議案第22号	つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
	議案第23号	つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例
	議案第24号	つくばみらい市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例
	議案第25号	茨城県市町村総合事務組合規約の変更について
	議案第26号	茨城租税債権管理機構規約の変更について
	議案第27号	市道路線の認定について

- 議案第28号 市道路線の変更について
- 議案第29号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第30号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第32号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第33号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）
- 議案第36号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第37号 平成19年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第38号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第39号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第40号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第41号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第42号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第43号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第44号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計予算
- 日程第2 発議第1号 つくばみらい市議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第3 発議第2号 つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第4 発議第3号 つくばみらい市政治倫理条例
- 日程第5 発議第4号 つくばみらい市政務調査費の特例に関する条例
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 選挙第2号 議長の選挙について
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 選挙第3号 副議長の選挙について
- 追加日程第5 常任委員会委員の所属変更の件
- 追加日程第6 議会運営委員会委員の辞任及び選任について
- 追加日程第7 議会広報特別委員会委員の辞任及び選任について
- 追加日程第8 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞職について
- 追加日程第9 選挙第4号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第10 常総衛生組合議会議員の辞職について
- 追加日程第11 選挙第5号 常総衛生組合議会議員の選挙について
- 追加日程第12 取手地方広域下水道組合議会議員の辞職について
- 追加日程第13 選挙第6号 取手地方広域下水道組合議会議員の選挙について
- 追加日程第14 利根川水系県南水防事務組合議会議員の辞職について
- 追加日程第15 選挙第7号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第16 推薦第1号 農業委員の推薦について

- 追加日程第17 議案第45号 監査委員の選任について
 追加日程第18 議案第46号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
 追加日程第19 閉会中の継続調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第4号 つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例
 議案第5号 つくばみらい市行政財産使用料徴収条例
 議案第6号 つくばみらい市副市長定数条例
 議案第7号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例
 議案第8号 つくばみらい市職員等の旅費の特例に関する条例
 議案第9号 つくばみらい市表彰条例の一部を改正する条例
 議案第10号 つくばみらい市監査委員条例の一部を改正する条例
 議案第11号 つくばみらい市職員定数条例の一部を改正する条例
 議案第12号 つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 議案第13号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 議案第14号 つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
 議案第15号 つくばみらい市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
 議案第16号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 議案第17号 つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 議案第18号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 議案第19号 つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
 議案第20号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
 議案第21号 つくばみらい市立保育所条例の一部を改正する条例
 議案第22号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 議案第23号 つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例
 議案第24号 つくばみらい市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例
 議案第25号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について
 議案第26号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
 議案第27号 市道路線の認定について
 議案第28号 市道路線の変更について

議案第29号	平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）
議案第30号	平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第31号	平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議案第32号	平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第33号	平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第34号	平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第35号	平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）
議案第36号	平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第37号	平成19年度つくばみらい市一般会計予算
議案第38号	平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
議案第39号	平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
議案第40号	平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
議案第41号	平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
議案第42号	平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
議案第43号	平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
議案第44号	平成19年度つくばみらい市水道事業会計予算
日程第2	発議第1号 つくばみらい市議会会議規則の一部を改正する規則
日程第3	発議第2号 つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第4	発議第3号 つくばみらい市政治倫理条例
日程第5	発議第4号 つくばみらい市政務調査費の特例に関する条例
追加日程第1	議長辞職の件
追加日程第2	選挙第2号 議長の選挙について
追加日程第3	副議長辞職の件
追加日程第4	選挙第3号 副議長の選挙について
追加日程第5	常任委員会委員の所属変更の件
追加日程第6	議会運営委員会委員の辞任及び選任について
追加日程第7	議会広報特別委員会委員の辞任及び選任について
追加日程第8	常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞職について
追加日程第9	選挙第4号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
追加日程第10	常総衛生組合議会議員の辞職について
追加日程第11	選挙第5号 常総衛生組合議会議員の選挙について
追加日程第12	取手地方広域下水道組合議会議員の辞職について
追加日程第13	選挙第6号 取手地方広域下水道組合議会議員の選挙について
追加日程第14	利根川水系県南水防事務組合議会議員の辞職について
追加日程第15	選挙第7号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙について

- 追加日程第16 推薦第1号 農業委員の推薦について
追加日程第17 議案第45号 監査委員の選任について
追加日程第18 議案第46号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第19 閉会中の継続調査の件

午前10時02分開議

開議の宣告

○議長（豊島 葵君） ただいまの出席議員は30名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局主事、議案説明のため市長、助役、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-
- | | |
|--------|---|
| 議案第 4号 | つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例 |
| 議案第 5号 | つくばみらい市行政財産使用料徴収条例 |
| 議案第 6号 | つくばみらい市副市長定数条例 |
| 議案第 7号 | つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例 |
| 議案第 8号 | つくばみらい市職員等の旅費の特例に関する条例 |
| 議案第 9号 | つくばみらい市表彰条例の一部を改正する条例 |
| 議案第10号 | つくばみらい市監査委員条例の一部を改正する条例 |
| 議案第11号 | つくばみらい市職員定数条例の一部を改正する条例 |
| 議案第12号 | つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第13号 | つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第14号 | つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第15号 | つくばみらい市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第16号 | つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第17号 | つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第18号 | つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第19号 | つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 |
| 議案第20号 | つくばみらい市税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第21号 | つくばみらい市立保育所条例の一部を改正する条例 |
| 議案第22号 | つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第23号 | つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例 |

議案第 24 号 つくばみらい市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例
 議案第 25 号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について
 議案第 26 号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
 議案第 27 号 市道路線の認定について
 議案第 28 号 市道路線の変更について
 議案第 29 号 平成 18 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 6 号）
 議案第 30 号 平成 18 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
 議案第 31 号 平成 18 年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
 議案第 32 号 平成 18 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
 議案第 33 号 平成 18 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
 議案第 34 号 平成 18 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
 議案第 35 号 平成 18 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 36 号 平成 18 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 3 号）
 議案第 37 号 平成 19 年度つくばみらい市一般会計予算
 議案第 38 号 平成 19 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
 議案第 39 号 平成 19 年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
 議案第 40 号 平成 19 年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
 議案第 41 号 平成 19 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
 議案第 42 号 平成 19 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第 43 号 平成 19 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
 議案第 44 号 平成 19 年度つくばみらい市水道事業会計予算

○議長（豊島 葵君） 日程第 1、議案第 4 号から議案第 44 号まで、41 案件を一括して議題とします。

これより委員長報告に入ります。

去る 3 月 8 日の本会議において各委員会に付託された議案の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長松本和男君。

〔総務常任委員長 松本和男君 登壇〕

○総務常任委員長（松本和男君） 総務常任委員会に付託されました議案 19 件につきまして、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る 3 月 14 日に委員会を開催し、審査いたしました。

まず、執行部から、議案内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施いたしました。

議案第 4 号 つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例については、つくばみらい市の男女共同参画行政の指針となる男女共同参画計画を策定するにあたり、必要な事項の審議をする策定委員会を設置するための条例であります。

審議の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第 5 号 つくばみらい市行政財産使用料徴収条例については、行政財産の使用料の徴収に関して必要な事項を定めるための条例であります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第6号 つくばみらい市副市長定数条例については、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、副市長の定数については、条例で定めることとされたことから提出された条例であります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

議案第7号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例については、厳しい市財政状況にかんがみ、市長を初めとした常勤特別職の給料の減額をするための条例であります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

議案第8号 つくばみらい市職員等の旅費の特例に関する条例については、旅費に関する条例に規定する旅費制度について、現実の旅行実態及び時代に即応したものに改めるための条例であります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

議案第9号 つくばみらい市表彰条例の一部を改正する条例、議案第10号 つくばみらい市監査委員条例の一部を改正する条例、議案第11号 つくばみらい市職員定数条例の一部を改正する条例及び議案第12号 つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律の施行により条例の一部を改正するものであります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

議案第13号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律の施行並びにつくばみらい市特別職報酬等審議会の答申に基づき、各種委員会の報酬を見直す条例の一部を改正するものであります。

委員から、報酬等を見直しによりどのくらいの減額になる見込みなのかという質問が出され、執行部からは、見直しにより全体で 358万 7,000円の減額になる見込みとの説明がありました。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第14号 つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号 つくばみらい市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、条例の一部を改正するものであります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

議案第16号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、平成18年人事院勧告により、一般職の職員の扶養手当の額の改定等を行うための条例の一部を改正するものであります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第17号 つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、集中改革プランの行政コスト削減により、特殊勤務手当を見直すため、条例の一部を改正するものであります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第18号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例については、人事院規則の一部改正により休息時間が廃止されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第19号 つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、議案第20号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例、議案第25号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第26号 茨城租税債権管理機構規約の変更については、地方自治法の一部を改正する条例の施行に伴い、条例の一部を改正及び規約を変更するものであります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第29号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）の本委員会所管事項は、総務部関係及び市民部関係についての補正であります。

執行部から、関係部分について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施しました。

委員から、退職手当組合特別負担金についての質問が出され、執行部から、昨年9月に負担金の算出方法が、勸奨退職者及び普通退職者を含め変更になったための回答があるなど意見交換が行われました。

以上で、総務常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対し議員各位のご賛同をお願いして報告を終わります。

○議長（豊島 葵君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長廣瀬 満君。

〔教育民生常任委員長 廣瀬 満君 登壇〕

○教育民生常任委員長（廣瀬 満君） 教育民生常任委員会に付託されました議案6件につきまして、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る3月15日に、委員会を開催し、審査しました。9名の委員の出席で行いました。

まず、執行部から、議案内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施しました。

議案第21号 つくばみらい市立保育所条例の一部を改正する条例については、T Xみらい平駅周辺開発の整備に伴い、伊奈第2保育所の定員を、現在の60人から80人にふやすため、条例の一部を改正するものであります。

委員から、現在の児童数と定員をふやすことによる施設の改修について質問が出され、執行部からは、2月29日現在の児童数は55人で、伊奈第2保育所の施設は、設立当初から定員80人で建設されているもので、ホールの一部を保育室として利用すれば可能との答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

議案第22号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、当初の見込みを上回る医療費の増額により、財源不足の緩和を図るため条例の一部を改正するものであります。

委員からは、医療費の伸びが約3%で、国保税は約11%となっているが、どのように考

えるのかという質問が出され、執行部からは、市の一般会計及び基金の取り崩しによって運用を維持してきているが、市の財政も非常に厳しい状況のため、条例の一部を改正する条例を提案したものと答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第24号 つくばみらい市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例については、幼稚園授業料を統一するために、つくばみらい市幼児教育審議会を設置し、協議の結果が月額 6,000円という報告がされ、その報告に基づき条例の一部を改正するものであります。

委員から、今後、少子化が増す可能性があるので、授業料に対する優遇措置を講じてほしい旨の要望が出されました。

審議の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第30号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、歳入歳出それぞれ 237万 3,000円を追加し、予算総額を41億 7,372万 6,000円とするもので、後期高齢者医療制度導入に伴う国民健康保険関連システムを改修するための補正予算であります。なお、改修業務委託は、繰越明許費として計上されております。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第31号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出それぞれ 1,410万円を追加し、予算総額を32億 5,142万 1,000円とするもので、前年度の繰越金を平成18年度つくばみらい市一般会計へ繰出金として支出するものであります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第32号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出それぞれ 994万 5,000円を追加し、予算総額を17億 9,230万 5,000円とするもので、後期高齢者医療制度導入に伴う介護保険システムを改修するためなどの補正予算であります。なお、改修業務委託については、繰越明許費として計上されております。

審議の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第29号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）の本委員会所管事項は、保健福祉部関係及び教育委員会関係についての補正であります。

執行部から、関係部分について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施しました。

委員から、板橋のコミュニティセンターの進捗状況について質問が出され、執行部からは、売買契約を締結し、今月中に登記完了するとの答弁がありました。また医療費の増大を抑えるために健康増進を積極的に推進してほしい旨の要望が出されました。さらに、委員から、コミュニティセンターの管理について、それぞれ管理人等の人数が違うため、状況を見て判断してほしいという旨の要望が出されるなど意見交換が交わされました。

次に、去る3月19日に委員会を開催し、連合審査の形で付託されました議案3件について審査しました。採決は、欠席委員が2名おりましたが、教育民生常任委員会委員で行いました。その審査の経過及び結果について報告いたします。

まず執行部から、議案内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求め

る形で実施しました。

議案第38号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ43億 9,430万 4,000円とするものであります。

委員からは、国民健康保険特別会計の今後についての質問が出され、執行部から、国の補助も年々減少し、つくばみらい市の基金も既になくなり、非常に厳しい状況である。今後は、病気予防、健康指導が最も重要になってきている旨の答弁がありました。また、委員から、今後ますます滞納者が増加すると考えられるが、滞納者の生活を把握し、滞納整理にあたってほしい旨の意見がありました。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

議案第39号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計予算については、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億 8,649万 6,000円とするものであります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第40号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ19億 9,294万 5,000円とするものであります。

委員からは、高額介護サービス費の負担金の内容について質問が出され、執行部から、要介護、要支援の方がサービスを受けた場合、10%の自己負担をすることとなるが、その額が市民税課税世帯の方は、3万 7,200円を超えた場合に、超えた分負担するものとの答弁がありました。また、委員から、介護予防ケアマネジメント事業費の委託料についての説明を求め、執行部から、包括的支援事業で、総合相談事業などを行っており、特定高齢者などのケアプランを作成する旨の答弁があるなど、活発に意見交換が行われました。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対して議員各位のご賛同をお願いして報告を終わります。

○議長（豊島 葵君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しまして質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

次に、経済常任委員長岡田伊生君。

〔経済常任委員長 岡田伊生君 登壇〕

○経済常任委員長（岡田伊生君） 経済常任委員会に付託されました議案について、審査の経過並びに結果のご報告を申し上げます。

去る3月16日に、条例改正1件、市道路線の認定と変更の2件、平成18年度特別会計補正予算4会計の審査と、一般会計補正予算の委員会所管部分についての審議をいたしました。また、3月20日には、平成19年度の4事業特別会計予算を連合審査にて審査を行いました。

なお、両日ともに、委員全員の出席のもと、議会事務局職員、助役、関係部課長及び関係職員の出席を求め、各議案の説明を受け、慎重なる審査を行いました。

まず、議案第23号 つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例については、信用保証協会における第三者保証人の原則禁止を受けて、連帯保証人は原則経営者本人と変更するものであります。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第27号 市道路線の認定については、宅地開発に伴う都市計画法による帰属等による5路線が、市道として管理の必要が生じたものであり、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第28号 市道路線の変更については、県道事業等による起点、終点の変更が2路線生じたもので、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ10万1,000円を追加し、予算総額13億6,074万8,000円とするものであります。繰越明許費は、公共下水道管渠布設工事3件と東部丘陵部内の工事で、茨城県に委託している2億9,565万円を繰り越すものであります。公共下水道管渠布設工事の3件については9,754万1,000円であります。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第34号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、平成17年度の繰越金1,367万3,000円を増額し、繰越金3,393万8,000円とし、一般会計からの繰入金を同額減額したものであります。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第35号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）は、平成17年度の繰越金が確定をしましたので、繰越金23万7,000円を増額し、一般会計からの繰越金を同額減額するものであります。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第36号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）については、3条予算では、谷和原、久保浄配水場運転管理委託及び受託工事にかかわる工事請負費、委託料など、入札差金等の減額が主なものです。また4条予算では、伊奈・谷和原丘陵部の区画整理事業の遅れなどにかかわる減額が主なものであります。

審議にあたり、委員より、石綿管布設替え工事1,000万円の減額の内容と、未整備の距離及び今後の計画等の質疑が交わされ、執行部より、減額内容については、市単独費の工事が減ったこと、また未整備距離や年度ごとの予定計画等の数字が出された答弁を受けております。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第29号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）については、経済常任委員会所管部分は、農政課、地籍調査課、商工観光課、農業委員会、都市計画課、建設課、特定事業推進課、下水道課であります。

審議にあたり、およそ8点の質疑応答がされました。主なものは、北部公園に接する護岸工事の負担金は、土地改良区にも負担を求めるべきとの質疑が出され、執行部より、今後よく協議をしていきたいという趣旨の答弁を受けています。また、道路新設改良費の委託請負差金の差額が大きいのではとの質疑に対し、今後さらに詳しく調査し、予算化したとの趣旨の答弁を受けております。

次に、3月20日、連合で審査をいたしました議案第41号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算については、歳入の主なものは、負担金分担金、使用料、国庫補助金、一般会計繰入金です。歳出の主なものは、東部丘陵部県委託料、国庫及び単独の

汚水、雨水管渠工事です。

審議にあたり、およそ14点の質疑応答がされました。主なものは、1、受益者負担金計算委託料について。2、全体計画図について、認可区域も表示し、今後の予定を示すべきではないか。3、既存集落の加入率が悪いようだが、どのように推進していくのか。それぞれの質疑に対し、執行部より誠意ある答弁を受けております。また、浄化槽市町村整備推進事業による合併浄化槽の研究、検討の要望が出されました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入の主なものは、工事請負費、管理費、委託料です。

審議にあたり、およそ13点の質疑応答がされました。主なものは、1、使用料と維持管理費のバランスが悪い。2、加入率の悪い地域の加入促進対策は。3、集落推進委員の役割についての質疑に対し、執行部より誠意ある答弁を受けております。特に、加入促進については、それぞれの立場から知恵を出し、お願いすることを確認いたしました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第43号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算については、歳入歳出総額 5,494万 7,000円でございます。

審議にあたり、およそ11点の質疑応答がされました。主なものは、今後の賃貸業務は、市が介入せず他の民間業者に委託すべきではないかの意見に対し、反対の意見も出されました。執行部より、平成23年度までの契約があるので、その後の協議となる趣旨の答弁を受けております。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議案第44号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計予算については、伊奈・谷和原の事業統合を、平成20年に予定した事業を計画し、給水戸数 1万 2,900軒、年間総配水量 407万 5,000立方メートル、1日平均配水量は 1万 1,160立方メートルです。

3条予算の収益の主なものは、給水収益、一般会計企業債利息補助等です。支出の主なものは、各浄配水場施設の管理維持費、人件費、減価償却費等でございます。新事業の主なものとして、事業統合のため、水道事業総合認可作成業務の委託と、料金通知等業務の委託をやめ、水道課での処理にします。これにより 100万円の減額見込みであります。これらの努力に対し、大いに評価をしたいと思います。

第4条予算の収入の主なものは、石綿管新設事業など国庫補助金、企業債、加入分担金、県負担金です。支出の主なものは、石綿管布設替え、久保浄水場の老朽化に伴う改良工事、丘陵部にかかわる工事請負費等でございます。

審議にあたり、およそ5点の質疑応答がされました。主なものは、平成20年事業統合に向け、基本料金の統一については、使用料が少ない戸数が多くなっている現状を調査し、値下げの検討をすべきとの質疑に対し、執行部より、水道運営協議会へ諮問し、慎重に進めていくとの趣旨の答弁を受けております。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、常任委員会に付託されました議案の審査と経過並びに結果の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 経済常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長飯野喬一君。

〔一般会計予算特別委員長 飯野喬一君 登壇〕

○一般会計予算特別委員長（飯野喬一君） 一般会計予算特別委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案第37号 平成19年度つくばみらい市一般会計予算につきまして、去る3月9日と12日の2日間にわたり委員会を開催し、審議いたしました。9日は、議会、総務部、市民部、会計課、保健福祉部関係、12日は、産業振興部、農業委員会、都市建設部、教育委員会関係の予算について、それぞれの所管の部課長から説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施いたしました。

以下、質疑、意見について申し上げます。

まず、9日に行った議会、総務部、市民部、会計課、保健福祉部関係では、循環バスについて、補助金で行うこととされているが、一般的に委託料で措置した方がよいと思われるが、どのような理由から補助金となったのかという質問に対して、執行部からは、近隣市、特に取手市や守谷市でも補助金の形態で行っており、バス事業者がすべて運行に必要な運輸省の許可申請やバスの購入などを行うため、事業所の運行経費に対し補助をするものです。また、事故等の場合の責任の所在については、協定書で明確にしていくとの答弁がありました。

また、職員の給与について、国の給与を100とするラスパイレス指数で、当市はどのくらいの数値になっているかの質問に対して、つくばみらい市は96.1で、近隣市では、守谷市が97.2、取手市が96.9、つくば市は98.4である旨の答弁が出ました。

さらに、きらくやまふれあいの丘のトイレ火災のその後の改修について質問が出され、当面は施設内のトイレを利用していただき、整地と建設を同時に行うことで、ゲートボール場等の利用制限を最小限にするよう対応していくという答弁がありました。また、きらくやまふれあいの丘などの施設使用料について、使用料収入と支出管理費のバランスがとれていないので、今後は使用料等を見直すべきとの意見が出されました。

続いて、12日の産業振興部、農業委員会、都市建設部、教育委員会関係では、品目横断的経営安定対策事業と、水田農業構造改革対策個人助成金との関係についての質問が出され、転作関連は、平成19年度からは農業協同組合が主体となり進めていくこととなる。品目横断的経営安定対策事業は、認定農業者や集落営農組織が麦、大豆、米を販売し、その価格により所得が下がった場合に補てんされるもので、水田農業構造改革対策個人助成金は、それらに関係なく個人達成者等に助成されるとの答弁がありました。

また、TXみらい平駅周辺開発地の人口について、特に子供の人数を把握しているかについて質問が出され、開発事業者から報告いただけるようになっているとの答弁がされましたが、より積極的に業者と情報交換し、必要な情報を入手すべきとの意見が出されました。

さらに、学校教育費への納付金について、過年度分として43万8,000円を見込んでいるが、どのくらいの滞納があるかの質問が出され、旧伊奈町で238万8,000円、旧谷和原村で220万3,000円、合計で約459万円の滞納があり、今後強力で徴収するよう進めていきますという答弁がありました。委員の中には、滞納整理について、滞納者の経済力等を

よく把握して行うよう意見が出されるなど、活発な意見交換を交わしました。

その後、採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、一般会計予算特別委員会の審査の経過と結果についての報告とさせていただきます。

○議長（豊島 葵君） 一般会計予算特別委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

各委員長の報告及び質疑が終わりました。

討論・採決

○議長（豊島 葵君） これから討論、採決に入ります。

それでは、議案第４号 つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第４号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第４号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５号 つくばみらい市行政財産使用料徴収条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第５号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第５号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第６号 つくばみらい市副市長定数条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 6 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第 6 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 7 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第 7 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号 つくばみらい市職員等の旅費の特例に関する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 8 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号 つくばみらい市表彰条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 9 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 つくばみらい市監査委員条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第10号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 つくばみらい市職員定数条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第11号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第12号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第13号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第14号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 つくばみらい市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第15号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第16号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第17号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第18号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第19号 つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第19号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第20号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 つくばみらい市立保育所条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第21号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○15番（古川よし枝君） 議案第22号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

条例案は、平成19年度の国民健康保険税の税率の値上げが提案されました。医療分で言いますと、所得割が8%から9%へ、介護分は0.9から1%へ、均等割は、1万5,000円から1万8,000円、介護分は6,000円から7,000円、平等割は2万円から2万3,000円、介護分は4,000円から5,000円にと引き上げられる案です。

平成18年度は、税制改革によって、配偶者特別控除の一部廃止、公的年金控除の縮小や高齢者の住民税非課税措置の廃止が行われ、非課税となる金額が大きく引き上げられました。それに合併による統合で、所得割を7%から8%へ引き上げ、資産、均等、平等割を旧谷和原に合わせたことにより、高額な固定資産税を持たない旧伊奈町の被保険者は、大幅な税値上げが行われ、旧谷和原においても増税となりました。

平成19年度予算の保険税総額は15億1,840万3,000円で、前年度比12.3%増です。昨年の税改定と、今回提案された平成19年度の税改定を課税所得別で幾つかの例を試算しますと、まず公的年金控除が140万円から120万円に縮小された高齢者の場合、経過措置のため、この方たちは来年も公的年金控除が120万円に縮小されるために自動的に税額が上がりますが、見てみますと、平成17年に65歳になった方で2人家族、年金収入が264万円、固定資産税を10万円と仮定した場合、旧伊奈町で見ますと、18年度の改定それから19年今回の改定、2年連続で、合わせますと増税額は3万2,000円になります。これは平成17年度と比べますと20.5%の増です。また、固定資産の課税がない方はこの2年間で4万7,000円の増税です。30%の増になります。旧谷和原で見ますと、この2年間の連続増税による増税合計額は3万4,000円です。平成17年度の税率で比較しますと22.1%の増です。

また、年金収入が191万円という月額15万6,000円の世帯の場合、旧伊奈町で見ますと、2年連続増税による増税合計額は1万7,400円、2年間で16.6%の増、それから、固定資産税の課税がない方は、2年間で3万2,400円の増で、31%の増ということになります。旧谷和原におきましては、2年間で増税合計額は1万9,400円、比較しますと18.92%の増がされるということです。

また、高齢者に限らず課税所得層で見ますと、課税所得50万円で、2人世帯は、この場合は介護分も入れて見ますと、12万8,000円の保険税で、前年度比15.84%の増です。それから、同じく400万円の課税所得になりますと47万8,000円ということで13.27%の増ということで、今回の改定で、均等割、平等割の引き上げで応益割が拡大されたことから、低所得者ほど増税率が大きくなりました。もちろん、低所得者6割、4割の減免措置があるわけですが、ここにこうしてみると大変な増税です。

小泉内閣政治からの構造改革によって、あらゆる分野で国民負担が激増しているときに、2年連続大幅値上げは住民の大きな痛手となっております。保険税の収納率の低下も懸念され、私は賛成できません。

今回の税率引き上げの要因についての説明は、平成18年度保険給付費が10.49%の伸び

となり4億6,051万7,000円の財源不足、これを補うために基金で8,900万円の切り崩し、あと繰り越し2,500万円、一般会計から3億4,500万円余の繰り入れ補正を行い、そして19年度の保険給付費の伸び率を前年度比約3.2%を見込んで算定し、約1億6,700万円の増税を見込んだということです。平成18年度、しかし、税額は12.26%という伸びです。これはもう少し増額を下げる選択をされてもよいと思います。

当市にとって、一般会計からの繰り入れは少額とはいえません。しかし、国保は、医療保険制度とはいえ、零細な事業者や年金者、フリーター、非正規雇用者など不安定な勤労者、低所得者が比較的多く加入する大変脆弱な基盤の保険ということから、被保険者の保険税で賄うには限界があります。所得格差拡大が生じているときだからこそ、低所得者への負担を抑えるために、一般会計からの繰り入れを前年度並みに行い、値上げ幅を低く抑えることの努力を、今住民は求めていると思います。

本来、社会保障として、国からの手厚い援助があってこそ成り立つ医療保険なのに、自民党政府は、1984年の法改悪を皮切りに次々と国の責任を後退させ、1984年度から2004年度までに、市町村国保への国庫支出金は49.8%から34.5%に減らされました。年々国保税の被保険者の負担がふえ、高過ぎる保険税で払えない方が急増しています。しかし、国は、援助するのではなく、滞納者への資格証明書を発行し、受診抑制をするよう市町村に強制しています。

当市においても、短期保険証の発行は、この2月現在で320件、資格証明書発行が158件あると説明されました。全国で保険証がないために治療がおくれ、手おくれ、重症になったり、また死に至るなど最悪の事態も起きています。まさに今、保険制度が危機的状態になりつつあります。国の責任放棄が最大の原因ですけれども、保険者である市は、国保税が払い切れない方に対して親身な相談活動を行い、営業や生活の困窮など、一人一人の個別の事情に応じて、減免制度の利用や無理のない分割納付など、柔軟な対応に心を砕く必要があります。

申請減免制度の活用をしやすいすることで、資格証明書の発行をできるだけ抑えることや、高額医療での自己負担の貸し付けを100%行うなど、市独自のセーフティーネットの拡充が急務です。国保税の連続値上げに反対するとともに、市独自のセーフティーネットの拡充を求めて反対の討論といたします。

○議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第22号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊島 葵君） 起立多数です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正す

る条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第23号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 つくばみらい市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

30番市川忠夫君。

〔30番 市川忠夫君 登壇〕

○30番（市川忠夫君） 議案第24号 つくばみらい市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

旧谷和原村の5,500円を旧伊奈町の授業料6,000円に統一をする、このことは、現在子育て支援が叫ばれているときに値上げでは、子育て支援にはならないのではないのでしょうか。旧伊奈町の6,000円を5,500円に値下げをして統一をすべきではありませんか。

今の園児数は、2カ所で338人であります。1人当たり500円値下げをすると、年間約202万8,000円で済みます。これを市が負担をして、子育て支援をすべきではないでしょうか。

合併して負担が多くなったという住民の声を多く耳にしております。このようなときに、父母の皆さんの負担を強いるような値上げ改正では、認めることはできません。したがって反対であります。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し、賛成の方の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第24号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊島 葵君） 起立多数です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。
これから議案第25号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
お諮りします。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 茨城租税債権管理機構規約の変更について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。
これから議案第26号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
お諮りします。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 市道路線の認定について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。
これから議案第27号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
お諮りします。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 市道路線の変更について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。
これから議案第28号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

午前 11 時 08 分休憩

午前 11 時 20 分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、議案第29号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第29号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第30号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第31号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第32号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第33号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第34号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第35号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第36号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成19年度つくばみらい市一般会計予算について討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 議案第37号 平成19年度つくばみらい市一般会計予算について、私は反対をいたします。

平成19年度予算審議の中でも、昨年同様、財政が厳しいという連呼です。そもそも地方財政の危機はどうして起こったのか、ここをしっかりと押えておくことが必要だと思い

ます。

90年代初め、住民福祉に十分なお金を使わず巨額のため込み金を蓄えていた多くの自治体は、95年以降、そのお金を大企業のための大型開発へと投じ始めます。この裏には、日米構造協議があります。90年に、10年間で430兆円の公共事業という対米公約が行われ、さらに94年、この対米公約は630兆円に膨らみ、地方公共団体の公共投資を極端に進ませることになりました。その結果、地方自治体も、国も、借金がウナギ登りに増大をしました。

このような中で、小泉構造改革が断行され、官から民へ、国から地方へ、小さくても効率的な政府を、をスローガンに、社会保障切り捨てと、庶民、高齢者の大增税が行われ、一方で、法人税減税と規制緩和による大企業の空前のもうけを保障してきました。同時に、小泉構造改革は、地方制度の再編を進め、三位一体改革の名による地方財政への攻撃と平成の大合併、そして新地方行革指針による集中改革プランの強要により、住民福祉の基幹である地方自治体の存在を大きく揺るがせてきました。

平成の大合併で、市町村の数は半減、三位一体改革により地方財政の危機をつくり出しました。小泉改革を引き継いだ安倍内閣は、地方分権の基本方針を示し、新型交付税の導入、地方債の自由化や再生破綻法制の整備を進めるなど、自治体リストラを強めながら市町村合併をさらに進め、道州制を展望する地方制度改革を、ことしの初め明らかにいたしました。こうした財界本位の国づくりの一環として、地方制度の再編、自治体の変質が進められる中で、自治体の財政の危機はつくられました。

今日の地方財政を圧迫している要因は大きく二つです。一つは、90年代の国の景気対策による公共投資の借金のツケと、もう一つは、小泉改革の三位一体の改革による地方財政の締めつけです。

一つ目、地方の借金は、91年末70兆円だったものが、04年度には201兆円へと3倍へ急増しました。しかし、この急増した130兆円のうち、交付税特別会計の借金、公共事業債、減額補てん債や臨時財政対策債などがそのうちのほとんどを占めます。これらの借金は国の責任で返済される部分が大半です。地方の借金200兆円のうち、交付税特別会計借入金の34兆円と、公営企業債など27兆円を除く地方債残高は140兆円です。そのうち交付税措置分を除くと、地方自治体独自の責任で返すべき分は半分程度です。ですから、決して地方は破綻をしているというような事態ではありません。

つくばみらい市を見ても、平成17年度末一般会計の起債196本のうち130本は交付税措置対象になっており、平成18年度起債予算額12億6,000万円のうち交付税需要額として見てもらえたものが6億167万円ですから、起債全体の47.7%、約半分は国の責任で返済されています。借金総額のみで危機感を論じるのは正しくありません。

もう一つの要因、三位一体の改革は、最近の地方財政の厳しさの主要な要因です。国庫補助負担金は4.4兆円の縮減廃止、地方交付税は3.4兆円の圧縮、一方その穴埋めとして税源移譲されたのはわずか3兆円です。トータルをしますと、地方団体は、4.8兆円の財源を国に吸い上げられた結果となり、三位一体の改革は、量的にも質的にも地方自治の発揮にほとんど寄与しない結果となりました。04年の12%もの地方交付税の削減は、自治体に大きなショックを与え、その後も05年、06年と着実に削減されました。それに加えて5万人以下の自治体は、段階補正の縮小による削減が加わりまして、二重の打撃となりました。

つくばみらい市の三位一体の改革はどうか。市税、交付税地方特例交付金、所得譲与税、配当交付金、譲渡所得交付金など、あわせながらその影響額を私は試算しましたらば、平成16年度決算は、前年度決算比でマイナス5億6,200万円、平成17年度決算比は、前年決算比で3億9,500万円、大変大きな打撃です。そして18年度予算は、反対に前年決算比プラス1億3,000万円、平成19年度、今回の予算は、前年予算比で見ますとマイナス8,400万円です。

この三位一体の改革は、安倍内閣のもとでも新たな装いで進められます。新型交付税は、平成19年、その割合がわずかですが、今後3年間で5兆円規模までに拡大し、さらにその後も拡大をすると安倍内閣は言っています。新型交付税は、大都市部のみが有利、小さい自治体や農山村などの財政は一層危機に陥られると言われており、ナショナルミニマム水準の行政を保障する地方交付税の財政調整機能を失わせるものです。

市長は、施政方針で、新型交付税が導入され、地方財政運営に支障が出ないような制度が導入されたと述べましたが、4万人の人口を持つ自治体の長として、その見識が問われると思います。安倍内閣が進める地方切り捨ての路線に厳しい目を持ち、住民本位の行政にふさわしい財源保障を国に求めていくこと、そして、ただ危機感をあおるだけでなく、正確な財政分析に基づいて、住民福祉を守る防波堤としての自治体の役割をどう果たしていくかが今問われているんだと思います。

市長は、施政方針で、自ら考え、自ら行動する自立した自治体運営、を打ち出していますが、しかし、今定例会に出された行政改革大綱案、集中改革プラン案を見ても、簡素化という名の事務事業の削減と、適正化の名による職員削減、そして民間活用の名による公的責任の投げ捨てであり、国の進める地方制度再編をそのまま進めるもので、つくばみらい市は、ここを大切にしていくな、ここだけを守っていく、こういう市をつくっていくという、自ら考える市の姿は見えてきません。

活力に満ちたうるおいとやすらぎのまちを目指すつくばみらい市総合計画では、メディアパークシティ整備構想と、その周辺の産業集積型工業団地の促進を掲げていますが、メディアパークシティ整備構想は、県がほとんど投げ捨てている事業であり、現実を正視することが必要です。ワープ江戸事業は、映像会社へのロケ施設の貸与が決められました。撮影に特化した施設として生き延びることが、もし可能だとするなら、市が管理している歴史公園部分についても、投じた公的資金に見合う貸与等の方策をとることが必要です。ロケ業者のためのおぜん立てに血税を注ぎ続けることは許されません。決断を求めます。

みらい平駅周辺に人口が張りつき始めました。つくばエクスプレスは、鉄道建設と同時に沿線の地域開発を行い、大量の住宅供給を自治体に義務づけるという宅鉄法という新たな法律をつくることによって成り立った事業です。地価高騰の時代85年にこの事業の推進が決められ、その後バブル崩壊によって何度も見直しがされてきました。みらい平駅周辺を交流拠点として総合計画の素案では定めていますが、どの程度の拠点にしていくのかは、正確な判断をすることが必要です。少なくとも、呼び込み型の誘導策は、厳に戒めるべきだと考えます。

そして今最も大切にしなければならないのは、市民の暮らしをどう守るかという問題です。この間、政府が進めてきた定率減税の廃止等による庶民増税、社会保障切り捨て、自立支援法や医療介護の改悪による負担増で、格差は一層拡大をし、市民は苦しんでいます。市になって1年、市民が実感しているのは、住民税の増税に加えて、国保税と介護保険料

の引き上げ、障害者の新たな負担増、そして細かいサービスの切り下げです。さらに、来年度国保税の大幅な再引き上げが予定されています。

つくばみらい市には、これらの市独自の軽減策がつくられていず、このまま進めれば、生活を維持することすらできない家庭が生まれます。国保、介護、障害者福祉で、市独自の軽減策を設けることが緊急に必要です。

市税収入は、平成18年度予算は、平成17年度決算に比べまして1億7,800万円の市税増収です。19年度予算は、18年度予算比で5億3,500万円の増です。市税の25%は、市の固有の財源として生かせるわけで、この財源を市民の暮らしに生かして、市民生活を守るセーフティーネットをしっかりとつくることを、今強く求めたいと思います。

市長等の給与の削減など6本の条例改定が出されました。合わせますと1,324万円の収入を新たに生み出すとしていますが、これらの制度改定が福祉切り捨てのことで使われてはなりません。

区長会の補助金の不正な使い方が問題になりました。新聞報道に、市民の驚きと怒りが広がっています。しかし、残念ながら、これは区長会だけの問題ではありません。細かな削減を市民に求めながら、一方で、入れるべきところにメスが入っていないのが現実ではありませんか。十分精査し、ただしていくことを求めます。

施政方針で、基幹産業である農業の推進を図ってまいりますと市長は言われています。しかしながら、谷和原が実施していた、うまい米制度をなくすなど、農業助成金、平成19年度は18年度に比べまして6,894万円も減額です。品目横断的経営安定対策制度を啓蒙普及すると市長は言いますが、この制度の推進では、基幹産業である農業を守れません。東京から50キロ圏にある市として、基幹産業の農業を、どう守り生かしていくのか、積極的な取り組みを求めます。

財界本位の国づくりの一環として、地方制度の再編、自治体の変質が進められる中、自治体として、この悪政からの防波堤の役割を発揮し、市民の暮らしを守ることを強く求めて、反対の討論とします。

○議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

22番今川英明君。

〔22番 今川英明君 登壇〕

○22番（今川英明君） 議案第37号 平成19年度つくばみらい市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

歳入歳出それぞれ133億6,180万円、前年比3%の増であります。当予算は、歳入においては、市税で、個人分3億円、法人税で8,000万円、固定資産税で1億円、その他を含めて5億3,500万円の増となっております。しかしながら、地方譲与税2億7,000万円、地方特例交付金で9,730万円、地方交付税で1億2,900万円、国庫支出金で8,965万円、県支出金で4,798万円と、国、県からの歳入は厳しくなるばかりで、総額では5%増ということでもあります。

歳出につきましては、今回始まっております合併に際しましての合併特例事業ということで、6本ほど、青木古川住宅整備事業、それから防災行政無線、コミュニティセンター事業、これは板橋地区のコミュニティセンターということでもあります。それから、水海道取手バイパス、これは豊体の丁字路の改修ということでもあります。それから、東櫛戸・台線、これは東部丘陵からつくば市につながる道路であります。それと幼保一体化整備事業

ということで、一応6事業が予算化されております。そういうことで、この予算がもし否決になりますと、そういった予算も滞りますし、市民に与える影響は大ではないかと思えます。

それから、先ほど来出ています行政改革プラン、これは今案として出ているわけでありましても、これにつきましては、今後具体的に数値を示していただきまして実施されるよう要望いたします。また、先ほどちょっと出ましたが、当予算を引き締める意味で、市長の報酬の12.5%カットを初め、副市長、教育長の報酬削減は評価すべきであると思います。我々議員も、政務調査費等、今後検討しながら、削減予定ということであると思います。そして、今般、問題になりました区長会の補助金でありますけれども、区長会ばかりではなく、補助金に関しましては、厳重にチェックをしていただきまして、再発防止に万全を尽くすことをお願いしたいと思います。

当予算が執行される4月になりますと、つくばエクスプレスのみらい平周辺では、660世帯の18階建ての分譲マンションが一部入居が始まります。当市として、活力に満ちたうまいとやすらぎのあるまちということで、なるように、また、すばらしいつくばみらい市の構築の第一歩となる当予算でありますので、市民にこたえる形で、今後この予算が可決されましたら、迅速な執行をお願いしまして、賛成の討論いたします。

皆さんよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（豊島 葵君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第37号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（豊島 葵君） 起立多数です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○15番（古川よし枝君） 議案第38号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

反対理由は、さきの保険料税率値上げの条例改定に伴う税率アップの国民健康保険税の予算によるものなので反対といたします。

○議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第38号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（豊島 葵君） 起立多数です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第39号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第40号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第41号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第42号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第43号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第44号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

発議第1号 つくばみらい市議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（豊島 葵君） 日程第2、発議第1号 つくばみらい市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

14番松本和男君。

〔14番 松本和男君 登壇〕

○14番（松本和男君）

発議第1号 つくばみらい市議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成19年3月23日提出

つくばみらい市議会議長 豊島 葵殿

提出者 つくばみらい市議会議員 松本和男

賛成者 つくばみらい市議会議員 廣瀬 満

賛成者 つくばみらい市議会議員 岡田伊生

提案理由であります。地方自治法の一部改正に伴い、議会制度の見直しが行われることにより、議会会議規則の一部を改正するものであります。よろしくお願いします。

○議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから発議第1号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号 つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（豊島 葵君） 日程第3、発議第2号 つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

14番松本和男君。

〔14番 松本和男君 登壇〕

○14番（松本和男君）

発議第2号 つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成19年3月23日提出

つくばみらい市議会議長 豊島 葵殿

提出者 つくばみらい市議会議員 松本和男

賛成者 つくばみらい市議会議員 廣瀬 満

賛成者 つくばみらい市議会議員 岡田伊生

提案理由でありますけれども、地方自治法の一部改正に伴い、議会制度の見直しが行われることにより、議会委員会条例の一部を改正するものであります。

よろしくお願いします。

○議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから発議第2号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号 つくばみらい市政治倫理条例

○議長（豊島 葵君） 日程第4、発議第3号 つくばみらい市政治倫理条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

30番市川忠夫君。

〔30番 市川忠夫君 登壇〕

○30番（市川忠夫君） 発議第3号 つくばみらい市政治倫理条例。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成19年3月23日提出

つくばみらい市議会議長 豊島 葵殿

提出者	つくばみらい市議会議員	市川 忠夫
賛成者	つくばみらい市議会議員	山崎 貞美
賛成者	つくばみらい市議会議員	川上 文子
賛成者	つくばみらい市議会議員	廣瀬 満
賛成者	つくばみらい市議会議員	海老原 弘
賛成者	つくばみらい市議会議員	松本 和男
賛成者	つくばみらい市議会議員	横張 光男
賛成者	つくばみらい市議会議員	岡田 伊生
賛成者	つくばみらい市議会議員	中山 栄一

提案理由。この条例は、市政が市民の厳正な信託によるものであることを認識し、その担い手である市長、副市長、教育長、市議会議員が、市民全体の奉仕者として、その人格を倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう、必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信託にこたえとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的として提案するものであります。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） ご異議なしと認めます。よって、発議第３号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから発議第３号について採決します。

採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

発議第４号 つくばみらい市政務調査費の特例に関する条例

○議長（豊島 葵君） 日程第５、発議第４号 つくばみらい市政務調査費の特例に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

14番松本和男君。

〔14番 松本和男君 登壇〕

○14番（松本和男君） 発議第４号 つくばみらい市政務調査費の特例に関する条例。上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第２項の規定により提出します。

平成19年３月23日提出

つくばみらい市議会議長 豊島 葵殿

提出者 つくばみらい市議会議員 松本和男

賛成者 つくばみらい市議会議員 廣瀬 満

賛成者 つくばみらい市議会議員 岡田伊生

提案理由であります。厳しい市財政状況にかんがみ、安定した行財政運営の一助として、つくばみらい市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付される政務調査費について、当分の間、交付しない条例案を提出するものであります。

よろしくお願いします。

○議長（豊島 葵君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第４号については、会議規則第35条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） ご異議なしと認めます。よって、発議第４号については、委員会

の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから発議第４号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、発議第４号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をします。

午後零時００分休憩

午後１時２５分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

ここで、副議長と交代します。

〔議長 豊島 葵君 退席、副議長 直井誠巳君 着席〕

○副議長（直井誠巳君） ご苦労さまでございます。

３月定例会も、予定最終日なのですが、これまた大変重要な人事案件、もうしばし皆様方にはご協力のほどお願いを申し上げます。

日程追加

○副議長（直井誠巳君） 議長豊島 葵君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りをいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第１とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（直井誠巳君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第１とすることに決定をいたしました。

議長辞職の件

○副議長（直井誠巳君） 追加日程第１、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、豊島 葵君が除斥の対象となりますので退席を求めます。

〔議長 豊島 葵君 退場〕

○副議長（直井誠巳君） まずその辞職願を朗読させます。

事務局長、お願いします。

〔 議会事務局長 古谷安史君 登壇 〕

○ 議会事務局長（古谷安史君）

辞職願

平成19年 3 月23日

つくばみらい市議会副議長 直井誠巳様

つくばみらい市議会議長 豊島 葵

今般、一身上の都合により議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。

○ 副議長（直井誠巳君） 朗読が終わりました。

お諮りをいたします。

豊島 葵君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○ 副議長（直井誠巳君） ご異議なしと認めます。よって、豊島 葵君の議長の辞職を許可することに決定しました。

豊島 葵君の除斥を解き、入場を許可いたします。

〔 23番 豊島 葵君 入場 〕

日程追加

○ 副議長（直井誠巳君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。

この際、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第 2 として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○ 副議長（直井誠巳君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第 2 として選挙を行うことに決定をいたしました。

選挙第 2 号 議長の選挙について

○ 副議長（直井誠巳君） 追加日程第 2、選挙第 2 号 議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔 議場閉鎖 〕

○ 副議長（直井誠巳君） ただいまの出席議員数は30名であります。

投票用紙を配付させます。

〔 投票用紙を配付 〕

○ 副議長（直井誠巳君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○ 副議長（直井誠巳君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔 投票箱の点検 〕

○ 副議長（直井誠巳君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、同姓議員がおりますので、必ずフルネームの記載をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局副参事（井波 進君） それでは、点呼します。

〔議会事務局副参事 井波 進君氏名を点呼、各員順次投票〕

1番	高	木	寛	房	君
2番	鴻	巣	早	苗	君
3番	染	谷	礼	子	君
4番	中	山	栄	一	君
5番	倉	持	悦	典	君
6番	飯	泉	静	男	君
7番	堤			實	君
8番	福	嶋	克	良	君
9番	岡	田	伊	生	君
10番	古	舘	千恵	子	君
11番	直	井	誠	巳	君
12番	横	張	光	男	君
13番	安	藤	幸	子	君
14番	松	本	和	男	君
15番	古	川	よし枝		君
16番	飯	野	喬	一	君
17番	大	好		光	君
18番	海老原			弘	君
19番	富	山	和	夫	君
20番	山	崎	貞	美	君
21番	廣	瀬		満	君
22番	今	川	英	明	君
23番	豊	島		葵	君
24番	細	田	忠	夫	君
25番	倉	持	眞	孜	君
26番	川	上	文	子	君
27番	中	山		平	君
29番	神	立	精	之	君
30番	市	川	忠	夫	君
32番	野	田	正	男	君

○副議長（直井誠巳君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（直井誠巳君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（直井誠巳君） それでは、開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に古舘千恵子君、横張光男君、安藤幸子君を指名いたします。よって、ただいま指名をいたしました3人の方の立ち会いをお願いいたします。

〔古舘千恵子君、横張光男君、安藤幸子君立ち会の上開票〕

○副議長（直井誠巳君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 30票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 30票

無効投票 0票

有効投票中

廣瀬 満 君 16票

倉持 眞 孜 君 14票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。よって、廣瀬 満君が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました廣瀬 満君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

廣瀬 満君、登壇の上、当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

〔議長 廣瀬 満君 登壇〕

○議長（廣瀬 満君） ただいまの選挙で、私、議会議員の皆様方に推挙されまして、議長ということで推薦されまして、まことにありがとうございます。

一身を振り絞って議長の役を務めていきたいと思っておりますけれども、浅学非才でございますけれども、皆様方のいろいろのご指導、ご鞭撻をいただきながら、議長としての役目を務めていきたいと思っております。

初めての議長という形で、ちょっと上がってしまして、あいさつもなかなかできないような状況でございますけれども、先輩、それから同士の議員の皆様方には、いろいろこれからご指導をいただきながら議会をまとめていきたいなと思っております。今後とも、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いしまして、議長としての就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（直井誠巳君） 以上をもちまして、職務をすべて終了いたしました。

廣瀬 満君、議長席にお着きを願いたいと思っております。

皆様のご協力ありがとうございました。

〔副議長 直井誠巳君 退席、議長 廣瀬 満君 着席〕

○議長（廣瀬 満君） ここで、暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後2時04分開議

○議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

- 議長（廣瀬 満君） 副議長直井誠巳君から、副議長の辞職願が提出されております。お諮りします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第３とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第３とすることに決定しました。

副議長辞職の件

- 議長（廣瀬 満君） 追加日程第３、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第 117条の規定により、直井誠巳君が除斥の対象となりますので退席を求めます。

〔11番 直井誠巳君 退場〕

- 議長（廣瀬 満君） まず、その辞職願を朗読させます。事務局長。

〔議会事務局長 古谷安史君 登壇〕

- 議会事務局長（古谷安史君）

辞職願

平成19年3月23日

つくばみらい市議会議長 廣瀬 満様

つくばみらい市議会副議長 直井誠巳

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。

- 議長（廣瀬 満君） 朗読が終わりました。

お諮りします。

直井誠巳君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、直井誠巳君の副議長の辞職を許可することに決しました。

直井誠巳君の除斥を解き、入場を許可します。

〔11番 直井誠巳君 入場〕

日程追加

- 議長（廣瀬 満君） ただいま副議長が欠員となりました。

この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第４として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙について

を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

選挙第3号 副議長の選挙について

- 議長（廣瀬 満君） 追加日程第4、選挙第3号 副議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

- 議長（廣瀬 満君） ただいまの出席議員数は30人であります。
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙を配付〕

- 議長（廣瀬 満君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

- 議長（廣瀬 満君） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、同姓議員がおりますので、必ずフルネームの記載をお願いいたします。

点呼を命じます。

- 議会事務局副参事（井波 進君） 点呼します。

〔議会事務局副参事 井波 進君氏名を点呼、各員順次投票〕

1番	高	木	寛	房	君
2番	鴻	巣	早	苗	君
3番	染	谷	礼	子	君
4番	中	山	栄	一	君
5番	倉	持	悦	典	君
6番	飯	泉	静	男	君
7番	堤			實	君
8番	福	嶋	克	良	君
9番	岡	田	伊	生	君
10番	古	舘	千	恵	子
11番	直	井	誠	巳	君
12番	横	張	光	男	君
13番	安	藤	幸	子	君
14番	松	本	和	男	君
15番	古	川	よ	し	枝
16番	飯	野	喬	一	君
17番	大	好		光	君

18番	海老原	弘	君
19番	富山	和夫	君
20番	山崎	貞美	君
21番	廣瀬	満	君
22番	今川	英明	君
23番	豊島	葵	君
24番	細田	忠夫	君
25番	倉持	眞孜	君
26番	川上	文子	君
27番	中山	平	君
29番	神立	精之	君
30番	市川	忠夫	君
32番	野田	正男	君

○議長（廣瀬 満君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（廣瀬 満君） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に松本和男君、古川よし枝君、飯野喬一君を指名します。よって、ただいま指名いたしました3名の方の立ち会いをお願いします。

〔松本和男君、古川よし枝君、飯野喬一君立ち会の上開票〕

○議長（廣瀬 満君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 30票。これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

有効投票 29票

無効投票 1票

有効投票中

細田 忠夫 君 15票

岡田 伊生 君 14票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。よって、細田忠夫君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました細田忠夫君が議場におられます。本席から、会議規則第31条2項の規定により告知いたします。

細田忠夫君、登壇の上、当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

〔副議長 細田忠夫君 登壇〕

○副議長（細田忠夫君） ただいま副議長の大任にご推挙いただきました細田でございます。

もとより微力の身でございますが、皆様方のお力をおかりしながら、その責務を果たしてまいりたい、このように決意しているところでございます。ともかく、残された任期を、つくばみらい市発展のため、また、議会の役目を果たすべく、議長を補佐して全力投球してまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（廣瀬 満君） ここで、暫時休憩します。

午後２時１８分休憩

午後４時４５分開議

○議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程追加

○議長（廣瀬 満君） お諮りいたします。

この際、常任委員会委員の所属変更の件を日程に追加し、追加日程第５とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、常任委員会委員の所属変更の件を日程に追加し、追加日程第５とすることに決定しました。

常任委員会委員の所属変更の件

○議長（廣瀬 満君） 追加日程第５、常任委員会委員の所属変更の件を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付いたしました一覧表のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決しました。

ここで正副委員長の互選のため、暫時休憩します。

午後４時４６分休憩

午後４時４７分開議

○議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に、各常任委員会の正副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

総務常任委員長に横張光男君、副委員長に飯野喬一君、教育民生常任委員長に山崎貞美君、副委員長に古舘千恵子君、経済常任委員長に今川英明君、副委員長に松本和男君、以上のとおりご報告申し上げます。

日程追加

- 議長（廣瀬 満君） お諮りします。

この際、議会運営委員会委員の辞任及び選任についてを日程に追加し、追加日程第6とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議会運営委員会委員の辞任及び選任についてを日程に追加し、追加日程第6とすることに決定いたしました。

議会運営委員会委員の辞任及び選任について

- 議長（廣瀬 満君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の辞任及び選任についてを議題といたします。

お諮りします。

本日付にて、議会運営委員会委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、委員会条例第17条の規定により、同日これを許可し、お手元に配付いたしました一覧表のとおり新たに委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、辞任を許可し、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

ここで、正副委員長の互選のため暫時休憩いたします。

午後4時48分休憩

午後4時49分開議

- 議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

議会運営委員会委員長に倉持眞孜君、副委員長に海老原 弘君、以上のとおりご報告申し上げます。

日程追加

- 議長（廣瀬 満君） お諮りします。

この際、議会広報特別委員会委員の辞任及び選任についてを日程に追加し、追加日程第7とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議会広報特別委員会委員の辞任及び選任についてを日程に追加し、追加日程第7とすることに決定いたしました。

議会広報特別委員会委員の辞任及び選任について

- 議長（廣瀬 満君） 追加日程第7、議会広報特別委員会委員の辞任及び選任について

を議題といたします。

お諮りします。

本日付で、議会広報特別委員会委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、委員会条例第17条の規定により、同日これを許可し、お手元に配付いたしました一覧表のとおり新たに委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、辞任を許可し、ただいま指名いたしました議員を議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

ここで、正副委員長の互選のため暫時休憩いたします。

午後4時50分休憩

午後4時51分開議

○議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会の正副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

議会広報特別委員会委員長に中山栄一君、副委員長に染谷礼子君、以上のとおりご報告申し上げます。

日程追加

○議長（廣瀬 満君） お諮りします。

この際、常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第8とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第8とすることに決定いたしました。

常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞職について

○議長（廣瀬 満君） 追加日程第8、常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞職についてを議題といたします。

常総地方広域市町村圏事務組合議会議員海老原 弘君、飯野喬一君、古舘千恵子君から辞職願の提出がありました。地方自治法第117条の規定により、3議員が除斥の対象となりますので退席を求めます。

〔18番 海老原 弘君、16番 飯野喬一君、10番 古舘千恵子君 退場〕

○議長（廣瀬 満君） お諮りいたします。

常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞職を許可することに決しました。

3議員の除斥を解き、入場を許可します。

〔18番 海老原 弘君、16番 飯野喬一君、10番 古舘千恵子君 入場〕

日程追加

○議長（廣瀬 満君） お諮りします。

この際、常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として選挙を行うことに決定いたしました。

選挙第4号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

○議長（廣瀬 満君） 追加日程第9、選挙第4号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件について、常総地方広域市町村圏事務組合同規約第5条の規定により、組合議員3名を選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

常総地方広域市町村圏事務組合議会議員に倉持悦典君、堤 實君、神立精之君を指名します。

ただいま指名しました倉持悦典君、堤 實君、神立精之君を、常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました倉持悦典君、堤 實君、神立精之君が、常総地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま常総地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました倉持悦典君、堤 實君、神立精之君が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程追加

- 議長（廣瀬 満君） お諮りします。

この際、常総衛生組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第10とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、常総衛生組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第10とすることに決定しました。

常総衛生組合議会議員の辞職について

- 議長（廣瀬 満君） 追加日程第10、常総衛生組合議会議員の辞職についてを議題といたします。

常総衛生組合議会議員市川忠夫君、安藤幸子君から辞職願の提出がありました。地方自治法第 117条の規定により、両議員が除斥の対象となりますので退席を求めます。

〔30番 市川忠夫君、13番 安藤幸子君 退場〕

- 議長（廣瀬 満君） お諮りいたします。

常総衛生組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、常総衛生組合議会議員の辞職を許可することに決しました。

両議員の除斥を解き、入場を許可します。

〔30番 市川忠夫君、13番 安藤幸子君 入場〕

日程追加

- 議長（廣瀬 満君） お諮りします。

この際、常総衛生組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、常総衛生組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として選挙を行うことに決定いたしました。

選挙第 5 号 常総衛生組合議会議員の選挙について

- 議長（廣瀬 満君） 追加日程第11、選挙第 5 号 常総衛生組合議会議員の選挙を行います。

本件については、常総衛生組合同規約第 5 条第 2 項の規定により組合議員 2 名を選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

常総衛生組合議会議員に安藤幸子君、市川忠夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました安藤幸子君、市川忠夫君を常総衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました安藤幸子君、市川忠夫君が常総衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま常総衛生組合議会議員に当選された安藤幸子君、市川忠夫君が議場におりますので、会議規則第31条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

日程追加

○議長（廣瀬 満君） お諮りいたします。

この際、取手地方広域下水道組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第12とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、取手地方広域下水道組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第12とすることに決定いたしました。

取手地方広域下水道組合議会議員の辞職について

○議長（廣瀬 満君） 追加日程第12、取手地方広域下水道組合議会議員の辞職についてを議題といたします。

取手地方広域下水道組合議会議員野田正男君、中山 平君、川上文子君から辞職願の提出がありました。

地方自治法第 117条の規定により、3 議員が除斥の対象となりますので退席を求めます。

〔32番 野田正男君、27番 中山 平君、26番 川上文子君 退場〕

○議長（廣瀬 満君） お諮りいたします。

取手地方広域下水道組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、取手地方広域下水道組合議会議員の辞職を許可することに決しました。

3 議員の除斥を解き、入場を許可します。

〔32番 野田正男君、27番 中山 平君、26番 川上文子君 入場〕

日程追加

○議長（廣瀬 満君） お諮りいたします。

この際、取手地方広域下水道組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第13として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、取手地方広域下水道組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第13として選挙を行うことに決定いたしました。

選挙第6号 取手地方広域下水道組合議会議員の選挙について

○議長（廣瀬 満君） 追加日程第13、選挙第6号 取手地方広域下水道組合議会議員の選挙を行います。

本件については、取手地方広域下水道組規約第5条の規定により、組合議員3名を選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

取手地方広域下水道組合議会議員に川上文子君、中山 平君、野田正男君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました川上文子君、中山 平君、野田正男君を、取手地方広域下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました川上文子

君、中山 平君、野田正男君が取手地方広域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま取手地方広域下水道組合議会議員に当選された川上文子君、中山 平君、野田正男君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程追加

○議長（廣瀬 満君） お諮りします。

この際、利根川水系県南水防事務組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第14とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、利根川水系県南水防事務組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第14とすることに決定いたしました。

利根川水系県南水防事務組合議会議員の辞職について

○議長（廣瀬 満君） 追加日程第14、利根川水系県南水防事務組合議会議員の辞職についてを議題といたします。

利根川水系県南水防事務組合議会議員岡田伊生君、鴻巣早苗君から辞職願の提出がありました。地方自治法第117条の規定により、両議員が除斥の対象となりますので退席を求めます。

〔9番 岡田伊生君、2番 鴻巣早苗君 退場〕

○議長（廣瀬 満君） お諮りいたします。

利根川水系県南水防事務組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、利根川水系県南水防事務組合議会議員の辞職を許可することに決しました。

両議員の除斥を解き、入場を許可します。

〔9番 岡田伊生君、2番 鴻巣早苗君 入場〕

日程追加

○議長（廣瀬 満君） お諮りします。

この際、利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第15として選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第15として選挙を行うことに決定いたしました。

選挙第7号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙について

○議長（廣瀬 満君） 追加日程第15、選挙第7号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、利根川水系県南水防事務組合同約第5条第2項の規定により組合議員2名を選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

利根川水系県南水防事務組合議会議員に鴻巣早苗君、岡田伊生君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました鴻巣早苗君、岡田伊生君を、利根川水系県南水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました鴻巣早苗君、岡田伊生君が利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選された鴻巣早苗君、岡田伊生君が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

なお、取手市外2市火葬場組合議会議員については、取手市外2市火葬場組合同約第5条において、関係市議会の議長、副議長及び衛生関係の常任委員会委員長をもって充てると規定されておりますので、取手市外2市火葬場組合議会議員に、議長廣瀬 満、副議長細田忠夫君、総務常任委員長横張光男君となりますので報告します。

日程追加

○議長（廣瀬 満君） お諮りします。

この際、農業委員の推薦についてを日程に追加し、追加日程第16とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、農業委員の推薦についてを日程に追加し、追加日程第16とすることに決定いたしました。

推薦第1号 農業委員の推薦について

○議長（廣瀬 満君） 追加日程第16、推薦第1号 農業委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は2名とし、つくばみらい市宮戸 186番地、寺田 巖君、つくばみらい市福岡1358、片見元一君、以上2名の方を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、寺田 巖君、片見元一君を農業委員に推薦することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午後5時11分休憩

午後5時14分開議

○議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（廣瀬 満君） お諮りいたします。

市長から、議案第45号 監査委員の選任についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第17とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議案第45号 監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第17とすることに決定しました。

議案第45号 監査委員の選任について

○議長（廣瀬 満君） 追加日程第17、議案第45号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ご苦労さまでございます。

それでは、本日上程をいたしました追加議案について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第45号 監査委員の選任についてでございますが、監査委員の欠員に伴い神立精之氏を選任するもので、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。どうかご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬 満君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論を省略し、これから議案第45号 監査委員の選任についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第45号については、原案のとおり同意することに決しました。

日程追加

○議長（廣瀬 満君） お諮りします。

市長から、議案第46号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第18とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議案第46号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第18とすることに決定しました。

議案第46号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（廣瀬 満君） 追加日程第18、議案第46号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 議案第46号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例でございますが、学校教育法の改正などに伴う語句等の修正を行うため、本案を提出するものでございます。

以上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（廣瀬 満君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第46号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程追加

○議長（廣瀬 満君） お諮りします。

この際、閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第19とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、この際、閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第19とすることに決定しました。

閉会中の継続調査の件

○議長（廣瀬 満君） 追加日程第19、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、次回定例会の議会運営について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報特別委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、議会の広報発行について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

閉会の宣告

○議長（廣瀬 満君） 以上、今定例会に付議されました事件は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成19年第1回つくばみらい市議会定例会を閉会します。

どうもご苦労さまでした。

午後5時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成19年3月23日

つくばみらい市議会議長 豊 島 葵

つくばみらい市議会副議長 直 井 誠 巳

つくばみらい市議会議長 廣 瀬 満

つくばみらい市議会議員 松 本 和 男

つくばみらい市議会議員 古 川 よし枝